

表ト建-1-3 附属建物除染室・分析室 仕様表 (15/18)

技術基準に基づく設計(注)	安全避難通路等	<p>[13.2.1-建1]                      単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路{902,905})及び非常口を設置。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置                          図リ建-11 参照。</li> </ul> <p>[13.2.1-建2]                      照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(16台)及び誘導灯(9個))を設置。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置                          図リ建-11 参照。                          消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。</li> <li>・ 誘導灯の構造                          消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品。</li> </ul>
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—



表ト建-1-3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (17/18)

技術基準に基づく設計(注)	通信連絡設備	<p>[17-建 1]                  事故発生時に周辺作業員への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の放送設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置設備の種類と員数                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)):9 台</li> <li>□ 通信連絡設備(電話設備):有線式 4 台、無線式 1 台</li> <li>□ 非常用通報設備(非常ベル設備): 2 個</li> </ul> </li> <li>・ 設置設備の配置                      図リ建-22 参照。</li> </ul>
	その他事業許可で求める仕様	<p>[99-建 1]                  更なる安全裕度の向上策として、耐震重要度分類 1 類の除染室・分析室は、静的地震力 3Ci に対して概ね弾性範囲とする。</p> <p>[99-建 2]                  耐震重要度分類 1 類の緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)及び緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、水平地震力 1.0G で弾性範囲とする。</p> <p>[99-建 3]                  更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)に対し、除染室・分析室に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 竜巻防護ラインの設定について                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。</li> </ul> </li> <li>・ 竜巻防護ライン                      図イ建-9 参照。</li> <li>・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価                     <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 除染室・分析室の外壁(サイディング)                              サイディング補強により、終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。</li> <li>□ 除染室・分析室の鉄扉、シャッター                              補強又は交換により終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。</li> </ul> </li> </ul> <p>[99-建 4]                  F3 竜巻に対し、除染室・分析室の屋根(折板)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)を設置する。(図リ建-55 参照)                  また、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)で敷地外からの飛来物が屋内へ落下することを防止する。</p> <p>[99-建 5]                  F3 竜巻による、敷地外からの想定飛来物で、運動エネルギーの大きいプレハブ物置(大)に対して、外壁は貫通しない構造とする。</p> <p>なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス{885}を設置する(今後設工認申請)。</p>

表ト建一1-3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (18/18)

添付図	<p>図イ建一 敷地内建物配置図</p> <p>図イ建一-1(1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階)</p> <p>図イ建一-1(2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(2階)</p> <p>図イ建一-2(3/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(3)</p> <p>図イ建一-2 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(1階)</p> <p>図イ建一-5 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図</p> <p>図イ建一-6 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(1階)</p> <p>図イ建一-8-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(3)</p> <p>図イ建一-8-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(4)</p> <p>図イ建一-8-2(1/9) 外部火災・爆発の影響評価(1)</p> <p>図イ建一-8-2(2/9) 外部火災・爆発の影響評価(2)</p> <p>図イ建一-8-2(4/9) 外部火災・爆発の影響評価(4)</p> <p>図イ建一-8-2(6/9) 外部火災・爆発の影響評価(6)</p> <p>図イ建一-8-2(7/9) 外部火災・爆発の影響評価(7)</p> <p>図イ建一-8-2(8/9) 外部火災・爆発の影響評価(8)</p> <p>図イ建一-8-2(9/9) 外部火災・爆発の影響評価(9)</p> <p>図イ建一-9 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッター配置及び竜巻防護ライン(1階)</p> <p>図イ建一-11-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 竜巻防護ライン(屋根部)</p> <p>図イ建一-12 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表</p> <p>図イ建一-13 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉及びシャッター補強図</p> <p>図ト建一-22 付属建物 除染室・分析室 建物平面図</p> <p>図ト建一-23 付属建物 除染室・分析室 建物立面図</p> <p>図ト建一-24 付属建物 除染室・分析室 建物断面図</p> <p>図ト建一-25 付属建物 除染室・分析室 基礎伏図</p> <p>図ト建一-26 付属建物 除染室・分析室 梁伏図(1FL+4100付近)</p> <p>図ト建一-27 付属建物 除染室・分析室 屋根梁伏図</p> <p>図ト建一-28 付属建物 除染室・分析室 Q'、R 通り軸組図</p> <p>図ト建一-29 付属建物 除染室・分析室 S、T 通り軸組図</p> <p>図ト建一-30 付属建物 除染室・分析室 20、23' 通り軸組図</p> <p>図ト建一-31 付属建物 除染室・分析室 26 通り軸組図</p> <p>図ト建一-32 付属建物 除染室・分析室 T'、26' 通り軸組図</p> <p>図ト建一-33 付属建物 除染室・分析室 26' 通り補強詳細図</p> <p>図ト建一-34 付属建物 除染室・分析室 折板追設補強概略図</p> <p>図ト遮一-2 付属建物 除染室・分析室 遮蔽関係図(建物平面)</p> <p>図リ建一-11 付属建物 除染室・分析室 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路</p> <p>図リ建一-22 付属建物 除染室・分析室 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)</p> <p>図リ建一-34 付属建物 除染室・分析室 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備</p> <p>図リ建一-35 消火設備 屋外消火栓配置図</p> <p>図リ建一-35-1 消火設備 屋外消火栓からのアクセスルート</p> <p>図リ建一-35-2 消火設備 防火水槽配置図</p> <p>図リ建一-46 付属建物 除染室・分析室 消火設備 消火器</p> <p>図リ建一-55 付属建物 除染室・分析室 緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネット</p> <p>図リ建一-56 緊急対策設備(3) 溢水防護区画(1/3)</p> <p>図リ建一-66 付属建物 除染室・分析室 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)</p>
-----	--

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。  
 凡例 { }内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ]内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[5.2.1-建1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

表ト建-2-1 放射線管理棟 主要な構造材の仕様表(1/4)

<p>建屋の種類</p>	<p>(1) 本体及び増築部                  構造：鉄筋コンクリート造                  壁：鉄筋コンクリート                  屋根：鉄筋コンクリート                  基礎：杭基礎                  支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持                  地盤：N値 30 以上の砂礫層</p> <p>(2) 廃棄物一時貯蔵所                  構造：鉄骨造                  壁：サイディング                  屋根：折板                  基礎：杭基礎                  支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持                  地盤：N値 30 以上の砂礫層</p> <p>(3) 床                  構造：土間コンクリート（本体、増築部及び廃棄物一時貯蔵所）                  支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持                  地盤：長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup> 以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup> 以上の地表近くの                  ローム層</p>
<p>主要な構造材</p>	<p>(1) 本体及び増築部</p> <p>①鉄筋コンクリート                  鉄筋：JIS G3112 に定める鉄筋                  JIS A5308 に定めるコンクリート（密度：□□g/cm<sup>3</sup> 以上）                  既存部：設計基準強度□□N/mm<sup>2</sup>                  増打ち部：設計基準強度□□N/mm<sup>2</sup></p> <p>②外壁：上記の鉄筋コンクリート                  ③屋根：上記の鉄筋コンクリート                  ④杭：JIS A5372 に定める RC 杭（既存：本体部）                  杭長さ：□□m                  杭径寸法：□□mm                  杭先端深度：GL-8.2m（杭長さ+基礎）                  杭：JIS A5372 に定める RC 杭（既存：増築部）                  杭長さ：□□m                  杭径寸法：□□mm                  杭先端深度：GL-8.8m（杭長さ+基礎）</p> <p>(2) 廃棄物一時貯蔵所</p> <p>①鉄骨：JIS G3192 に定める山形鋼、H形鋼                  ②外壁：JIS A6711 に定めるサイディング                  ③屋根：JIS G3321 に定める高強度折板                  ④杭：JIS A5372 に定める RC 杭</p>

表ト建-2-1 放射線管理棟 主要な構造材の仕様表(2/4)

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様	
耐震性能向上	<p>(1) 本体及び増築部</p> <p>① 壁新設補強            新設壁厚さ：□ mm 他            鉄筋：D10 □ 他            あと施工アンカー：D13 □ 他</p> <p>(2) 本体</p> <p>① 壁増打ち補強            増打ち厚さ：□ mm 他            鉄筋：D13 □            アンカー：D22 □</p> <p>(3) 廃棄物一時貯蔵所</p> <p>① 鉄骨ブレース新設            鉄骨：□ 他</p> <p>② 屋根面ブレース追設            鉄骨：□</p> <p>③ 方杖追設補強            鉄骨：□ 他</p>	<p>(1) 本体及び増築部</p> <p>① 図ト建-5~6、 11、15~16、21</p> <p>(2) 本体</p> <p>① 図ト建-5、13、 19</p> <p>(3) 廃棄物一時貯蔵所</p> <p>① 図ト建-5、14、 20</p> <p>② 図ト建-6</p> <p>③ 図ト建-6、11、 12、20</p> <p>(参考)            添付説明書-建 2-III            添付説明書-建 2-VII</p>
耐竜巻性能向上	<p>(1) 廃棄物一時貯蔵所及び廃水処理室</p> <p>① 外壁更新            外壁：サイディング □ 板厚 □ mm            外壁下地材：□ 他            耐火被覆材：厚さ □ mm            鋼板：板厚 □ mm □ 他            ALC：厚さ □ mm □</p> <p>(2) 本体</p> <p>① 鉄扉補強            鉄扉補強材            鉄骨：□ 他</p> <p>(3) 本体及び増築部</p> <p>① 鉄扉交換            鋼板：板厚 □ mm □</p>	<p>(1) 廃棄物一時貯蔵所</p> <p>① 図ト建-1~2、 5、12、14、20</p> <p>(2) 本体</p> <p>① 図イ建-9、12~ 13 図ト建-1~2</p> <p>(3) 本体及び増築部</p> <p>① 図イ建-9、12、 図ト建-1~2</p> <p>(参考)            添付説明書-建 3-III            添付説明書-建 3-VII</p>

表ト建-2-1 放射線管理棟 主要な構造材の仕様表(3/4)

その他の加工施設 非常用設備に関する基本仕様(1/2)

工事名称	仕様	対象図面
a. 飛散防止用防護ネット	①設置箇所：廃棄物一時貯蔵所屋根下 ②使用部材 ・ネット 材質：[ ] 金網線径：[ ]mm 金網目合い寸法：[ ]mm ・ワイヤーロープ 材質：[ ] ロープ径：[ ]mm	a. 図リ建-54  (参考) 添付説明書-建 3-III 付録 8
b. 固定式堰（内部溢水止水用）	①設置箇所：洗濯室、前室、来客更衣室 ②使用部材 ・堰の高さ：[ ]mm 以上（3 個） ・等辺山形鋼 材質：[ ] 断面寸法：[ ] ・鋼板 材質：[ ] 断面寸法：[ ] ・アンカーボルト 材質：[ ] アンカー径：[ ] ・コーキング材：[ ]	b. 図リ建-67  (参考) 添説建 2-XI. 3-1 表 添説建 2-XI. 4-1 表
c. 脱着式堰（内部溢水止水用）	①設置箇所：廃棄物一時貯蔵所 ②使用部材 ・堰の高さ：[ ]mm 以上（1 個） ・側柱の材料 材質：[ ] 寸法：板厚 [ ]mm ・止水板 材質：[ ] ・アンカーボルト 材質：[ ] アンカー径：[ ] ・コーキング材：[ ]	b. 図リ建-67  (参考) 添説建 2-XI. 3-1 表 添説建 2-XI. 5-1 表

表ト建-2-1 放射線管理棟 主要な構造材の仕様表(4/4)

主要な部材寸法及び材質

工事名称	部材寸法	材質
a. 壁新設補強	鉄筋：D10 及び D13 あと施工アンカー：D13 及び D16 あと施工アンカー：D19 及び D22	
b. 壁増打ち補強	鉄筋：D13 あと施工アンカー：D22	
c. 鉄骨ブレース新設	鉄骨： 鉄骨：	
d. 屋根面ブレース追設	鉄骨：	
e. 方杖追設補強	鉄骨： 鉄骨：	
f. 外壁更新	サイディング：板厚 <input type="text"/> mm 外壁下地材： <input type="text"/> 鋼板：板厚 <input type="text"/> mm 他 ALC：厚さ <input type="text"/> mm	
g. 鉄扉補強	鉄扉補強材 <input type="text"/>	
h. 鉄扉交換	鋼板：板厚 <input type="text"/> mm	

(参考)

添説建 2-III. 1.6-13 表



表ト建-2-2 付属建物放射線管理棟前室 主要な構造材の仕様表

建屋の種類	<p>(1)前室                  構造：鉄筋コンクリート造                  壁：鉄筋コンクリート                  屋根：鉄筋コンクリート                  基礎：直接基礎（地盤改良（長期地耐力 50kN/m<sup>2</sup>））                  支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持                  地盤：N値 30 以上の砂礫層</p> <p>(2)床                  構造：床スラブ                  支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持                  地盤：長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上の地表近くのローム層</p>
主要な構造材	<p>(1)前室                  ①鉄筋コンクリート                  JIS G3112 に定める鉄筋                  JIS A5308 に定めるコンクリート（密度：□□g/cm<sup>3</sup>以上）                  新設：設計基準強度□□N/mm<sup>2</sup></p>

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様	
構造材基本仕様	<p>(1)前室                  ①鉄筋コンクリート                  柱：□□mm×□□mm                  梁厚：□□mm×□□mm 他                  壁厚：□□mm                  屋根：□□mm                  床厚：□□mm                  鉄筋：D10、D13 及び D16 □□、D19 □□</p> <p>②鉄扉新設                  鋼板：板厚□□mm □□</p> <p>③エキスパンションジョイント新設                  外寸：幅□□mm（外部：□□、内部：□□）</p>	<p>(1)前室                  ①②③                  図ト建-1～10、17～18</p> <p>（参考）                  添付説明書-建 2-VIII                  添付説明書-建 3-VIII</p>

主要な部材寸法及び材質

工事名称	部材寸法	材質
a. 放射線管理棟前室新設	鉄筋：D10、D13、D16 鉄筋：D19 鉄扉：厚さ□□mm	□□
	エクスパンションジョイント 外寸：幅□□mm	外部：□□ 内部：□□

（参考）

添説建 2-III. 1. 6-13 表

表ト建-2-3 付属建物除染室・分析室 主要な構造材の仕様表(1/4)

<p>建屋の種類</p>	<p>(1) 本体                  構造：鉄骨造                  壁：ALC+サイディング                  屋根：折板（二重構造）                  基礎：杭基礎                  支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持                  地盤：N 値 30 以上の砂礫層</p> <p>(2) 床                  構造：土間コンクリート（本体）                  支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持                  地盤：長期許容応力度 50kN/m<sup>2</sup>以上、短期許容応力度 100kN/m<sup>2</sup>以上の地表近くのローム層</p>
<p>主要な構造材</p>	<p>(1) 本体</p> <p>① 鉄骨：JISG3192 に定める山形鋼、溝型鋼、H型鋼                  JISG3466 に定める角形鋼</p> <p>② 外壁：JIS A5416 に定める軽量気泡コンクリート (ALC)                  JIS A6711 に定めるサイディング</p> <p>③ 屋根：JIS G3321 に定める高強度折板</p> <p>④ 杭：場所打ちアースドリル杭（既存部）                  杭長さ：□ m                  杭径寸法：□ mm                  杭先端深度：GL-9.4m（杭長さ+基礎）                  杭：JIS A5372 に定める SC 杭（新設部）                  杭長さ：□ m                  杭径寸法：□ mm                  杭先端深度：GL-8.0m（杭長さ+基礎）</p> <p>⑤ 鉄筋コンクリート                  鉄筋：JIS G3112 に定める鉄筋                  JIS A5308 に定めるコンクリート（密度：□ g/cm<sup>3</sup> 以上）                  既存部：設計基準強度 □ N/mm<sup>2</sup>                  柱脚補強部：設計基準強度 □ N/mm<sup>2</sup>                  新設基礎部：設計基準強度 □ N/mm<sup>2</sup></p>

表ト建-2-3 付属建物除染室・分析室 主要な構造材の仕様表(2/4)

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様	
耐震性能 向上	<p>(1) 本体</p> <p>① 柱脚補強 柱脚補強：鉄筋コンクリート <input type="text"/>mm × <input type="text"/>mm 鉄筋：D19 <input type="text"/> アンカー：D13 <input type="text"/></p> <p>② 鉄骨ブレース交換補強 鉄骨：<input type="text"/> 他</p> <p>③ 屋根面鉄骨補強 鉄骨：<input type="text"/> 他</p>	<p>(1) 本体</p> <p>① 図ト建-25、28～31 ② 図ト建-25、30～31 ③ 図ト建-27～29</p> <p>(参考) 添付説明書-建 2-IX</p>
耐竜巻 性能向上	<p>(1) 本体</p> <p>① 外壁サイディング補強 新設杭：<input type="text"/>mm (SC 杭) 新設基礎：鉄筋コンクリート 鉄筋：D13 <input type="text"/> アンカー：D13 <input type="text"/> 外壁下地材：<input type="text"/> 他 外壁：サイディング <input type="text"/> 板厚 <input type="text"/>mm</p> <p>② 鉄扉補強 鉄扉補強材 鉄骨：<input type="text"/> 他</p> <p>③ 鉄扉及びシャッター交換 鋼板：板厚 <input type="text"/>mm <input type="text"/></p> <p>④ 折板追設補強 鋼板：折板 板厚 <input type="text"/>mm</p>	<p>(1) 本体</p> <p>① 図ト建-22～23、25～33 ② 図イ建-9、12～13 図ト建-22～23 ③ 図イ建-9、12 図ト建-22～23 ④ 図ト建-23、27、34</p> <p>(参考) 添付説明書-建 3-IX</p>
その他 延焼防止及び 閉じ込め性能 向上	<p>(1) 本体</p> <p>① 間仕切り壁更新 下地材：<input type="text"/> 石膏ボード：<input type="text"/> 板厚 <input type="text"/>mm (×2) 及び <input type="text"/>mm (×2)</p>	<p>(1) 本体</p> <p>① 図ト建-22</p> <p>(参考) 添付説明書-建 1</p>

表ト建-2-3 付属建物除染室・分析室 主要な構造材の仕様表(3/4)

その他の加工施設 非常用設備に関する基本仕様(1/2)

工事名称	仕様	対象図面
a. 飛散防止用防護ネット	①設置箇所：除染室・分析室屋根下 ②使用部材 ・ネット 材質：[ ] 金網線径：[ ]mm 金網目合い寸法：[ ]mm ・ワイヤーロープ 材質：[ ] ロープ径：[ ]mm	a. 図リ建-55  (参考) 添付説明書-建 3-IX 付録 6
b. 固定式堰（内部溢水止水用）	①設置箇所：除染室(2)、分析室 ②使用部材 ・堰の高さ：[ ]mm 以上（4個） ・等辺山形鋼 材質：[ ] 断面寸法：[ ] ・鋼板 材質：[ ] 断面寸法：[ ] ・アンカーボルト 材質：[ ] アンカー径：[ ] ・コーキング材：[ ]	b. 図リ建-66  (参考) 添説建 2-XI. 3-1 表 添説建 2-XI. 4-1 表
c. 脱着式堰（内部溢水止水用）	①設置箇所：：除染室(2) ②使用部材 ・堰の高さ：[ ]mm 以上（1個） ・側柱の材料 材質：[ ] 寸法：板厚 [ ]mm ・止水板 材質：[ ] ・アンカーボルト 材質：[ ] アンカー径：[ ] ・コーキング材：[ ]	b. 図リ建-66  (参考) 添説建 2-XI. 3-1 表 添説建 2-XI. 5-1 表

表ト建-2-3 付属建物除染室・分析室 主要な構造材の仕様表(4/4)

主要な部材寸法及び材質

工事名称	部材寸法	材質
a. 柱脚補強	鉄筋：D19 あと施工アンカー：D13	
b. 鉄骨ブレース交換補強	鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨：	
c. 屋根面鉄骨補強	鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨：	
d. 間仕切り壁更新	下地材： <input type="text"/>	
e. 外壁サイディング補強	新設杭： <input type="text"/> 鉄筋：D13 あと施工アンカー：D13 外壁下地材： <input type="text"/> 他 サイディング：板厚 <input type="text"/> mm	
f. 鉄扉補強	鉄扉補強材 <input type="text"/>	
g. 鉄扉及びシャッター交換	鋼板：板厚 <input type="text"/> mm	
h. 折板追設補強	折板：板厚 <input type="text"/> mm	

(参考)

添説建 2-Ⅱ.1.6-1 表

表ト建-3-1 放射線管理棟 仕様表（次回以降の申請にて適合を確認する範囲）（1/2）

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の臨界防止	—	—
火災等による損傷の防止	[4.1-建 5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m <sup>2</sup> ×2)と消火水配管により接続	防火水槽 {896} 及び可搬消防ポンプ {897}
安全機能を有する施設の地盤	—	—
地震による損傷の防止	—	—
津波による損傷の防止	—	—
外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.2-建 2] 水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、工場棟転換工場の安全機能に影響を及ぼすことはない	水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁 {914}
人の不法な侵入等の防止	—	—
溢水による損傷の防止	[5.6.1-建 3] 屋外、非管理区域、及び第2種管理区域への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備 {849}
材料及び構造	—	—
閉じ込めの機能	[7.1-建 2] 放射線管理棟の第1種管理区域は無窓構造とし、局所排気系統及び室内排気系統により室内の圧力を外気に対して負圧に維持する設計とする(ウランの飛散するおそれのある部屋は19.6Pa以上の負圧) [7.1-建 5] 屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	気体廃棄設備(2) {640, 652}  漏水検知警報設備 {849}
遮蔽	—	—
換気	[9.1-建 1] 気体廃棄設備(2)の換気能力は以下のとおりである。第1種管理区域で発生する気体廃棄物を処理することが十分に可能な能力を有する設計とする 換気能力 換気能力 (m <sup>3</sup> /時) 143,000 以上	気体廃棄設備(2) {640, 652}
核燃料物質等による汚染の防止	—	—
安全機能を有する施設	[11.4-建 2] 使用施設と共用する転換工場の分光分析室及び除染室・分析室の分析室で発生する廃棄物は、加工施設で発する廃棄物と同じであり、放射性廃棄物の廃棄物貯蔵設備(1)は使用施設と共用することにより安全性を損なわない	廃棄物貯蔵設備(1) {818} クレーン {820}
搬送設備	—	—
警報設備等	[13.1-建 1] 屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備 {849}

表ト建-3-1 放射線管理棟 仕様表（次回以降の申請にて適合を確認する範囲）(2/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
安全避難通路等	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—
廃棄施設	<p>[14.1-設 1]凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する</p> <p>[14.1-設 5]排水貯留池に貯留された排水は、再度放射性物質濃度を確認して海洋へ放出する</p> <p>[14.1-設 11] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は排水貯留池に排水する</p>	排水貯留池{776}
放射線管理施設	[15.1-建 2]工場棟の第1種管理区域の出入口近くの放射線管理棟に、ダストモニタ、及びモニタリングポストの測定状況を監視できる設備を設けた安全管理室を設置する	ダストモニタ{831} モニタリングポスト{832}
非常用電源設備	[16.1-建 2]放射線管理棟に設置している緊急対策設備(1)(非常用照明及び誘導灯)は、非常用ディーゼル発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。なお非常用ディーゼル発電機は、既設を撤去し新たに新設する予定(図り建-10参照)であり、新設の非常用ディーゼル発電機の供用開始までは既設の非常用ディーゼル発電機に接続するため、放射線管理棟に設置する非常用設備(非常用通報設備(放送設備、通信連絡設備(電話設備(有線式)))、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、及び緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する	非常用ディーゼル発電機{888}
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-建 5]飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する	防護フェンス{885}

表ト建-3-2 附属建物放射線管理棟前室 仕様表 (次回以降の申請にて適合を確認する範囲)  
(1/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の臨界防止	—	—
火災等による損傷の防止	[4.1-建 5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m <sup>3</sup> ×2)と消火水配管により接続	防火水槽 {896} 及び可搬消防ポンプ {897}
安全機能を有する施設の地盤	—	—
地震による損傷の防止	—	—
津波による損傷の防止	—	—
外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.2-建 2] 水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、工場棟転換工場の安全機能に影響を及ぼすことはない	水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁 {914}
人の不法な侵入等の防止	—	—
溢水による損傷の防止	—	—
材料及び構造	—	—
閉じ込めの機能	—	—
遮蔽	—	—
換気	—	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	—
安全機能を有する施設	—	—
搬送設備	—	—
警報設備等	—	—
安全避難通路等	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—
廃棄施設	—	—
放射線管理施設	—	—



表ト建-3-2 付属建物放射線管理棟前室 仕様表 (次回以降の申請にて適合を確認する範囲)  
(2/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
非常用電源設備	<p>[16.1-建2]放射線管理棟前室に設置している緊急対策設備(1)(非常用照明及び誘導灯)は、非常用ディーゼル発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。</p> <p>なお非常用ディーゼル発電機は、既設を撤去し新たに新設する予定(図リ建-10参照)であり、新設の非常用ディーゼル発電機の供用開始までは既設の非常用ディーゼル発電機に接続するため、放射線管理棟前室に設置する非常用設備(非常用通報設備(放送設備)、自動火災報知設備(火災感知設備)、及び緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する</p>	非常用ディーゼル発電機{888}
通信連絡設備	-	
その他事業許可で求める仕様	[99-建5]飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する	防護フェンス{885}

表ト建-3-3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (次回以降の申請にて適合を確認する範囲)  
(1/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の臨界防止	[3.2-建1]工場棟領域のユニットは、原料貯蔵所領域、シリンダ洗浄棟領域、第3核燃料倉庫(1)領域、第3核燃料倉庫(2)領域、加工棟領域のユニットと必要離隔距離以上離す ・設置高さ490cm以下の工場棟領域ユニットと第2核燃料倉庫領域ユニットは、臨界隔離壁(第2核燃料倉庫領域)により隔離する ・設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、第2核燃料倉庫領域のユニットと必要離隔距離以上離す	・原料貯蔵所{861}領域、シリンダ洗浄棟{873}領域、第3核燃料倉庫{858}領域(1)、(2)の必要離隔距離 ・設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットと第2核燃料倉庫領域のユニットの距離が必要離隔距離以上離れた配置であること
火災等による損傷の防止	[4.1-建5]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m <sup>3</sup> ×2)と消火水配管により接続	防火水槽{896}及び可搬消防ポンプ{897}
安全機能を有する施設の地盤	—	—
地震による損傷の防止	—	—
津波による損傷の防止	—	—
外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.2-建2]水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、工場棟転換工場の安全機能に影響を及ぼすことはない	水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁{914}
人の不法な侵入等の防止	—	—
溢水による損傷の防止	[5.6.1-建3]屋外、非管理区域、及び第2種管理区域への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備{853}
材料及び構造	—	—
閉じ込めの機能	[7.1-建2]除染室・分析室の第1種管理区域は無窓構造とし、局所排気系統及び室内排気系統により室内の圧力を外気に対して負圧に維持する設計とする。(ウランの飛散するおそれのある部屋は19.6Pa以上の負圧) [7.1-建5]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	気体廃棄設備(1){608, 638, 639}  漏水検知警報設備{853}
遮蔽	[8.1-建1]工場棟転換工場の周辺に遮蔽壁を設置する	遮蔽壁(工場棟転換工場の東側屋外){881}
換気	[9.1-建1]気体廃棄設備(1)の換気能力は以下のとおりである。第1種管理区域で発生する気体廃棄物を処理することが十分に可能な能力を有する設計とする 換気能力 換気能力(m <sup>3</sup> /時) 115,000以上	気体廃棄設備(1){608, 638, 639}
核燃料物質等による汚染の防止	—	—
安全機能を有する施設	[11.4-建1]工場棟転換工場の分光分析室に設置する同位体分析設備、工場棟転換工場の分光分析室及び除染室・分析室の分析室に設置する不純物分析設備は、使用施設と共用する。 使用施設との共用においても、核的制限値を超えないように管理する上、加工施設と同じ取扱方法によって管理するため、共用により加工施設の安全性を損なわない	不純物分析設備{907}

表ト建-3-3 付属建物除染室・分析室 仕様表 (次回以降の申請にて適合を確認する範囲)  
(2/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
搬送設備	—	—
警報設備等	[13. 1-建 1]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備 {853}
安全避難通路等	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—
廃棄施設	—	—
放射線管理施設	—	—
非常用電源設備	[16. 1-建 2]除染室・分析室に設置している緊急対策設備(1)(非常用照明及び誘導灯)は、非常用ディーゼル発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。 なお非常用ディーゼル発電機は、既設を撤去し新たに新設する予定(図リ建-11 参照)であり、新設の非常用ディーゼル発電機の供用開始までは既設の非常用ディーゼル発電機に接続するため、除染室・分析室に設置する非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備(有線式))),自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、及び緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する	非常用ディーゼル発電機 {888}
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-建 5]飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する	防護フェンス {885}

表ト設-1 凝集沈殿槽(1) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{762} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))凝集沈殿槽 {763} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		凝集沈殿槽(1)
変更内容		改造 ・既設の廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場廃棄物処理室に設置する。
員数		1基
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統、ポンプ
	その他の性能	有効容量約3500L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設一 1 凝集沈殿槽(1) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設7] 液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場本体の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-59参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業員の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-3参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-1参照)。 [14.1-設10] 液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。 [99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図ト配一1(1/2)(2/2)、2(1/2)(2/2)、3、図ト系一1(1/2)(2/2)、図ト設一1	
添付表	別表ト設一1	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一 2 凝集沈殿槽(2) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	{762} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))凝集沈殿槽 {763} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))液位高警報設備	
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名		凝集沈殿槽(2)	
変更内容		改造 ・既設の廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場 廃棄物処理室に設置する。	
員数		1 基	
一般仕様	型式	パネル組立式	
	主要な構造材	添付表参照	
	寸法(単位:mm)		
	その他の構成機器	配管系統、ポンプ	
	その他の性能	有効容量約 3500 L	
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物	
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-	
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。	

表ト設-2 凝集沈殿槽(2) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設7] 液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場本体の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-59参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-3参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-1参照)。 [14.1-設10] 液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
放射線管理施設	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。 [99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2(1/2)(2/2)、3、図ト系-1(1/2)(2/2)、図ト設-1	
添付表	別表ト設-2	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一 3 凝集沈殿槽(3) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{762} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))凝集沈殿槽 {763} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		凝集沈殿槽(3)
変更内容		改造 ・既設の廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場廃棄物処理室に設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統、ポンプ
	その他の性能	有効容量約 3500 L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。



表ト設-3 凝集沈殿槽(3) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設7] 液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場本体の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-59参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-3参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-1参照)。 [14.1-設10] 液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
放射線管理施設	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。 [99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2(1/2)(2/2)、3、図ト系-1(1/2)(2/2)、図ト設-1	
添付表	別表ト設-3	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一 4 遠心分離機 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	{764} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 遠心分離機	
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名		遠心分離機	
変更内容		新設 ・固液分離の機能を持つ設備・機器として新たに設置する。	
員数		1 基	
一般仕様	型式	横置分離板型	
	主要な構造材	添付表参照	
	寸法 (単位: mm)		
	その他の構成機器	配管系統、逆止弁	
	その他の性能	-	
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物	
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-	
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。	

表ト設一 4 遠心分離機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設38] 液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場本体の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-59参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-3参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-1参照)。 [14.1-設4] 液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。 [99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2(1/2)(2/2)、3、図ト系-1(1/2)(2/2)、図ト設-2	
添付表	別表ト設-4	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-5 ろ液受槽(1) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	{765} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))ろ液受槽 {766} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))液位高警報設備	
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名		ろ液受槽(1)	
変更内容		新設 ・新設する遠心分離機から出るろ液を受ける貯槽として新たに設置する。	
員数		1 基	
一般仕様	型式	円筒型縦置き式	
	主要な構造材	添付表参照	
	寸法(単位:mm)		
	その他の構成機器	配管系統、ポンプ	
	その他の性能	有効容量約 120L	
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物	
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-	
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。	

表ト設-5 ろ液受槽(1) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場本体の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図り建-59参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-3参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-1参照)。 [14.1-設2] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。 [99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2(1/2)(2/2)、3、図ト系-1(1/2)(2/2)、図ト設-3(1/3)	
添付表	別表ト設-5	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-6 ろ液受槽(2) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{765} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5)) ろ液受槽 {766} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5)) 液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		ろ液受槽(2)
変更内容		新設 ・新設する遠心分離機から出るろ液を受ける貯槽として新たに設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統、ポンプ
	その他の性能	有効容量約 1750L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設一 6 ろ液受槽(2) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場本体の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-59参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-3参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-1参照)。 [14.1-設2] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
	放射線管理施設	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。 [99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配一1(1/2)(2/2)、2(1/2)(2/2)、3、図ト系一1(1/2)(2/2)、図ト設一3(2/3)	
添付表	別表ト設一6	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一 7 ろ液受槽(3) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{765} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))ろ液受槽 {766} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		ろ液受槽(3)
変更内容		改造 ・既設の廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場 廃棄物処理室に設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	円筒型縦置式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統、ポンプ
	その他の性能	有効容量約 120L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の 土間コンクリートに設置する。



表ト設-7 ろ液受槽(3) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場本体の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図1建-59参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表1建-3参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表1建-1参照)。 [14.1-設2] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。 [99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2(1/2)(2/2)、3、図ト系-1(1/2)(2/2)、図ト設-3(3/3)	
添付表	別表ト設-7	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一 8 ろ過機(1) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{767} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) ろ過機
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		ろ過機(1)
変更内容		改造 ・既設の廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場 廃棄物処理室に設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	水平多段ろ過式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統、逆止弁
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設一 8 ろ過機(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5. 2. 1-設 1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第 3 類 [5. 2. 1-設 2] 耐震重要度分類 3 類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5. 6. 1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7. 1-設 23] 固体廃棄物捕集用フィルタ(ろ紙)を設置する。 [7. 1-設 38] 液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。 [7. 1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [7. 1-建 5] 第 1 種管理区域から第 2 種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場本体の 1 階には高さ 100mm 以上及び 160mm 以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-59 参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11. 1-設 1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11. 2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13. 1-建 1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-3 参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14. 1-設 1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-1 参照)。 [14. 1-設 4] 液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
放射線管理施設	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] 耐震重要度分類 3 類としての水平地震力 0.4G で弾性範囲となるよう設計する。 [99-設 3] F3 竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2(1/2)(2/2)、3、図ト系-1(1/2)(2/2)、図ト設-4(1/2)	
添付表	別表ト設-8	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 18 条～第 31 条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4. 1-設 1]は、設工認技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。  
 [5. 2. 1-設 1]は、設工認技術基準第 5 条の 2 第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。  
 [99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設一 9 ろ過機(2) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{767} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))ろ過機
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		ろ過機(2)
変更内容		改造 <ul style="list-style-type: none"> <li>・既設の廃水処置所にある前処理ろ過器を転換工場廃棄物処理室に移動し設置する。</li> <li>・耐腐食性向上のため、耐腐食性塗料を塗布する。</li> </ul>
員数		1 基
一般仕様	型式	水平多段ろ過式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統、逆止弁
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設-9 ろ過機(2) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設23] 固体廃棄物捕集用フィルタ(ろ紙)を設置する。 [7.1-設38] 液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場本体の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-59参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-3参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-1参照)。 [14.1-設4] 液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	放射線管理施設	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。 [99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2(1/2)(2/2)、3、図ト系-1(1/2)(2/2)、図ト設-4(2/2)	
添付表	別表ト設-9	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条~第31条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-10 チェックタンク(1) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{768} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) チェックタンク {769} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		チェックタンク(1)
変更内容		改造 ・既設の廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場 廃棄物処理室に設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統、ポンプ
	その他の性能	有効容量約 3500 L
取扱う核燃料物質の状態		液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設-10 チェックタンク(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設7] 液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場本体の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図1建-59参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表1建-3参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表1建-1参照)。 [14.1-設10] 液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14.1-設11] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は排水貯留池に排水する(排水貯留池は今後設工認申請、表1建-1参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。 [99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2(1/2)(2/2)、3、図ト系-1(1/2)(2/2)、図ト設-5	
添付表	別表ト設-10	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。  
凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
[ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。  
[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-11 チェックタンク(2) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{768} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))チェックタンク {769} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		チェックタンク(2)
変更内容		改造 ・既設の廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場廃棄物処理室に設置する。
員数		1基
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統、ポンプ
	その他の性能	有効容量約3500L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。



表ト設-11 チェックタンク(2) 仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設7] 液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場本体の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-59参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-3参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-1参照)。 [14.1-設10] 液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14.1-設11] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は排水貯留池に排水する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-1参照)。
	放射線管理施設	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。 [99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2(1/2)(2/2)、3、図ト系-1(1/2)(2/2)、図ト設-5	
添付表	別表ト設-11	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-12 チェックタンク(3) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{768} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) チェックタンク {769} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		チェックタンク(3)
変更内容		改造 ・既設の廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場 廃棄物処理室に設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統、ポンプ
	その他の性能	有効容量約 3500 L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設-12 チェックタンク(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設7] 液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場本体の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-59参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-3参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-1参照)。 [14.1-設10] 液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14.1-設11] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は排水貯留池に排水する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-1参照)。
放射線管理施設	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。 [99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2(1/2)(2/2)、3、図ト系-1(1/2)(2/2)、図ト設-5	
添付表	別表ト設-12	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-13 イオン交換装置 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)	
	設備・機器名称	{770} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5))イオン交換装置	
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名		イオン交換装置	
変更内容		改造 ・既設の廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場廃棄物処理室に設置する。	
員数		1 基	
一般仕様	型式	イオン交換樹脂吸着式	
	主要な構造材	添付表参照	
	寸法(単位:mm)		
	その他の構成機器	配管系統	
	その他の性能	-	
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物	
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-	
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。	

表ト設-13 イオン交換装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	—
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場本体の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-59参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-3参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-1参照)。
	放射線管理施設	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。 [99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2(1/2)(2/2)、3、図ト系-1(1/2)(2/2)、図ト設-6	
添付表	別表ト設-13	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一 1 4 乾燥機 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{771} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 乾燥機
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		乾燥機
変更内容		新設 ・ る過残渣を乾燥する作業性の向上のため新たに設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	DKN912
	主要な構造材	型番に規定
	寸法 (単位 : mm)	型番に規定
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設一 1 4 乾燥機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する(局所排気設備は今後設工認申請、表イ建-3参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。 [99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	
添付図	図ト配一1(1/2)(2/2)、2(1/2)(2/2)、3、図ト系一1(1/2)(2/2)、図ト設一7	
添付表	別表ト設一14	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-15 チェックタンク(1) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{772} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (6)) チェックタンク {773} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (6)) 液位高警報設備
設置場所		放射線管理棟 廃水処理室
機器名		チェックタンク(1)
変更内容		改造 ・既設の廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して放射線管理棟 廃水処理室に設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位: mm)	
	その他の構成機器	配管系統、ポンプ
	その他の性能	有効容量約 10000 L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。



表ト設-15 チェックタンク(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設7] 液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、放射線管理棟、成型工場に高さ60mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-62、67)。 [7.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰と堰には漏水検知器を設置する。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建1] 放射線管理棟の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請、表ト建-3-1参照)を設置する。 [13.1-設3] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	[14.1-設10] 液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14.1-設11] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は排水貯留池に排水する(排水貯留池は今後設工認申請、表ト建-3-1参照)。	
放射線管理施設	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。	
添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2(1/2)(2/2)、4、図ト系-2(1/2)(2/2)、図ト設-8	
添付表	別表ト設-15	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条~第31条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-16 チェックタンク(2) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{772} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(6))チェックタンク {773} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(6))液位高警報設備
設置場所		放射線管理棟 廃水処理室
機器名		チェックタンク(2)
変更内容		改造 ・既設の廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して放射線管理棟 廃水処理室に設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統、ポンプ
	その他の性能	有効容量約 10000 L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。

表ト設-16 チェックタンク(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設7] 液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、放射線管理棟、成型工場に高さ60mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-62、67)。 [7.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰と堰には漏水検知器を設置する。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業員の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建1] 放射線管理棟の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請、表ト建-3-1参照)を設置する。 [13.1-設3] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設10] 液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14.1-設11] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は排水貯留池に排水する(排水貯留池は今後設工認申請、表ト建-3-1参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。
添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2(1/2)(2/2)、4、図ト系-2(1/2)(2/2)、図ト設-8	
添付表	別表ト設-16	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-17 チェックタンク(3) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号(平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{772} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(6)) チェックタンク {773} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(6)) 液位高警報設備
設置場所		放射線管理棟 廃水処理室
機器名		チェックタンク(3)
変更内容		改造 ・既設の廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して放射線管理棟 廃水処理室に設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統、ポンプ
	その他の性能	有効容量約 10000 L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。

表ト設-17 チェックタンク(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計(注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設7] 液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、放射線管理棟、成型工場に高さ60mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-62、67)。 [7.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰と堰には漏水検知器を設置する。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建1] 放射線管理棟の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請、表ト建-3-1参照)を設置する。 [13.1-設3] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	[14.1-設10] 液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14.1-設11] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は排水貯留池に排水する(排水貯留池は今後設工認申請、表ト建-3-1参照)。	
放射線管理施設	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。	
添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2(1/2)(2/2)、4、図ト系-2(1/2)(2/2)、図ト設-8	
添付表	別表ト設-17	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-18 堰（チェックタンク）仕様表（1/2）

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{774} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（6））堰（チェックタンク） {775} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（6））堰漏水検知警報設備
設置場所		放射線管理棟 廃水処理室
機器名		堰（チェックタンク）
変更内容		新設 ・放射線管理棟 廃水処理室内から廃液の漏えいを防止するために、廃水処理室の開口部に堰を設置する。
員数		2 個（等辺山形鋼、平板）
一般仕様	型式	鉄骨造（固定式）
	主要な構造材	添付表参照
	寸法（単位：mm）	堰の高さ <input type="text"/>
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。

表ト設-18 堰（チェックタンク）仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計（注）	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設39] 堰には漏水検知器を設置する。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設置場所の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。	
添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2(1/2)(2/2)、4、	
添付表	別表ト設-18	

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。  
 凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

別表ト設-1, 2, 3 凝集沈殿槽(1)(2)(3) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
凝集沈殿槽(1)(2)(3)	構造部材	凝集沈殿槽本体	(JIS G4305)
		架台	(JIS G4305)
	液体廃棄物と接触する部位	槽内面 配管 ポンプ内面	(JIS G4305)
その他	アンカーボルト		

許可との対応：{762}

別表ト設-4 遠心分離機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
遠心分離機	構造部材	遠心分離機本体	
		フレーム	
	液体・固体廃棄物と接触する部位	遠心分離機内面 固体廃棄物回収容器 配管	
その他	逆止弁 アンカーボルト		

許可との対応：{764}

別表ト設-5 ろ液受槽(1) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ろ液受槽(1)	構造部材	ろ液受槽本体	
		架台	
	液体廃棄物と接触する部位	槽内面 配管 ポンプ内面	
その他	アンカーボルト		

許可との対応：{765}



別表ト設-6 ろ液受槽(2) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ろ液受槽(2)	構造部材	ろ液受槽本体	(JIS G4305)
		架台	(JIS G4305)
	液体廃棄物と接触する部位	槽内面 配管 ポンプ内面	(JIS G4305)
その他	アンカーボルト		

許可との対応：{765}

別表ト設-7 ろ液受槽(3) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ろ液受槽(3)	構造部材	ろ液受槽本体	
		架台	
	液体廃棄物と接触する部位	槽内面 配管 ポンプ内面	
その他	アンカーボルト		

許可との対応：{765}

別表ト設-8 ろ過機(1) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ろ過機(1)	構造部材	ろ過機本体	
		脚部	
	液体廃棄物と接触する部位	槽内面 配管	
その他	逆止弁 アンカーボルト		

許可との対応：{767}

別表ト設-9 ろ過機(2) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ろ過機(2)	構造部材	ろ過機本体	
		脚部	
	液体廃棄物と接触する部位	槽内面 配管	
その他	逆止弁 アンカーボルト		

許可との対応：{767}

別表ト設-10, 11, 12 チェックタンク(1)(2)(3) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
チェックタンク (1)(2)(3)	構造部材	チェックタンク本体	(JIS G4305)
		架台	(JIS G4305)
	主に液体廃棄物と接触する部位	槽内面 配管 ポンプ内面	(JIS G4305)
		その他	アンカーボルト

許可との対応：{768}

別表ト設-13 イオン交換装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
イオン交換装置	構造部材	イオン交換装置本体 ラック	
	液体廃棄物と接触する部位	装置内面 配管	
	その他	アンカーボルト	

許可との対応：{770}

別表ト設一 1 4 乾燥機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
乾燥機	構造部材	乾燥機本体 架台	
	その他	アンカーボルト	

許可との対応：{771}

別表ト設一 1 5, 1 6, 1 7 チェックタンク(1)(2)(3) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
チェックタンク (1)(2)(3)	構造部材	チェックタンク本体	(JIS G4305) (JIS G4305)
		架台	
	液体廃棄物と接触する部位	槽内面 配管 ポンプ内面	(JIS G4305)
	その他	アンカーボルト	

許可との対応：{772}

別表ト設一 1 8 堰（チェックタンク） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
堰（チェックタンク）	構造部材	堰（等辺山形鋼、平板）	
	その他	アンカーボルト コーキング材	

許可との対応：{774}

## リ その他の加工施設

### 1. 変更の概要

表リ-1～8 に申請対象機器と変更内容を示す。また、取り外し対象機器を表リ-9～10 に示す。

### 2. 準拠すべき主な法令、規格及び規準

今回申請する設備・機器に関する設計において、準拠すべき主な法令、規格及び規準等は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則
- (5) 加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則
- (6) 加工施設の性能に係る技術基準に関する規則
- (7) 労働安全衛生法及び関係法令
- (8) 保安規定
- (9) 日本産業規格（JIS）（日本規格協会）
- (10) 建築基準法・同施行令・告示等
- (11) 消防法・同施行令・告示等
- (12) 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計指針及び同解説（日本建築防災協会）
- (13) 鋼構造設計規準 — 許容応力度設計法 —（日本建築学会）
- (14) 建築工事標準仕様書・同解説（日本建築学会）

### 3. 設計条件及び仕様

今回申請する工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟及び除染室・分析室に関連する非常用設備の使用開始は、各設備・機器の新設・改造等の施設検査、又は使用前検査受検、検査合格証の受理後であり、現在に至るまで適宜実施している保全活動によりそれら機能は健全に維持している。

今回申請する工場棟転換工場に関連する非常用設備に関する仕様を表リ建-1 に、配置図を図リ建-1～3、図リ建-12～14、図リ建-23～25、図リ建-36～38、図リ建-47～50 及び図リ建-59～61 に示す。

今回申請する工場棟成型工場に関連する非常用設備に関する仕様を表リ建-2 に、配置図を図リ建-4～6、図リ建-15～17、図リ建-26～28、図リ建-39～41、図リ建-51 及び図リ建-62～64 に示す。

今回申請する工場棟組立工場に関連する非常用設備に関する仕様を表リ建-3 に、配置図を図リ建-7、図リ建-18、図リ建-29～30、図リ建-42 及び図リ建-52 に示す。

今回申請する第2核燃料倉庫に関連する非常用設備に関する仕様を表リ建-4 に、配置図を図リ建-8、図リ建-19、図リ建-31、図リ建-43、図リ建-53 及び図リ建-65 に示す。

今回申請する容器管理棟に関連する非常用設備に関する仕様を表リ建-5 に、配置図を図リ建-9、図リ建-20、図リ建-32 及び図リ建-44 に示す。

今回申請する放射線管理棟に関連する非常用設備に関する仕様を表り建-6に、放射線管理棟前室の仕様を表り建-7に、配置図を図り建-10、図り建-21、図り建-33、図り建-45、図り建-54及び図り建-67に示す。

今回申請する除染室・分析室に関連する非常用設備に関する仕様を表り建-8に、配置図を図り建-11、図り建-22、図り建-34、図り建-46、図り建-55及び図り建-66に示す。

また、屋外消火栓配置図を図り建-35に、屋外消火栓からのアクセスルートを図り建-35-1に、防火水槽配置図を図り建-35-2に、溢水防護区画を図り建-56～58に示す。

汎用の設備・機器である通信連絡設備等や安全避難通路等に係る汎用の設備機器等について、使用前検査で要求事項を満足することを確認できたものは、その後の更新や交換に限っては、本設工認申請書の要求事項を満足することを事業者が確認するものとし、設工認申請や使用前検査は実施しないものとする。

なお、当該設備・機器等の更新や交換については、更新・交換に関する手順を別途定め、施設定期検査（定期事業者検査）及び保安検査等を通じて確認を受けるものとする。

表リ-1 その他の加工施設 工場棟転換工場の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
工場棟転換工場 (第1種管理区域) (第2種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1 式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	1 式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	1 式	増設
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネット	1 式	新設
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	1 式	新設
	非常用通報設備 非常ベル設備	1 式	変更なし
	非常用通報設備 放送設備	1 式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1 式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1 式	更新及び改造
	消火設備 屋外消火栓 <sup>*1</sup>	1 式	変更なし
	消火設備 消火器	1 式	増設

\*1：屋外に設置

表リ-2 その他の加工施設 工場棟成型工場の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
工場棟成型工場 (第1種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1 式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	1 式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	1 式	増設
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネット	1 式	新設
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	1 式	新設
	非常用通報設備 非常ベル設備	1 式	変更なし
	非常用通報設備 放送設備	1 式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1 式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1 式	改造
	消火設備 屋外消火栓*1	1 式	変更なし
	消火設備 消火器	1 式	増設

\*1：屋外に設置

表リ-3 その他の加工施設 工場棟組立工場の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
工場棟組立工場 (第2種管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1 式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	1 式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	1 式	増設
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネット	1 式	新設
	非常用通報設備 非常ベル設備	1 式	変更なし
	非常用通報設備 放送設備	1 式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1 式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1 式	増設及び改造
	消火設備 屋外消火栓*1	1 式	変更なし
	消火設備 消火器	1 式	増設

\*1：屋外に設置



表リ-4 その他の加工施設 第2核燃料倉庫の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
第2核燃料倉庫 (第1種管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	1式	変更なし
	緊急対策設備(1) 誘導灯	1式	変更なし
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	1式	増設
	緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネット	1式	新設
	緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)	1式	新設
	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	改造
	消火設備 屋外消火栓*1	1式	変更なし
	消火設備 消火器	1式	変更なし

\*1：屋外に設置

表リ-5 その他の加工施設 容器管理棟の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
容器管理棟 (第2種管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1 式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	1 式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	1 式	増設
	非常用通報設備 非常ベル設備	1 式	変更なし
	非常用通報設備 放送設備	1 式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1 式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1 式	変更なし
	消火設備 屋外消火栓*1	1 式	変更なし
	消火設備 消火器	1 式	変更なし

\*1：屋外に設置

表リ-6 その他の加工施設 放射線管理棟の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
放射線管理棟 (第1種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1 式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	1 式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	1 式	増設
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネット	1 式	新設
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	1 式	新設
	非常用通報設備 放送設備	1 式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1 式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1 式	改造
	消火設備 屋外消火栓*1	1 式	変更なし
	消火設備 消火器	1 式	変更なし

\*1：屋外に設置

表リー7 その他の加工施設 放射線管理棟前室の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
放射線管理棟前室 (第2種管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1 式	増設
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	1 式	増設
	非常用通報設備 放送設備	1 式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1 式	増設
	消火設備 屋外消火栓*1	1 式	変更なし
	消火設備 消火器	1 式	増設

\*1：屋外に設置

表リ-8 その他の加工施設 除染室・分析室の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
除染室・分析室 (第1種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1 式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	1 式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	1 式	増設
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネット	1 式	新設
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	1 式	新設
	非常用通報設備 非常ベル設備	1 式	変更なし
	非常用通報設備 放送設備	1 式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1 式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1 式	改造
	消火設備 屋外消火栓*1	1 式	変更なし
	消火設備 消火器	1 式	変更なし

\*1：屋外に設置

表リ-9 取り外し対象機器（既認可）

設置場所	名称		事業許可 番号 <sup>注)</sup>	取り外し設備 の取り扱い
工場棟転換工場 工場棟成型工場 工場棟組立工場 放射線管理棟 除染室・分析室	非常用設備	非常用照明	903	仮移設して 安全機能を 維持するか 代替措置を 講じる設 備・機器
	緊急対策設備(1)	誘導灯	904	
	非常用設備	非常ベル設備	891	
	非常用通報設備	放送設備	892	
		通信連絡設備（電話設備）	893	
	非常用設備 自動火災感知設備	火災感知設備及びそれに連動する 警報設備	899	
非常用設備 消火設備	消火器	898		

(注) 事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における当該機器の番号を示す。

表リ-10 取り外し対象機器（今回申請）

設置場所	名称		事業許可 番号 <sup>注)</sup>	取り外し設備 の取り扱い
第2核燃料倉庫 容器管理棟	非常用設備	非常用照明	903	仮移設して 代替措置を 講じる設 備・機器
	緊急対策設備(1)	誘導灯	904	
	非常用設備 自動火災感知設備	火災感知設備及びそれに連動する 警報設備	899	
	非常用設備 消火設備	消火器	899	

(注) 事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における当該機器の番号を示す。

表リ建-1 工場棟転換工場の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
工場棟転換工場 (第1種管理区域) (第2種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線		
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	—		
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用 防護ネット	防護ネット本体	竜巻襲来時の建物外部 への飛散防止	1式
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	シーラ材*2	第1種管理区域外への 溢水漏えい防止	1式
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置 (ベル)、 発信機本体、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 放送設備	器具本体 (スピーカ ー、音量調節器)、 配線		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装 置 (ベル)、発信機 本体、配線		
	消火設備 屋外消火栓*1	消火栓本体、ホー ス、配管、ポンプ起 動装置	火災等による 損傷の防止等	1式
消火設備 消火器	消火器本体	火災等による 損傷の防止等	1式	

\*1：屋外に設置

\*2：クロロプレングムスポンジ

表リ建-2 工場棟成型工場の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
工場棟成型工場 (第1種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線		
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	—		
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用 防護ネット	防護ネット本体	竜巻襲来時の建物外部 への飛散防止	1式
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	シール材*2	第1種管理区域外への 溢水漏えい防止	1式
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置 (ベル)、 発信機本体、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 放送設備	器具本体 (スピーカ ー、音量調節器)、 配線		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装 置 (ベル)、発信機 本体、配線	火災等による 損傷の防止等	1式
	消火設備 屋外消火栓*1	消火栓本体、ホー ス、配管、ポンプ起 動装置	火災等による 損傷の防止等	1式
消火設備 消火器	消火器本体	火災等による 損傷の防止等	1式	

\*1：屋外に設置

\*2：クロロブレンゴムスポンジ



表り建-3 工場棟組立工場の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
工場棟組立工場 (第2種管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線		
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	—		
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用 防護ネット	防護ネット本体	竜巻襲来時の建物外部 への飛散防止	1式
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置 (ベル) 、 発信機本体、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 放送設備	器具本体 (スピーカ ー、音量調節器) 、 配線		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装 置 (ベル) 、発信機 本体、配線	火災等による 損傷の防止等	1式
	消火設備 屋外消火栓*1	消火栓本体、ホー ス、配管、ポンプ起 動装置	火災等による 損傷の防止等	1式
	消火設備 消火器	消火器本体	火災等による 損傷の防止等	1式

\*1：屋外に設置

表リ建-4 附属建物第2核燃料倉庫の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
第2核燃料倉庫 (第1種管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線		
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	—		
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用 防護ネット	防護ネット本体	竜巻襲来時の建物外部 への飛散防止	1式
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	—	第1種管理区域外への 溢水漏えい防止	1式
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置 (ベル)、 発信機本体、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 放送設備	器具本体 (スピーカ ー、音量調節器)、 配線		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装 置 (ベル)、発信機 本体、配線	火災等による 損傷の防止等	1式
	消火設備 屋外消火栓*1	消火栓本体、ホー ス、配管、ポンプ起 動装置	火災等による 損傷の防止等	1式
消火設備 消火器	消火器本体	火災等による 損傷の防止等	1式	

\*1：屋外に設置

表り建-5 付属建物容器管理棟の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
容器管理棟 (第2種管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線	安全避難通路等	1 式
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線		
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	—		
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置 (ベル)、 発信機本体、配線	通信連絡設備等	1 式
	非常用通報設備 放送設備	器具本体 (スピーカ ー、音量調節器)、 配線		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装 置 (ベル)、発信機 本体、配線	火災等による 損傷の防止等	1 式
	消火設備 屋外消火栓*1	消火栓本体、ホー ス、配管、ポンプ起 動装置	火災等による 損傷の防止等	1 式
	消火設備 消火器	消火器本体	火災等による 損傷の防止等	1 式

\*1：屋外に設置

表リ建一6 放射線管理棟の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
放射線管理棟 (第1種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線	安全避難通路等	1 式
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線		
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	—		
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用 防護ネット	防護ネット本体	竜巻襲来時の建物外部 への飛散防止	1 式
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	シール材*2	第1種管理区域外への 溢水漏えい防止	1 式
	非常用通報設備 放送設備	器具本体 (スピーカ ー、音量調節器)、 配線	通信連絡設備等	1 式
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装 置 (ベル)、発信機 本体、配線	火災等による 損傷の防止等	1 式
	消火設備 屋外消火栓*1	消火栓本体、ホー ス、配管、ポンプ起 動装置	火災等による 損傷の防止等	1 式
消火設備 消火器	消火器本体	火災等による 損傷の防止等	1 式	

\*1：屋外に設置

\*2：クロロプレンゴムスポンジ

表り建-7 附属建物放射線管理棟前室の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
放射線管理棟前室 (第2種管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線		
	非常用通報設備 放送設備	器具本体 (スピーカ ー)、配線	通信連絡設備等	1式
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装 置 (ベル)、発信機 本体、配線	火災等による 損傷の防止等	1式
	消火設備 屋外消火栓*1	消火栓本体、ホー ス、配管、ポンプ起 動装置	火災等による 損傷の防止等	1式
	消火設備 消火器	消火器本体	火災等による 損傷の防止等	1式

\*1：屋外に設置

表り建一8 付属建物除染室・分析室の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
除染室・分析室 (第1種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	器具本体、ランプ、 バッテリー、配線		
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	—		
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用 防護ネット	防護ネット本体	竜巻襲来時の建物外部 への飛散防止	1式
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	シール材*2	第1種管理区域外への 溢水漏えい防止	1式
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置 (ベル)、 発信機本体、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 放送設備	器具本体 (スピーカ ー、音量調節器)、 配線		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装 置 (ベル)、発信機 本体、配線	火災等による 損傷の防止等	1式
	消火設備 屋外消火栓*1	消火栓本体、ホー ス、配管、ポンプ起 動装置	火災等による 損傷の防止等	1式
消火設備 消火器	消火器本体	火災等による 損傷の防止等	1式	

\*1：屋外に設置

\*2：クロロプレンゴムスポンジ

## 4. 工事の方法

### 4. 1. 非常用設備

本申請に係る工事において、「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に適合するように品質管理を行う。

#### 4. 1-1 工場棟転換工場の非常用設備

##### (1) 手順

今回申請の工場棟転換工場の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表り-9に示す。

工場室内の第1種管理区域の負圧維持、閉じ込めに必要な系統は、工事の進捗に合わせ切り替えをしながら運転を行う。

工事中、安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧<sup>注1)</sup>：図り建-1~3に示す仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧<sup>注2)</sup>：図り建-1~3に示す仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
- c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図り建-1~3に示す本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る
- d. 緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設：図り建-47~50に示す本体の屋根下及び天井下に飛散防止用防護ネットの新設により、竜巻襲来時における建物内部から建物外部への飛散防止を図る
- e. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)固定式堰の新設：図り建-59~61に示す本体の床に固定式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る
- f. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)脱着式堰の新設：図り建-59に示す本体の床に脱着式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る
- g. 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧<sup>注3)</sup>：図り建-12~14に示す仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る
- h. 非常用通報設備(放送設備)の復旧<sup>注4)</sup>：図り建-12~14に示す仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
- i. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設<sup>注5)</sup>：図り建-12~13に示す仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る
- j. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の更新及び改造<sup>注6)</sup>：図り建-23~25に示す仮移設した自動火災報知設備の復旧、更新及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る
- k. 消火設備(消火器)の増設<sup>注7)</sup>：図り建-36~38に示す仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る
- l. 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査：変更しない設備である図り建-35

に示す屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る  
注)：注意事項

- 注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既認可
- 注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既認可
- 注3) 非常用設備のうち非常用通報設備(非常ベル設備)の仮移設は既認可
- 注4) 非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既認可
- 注5) 非常用設備のうち非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の仮移設は既認可
- 注6) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設は既認可
- 注7) 非常用設備のうち消火設備(消火器)の仮移設は既認可

## (2) 工事上の注意事項

### a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

### b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去しているを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

### c. 入退域・放射線管理

- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

### d. その他

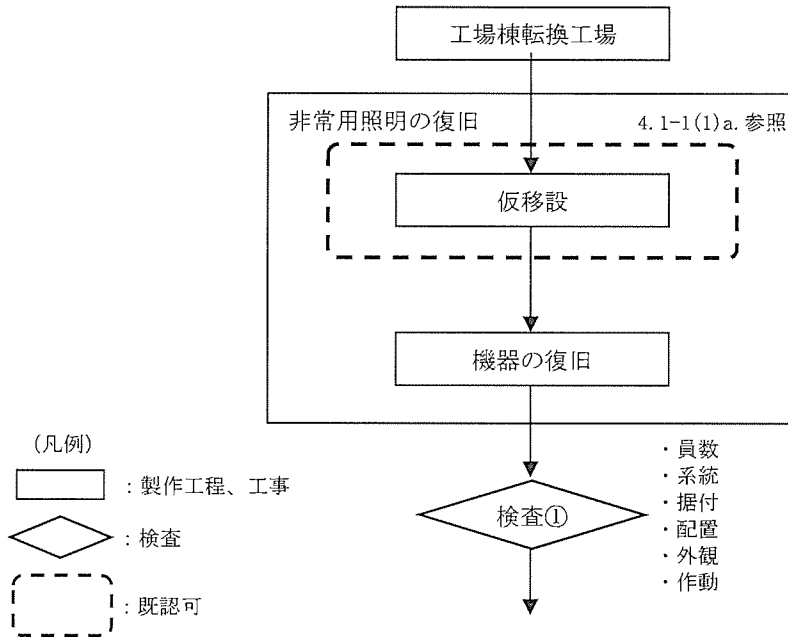
- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

### e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。

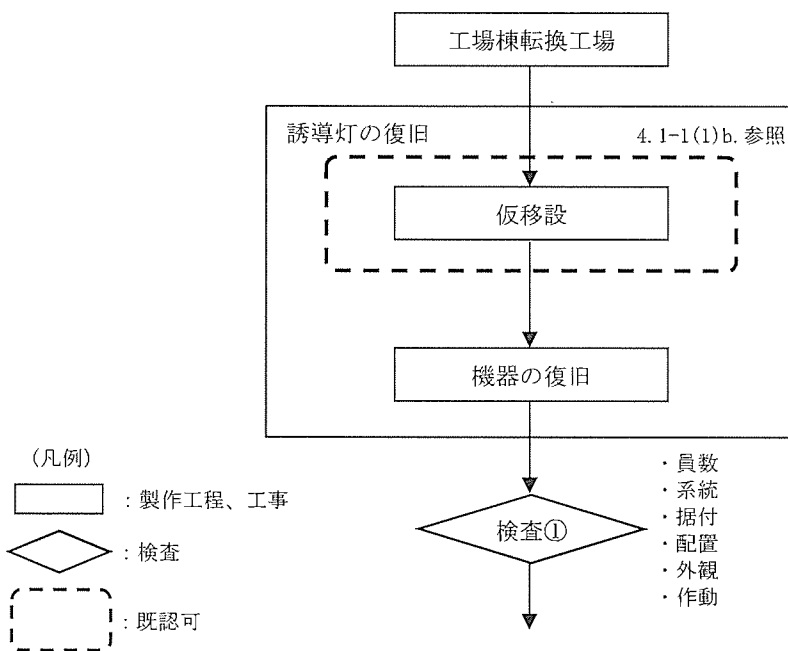


- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



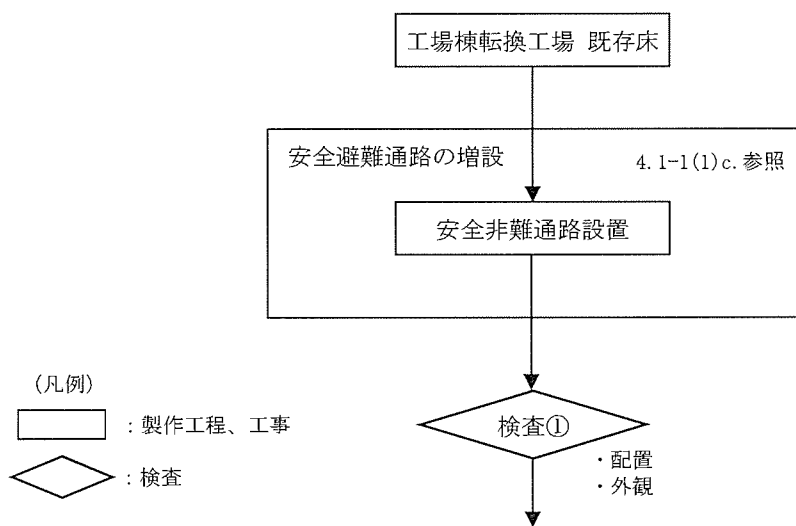
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-1 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧の手順フロー図



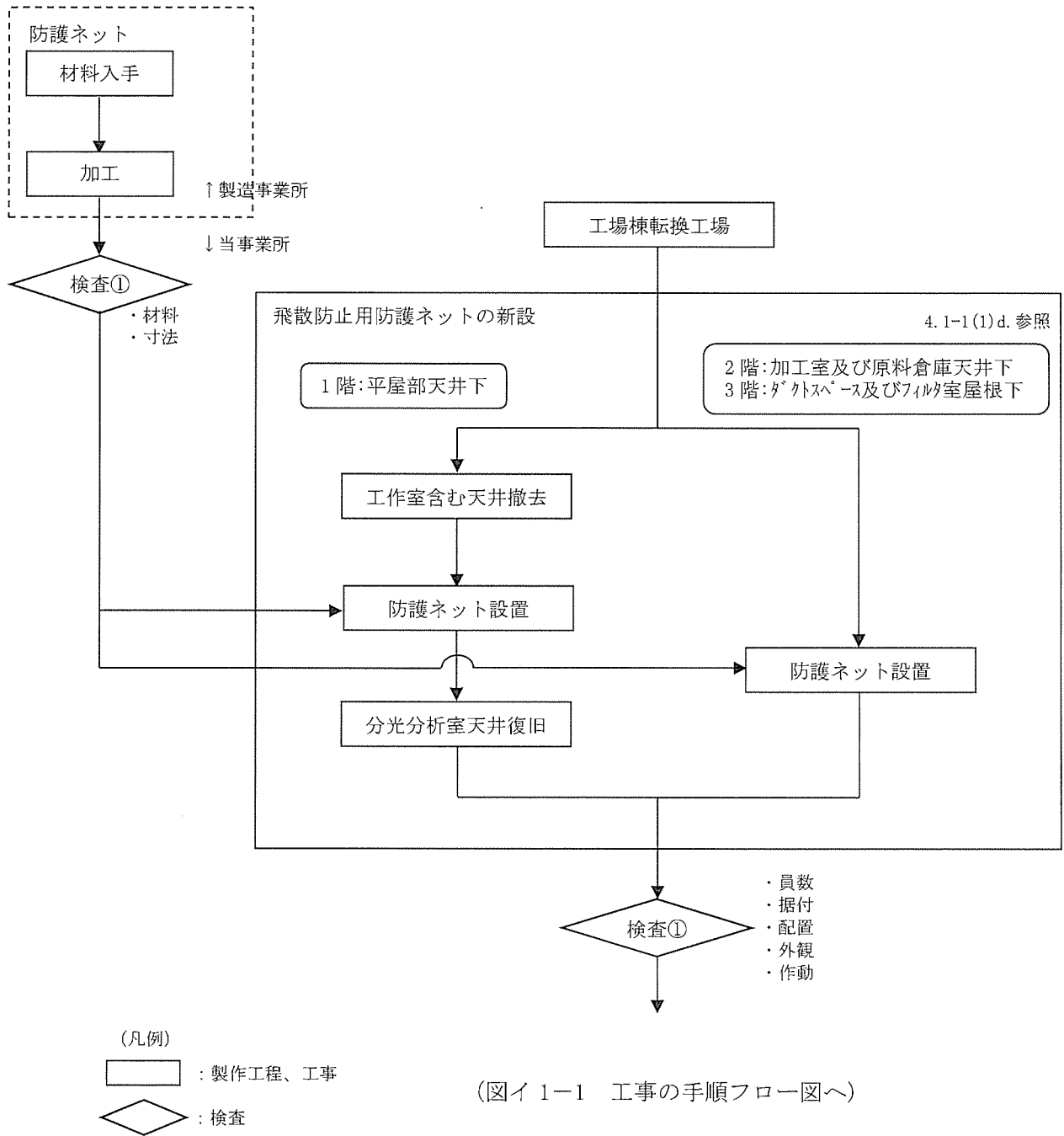
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-2 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧の手順フロー図

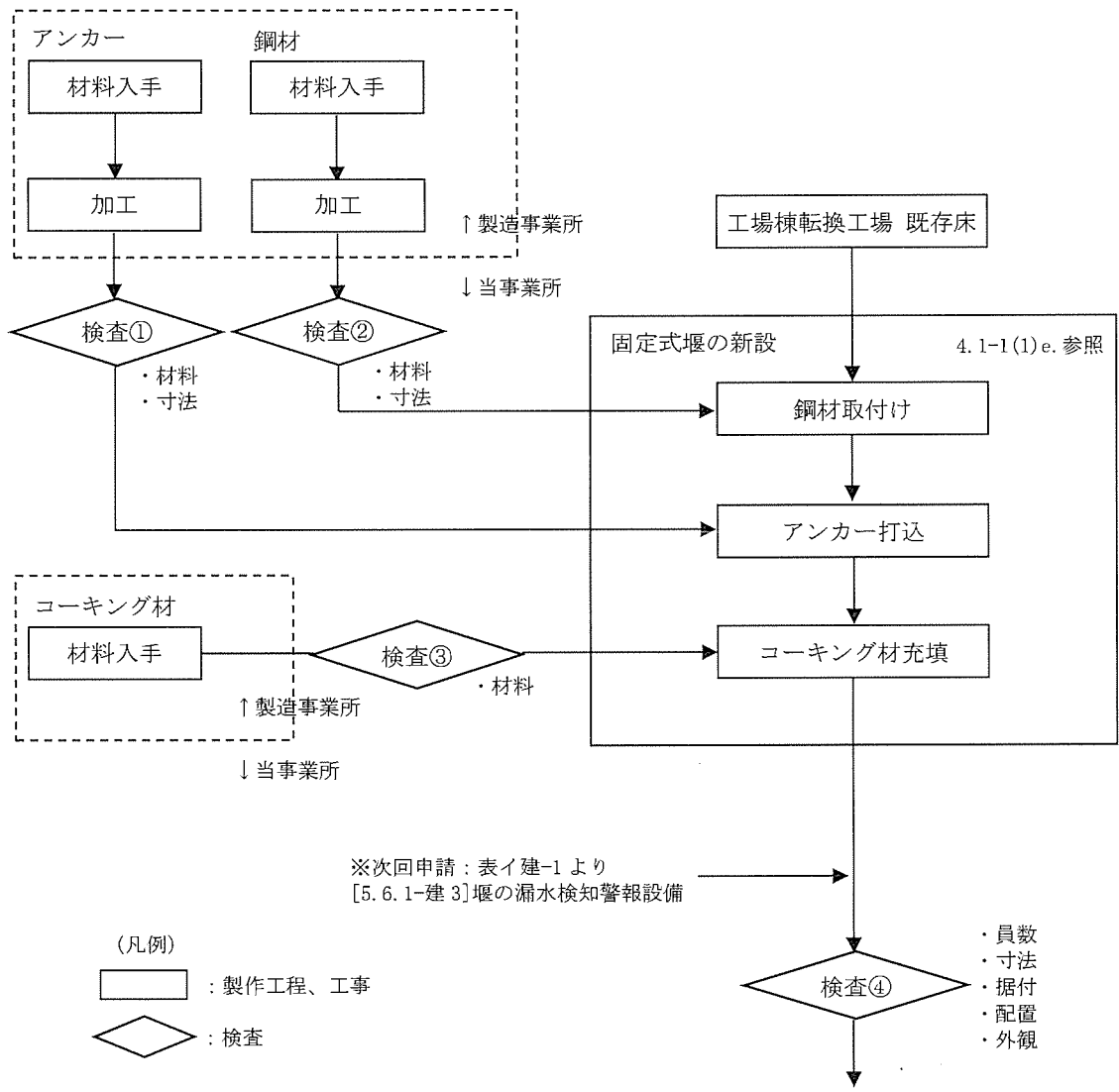


(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図

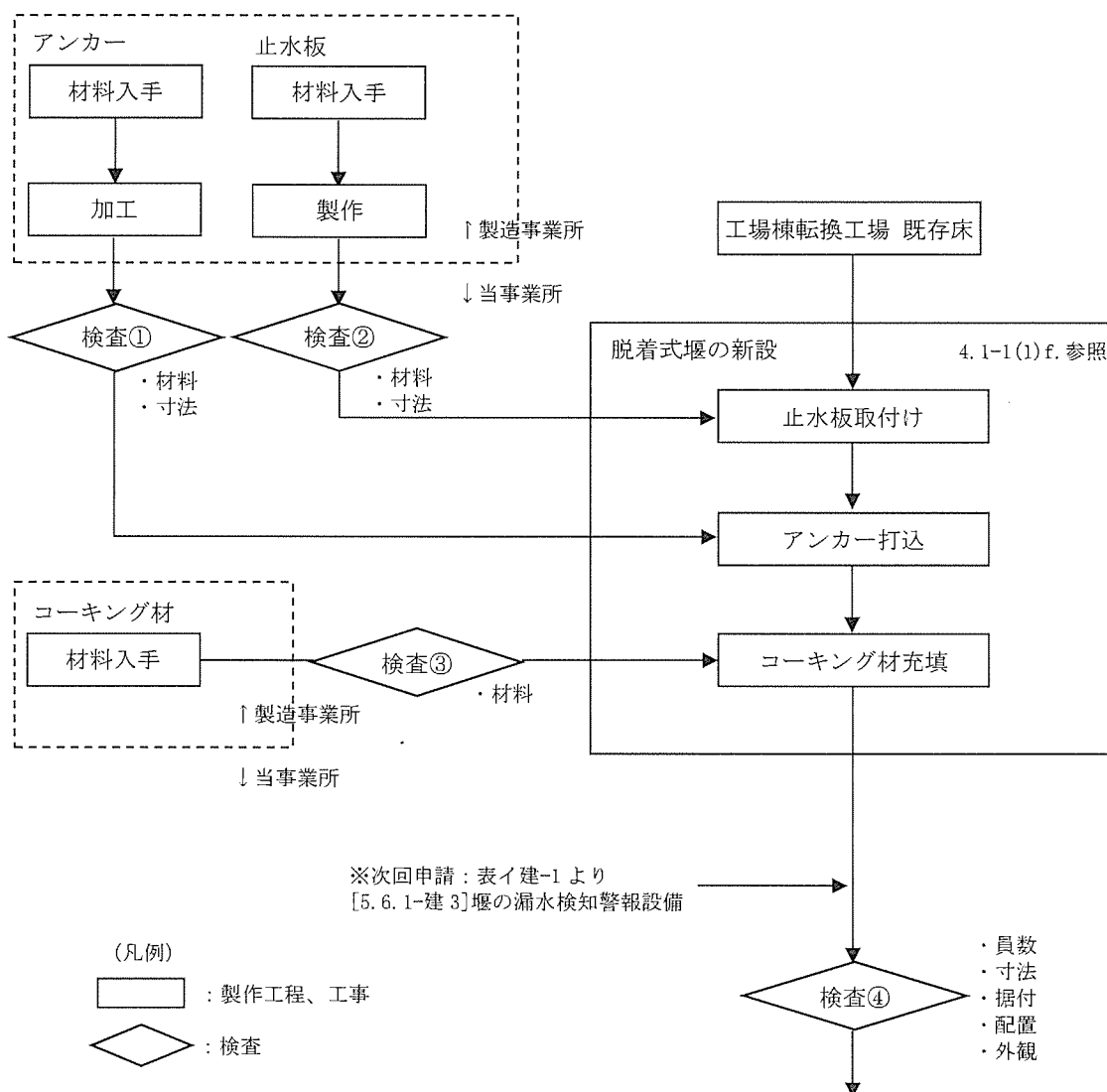


図リ 1-4 緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネットの新設の手順フロー図



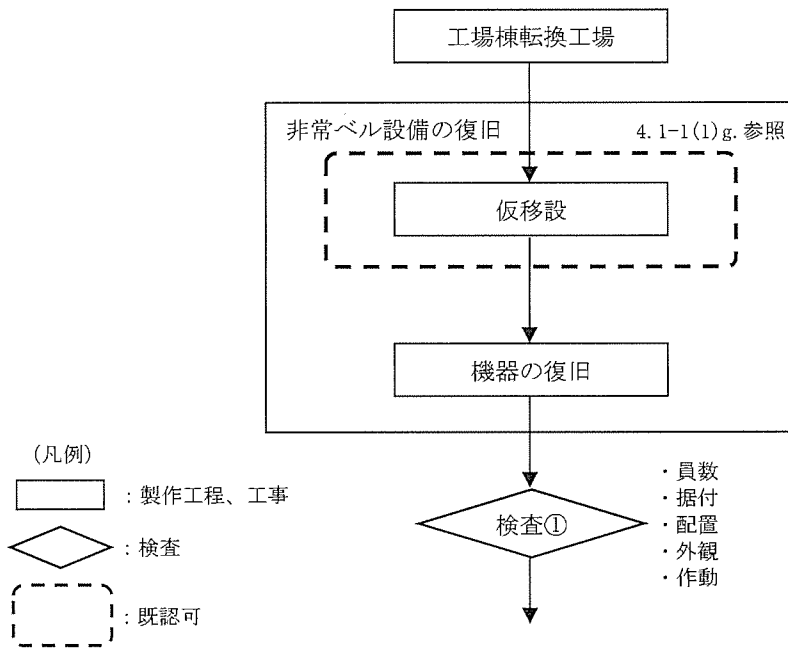
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-5 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)固定式堰の新設の手順フロー図



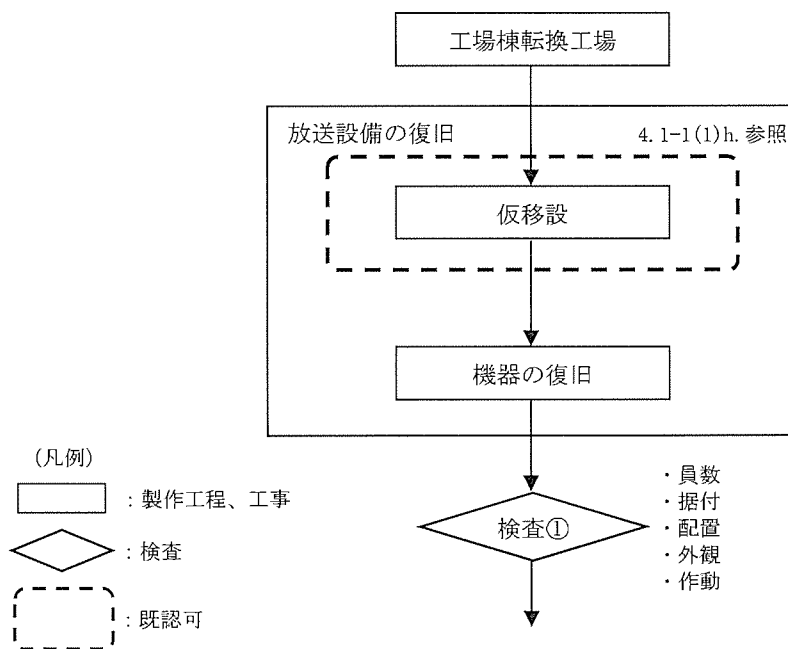
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-6 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)脱着式堰の新設の手順フロー図



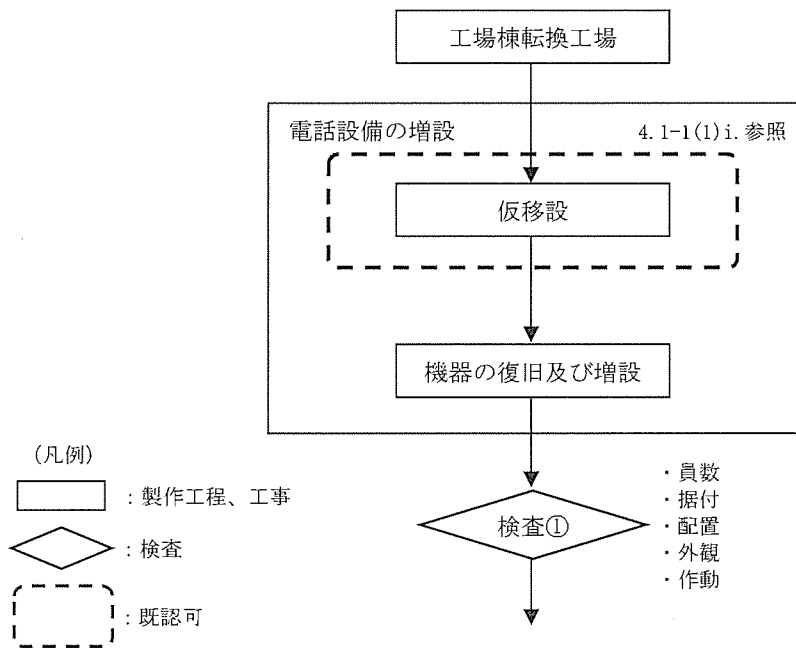
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-7 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧の手順フロー図



(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

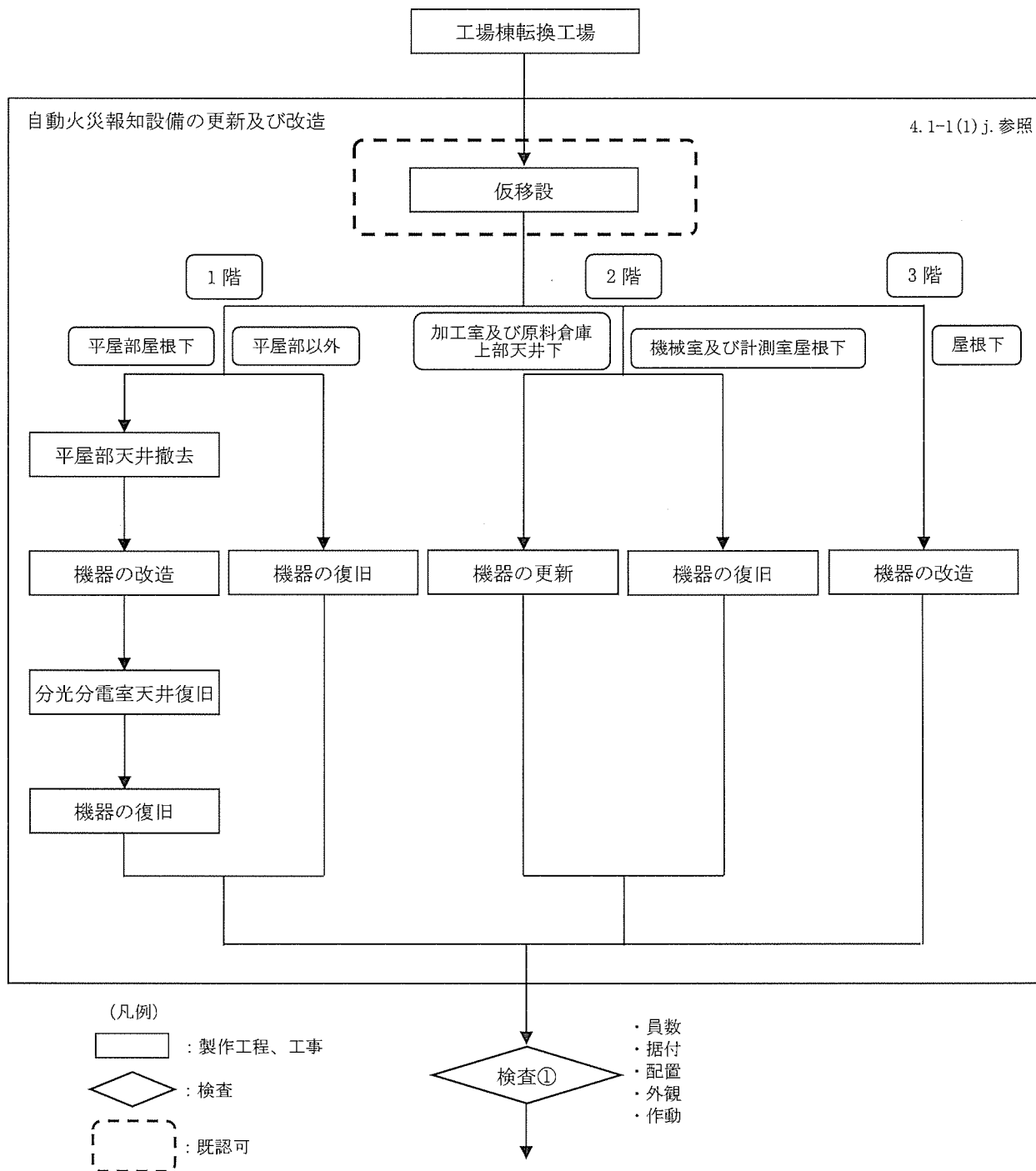
図リ 1-8 非常用通報設備(放送設備)の復旧の手順フロー図



(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

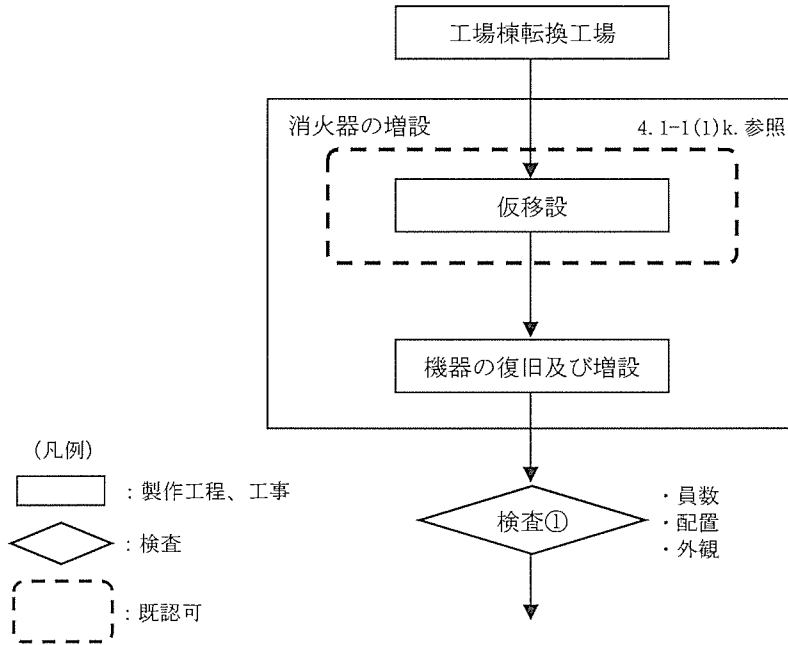
図リ 1-9 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設の手順フロー図





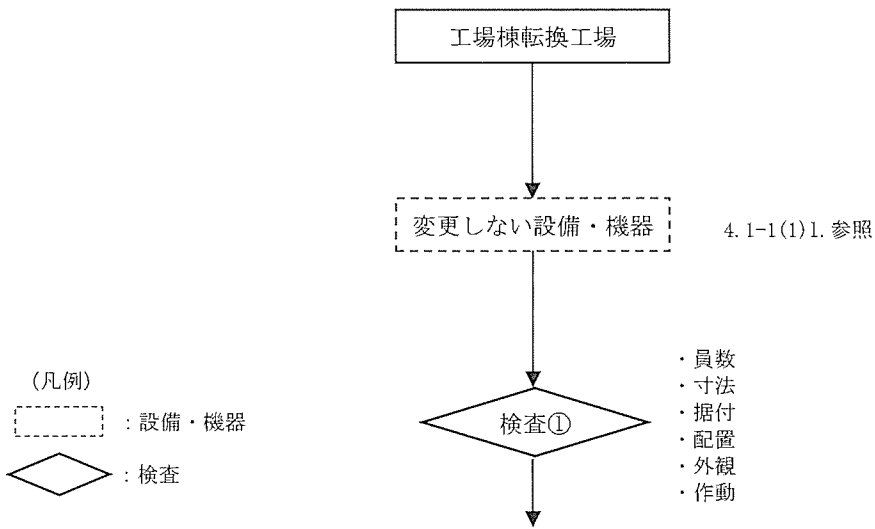
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-10 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の更新及び改造の手順フロー図



(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-11 消火設備(消火器)の増設の手順フロー図



(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-12 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I - 2 検査の項目及び方法の表1-2-1に示す。

#### 4. 1-2 工場棟成型工場の非常用設備

##### (1) 手順

今回申請の工場棟成型工場の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表り-9に示す。

工場室内の第1種管理区域の負圧維持、閉じ込めに必要な系統は、工事の進捗に合わせ切り替えをしながら運転を行う。

工事中、安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧<sup>注1)</sup>：図り建-4~6に示す仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧<sup>注2)</sup>：図り建-4~6に示す仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
- c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図り建-4~6に示す本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る
- d. 緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設：図り建-51に示す本体の屋根下に飛散防止用防護ネットの新設により、竜巻襲来時における建物内部から建物外部への飛散防止を図る
- e. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)固定式堰の新設：図り建-62~64に示す本体の床に固定式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る
- f. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)脱着式堰の新設：図り建-62に示す本体の床に脱着式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る
- g. 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧<sup>注3)</sup>：図り建-15~17に示す仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る
- h. 非常用通報設備(放送設備)の復旧<sup>注4)</sup>：図り建-15~17に示す仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
- i. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設<sup>注5)</sup>：図り建-15~17に示す仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る
- j. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の改造<sup>注6)</sup>：図り建-26~28に示す仮移設した自動火災報知設備の復旧及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る
- k. 消火設備(消火器)の増設<sup>注7)</sup>：図り建-39~41に示す仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る
- l. 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査：変更しない設備である図り建-35に示す屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る

注)：注意事項

注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既認可

注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既認可

注3) 非常用設備のうち非常用通報設備(非常ベル設備)の仮移設は既認可

注4) 非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既認可

注5) 非常用設備のうち非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の仮移設は既認可

注6) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設は既認可

注7) 非常用設備のうち消火設備(消火器)の仮移設は既認可

## (2) 工事上の注意事項

### a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

### b. 安全管理(防火、汚染防止を含む)

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設する。
- ・ 高所作業等、作業員、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

### c. 入退域・放射線管理

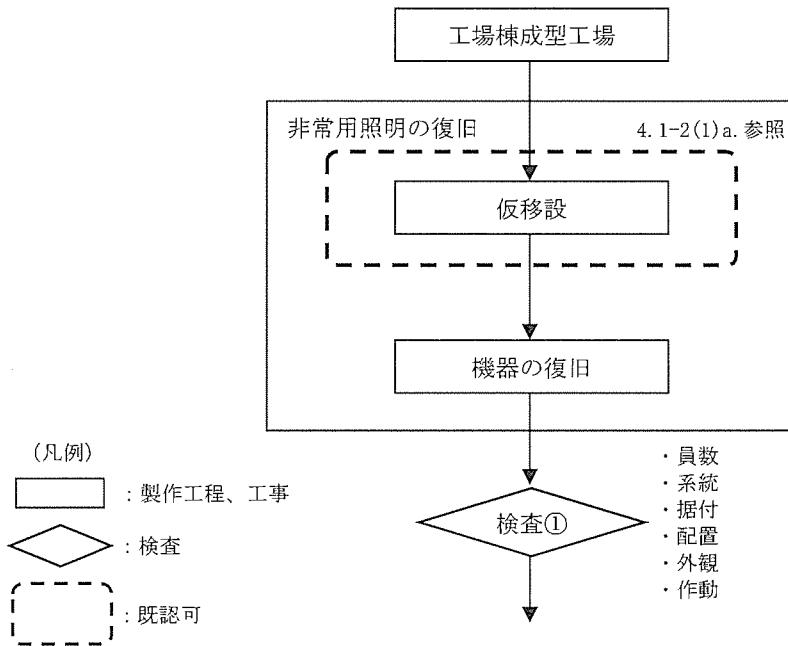
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業員は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

### d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

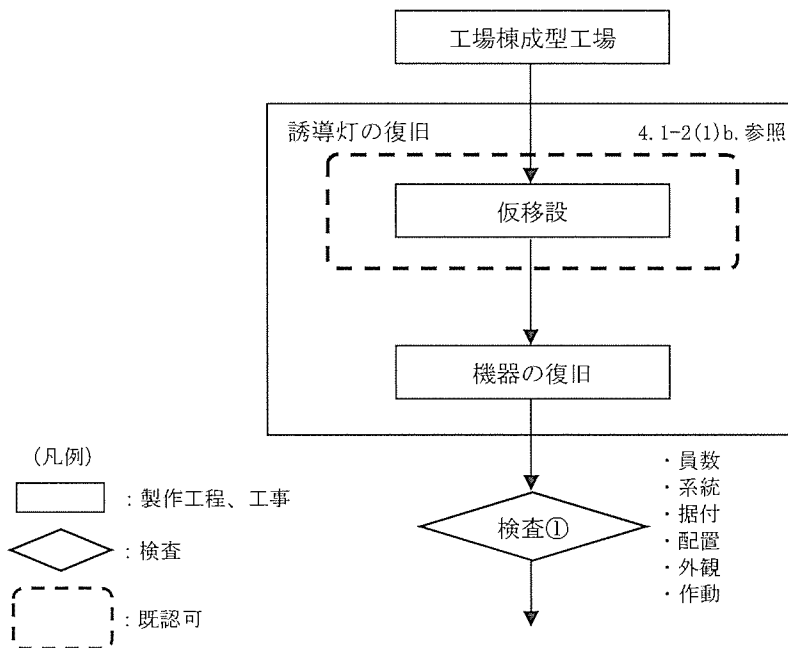
### e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態(火災・救急等)が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



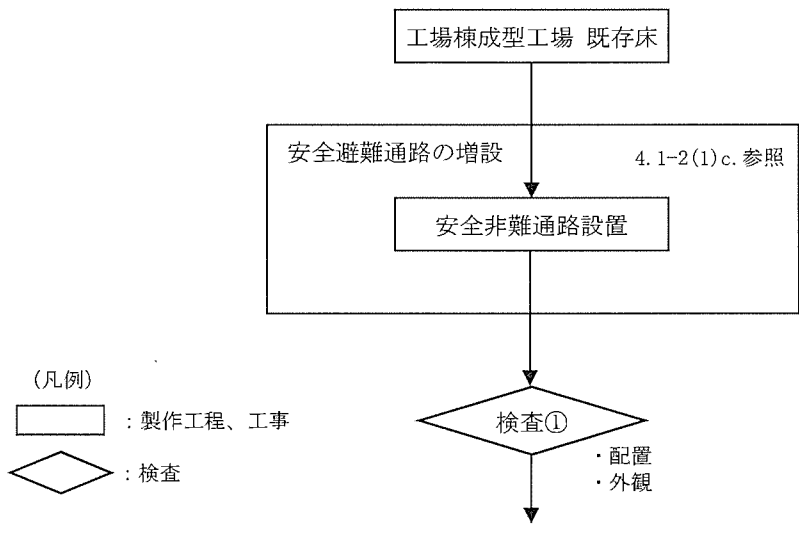
(図ハ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 2-1 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧の手順フロー図



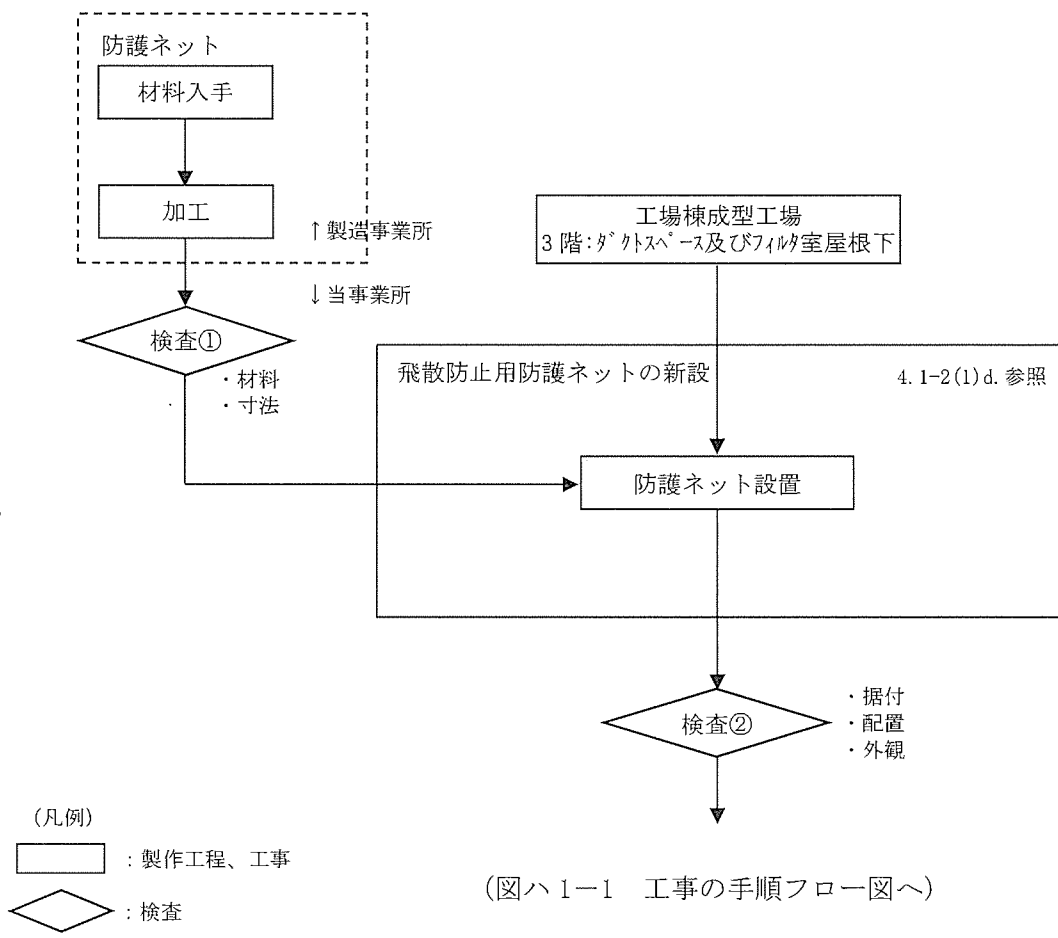
(図ハ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 2-2 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧の手順フロー図



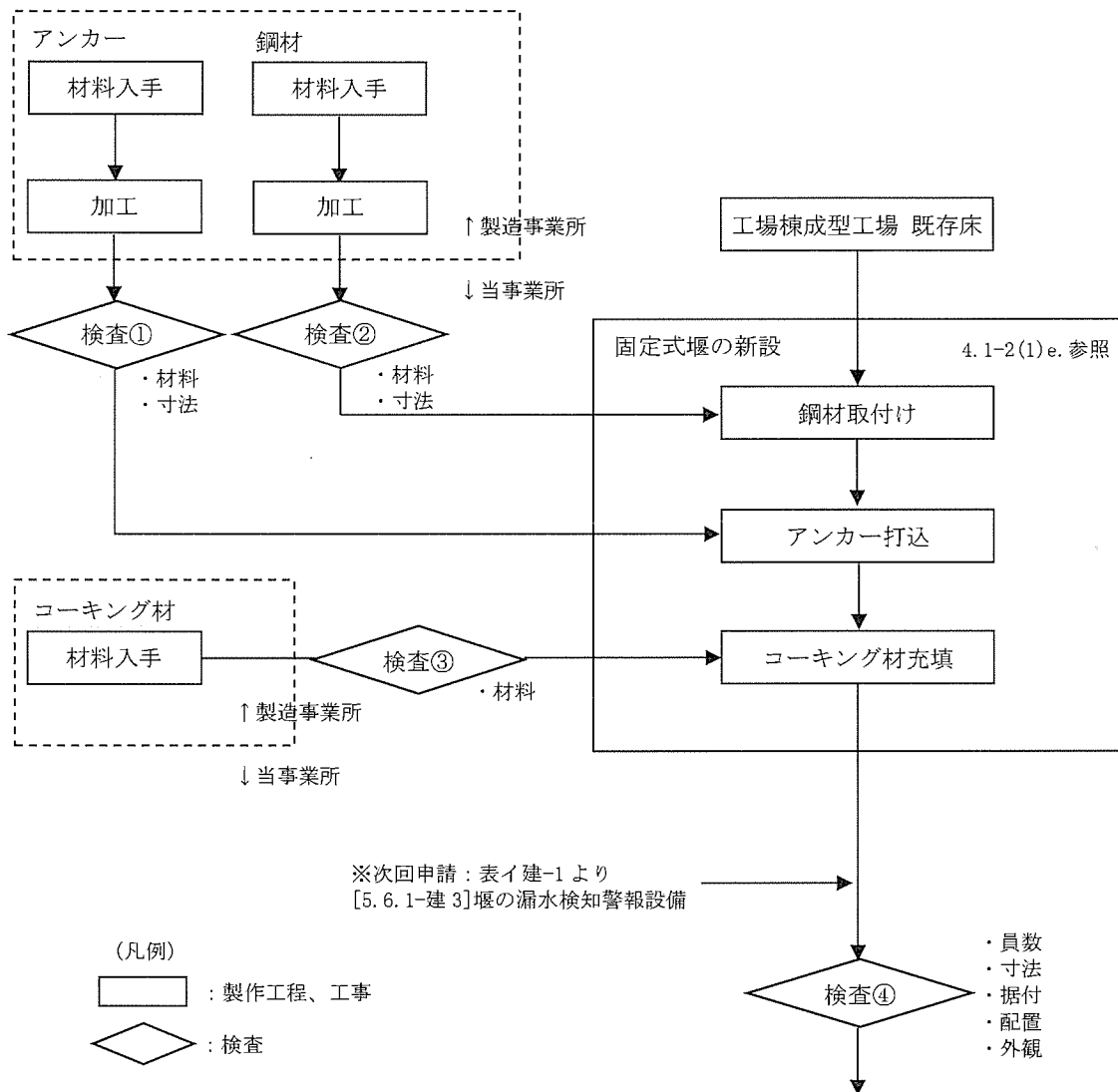
(図ハ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 2-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図



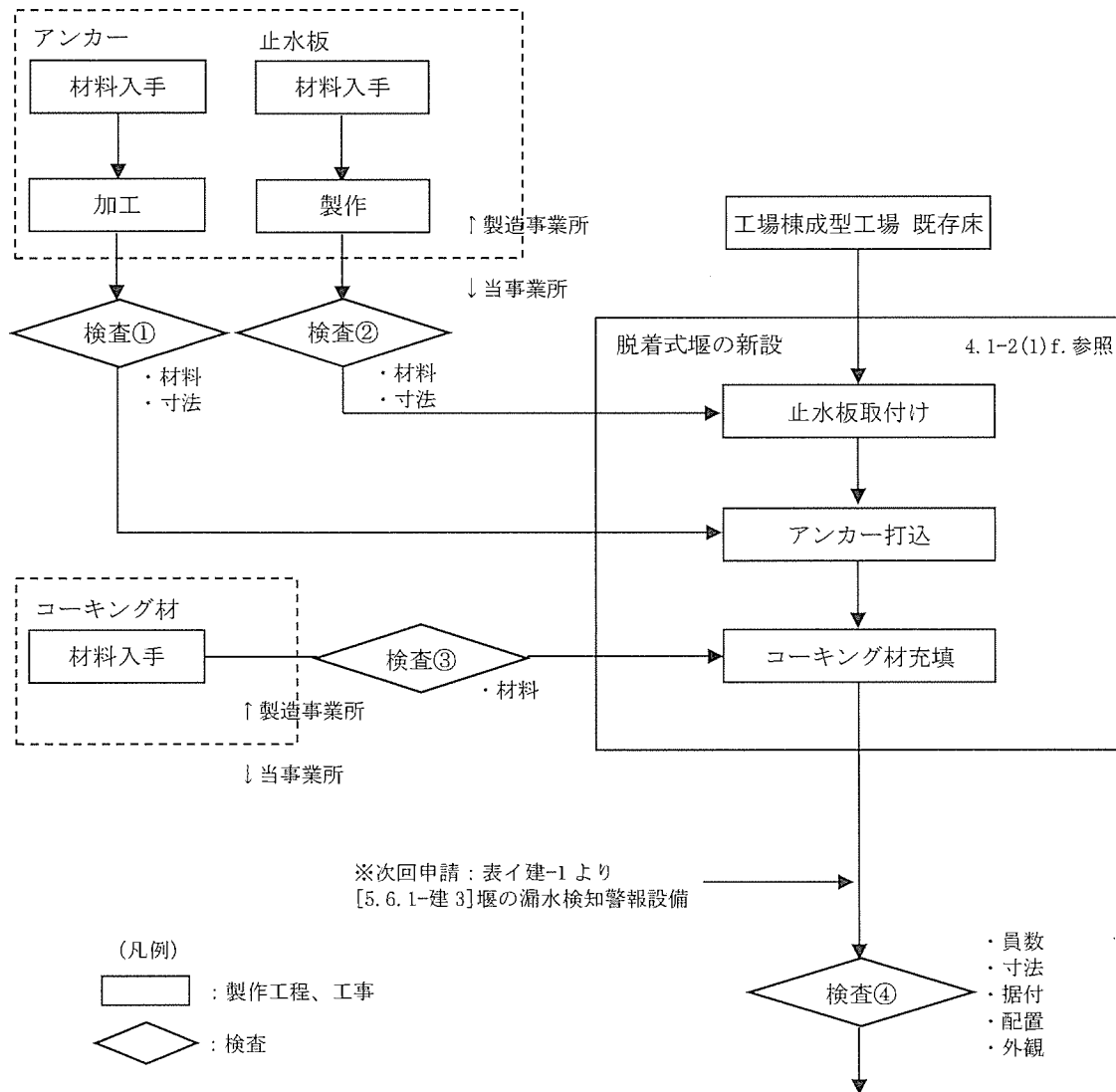
図リ 2-4 緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設の手順フロー図





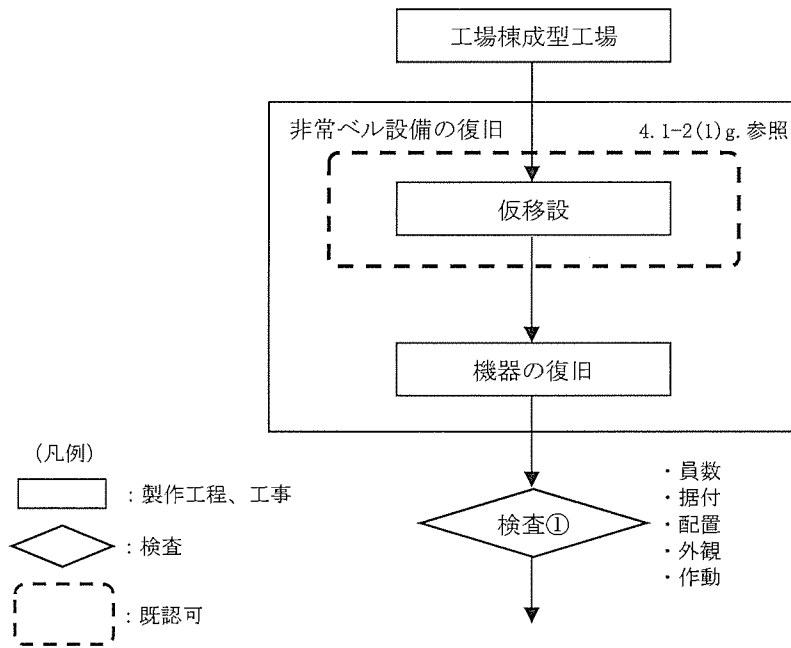
(図ハ1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 2-5 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)固定式堰の新設の手順フロー図



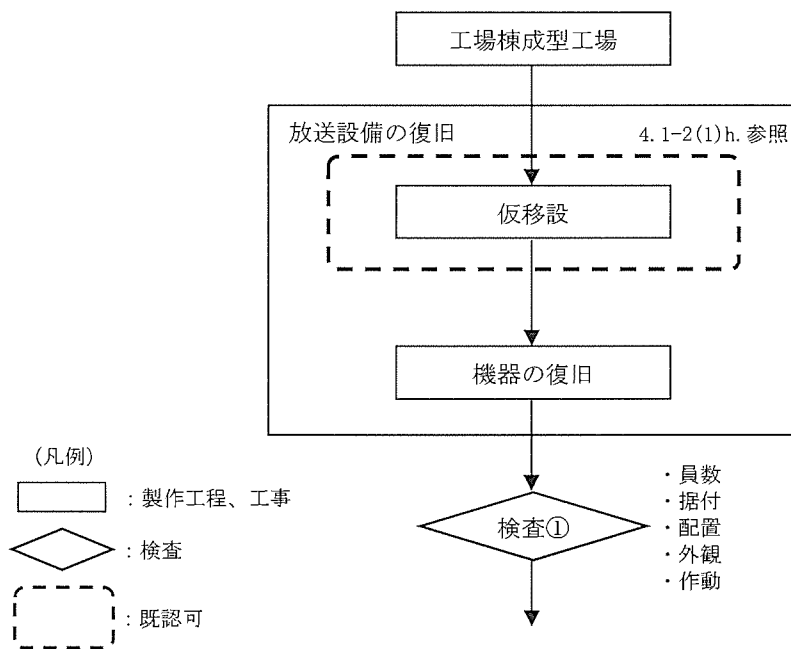
(図ハ1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 2-6 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)脱着式堰の新設の手順フロー図



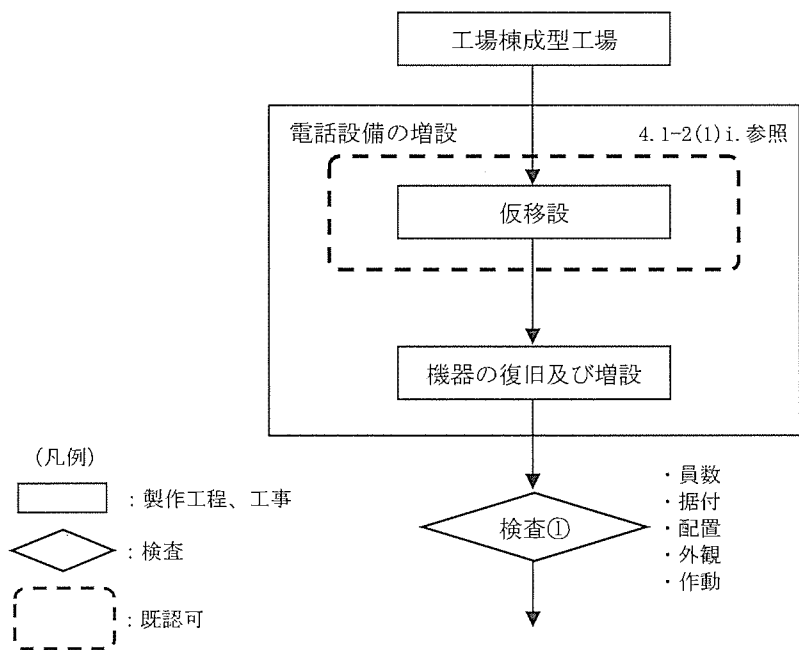
(図ハ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 2-7 非常用通報設備 (非常ベル設備) の復旧の手順フロー図



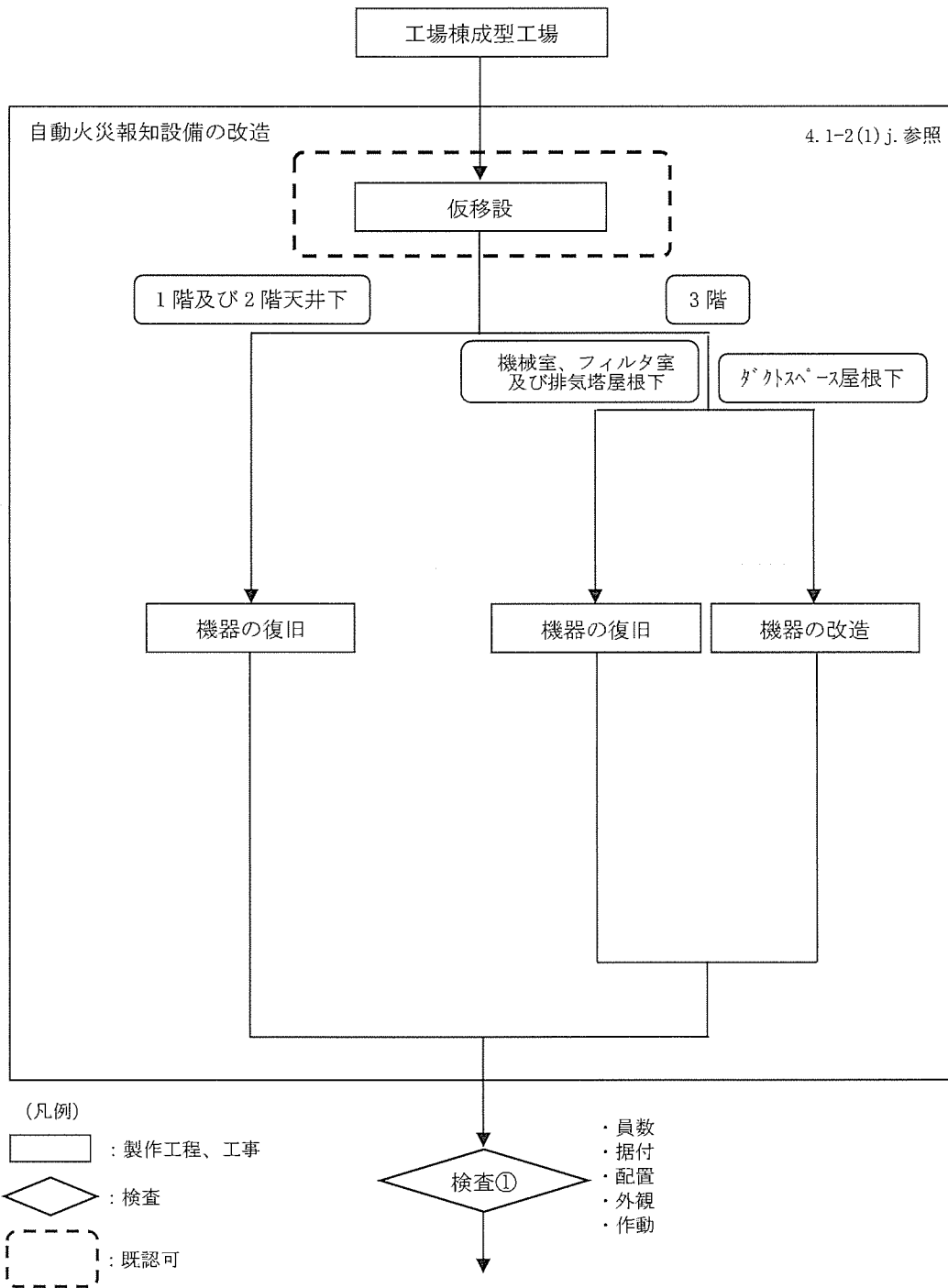
(図ハ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 2-8 非常用通報設備 (放送設備) の復旧の手順フロー図



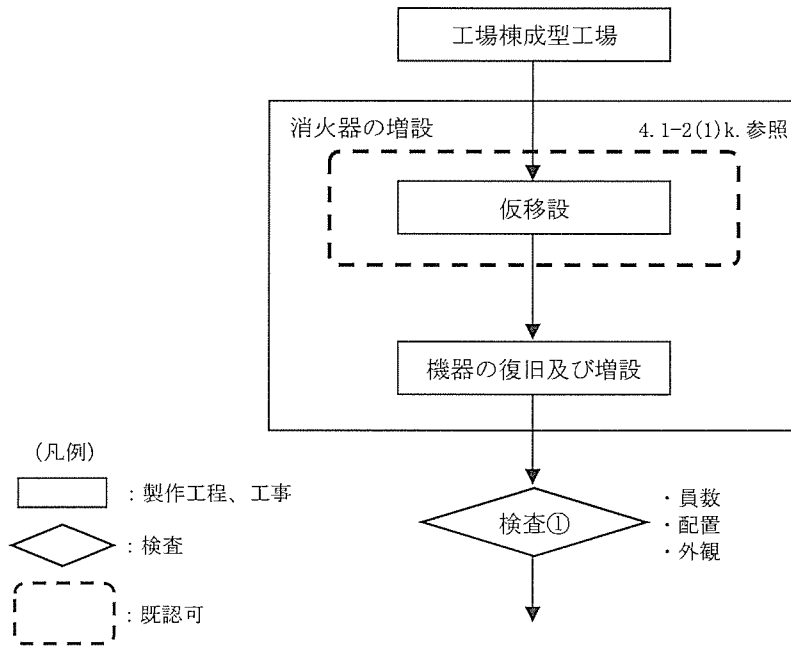
(図ハ1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 2-9 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設の手順フロー図



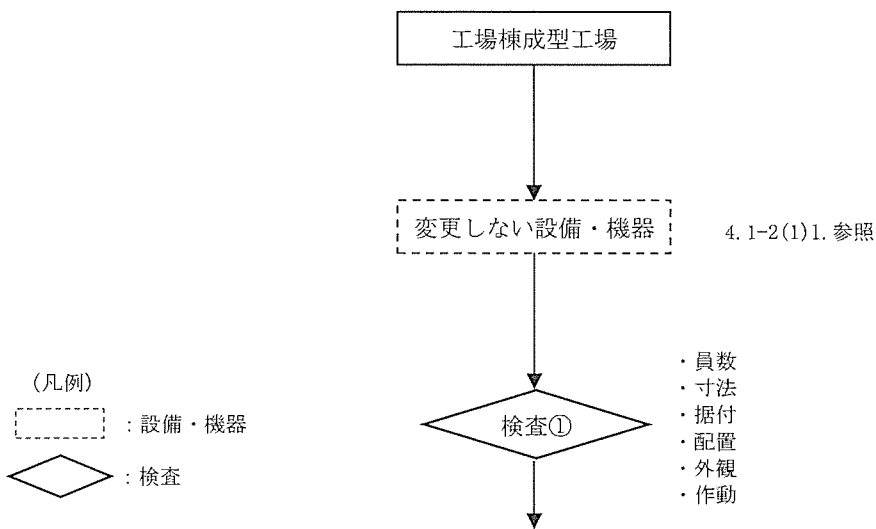
(図ハ1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 2-10 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の改造の手順フロー図



(図ハ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 2-11 消火設備(消火器)の増設の手順フロー図



(図ハ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 2-12 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I - 2 検査の項目及び方法の表1-2-2に示す。

#### 4. 1-3 工場棟組立工場の非常用設備

##### (1) 手順

今回申請の工場棟組立工場の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表り-9に示す。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧<sup>注1)</sup>：図り建-7に示す仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧<sup>注2)</sup>：図り建-7に示す仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
- c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図り建-7に示す本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る
- d. 緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設：図り建-52に示す本体の屋根下に飛散防止用防護ネットの新設により、竜巻襲来時における建物内部から建物外部への飛散防止を図る
- e. 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧<sup>注3)</sup>：図り建-18に示す仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る
- f. 非常用通報設備(放送設備)の復旧<sup>注4)</sup>：仮移設した図り建-18に示す放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
- g. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設<sup>注5)</sup>：図り建-18に示す仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る
- h. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の増設及び改造<sup>注6)</sup>：図り建-29に示す仮移設した自動火災報知設備の復旧、増設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る
- i. 消火設備(消火器)の増設<sup>注7)</sup>：図り建-42に示す仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る
- j. 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査：変更しない設備である図り建-35に示す屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る

注)：注意事項

注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既認可

注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既認可

注3) 非常用設備のうち非常用通報設備(非常ベル設備)の仮移設は既認可

注4) 非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既認可

注5) 非常用設備のうち非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の仮移設は既認可

注6) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設は既認可

注7) 非常用設備のうち消火設備(消火器)の仮移設は既認可



## (2) 工事上の注意事項

### a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

### b. 安全管理（防火を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

### c. 入退域・放射線管理

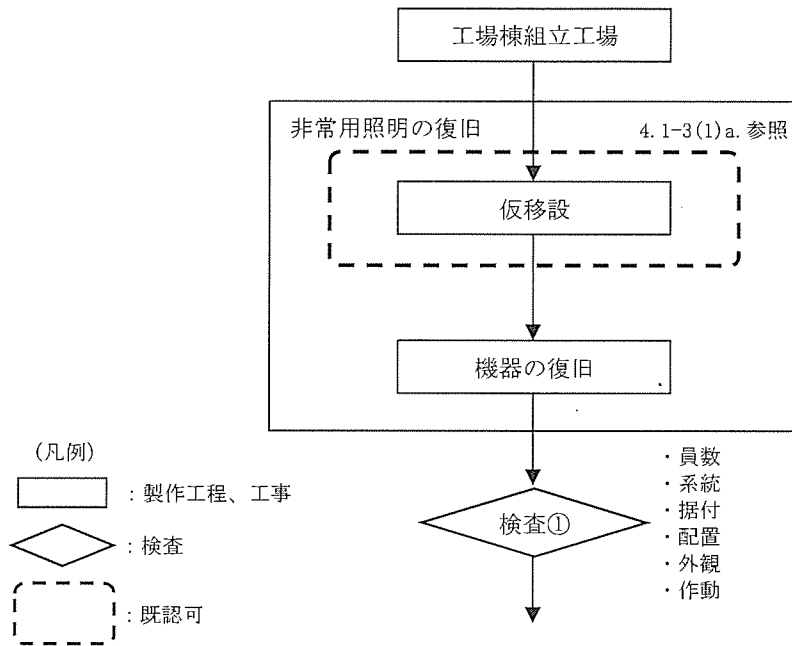
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

### d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

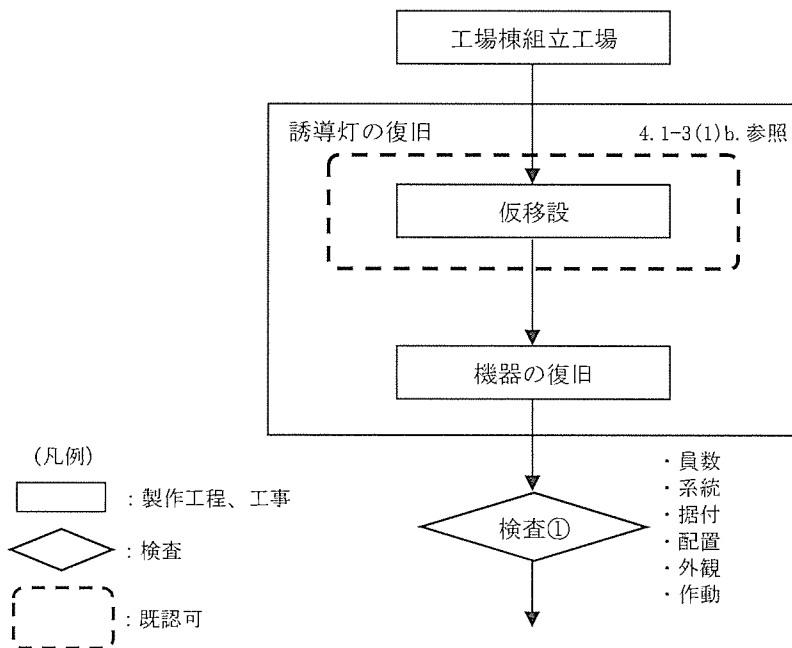
### e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



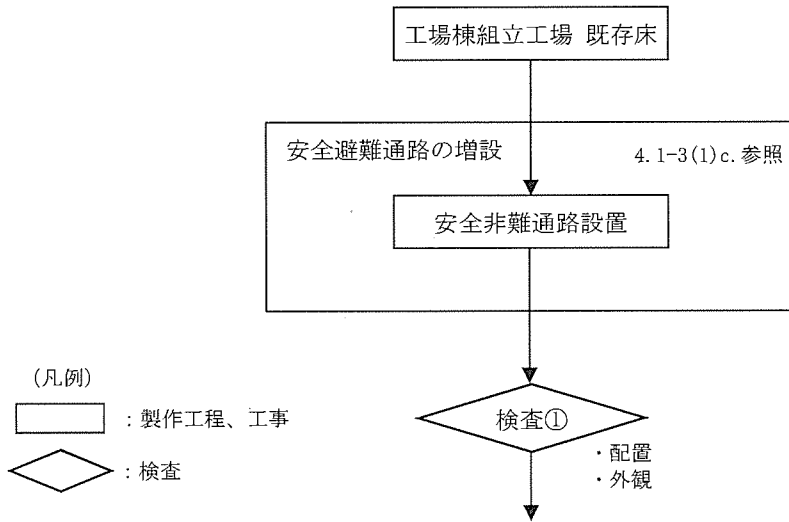
(図ホ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 3-1 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧の手順フロー図



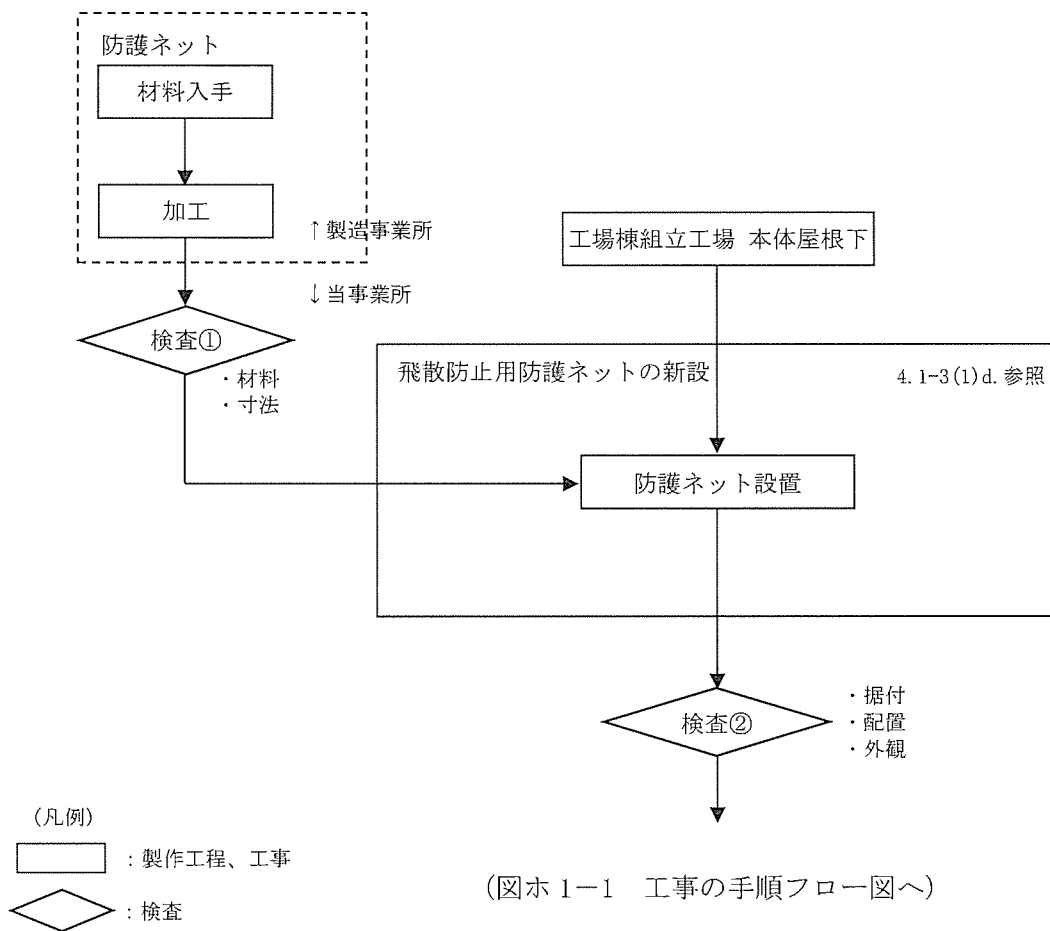
(図ホ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 3-2 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧の手順フロー図

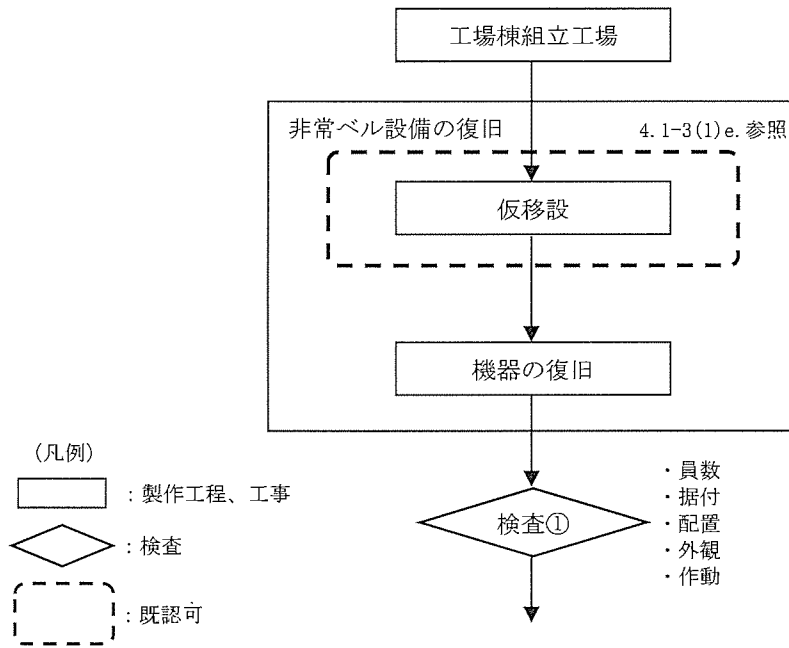


(図ホ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 3-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図

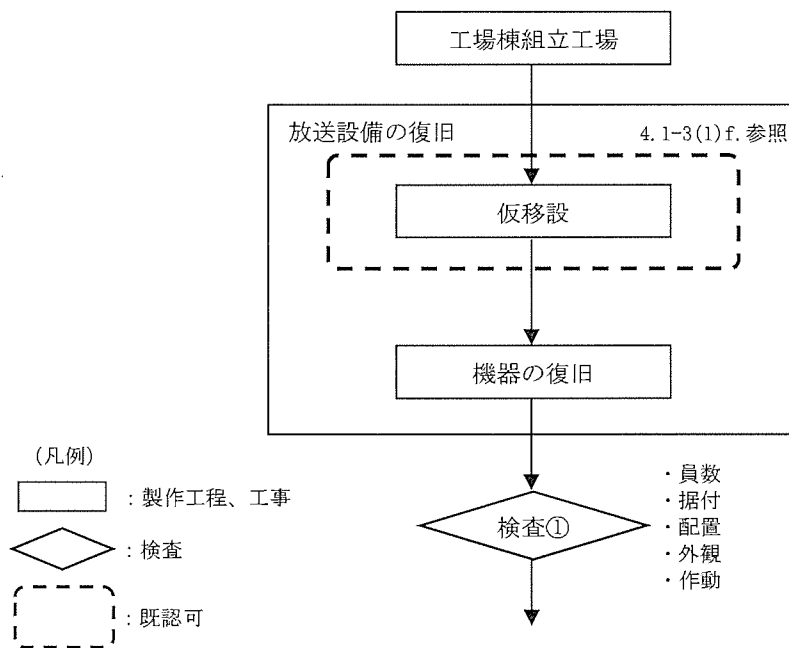


図リ 3-4 緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設の手順フロー図



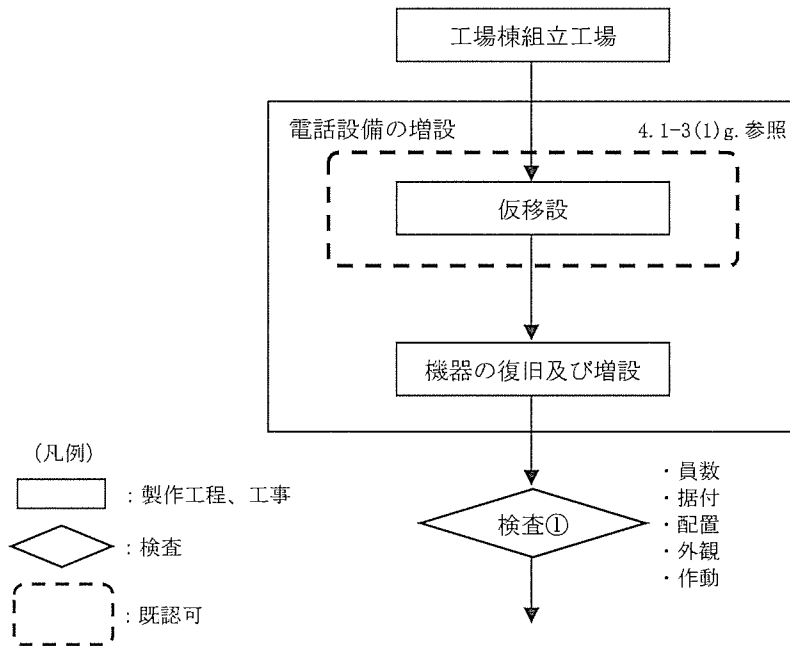
(図ホ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 3-5 非常用通報設備 (非常ベル設備) の復旧の手順フロー図



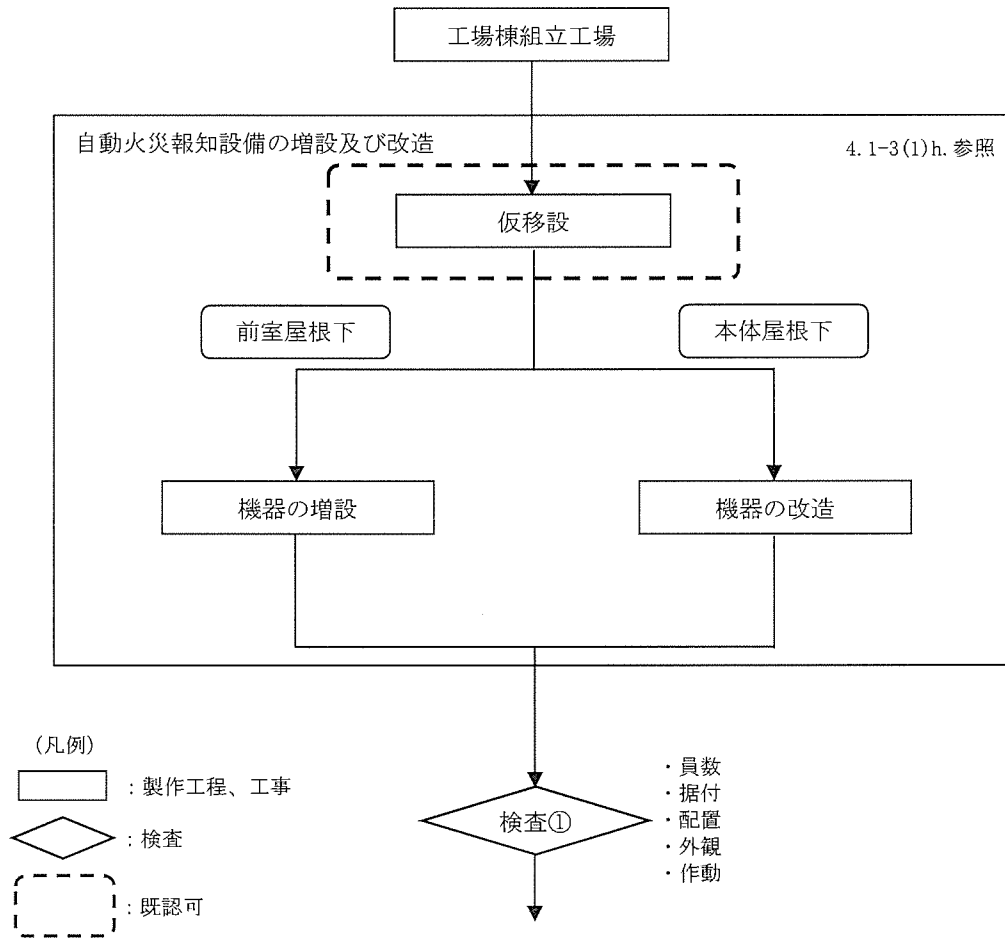
(図ホ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 3-6 非常用通報設備 (放送設備) の復旧の手順フロー図



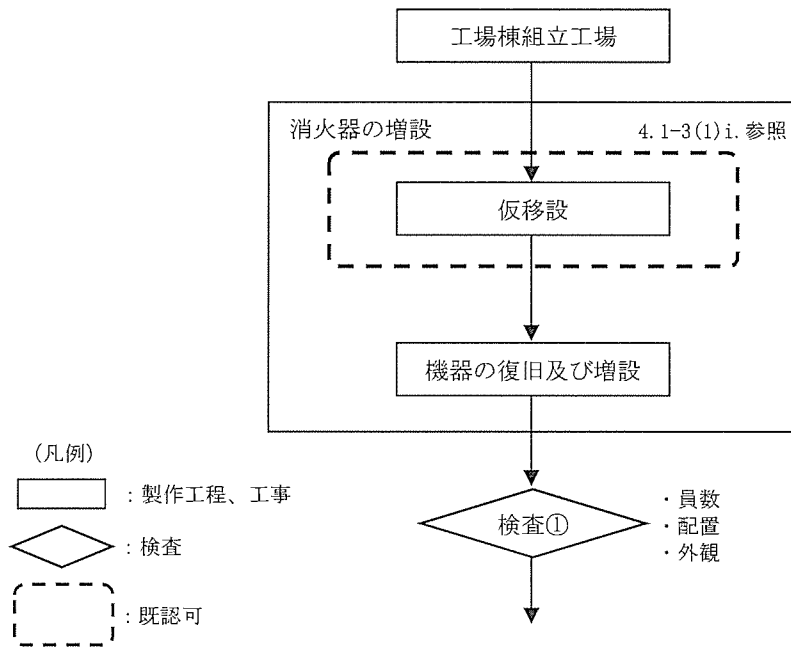
(図ホ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 3-7 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設の手順フロー図



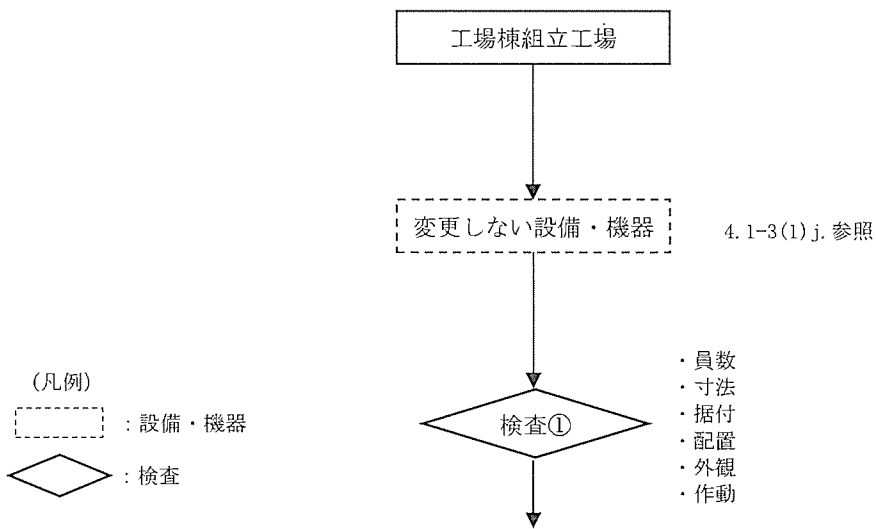
(図ホ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 3-8 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の増設及び改造の手順フロー図



(図ホ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 3-9 消火設備(消火器)の増設の手順フロー図



(図ホ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 3-10 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査手順フロー図



(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I - 2 検査の項目及び方法の表1-2-3に示す。

#### 4. 1-4 第2核燃料倉庫の非常用設備

##### (1) 手順

今回申請の第2核燃料倉庫の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、今回申請の非常用設備の取り外し対象機器を表リ-10に示す。

工場室内の第1種管理区域の負圧維持、閉じ込めに必要な系統は、工事の進捗に合わせ切り替えをしながら運転を行う。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設及び復旧<sup>注1)</sup>：図リ建-8に示す第2核燃料倉庫前室の非常用照明を取り外し仮移設及び復旧により、事故発生時における照明の確保を図る
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設及び復旧<sup>注2)</sup>：図リ建-8に示す第2核燃料倉庫前室の誘導灯を取り外し、仮移設及び復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
- c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図リ建-8に示す本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る
- d. 緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設：図リ建-53に示す第2核燃料倉庫前室の屋根下に飛散防止用防護ネットの新設により、竜巻襲来時における建物内部から建物外部への飛散防止を図る  
なお、本工事は併設する除染室・分析室に含まれる
- e. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)固定式堰の新設：図リ建-65に示す本体及び前室の床に固定式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る
- f. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設：図リ建-19に示す本体に電話設備の増設により、工場外への通信連絡を図る
- g. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の改造<sup>注3)</sup>：図リ建-31に示す第2核燃料倉庫前室の自動火災報知設備を取り外し、仮移設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る
- h. 変更しない設備・機器(非常用通報設備(非常用ベル設備及び放送設備)、消火設備(屋外消火栓及び消火器))の検査：変更しない設備・機器である図リ建-19に示す非常ベル設備及び放送設備、図リ建-35に示す屋外消火栓及び図リ建-43に示す消火器の検査を行う。  
検査により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡及び初期消火における設備の確保を図る

注)：施工上の注意事項

注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明を取り外す場合は、所定の機能を発揮できる位置に非常用照明を代替措置として仮移設すること

注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯を取り外す場合は、その近傍の見やすい箇所に誘導標識を代替措置として所定の機能を発揮できる位置に仮移設すること

注3) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を取り外す場合は、代替措置として住宅用火災報知器を設置し未警戒区域を作らないようにし、所定の機能を発揮できる位置に仮移設すること

## (2) 工事上の注意事項

### a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

### b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

### c. 入退域・放射線管理

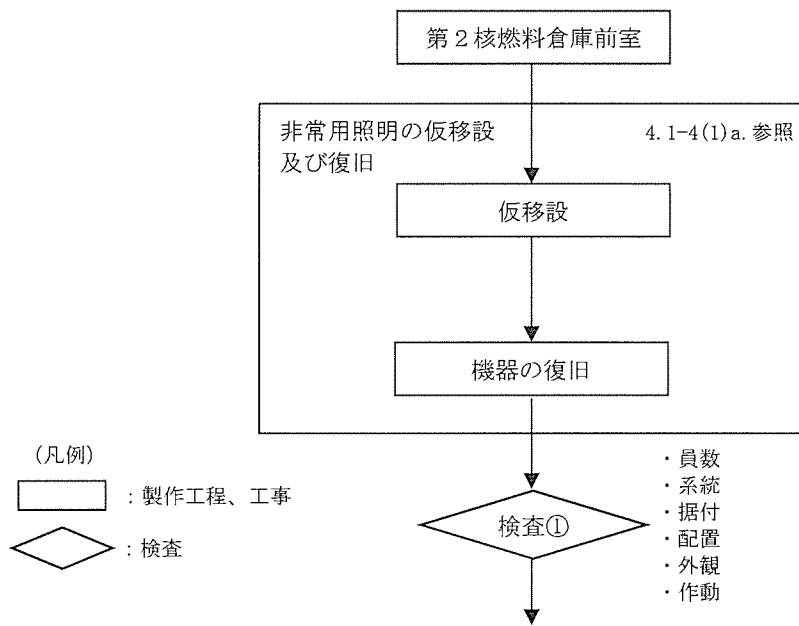
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

### d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

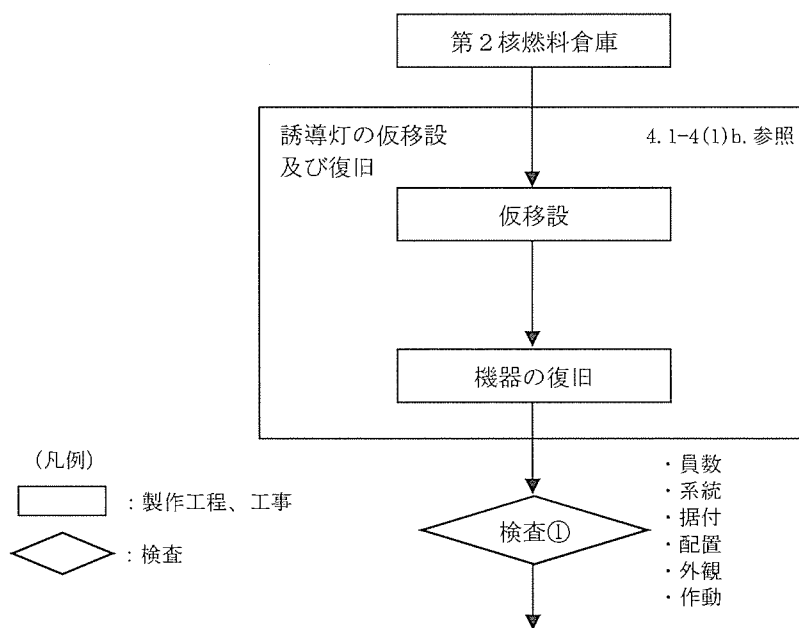
### e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



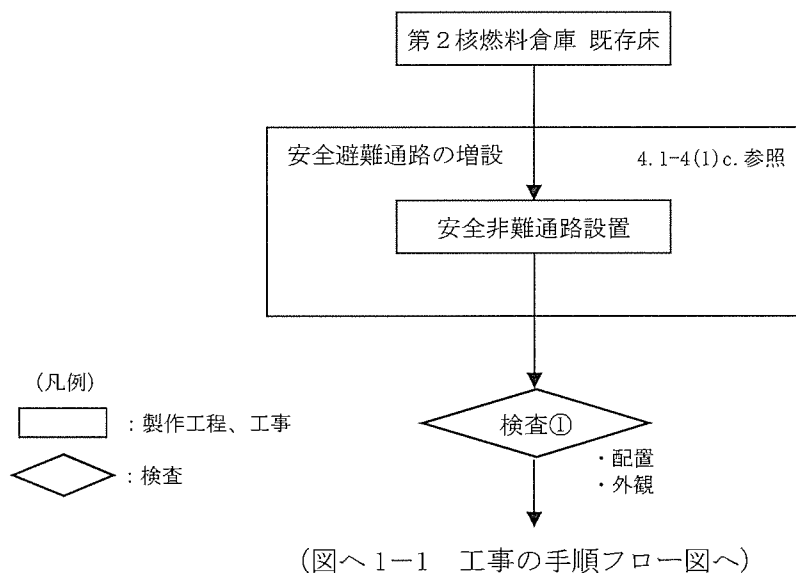
(図へ1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-1 緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設及び復旧の手順フロー図

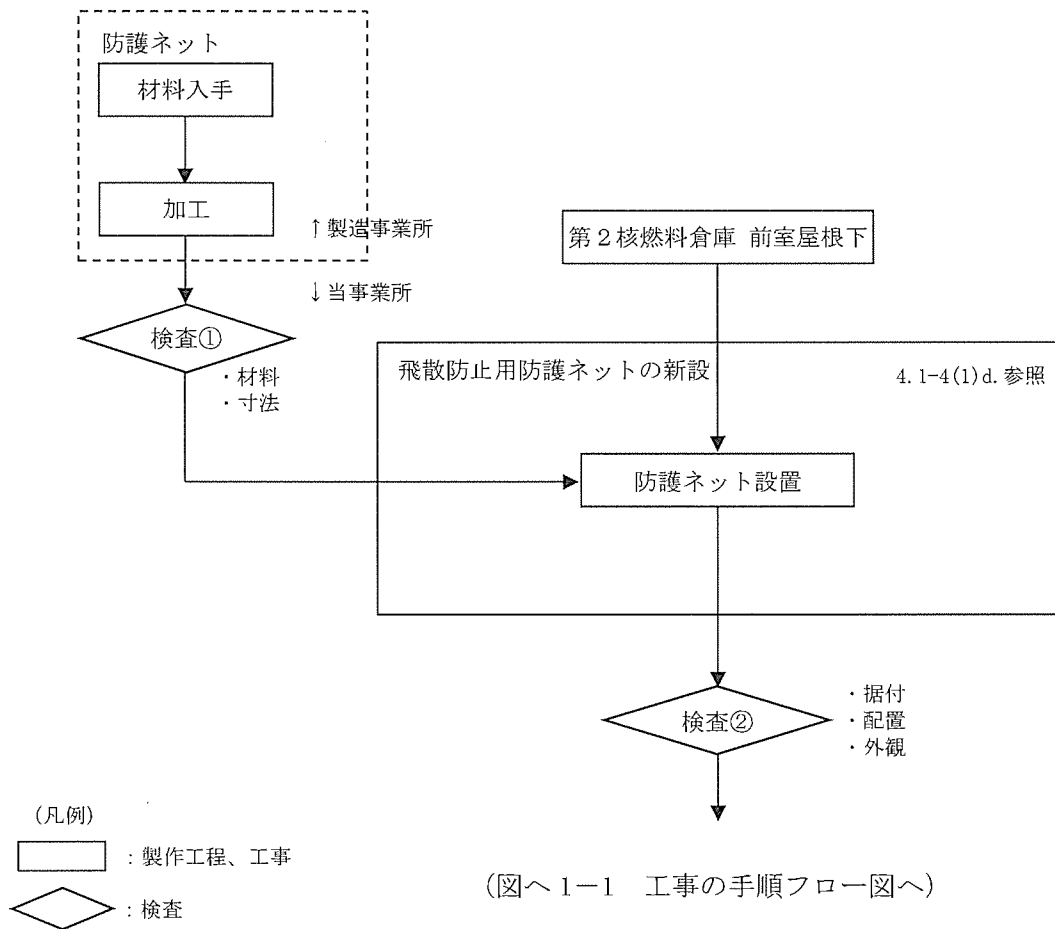


(図へ1-1 工事の手順フロー図へ)

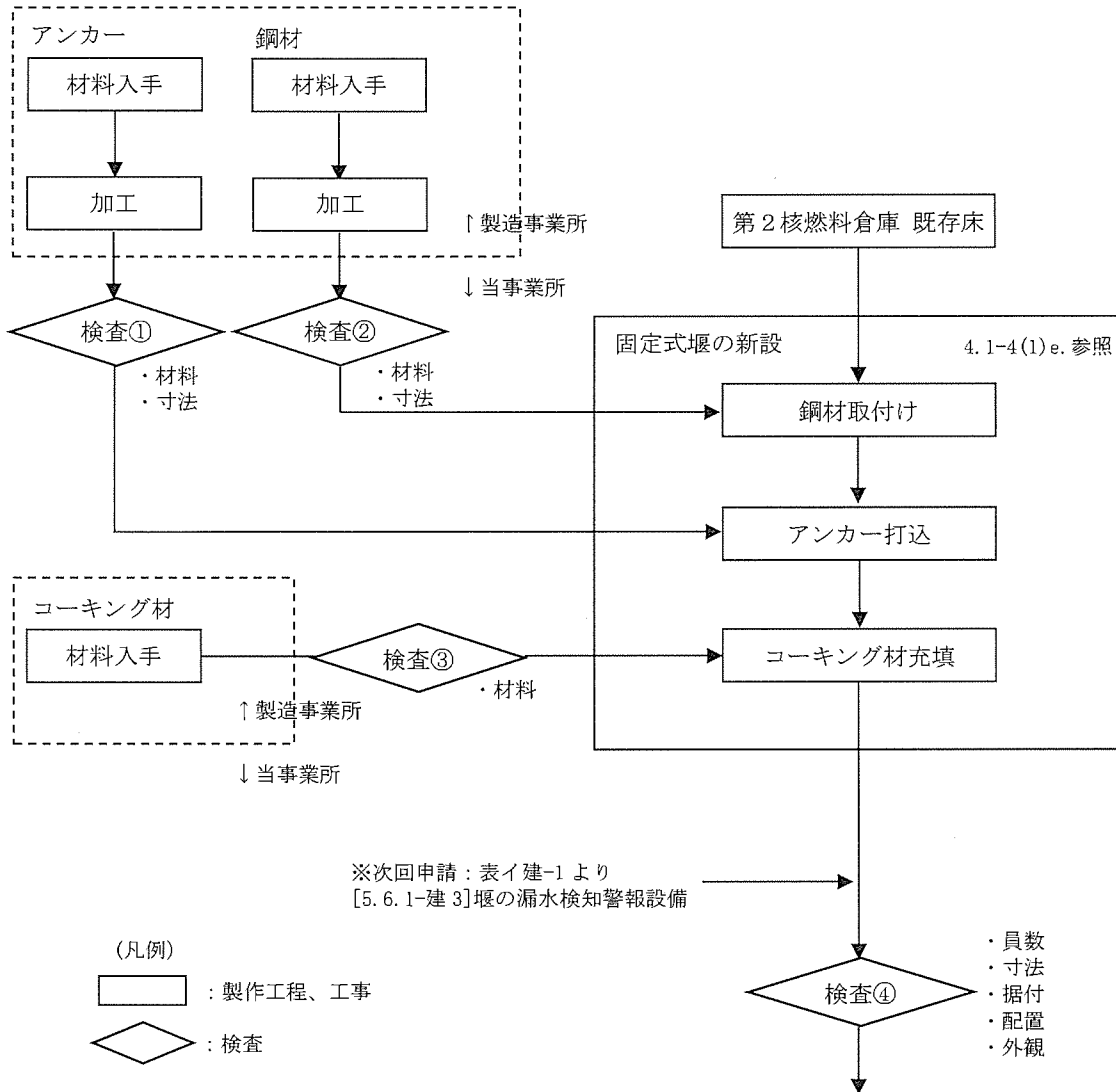
図リ 4-2 緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設及び復旧の手順フロー図



図リ 4-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図

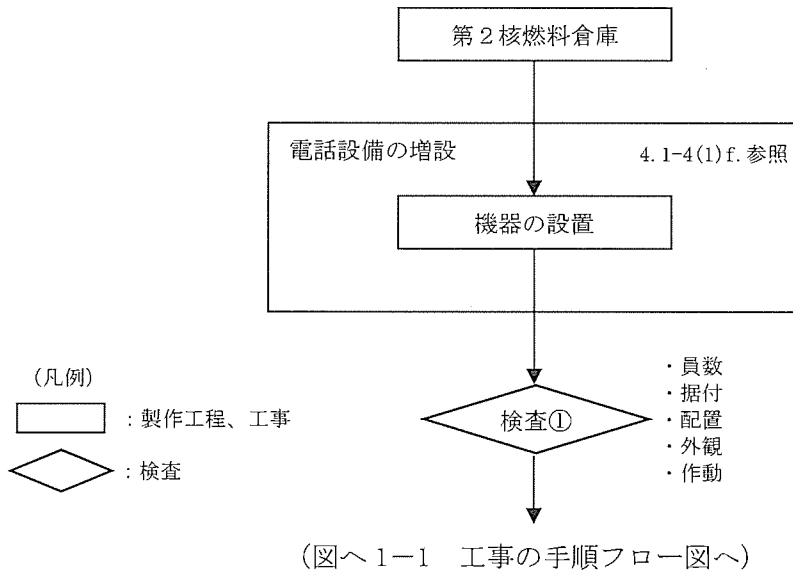


図リ 4-4 緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設の手順フロー図



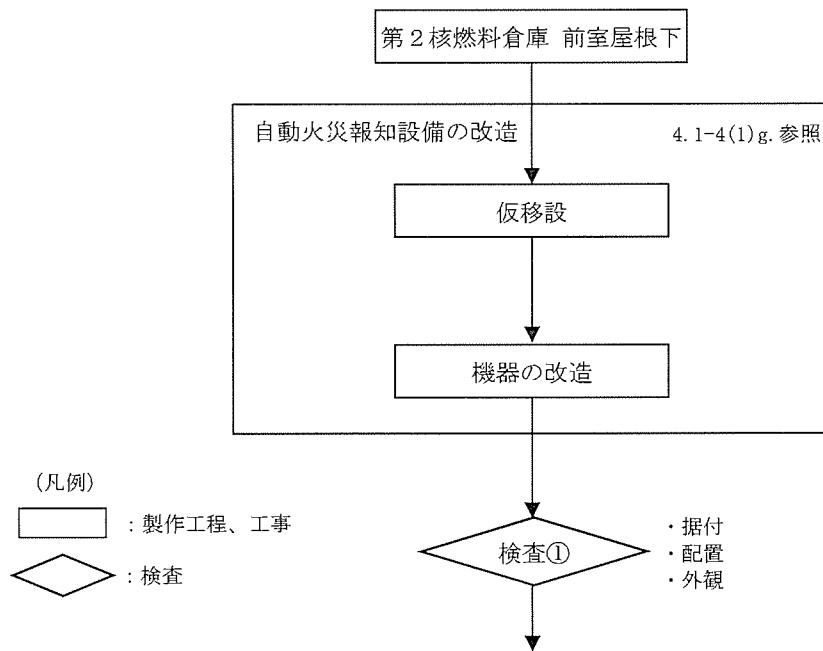
(図へ1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-5 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)固定式堰の新設の手順フロー図



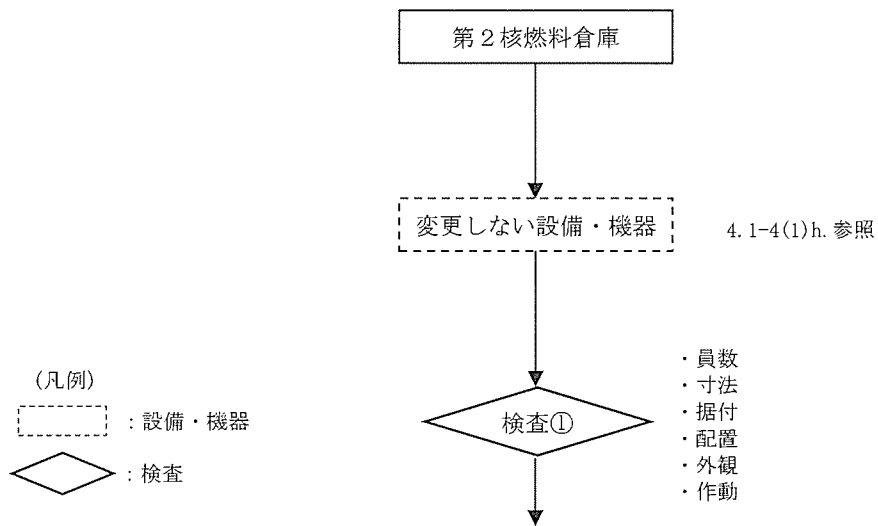
図リ 4-6 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設の手順フロー図





(図へ1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-7 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の改造の手順フロー図



(図へ1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-8 変更しない設備・機器(非常用通報設備(非常用ベル設備及び放送設備)、消火設備(屋外消火栓及び消火器))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I - 2 検査の項目及び方法の表1-2-4に示す。

#### 4. 1-5 容器管理棟の非常用設備

##### (1) 手順

今回申請の容器管理棟の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、今回申請の非常用設備の取り外し対象機器を表り-10に示す。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設及び復旧<sup>注1)</sup>：図り建-9に示す非常用照明を取り外し、仮移設及び復旧により、事故発生時における照明の確保を図る
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設及び復旧<sup>注2)</sup>：図り建-9に示す誘導灯を取り外し、仮移設及び復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
- c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図り建-9に示す前室の床に安全避難通路を増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る
- d. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設：図り建-20に示す本体に電話設備の増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る
- e. 変更しない設備・機器の検査：変更しない設備・機器である図り建-20に示す非常ベル設備及び放送設備、図り建-32に示す自動火災報知設備、図り建-44に示す消火器及び図り建-35に示す屋外消火栓の検査を行う。

検査により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡及び初期消火における設備の確保を図る

##### 注)：施工上の注意事項

注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明を取り外す場合は、所定の機能を発揮できる位置に非常用照明を代替措置として仮移設すること

注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯を取り外す場合は、その近傍の見やすい箇所に誘導標識を代替措置として所定の機能を発揮できる位置に仮移設すること

##### (2) 工事上の注意事項

###### a. 一般事項

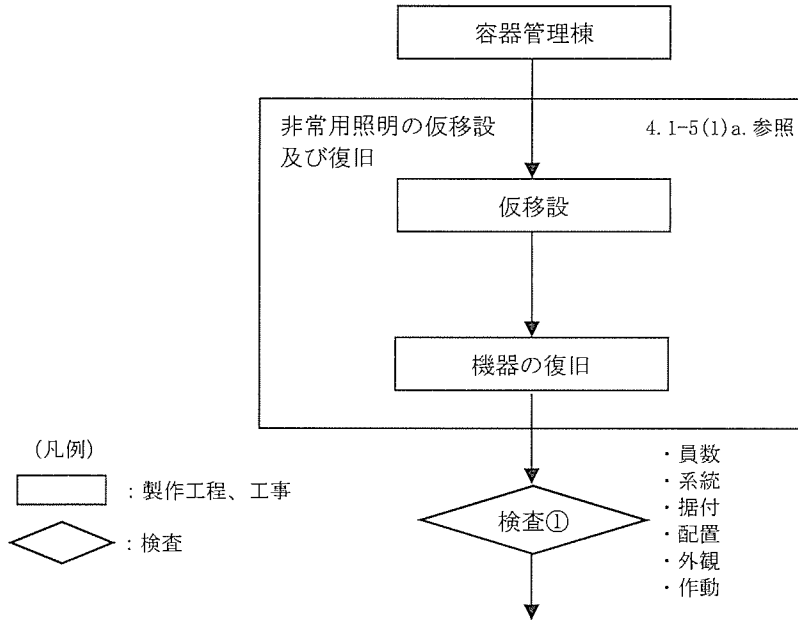
- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

###### b. 安全管理(防火を含む)

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実

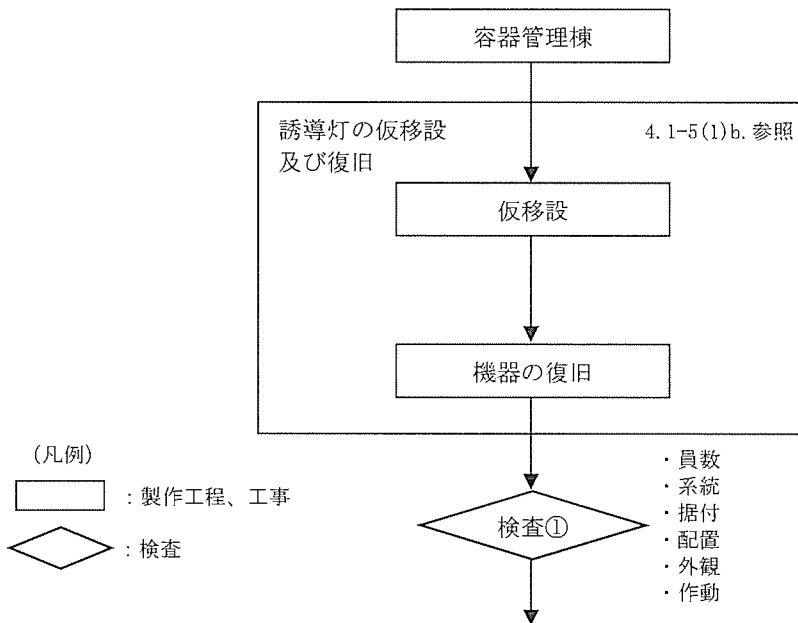
施する。

- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
- c. 入退域・放射線管理
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- d. その他
- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。
- e. 緊急時の対応
- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
  - ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



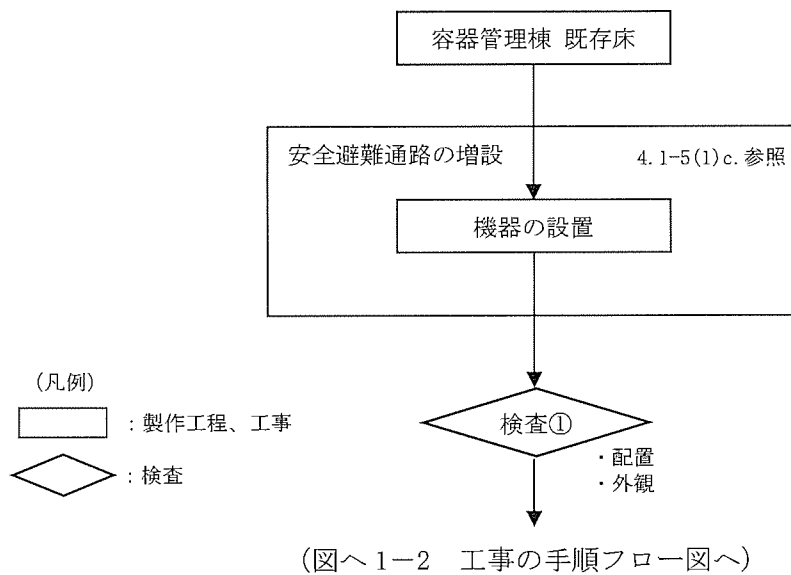
(図へ1-2 工事の手順フロー図へ)

図リ 5-1 緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設及び復旧の手順フロー図

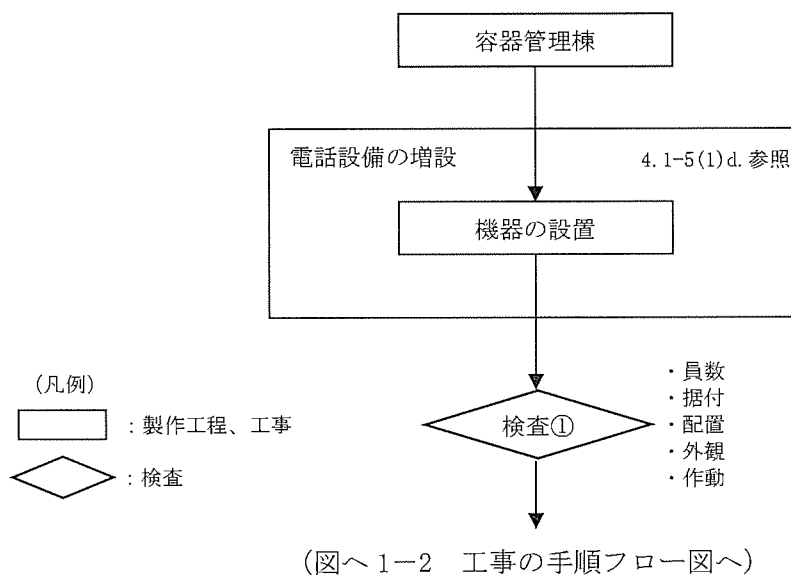


(図へ1-2 工事の手順フロー図へ)

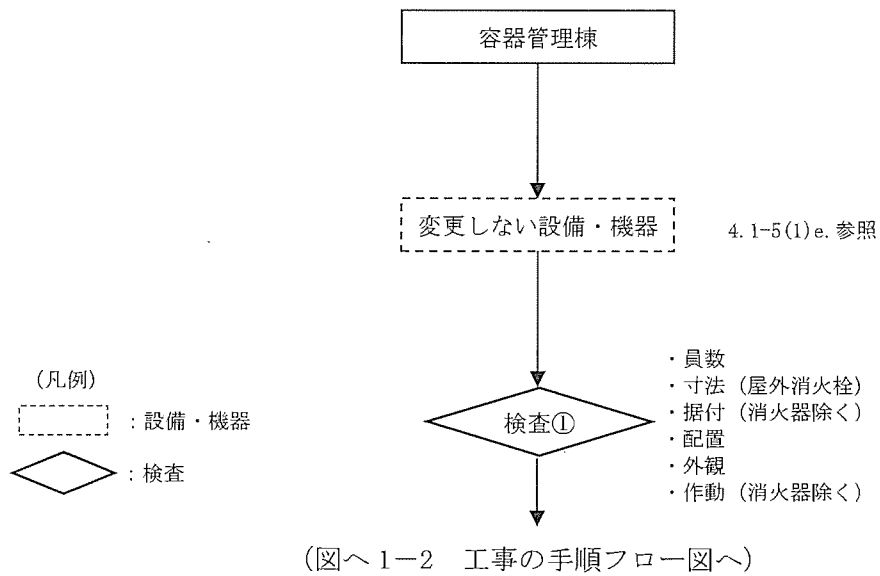
図リ 5-2 緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設及び復旧の手順フロー図



図リ 5-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図



図リ 5-4 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設の手順フロー図



図リ 5-5 変更しない設備・機器の検査手順フロー図



(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I - 2 検査の項目及び方法の表1-2-5に示す。

#### 4. 1-6 放射線管理棟の非常用設備

##### (1) 手順

今回申請の放射線管理棟の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表リ-9に示す。

工場室内の第1種管理区域の負圧維持、閉じ込めに必要な系統は、工事の進捗に合わせ切り替えをしながら運転を行う。

工事中、安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧<sup>注1)</sup>：図リ建-10に示す仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧<sup>注2)</sup>：図リ建-10に示す仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
- c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図リ建-10に示す本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る
- d. 緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設：図リ建-54に示す放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の屋根下に飛散防止用防護ネットの新設により、竜巻襲来時における建物内部から建物外部への飛散防止を図る
- e. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)固定式堰の新設：図リ建-67に示す本体の床に固定式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る
- f. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)脱着式堰の新設：図リ建-67に示す本体の床に脱着式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る
- g. 非常用通報設備(放送設備)の復旧<sup>注3)</sup>：図リ建-21に示す仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
- h. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設<sup>注4)</sup>：図リ建-21に示す仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る
- i. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の改造<sup>注5)</sup>：図リ建-33に示す仮移設した自動火災報知設備の復旧及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る
- j. 消火設備(消火器)の復旧<sup>注6)</sup>：図リ建-45に示す仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る
- k. 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査：変更しない設備である図リ建-35に示す屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る

注)：注意事項

注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既認可

注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既認可

注3) 非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既認可

注4) 非常用設備のうち非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の仮移設は既認可

注5) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設は既認可

注6) 非常用設備のうち消火設備(消火器)の仮移設は既認可

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

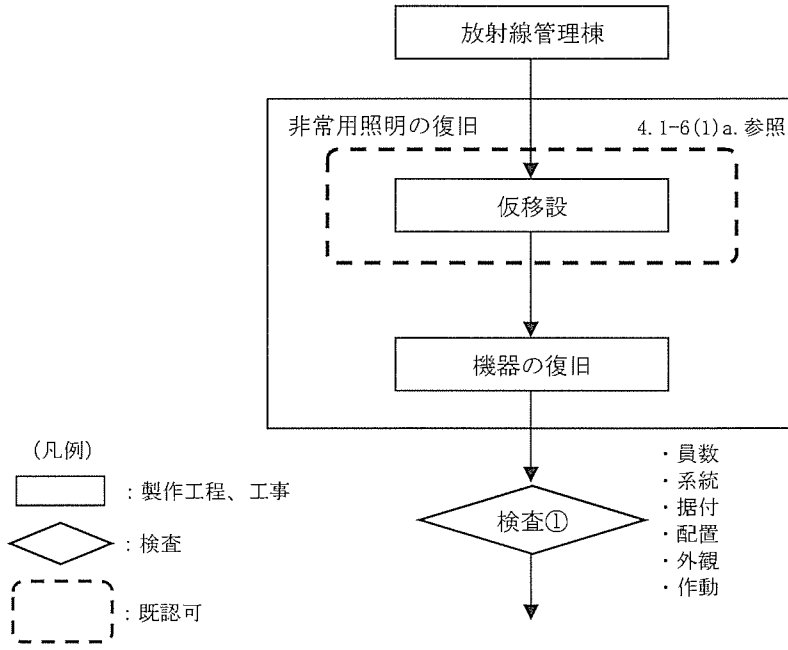
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

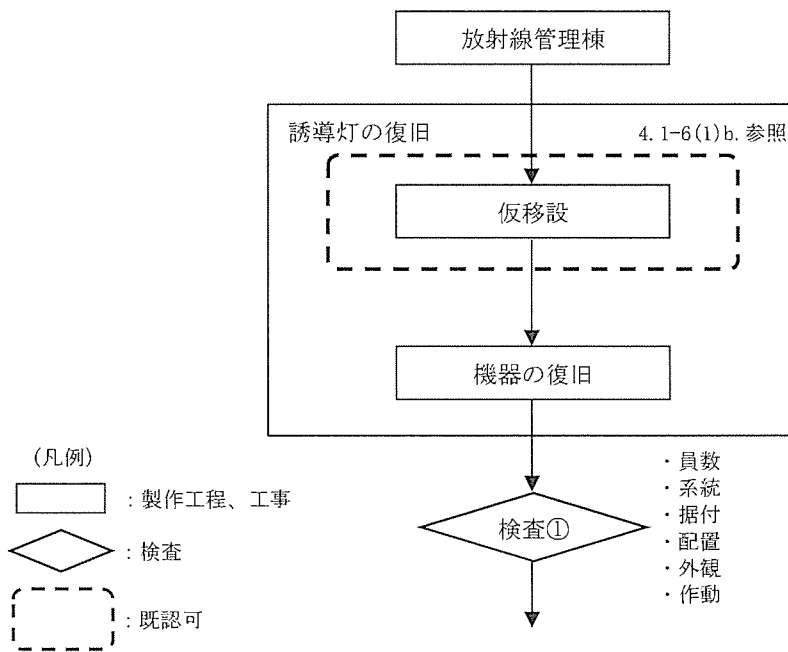
e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



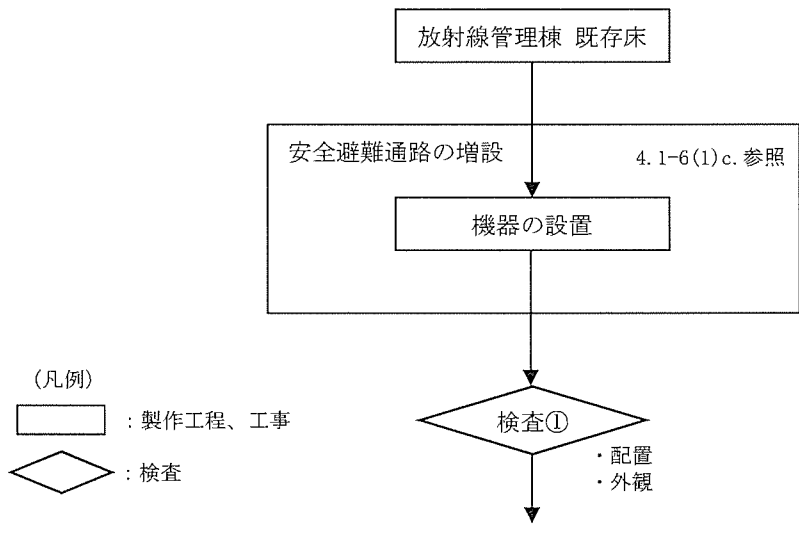
(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 6-1 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧の手順フロー図



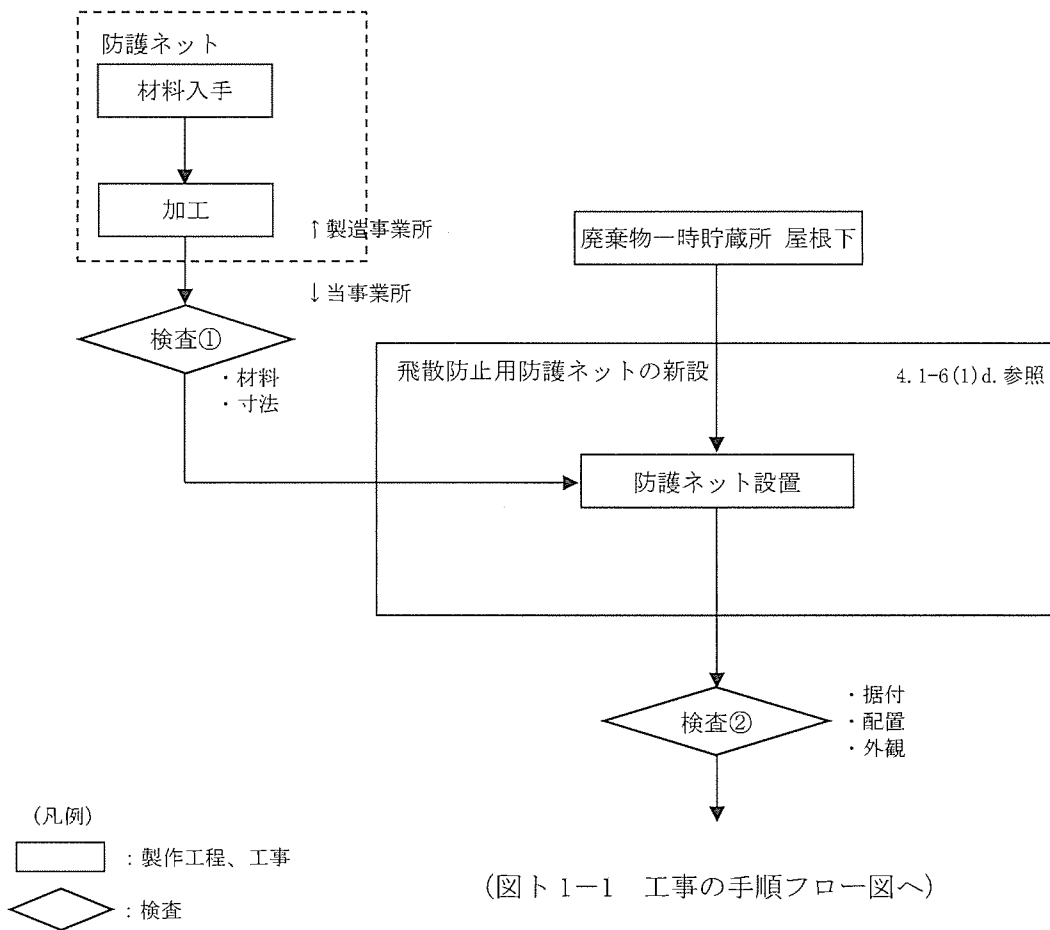
(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 6-2 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧の手順フロー図

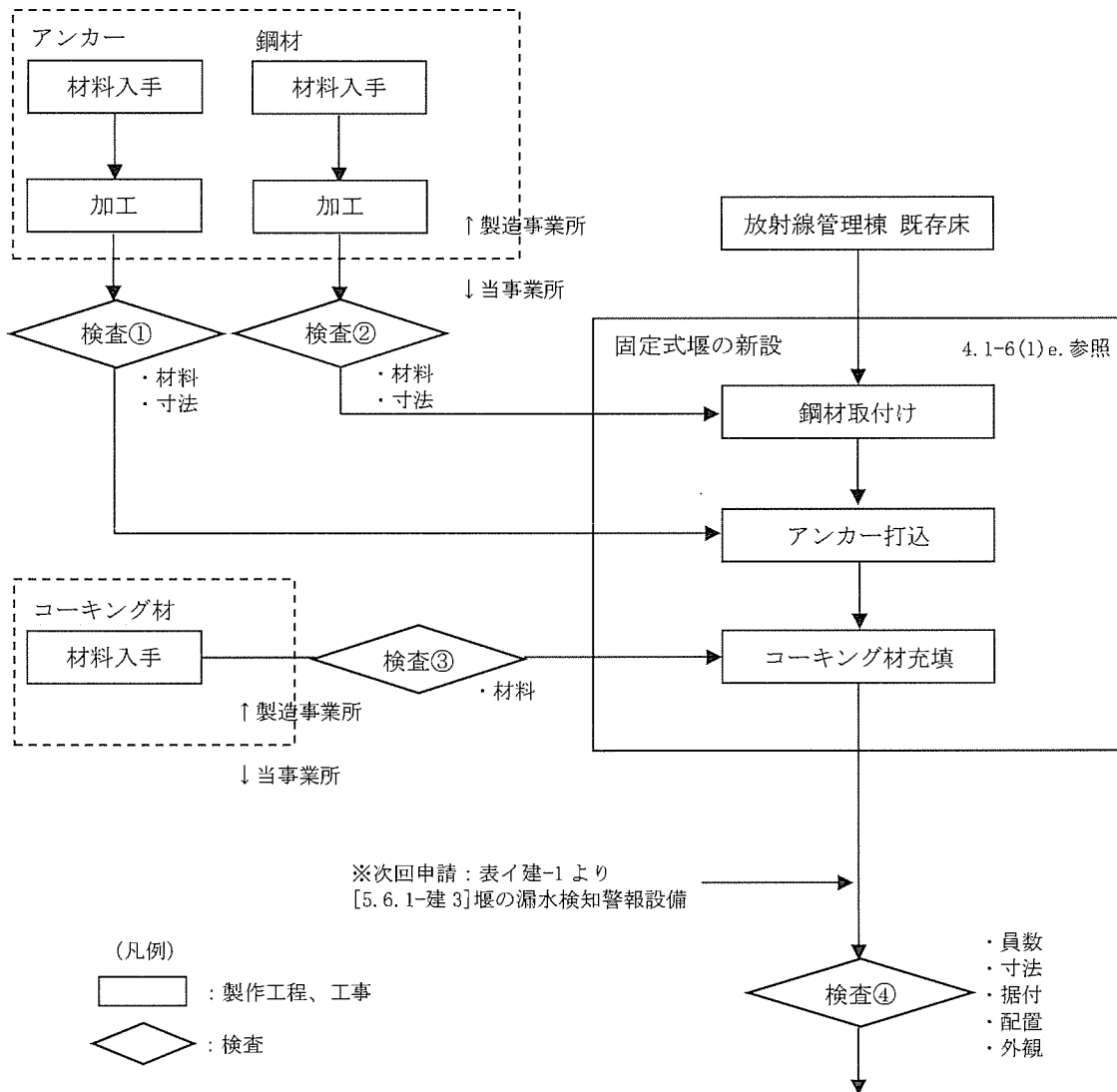


(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 6-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図

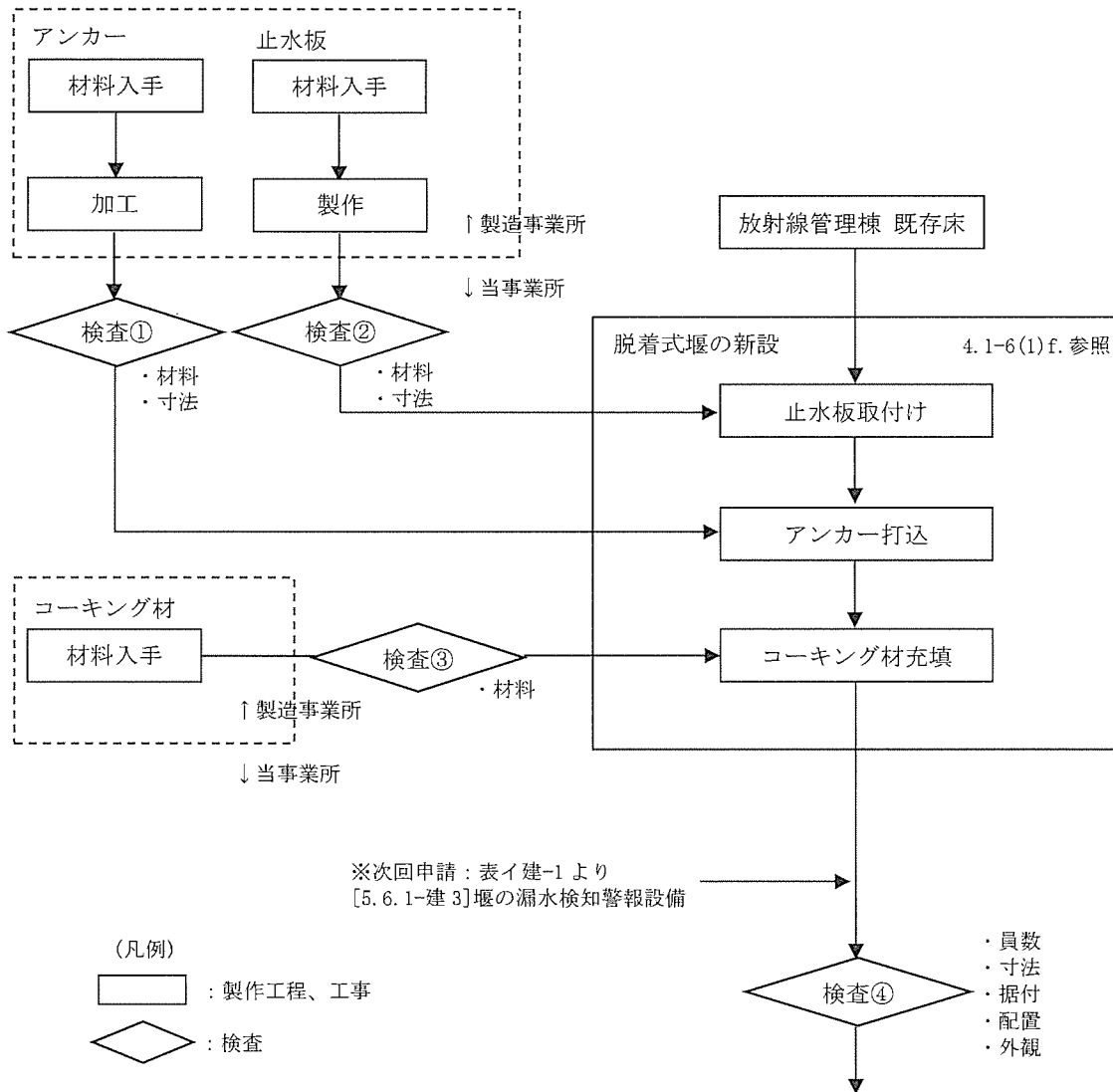


図リ 6-4 緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設の手順フロー図



(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

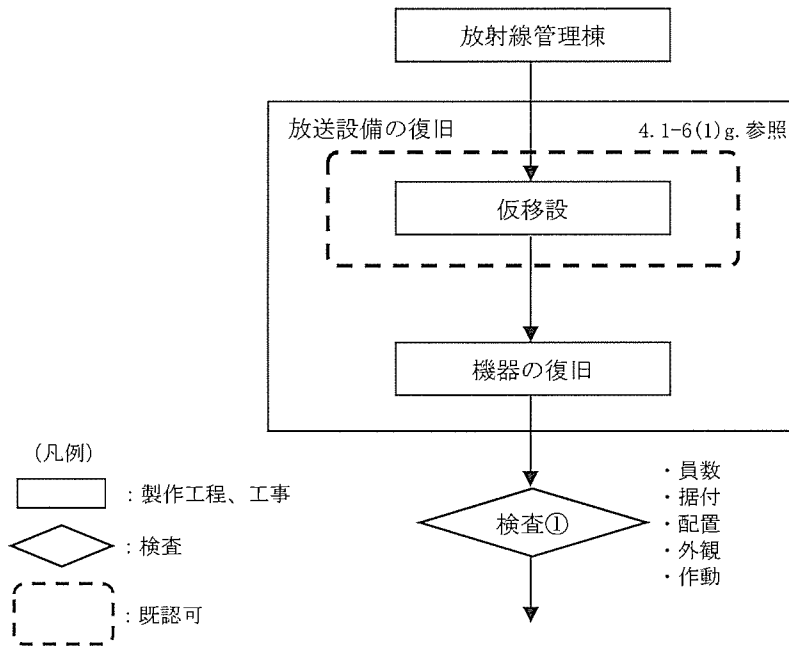
図リ 6-5 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用) 固定式堰の新設の手順フロー図



(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

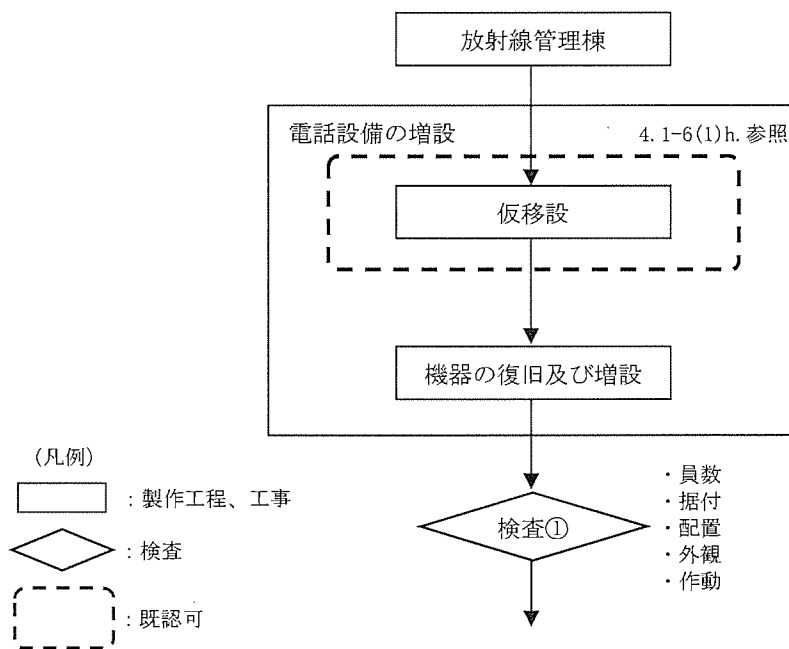
図リ 6-6 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用) 脱着式堰の新設の手順フロー図





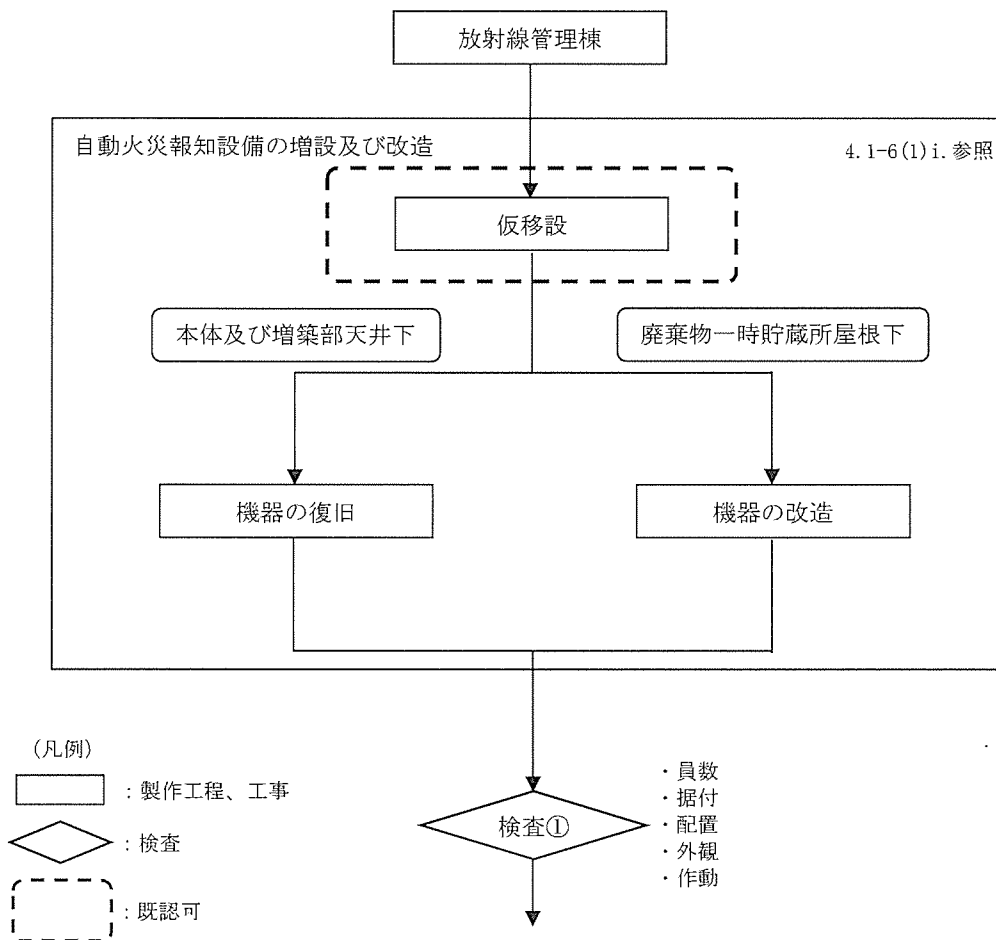
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ6-7 非常用通報設備(放送設備)の復旧の手順フロー図



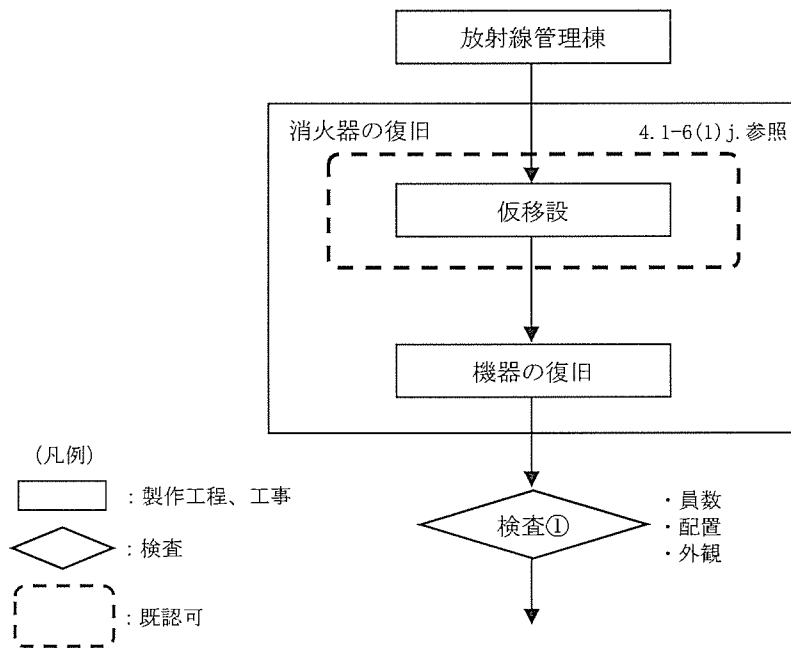
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ6-8 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設の手順フロー図



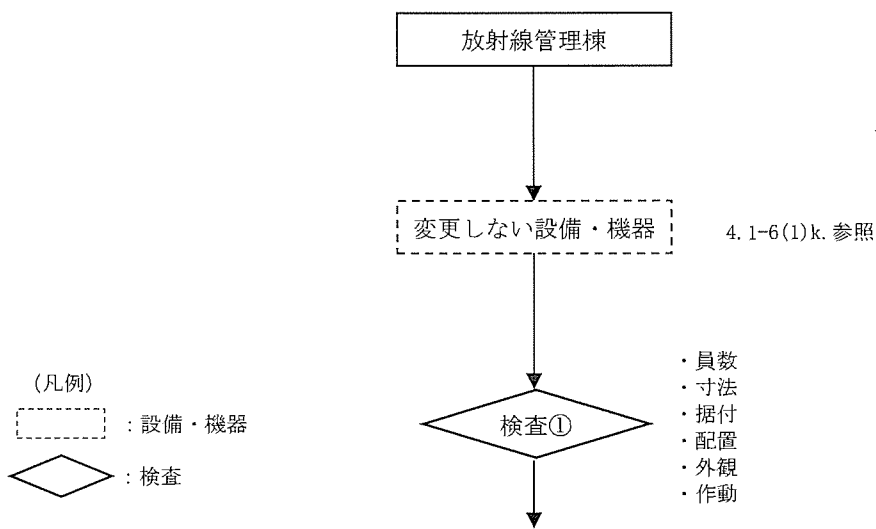
(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 6-9 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の改造の手順フロー図



(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 6-10 消火設備(消火器)の復旧の手順フロー図



(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 6-11 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I - 2 検査の項目及び方法の表1-2-6に示す。

#### 4. 1-7 放射線管理棟前室の非常用設備

##### (1) 手順

今回申請の放射線管理棟前室の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の増設：図り建-10に示す放射線管理棟前室に非常用照明の増設により、事故発生時における照明の確保を図る
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の増設：図り建-10に示す放射線管理棟前室に誘導灯の増設により、事故発生時における避難経路の支持を図る
- c. 非常用通報設備(放送設備)の増設：図り建-21に示す放射線管理棟前室に放送設備の増設により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
- d. 自動火災報知設備(火災感知設備)の増設：図り建-33に示す放射線管理棟前室に火災感知設備の増設により、事故発生時における火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る
- e. 消火設備(消火器)の増設：図り建-45に示す放射線管理棟前室に消火設備の増設により、初期消火における設備の確保を図る
- f. 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査：変更しない設備である図り建-35に示す屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る

##### (2) 工事上の注意事項

###### a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

###### b. 安全管理（防火を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 高所作業等、作業員、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

###### c. 入退域・放射線管理

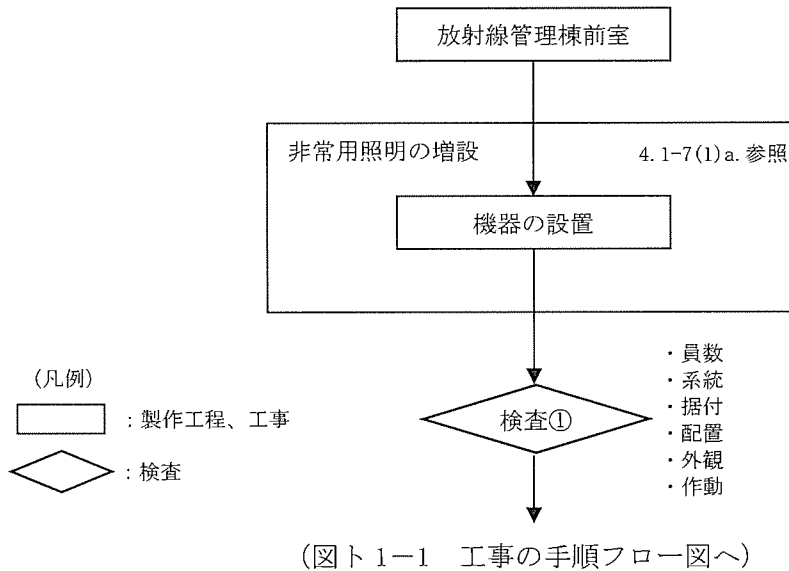
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業員は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

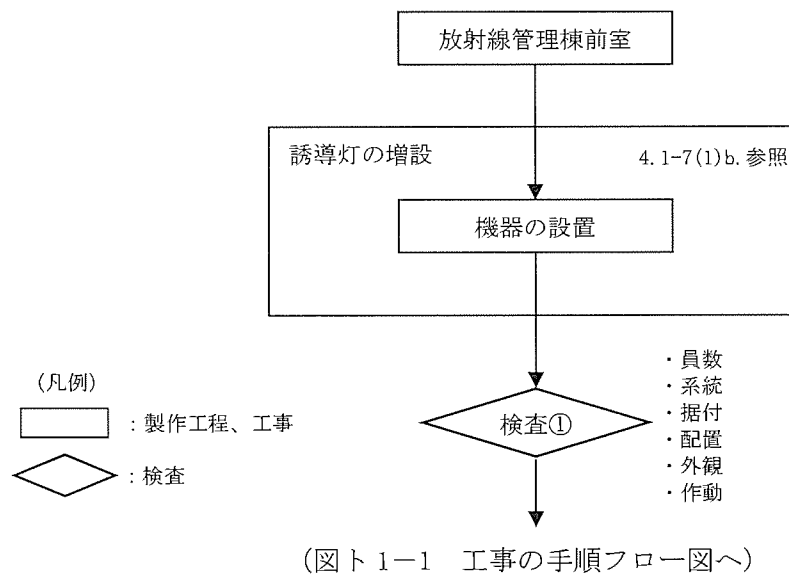
- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

e. 緊急時の対応

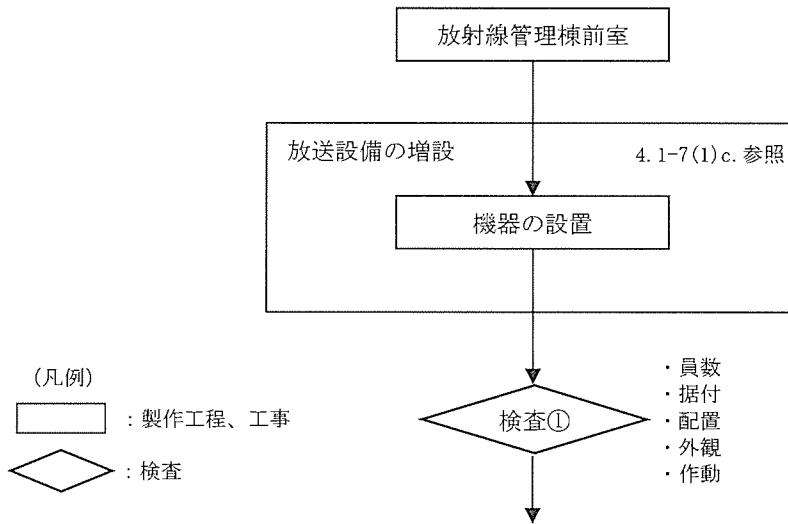
- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



図リ 7-1 緊急対策設備(1)非常用照明の増設の手順フロー図

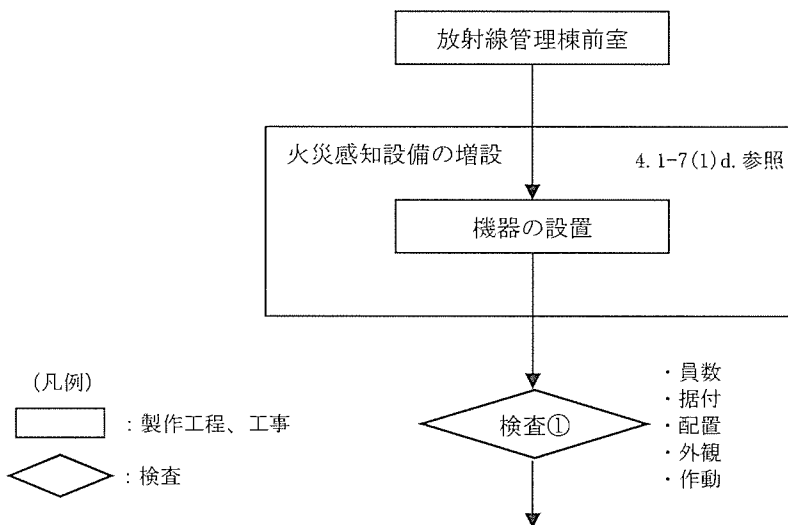


図リ 7-2 緊急対策設備(1)誘導灯の増設の手順フロー図



(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

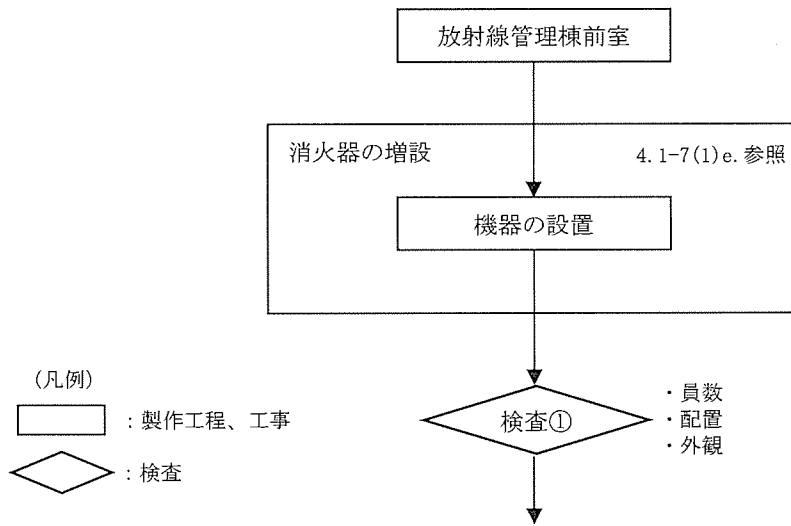
図リ 7-3 非常用通報設備(放送設備)の増設の手順フロー図



(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

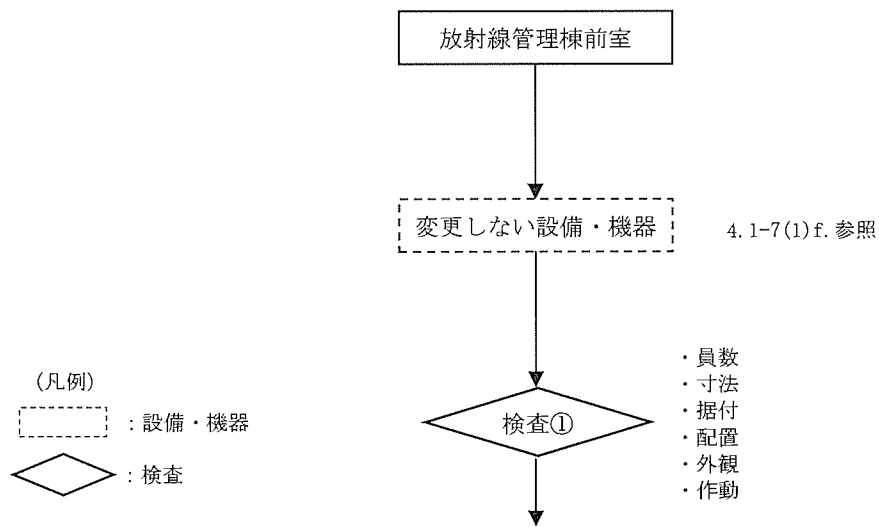
図リ 7-4 自動火災報知設備(火災感知設備)の増設の手順フロー図





(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ7-5 消火設備(消火器)の増設の手順フロー図



(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ7-6 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I - 2 検査の項目及び方法の表1-2-7に示す。

#### 4. 1-8 除染室・分析室の非常用設備

##### (1) 手順

今回申請の除染室・分析室の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表り-9に示す。

工場室内の第1種管理区域の負圧維持、閉じ込めに必要な系統は、工事の進捗に合わせ切り替えをしながら運転を行う。

工事中、安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧<sup>注1)</sup>：仮移設した図り建-11に示す非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧<sup>注2)</sup>：仮移設した図り建-11に示す誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
- c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図り建-11に示す本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る
- d. 緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設：図り建-55に示す本体の屋根下に飛散防止用防護ネットの新設により、竜巻襲来時における建物内部から建物外部への飛散防止を図る  
また、本工事は併設する第2核燃料倉庫前室も含む
- e. 緊急対策設備(3)固定式堰（内部溢水止水用）の新設：図り建-66に示す本体の床に固定式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る
- f. 緊急対策設備(3)脱着式堰（内部溢水止水用）の新設：図り建-66に示す本体の床に脱着式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る
- g. 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧<sup>注3)</sup>：仮移設した図り建-22に示す非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る
- h. 非常用通報設備(放送設備)の復旧<sup>注4)</sup>：仮移設した図り建-22に示す放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
- i. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設<sup>注5)</sup>：仮移設した図り建-22に示す電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る
- j. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の改造<sup>注6)</sup>：仮移設した図り建-34に示す自動火災報知設備の復旧及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る
- k. 消火設備(消火器)の復旧<sup>注7)</sup>：仮移設した図り建-46に示す消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る
- l. 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査：変更しない設備である図り建-35に示す屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る

注)：注意事項

注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既認可

注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既認可

注3) 非常用設備のうち非常用通報設備(非常ベル設備)の仮移設は既認可

注4) 非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既認可

注5) 非常用設備のうち非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の仮移設は既認可

注6) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設は既認可

注7) 非常用設備のうち消火設備(消火器)の仮移設は既認可

## (2) 工事上の注意事項

### a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

### b. 安全管理(防火、汚染防止を含む)

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

### c. 入退域・放射線管理

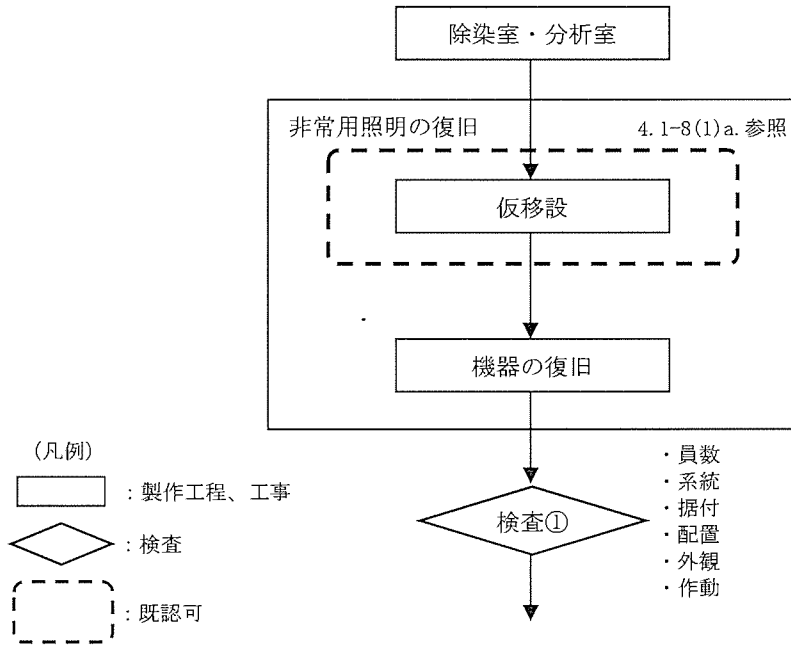
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

### d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

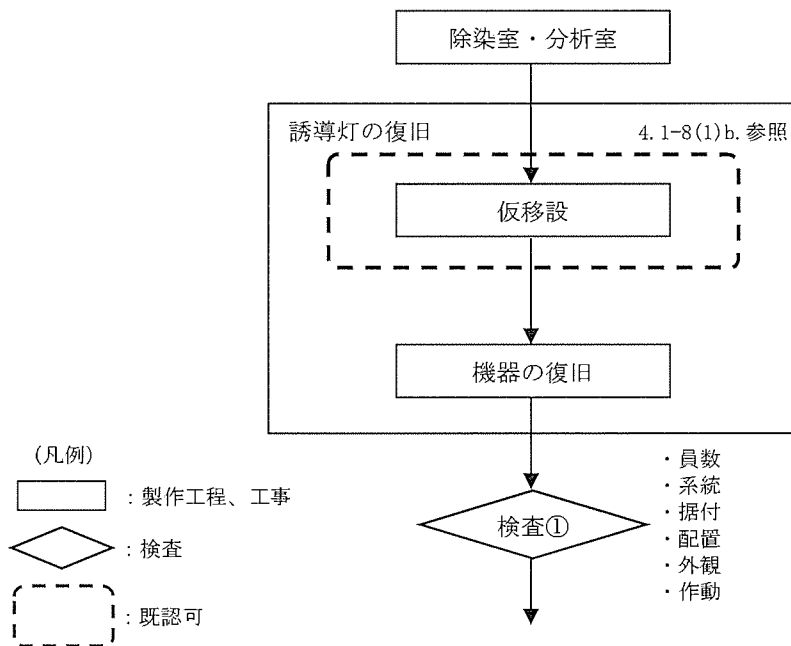
### e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態(火災・救急等)が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



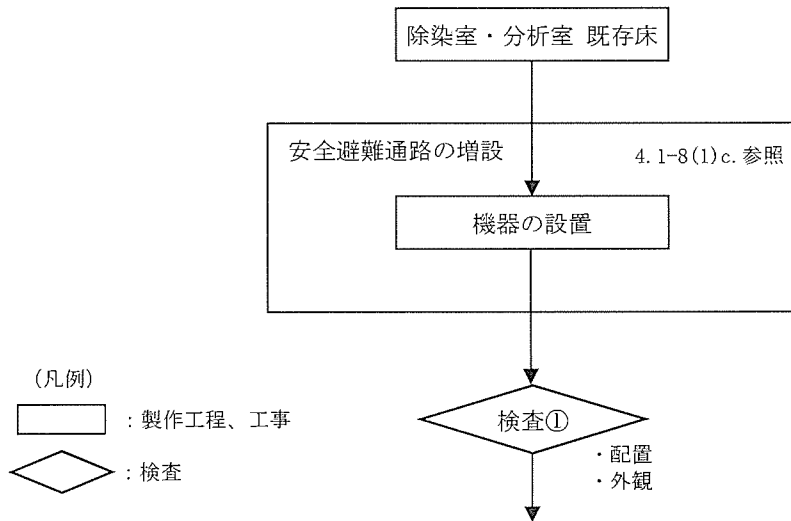
(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ8-1 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧の手順フロー図



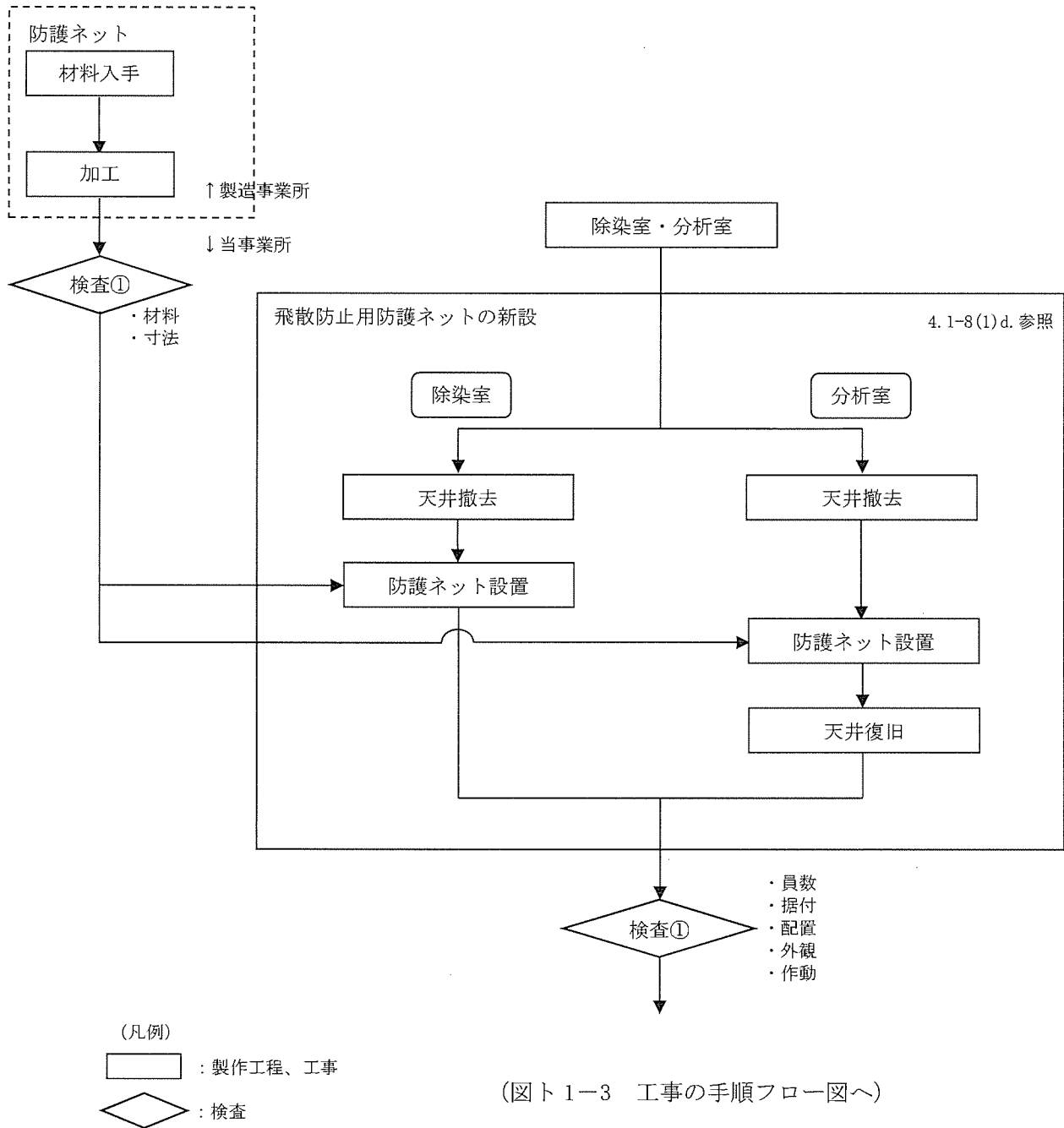
(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ8-2 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧の手順フロー図

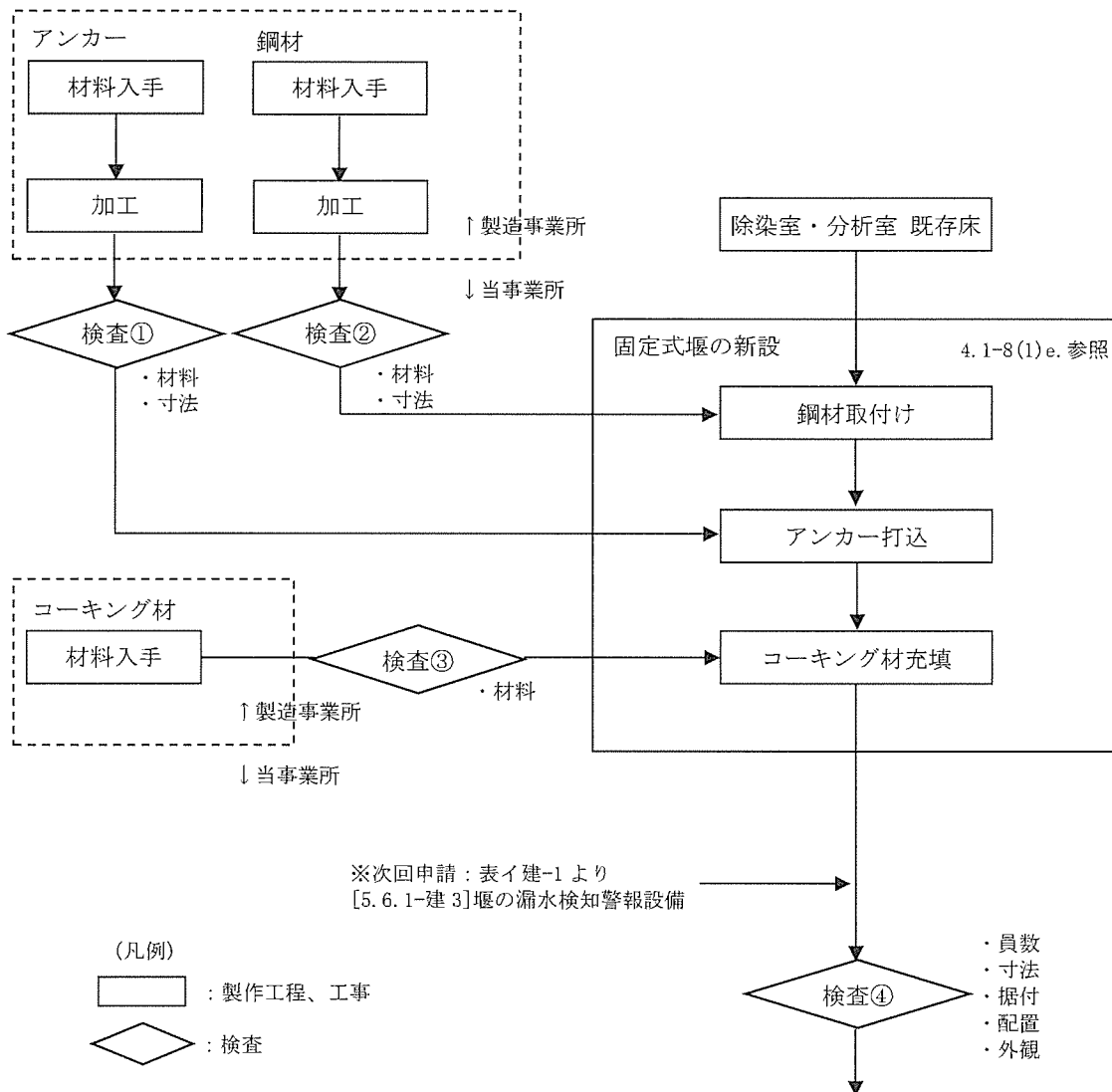


(図ト 1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ 8-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図



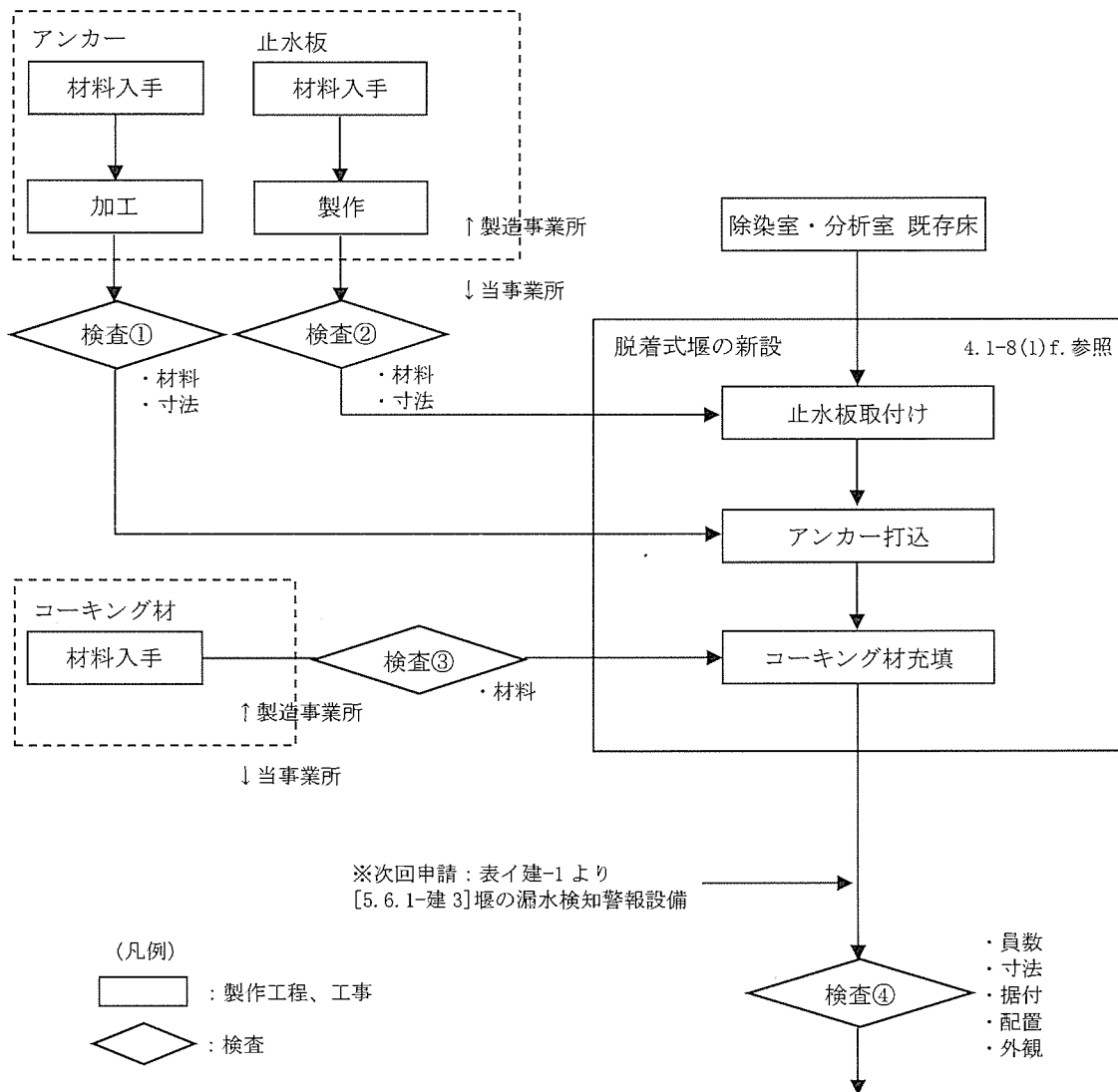
図リ 8-4 緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設の手順フロー図



(図ト 1-3 工事の手順フロー図へ)

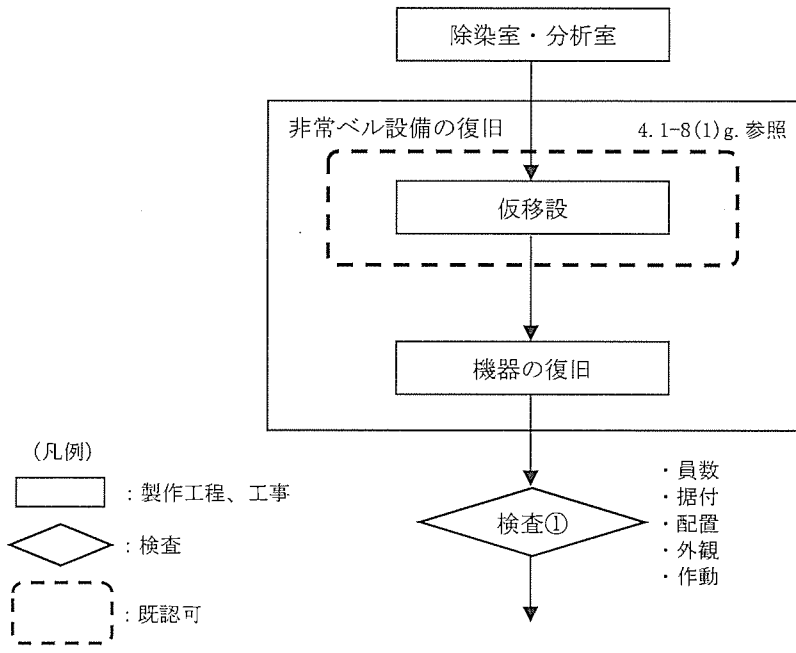
図リ 8-5 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)固定式堰の新設の手順フロー図





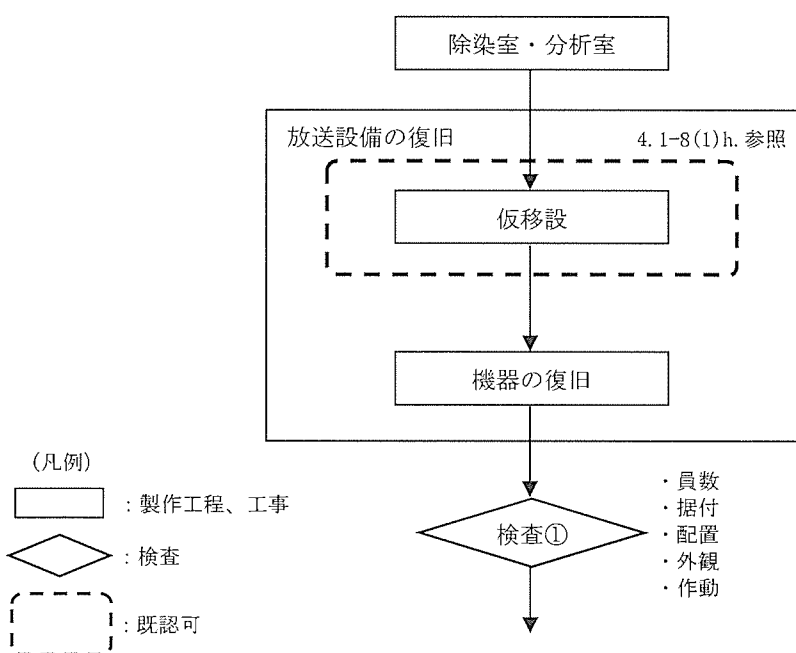
(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ 8-6 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)脱着式堰の新設の手順フロー図



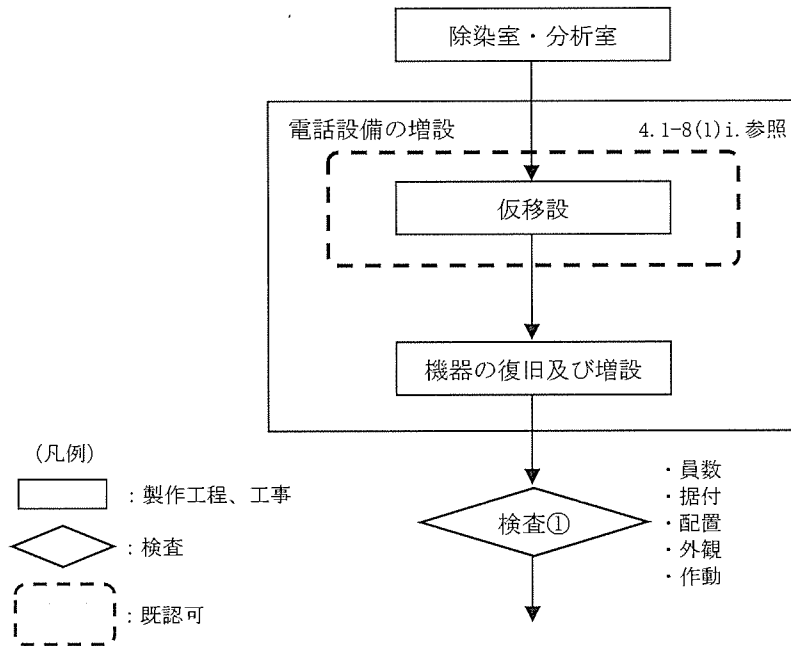
(図ト 1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ 8-7 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧の手順フロー図



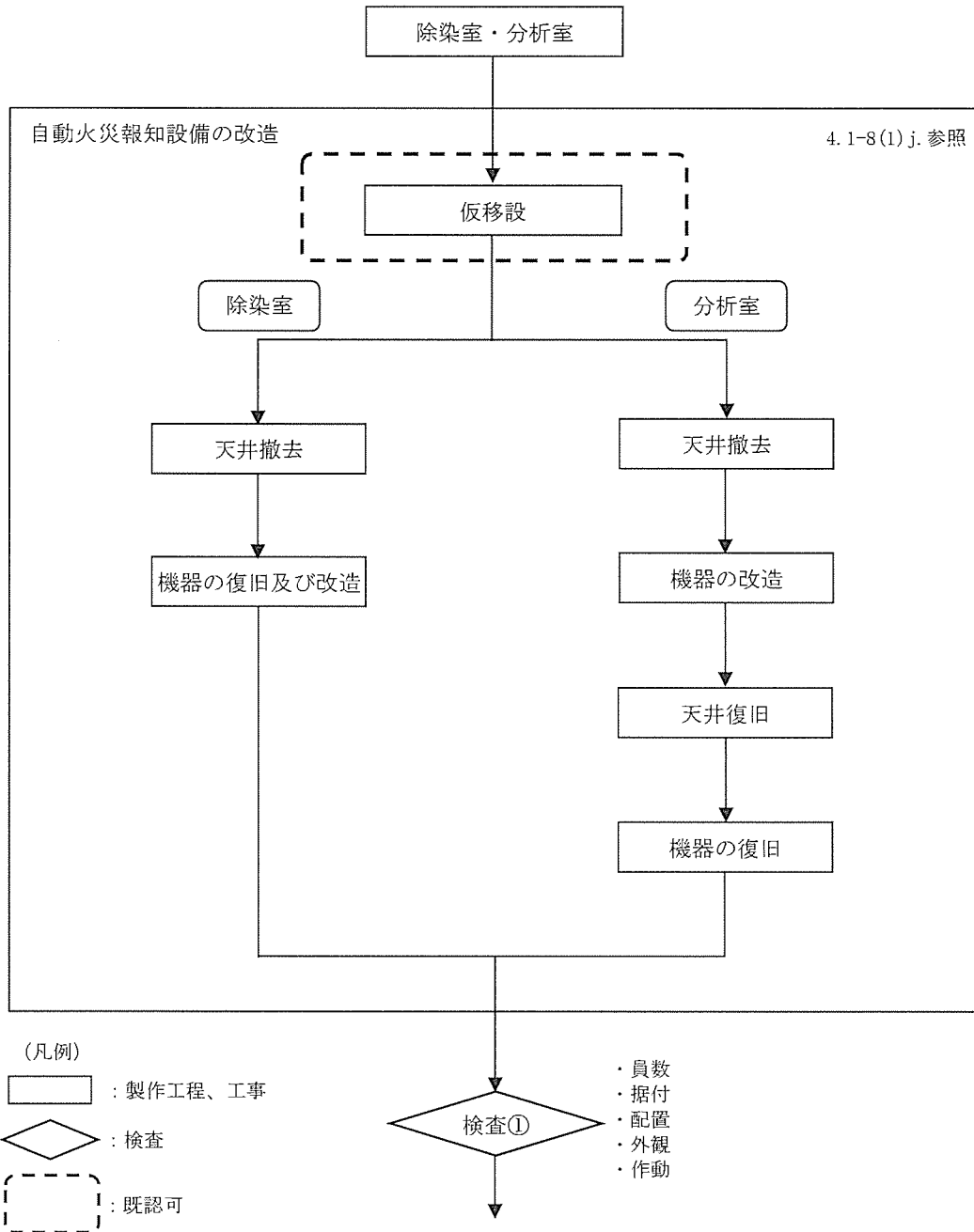
(図ト 1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ 8-8 非常用通報設備(放送設備)の復旧の手順フロー図



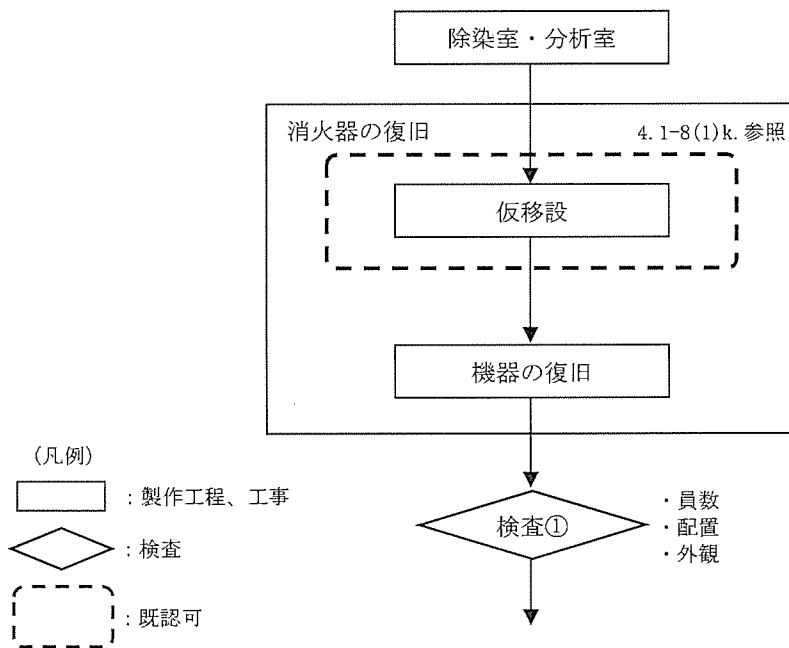
(図ト 1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ 8-9 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設の手順フロー図



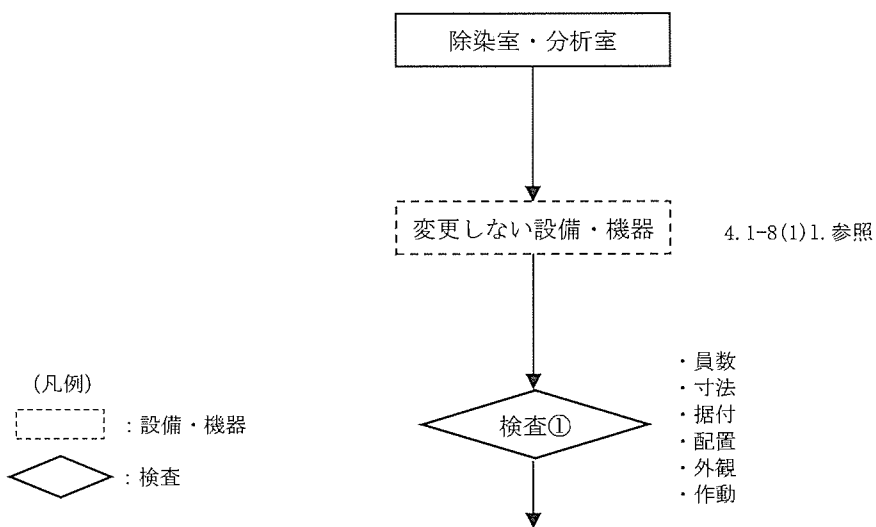
(図ト 1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ 8-10 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の改造の手順フロー図



(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ 8-11 消火設備(消火器)の復旧の手順フロー図



(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ 8-12 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I - 2 検査の項目及び方法の表1-2-8に示す。

#### 5. 工事中の加工施設の継続使用の理由

緊急対策設備(1)、非常用通報設備、自動火災報知設備、消火設備は、火災災害時における誘導、通報に不可欠であるとともに、継続使用する設備・機器への機能維持のための消火活動に不可欠であるため、継続して使用する。

緊急対策設備(1)、非常用通報設備、自動火災報知設備、消火設備は、I-2の検査で適合を確認した後、図イ1-1、図ハ1-1、図ホ1-1、図へ1-1、図へ1-2、図ト1-1及び図ト1-3に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

I-2 検査の項目及び方法

1. 各建物に関する検査の項目及び方法

今回申請する工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟前室及び除染室・分析室の検査の項目を表1-1に示す。非常用設備の検査の方法を表1-2に、改造部分の検査の方法を表1-3に、既存建物の検査の方法を表1-4に示す。

表1-1 検査の項目 (1/5)

施設名称	設置場所	名称	変更内容	員数	外觀 (注1)	寸法	配置	材料	系統	作動	掲付	着底		
化学処理施設	屋外	工場棟	転換工場	改造	-	①	○	○	○	-	○	-		
		工場棟	成型工場	改造	-	①	○	○	○	-	○	-		
		工場棟	組立工場	改造	-	①	○	○	○	-	○	○		
		付属建物	第2核燃料倉庫	改造	-	①	○	○	○	○	-	○	-	
		付属建物	容器管理棟	改造	-	①	○	○	○	○	-	○	-	
		放射線管理棟	放射線管理棟	改造	-	①	○	○	○	○	-	○	-	
		付属建物	放射線管理棟前室	新設	-	①	○	○	○	○	-	○	-	
		付属建物	除染室・分析室	改造	-	①	○	○	○	○	-	○	○	
		その他の加工施設	工場棟転換工場	非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	変更なし	○	①	-	○	○	○	○	-
				非常用設備 緊急対策設備(2)	誘導灯	変更なし	○	①	-	○	○	○	○	-
非常用設備 緊急対策設備(3)	安全避難通路			増設	-	①	-	○	-	-	-	-		
非常用設備 非常用通報設備	飛散防止用防護ネット			新設	-	①	○	○	○	-	-	○	-	
非常用設備 非常用通報設備	埋 (内部止水止水用)			新設	○	①	○	○	○	-	-	○	-	
非常用設備 非常用通報設備	非常バルブ設備			変更なし	○	①	-	○	-	-	○	○	-	
非常用設備 非常用通報設備	放送設備			変更なし	○	①	-	○	-	-	○	○	-	
非常用設備 非常用通報設備	通信連絡設備 (電話設備)			増設	○	①	-	○	-	-	○	○	-	
非常用設備 非常用通報設備	非常用設備 非常用通報設備			火災感知設備及びそれに連動する警報設備	更新及び改造	○	①	-	○	-	-	○	-	
非常用設備 非常用通報設備	非常用設備 非常用通報設備			屋外消火栓	変更なし	○	①②	○	○	-	-	○	○	-
		消火器	増設	○	①	-	○	-	-	-	-	-		

(注1) : 外觀検査 (①)機器の外觀、(②)配管の確認



表I-1 検査の項目 (2/5)

施設名称	設置場所	名称	変更内容	員数	外観 (注1)	寸法	配置	材料	系統	作動	据付	着底	
その他の加工施設	工場棟成型工場 ペレット加工室、 ペレット貯蔵室、 燃料棒補修室、 燃料棒熔接室、 機械室、電気室、 フィータ室	非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	変更なし	○	①	○	-	○	○	○	-	
			誘導灯	変更なし	○	①	-	○	-	○	○	○	-
			安全避難通路	増設	-	①	-	○	-	-	-	-	-
			飛散防止用防護ネット	新設	-	①	○	○	○	-	-	○	-
			緊急対策設備(2)	堰 (内部溢水止水用)	新設	○	①	○	○	-	-	○	-
			緊急対策設備(3)	非常用設備	変更なし	○	①	-	○	-	-	○	-
			非常用設備	放送設備	変更なし	○	①	-	○	-	-	○	-
			非常用通報設備	通信連絡設備 (電話設備)	増設	○	①	-	○	-	-	○	-
			非常用設備	火災感知設備及びそれに連動 する警報設備	改造	○	①	-	○	-	-	○	-
			自動火災報知設備	屋外消火栓	変更なし	○	①②	○	○	-	-	○	-
			非常用設備	消火器	増設	○	①	-	○	-	-	-	-
			非常用設備	非常用照明	変更なし	○	①	-	○	-	○	○	-
			緊急対策設備(1)	誘導灯	変更なし	○	①	-	○	-	○	○	-
		工場棟組立工場 燃料集合体組立室、 燃料棒検査室、 燃料集合体貯蔵室、 前室	工場棟組立工場 燃料集合体組立室、 燃料棒検査室、 燃料集合体貯蔵室、 前室	非常用設備	安全避難通路	増設	-	①	○	-	-	-	-
緊急対策設備(2)	飛散防止用防護ネット			新設	-	①	○	○	○	-	-	○	-
非常用設備	非常用設備			変更なし	○	①	-	○	-	-	○	-	
非常用通報設備	通信連絡設備 (電話設備)			増設	○	①	-	○	-	-	○	-	
非常用設備	火災感知設備及びそれに連動 する警報設備			増設及び改造	○	①	-	○	-	-	○	○	-
自動火災報知設備	屋外消火栓			変更なし	○	①②	○	○	-	-	○	○	-
非常用設備	消火器			増設	○	①	-	○	-	-	-	-	-

(注1) : 外観検査 (①機器の外観、②配管の確認)

表I-1 検査の項目 (3/5)

施設名称	設置場所	名称	変更内容	員数	外観 (注1)	寸法	配置	材料	系統	作動	据付	着底				
その他の加工施設	第2核燃料倉庫	非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	変更なし	0	①	-	○	-	○	○	-				
			誘導灯	変更なし	0	①	-	○	-	○	○	○	-			
			安全避難通路	増設	-	①	-	○	-	-	-	-	-	-		
			飛散防止用防護ネット	新設	-	①	○	○	○	-	-	-	○	-		
		第2核燃料倉庫	第2核燃料倉庫	非常用設備 緊急対策設備(2)	堰(内部溢水止水用)	新設	0	①	○	○	-	-	○	-		
					非常ベル設備	変更なし	0	①	-	○	-	-	○	○	-	
				非常用設備 緊急対策設備(3)	放送設備	変更なし	0	①	-	○	-	-	○	○	-	
					通信連絡設備(電話設備)	増設	0	①	-	○	-	-	○	○	-	
				非常用設備 自動火災報知設備 非常用設備 消火設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備	改造	0	①	-	○	○	-	-	○	○	-
					屋外消火栓	変更なし	0	①②	○	○	○	-	-	○	○	-
					消火器	変更なし	0	①	-	-	○	-	-	-	-	-
					非常用照明	変更なし	0	①	-	-	○	-	○	○	○	-
				容器管理棟	容器管理棟	非常用設備 緊急対策設備(1)	誘導灯	変更なし	0	①	-	○	-	○	○	-
							安全避難通路	増設	-	①	-	○	-	-	-	-
非常用設備 非常用通報設備	非常ベル設備	変更なし	0			①	-	○	○	-	-	○	○	-		
	放送設備	変更なし	0			①	-	○	-	-	-	○	○	-		
非常用設備 自動火災報知設備 非常用設備 消火設備	通信連絡設備(電話設備)	増設	0			①	-	○	○	-	-	○	○	-		
	火災感知設備及びそれに連動する警報設備	変更なし	0			①	-	○	○	-	-	○	○	-		
その他の加工施設	第2核燃料倉庫	非常用設備 緊急対策設備	屋外消火栓	変更なし	0	①②	○	○	-	○	○	-				
			消火器	変更なし	0	①	-	○	-	-	-	-	-			

(注1) : 外観検査(①機器の外観、②配管の確認)

表1-1 検査の項目 (4/5)

施設名称	設置場所	名称	変更内容	員数	外觀 (注1)	寸法	配置	材料	系統	作動	据付	着底	
その他の加工施設	放射線管理棟 廃水処理室、 廃棄物一時貯蔵所、 シヤワー室、 洗濯室、検査室、 管理室、前室	非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	変更なし	0	①	-	○	-	○	○	-	
			誘導灯	変更なし	0	①	-	○	-	○	○	-	
			安全避難通路	増設	-	①	-	○	-	-	-	-	-
			非常用設備 緊急対策設備(2)	飛散防止用防護ネット	新設	-	①	○	○	○	-	○	-
			非常用設備 緊急対策設備(3)	堰(内部溢水止水用)	新設	0	①	○	○	○	-	○	-
			非常用設備 非常用通報設備	放送設備	変更なし	0	①	-	○	-	○	○	-
				通信連絡設備(電話設備)	増設	0	①	-	○	-	○	○	-
			非常用設備 自動火災報知設備 非常用設備 消火設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備	改造	0	①	-	○	-	-	○	-
				屋外消火栓	変更なし	0	①②	○	○	-	-	○	-
				消火器	変更なし	0	①	-	○	-	-	-	-
				非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	増設	0	-	○	-	○	○	-
				非常用設備 非常用通報設備 非常用設備 自動火災報知設備 非常用設備 消火設備	誘導灯	増設	0	-	○	-	○	○	-
					放送設備	増設	0	-	○	-	-	○	-
					火災感知設備	増設	0	-	○	-	-	○	-
			屋外消火栓	変更なし	0	○	○	-	-	○	-		
			消火器	増設	0	-	○	-	-	-	-		

(注1)：外觀検査(①機器の外觀、②配管の確認)

表1-1 検査の項目 (5/5)

施設名称	設置場所	名称	変更内容	員数	外観 (注1)	寸法	配置	材料	系統	作動	据付	着底	
その他の加工施設	除染室・分析室 分析室、 除染室(2)、 作業室(2)	非常用設備 緊急対策設備(1)	変更なし	○	①	—	○	—	○	○	○	—	
		誘導灯	変更なし	○	①	—	○	—	○	○	○	—	
		安全避難通路	増設	—	—	①	—	○	—	—	—	—	
		非常用設備 緊急対策設備(2)	飛散防止用防護ネット	新設	—	①	○	○	○	—	—	○	—
		非常用設備 緊急対策設備(3)	堰(内部溢水止水用)	新設	○	①	○	○	○	—	—	○	—
		非常用設備 非常用通報設備	非常ベル設備	変更なし	○	①	—	○	—	—	○	○	—
			放送設備	変更なし	○	①	—	○	—	—	○	○	—
			通信連絡設備(電話設備)	増設	○	①	—	○	—	—	○	○	—
		非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備	改造	○	①	—	○	—	—	○	○	—
		非常用設備 消火設備	屋外消火栓	変更なし	○	①②	○	○	—	—	○	○	—
			消火器	変更なし	○	①	—	○	—	—	—	—	—

(注1)：外観検査(①)機器の外観、②配管の確認)



表1-2-1 工場棟転換工場の非常用設備の検査の方法 (2/4)

検査の項目		検査の方法		判定基準	
非常用設備 緊急対策設備(3)	堰(内部溢水止水用)固定式堰の新設 図リ1-5	検査②	材料	アンカー及び鋼材の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	アンカー及び鋼材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼材が不燃性材料であること。
		検査③	寸法	アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
		検査④	材料	コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	コーキング材がフッ素樹脂系であること。
			員数	固定式堰の員数を目視により確認する。	固定式堰の員数が申請内容のとおりであること。
		検査④	寸法	固定式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。	固定式堰の高さ寸法が申請内容のとおりであること。
			据付	固定式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	固定式堰の設置位置が申請内容のとおりであること。
	堰(内部溢水止水用)脱着式堰の新設 図リ1-6	検査①	配置	固定式堰の配置を施工業者の品質記録により確認する。	固定式堰の配置が申請内容のとおりであること。
			外観	固定式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	固定式堰に有害な傷及び変形がないこと。
		検査②	材料	アンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	アンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
			寸法	アンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	アンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。
		検査③	材料	止水板の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	止水板がアルミニウム合金とクロロブレンゴムスポンジであること。
			寸法	止水板の外形寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	止水板の寸法が申請内容のとおりであること。
検査④	材料	コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	コーキング材がフッ素樹脂系であること。		
検査④	員数	脱着式堰の員数を目視により確認する。	脱着式堰の員数が申請内容のとおりであること。		
	検査④	寸法	脱着式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。	脱着式堰の高さ寸法が申請内容のとおりであること。	
		据付	脱着式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	脱着式堰の設置位置が申請内容のとおりであること。	
	検査④	配置	脱着式堰の配置を施工業者の品質記録により確認する。	脱着式堰の配置が申請内容のとおりであること。	
		外観	脱着式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	脱着式堰に有害な傷及び変形がないこと。	

表1-2-1 工場棟転換工場の非常用設備の検査の方法 (3/4)

非常用設備 非常用通報設備		検査の項目		検査の方法		判定基準	
非常用設備 非常用通報設備	非常用設備の復旧 図リ1-7	検査①	員数	非常ベル設備の員数を目視により確認する。	非常ベル設備の員数が申請内容のとおりであること。		
			据付	非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常ベル設備が設備・機器が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。		
			配置	非常ベル設備の配置を目視により確認する。	非常ベル設備の配置が申請内容のとおりであること。		
			外観	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないこと。		
			作動	非常ベル設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	非常ベル設備が正常に作動すること。		
			員数	放送設備の員数を目視により確認する。	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。		
			据付	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。		
			配置	放送設備の配置を目視により確認する。	放送設備の配置が申請内容のとおりであること。		
			外観	放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。		
			作動	放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	放送設備が正常に作動すること。		
非常用設備 自動火災報知設備	通信連絡設備(電話設備)の据付 図リ1-9	検査①	員数	通信連絡設備の員数を目視により確認する。	通信連絡設備の員数が申請内容のとおりであること。		
			据付	通信連絡設備が棚、作業机等に据付けられていることを目視により確認する。	通信連絡設備が棚、作業机等に据付けられていること。		
			配置	通信連絡設備の配置を目視により確認する。	通信連絡設備の配置が申請内容のとおりであること。		
			外観	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないこと。		
			作動	通信連絡設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	通信連絡設備が正常に作動すること。		
			員数	自動火災報知設備の員数を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。		
			据付	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。		
			配置	自動火災報知設備の配置を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。		
			外観	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。		
			作動	自動火災報知設備(感知器)について、加煙器による作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。		
非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備の復旧及び改修 図リ1-10	検査①	員数	自動火災報知設備の員数を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。		
			据付	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。		
			配置	自動火災報知設備の配置を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。		
			外観	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。		
			作動	自動火災報知設備(感知器)について、加煙器による作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。		
			員数	自動火災報知設備(ベル)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(ベル)が正常に作動すること。		
			据付	自動火災報知設備(送信機)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(送信機)が正常に作動すること。		
			配置	自動火災報知設備(送信機)の配置を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備(送信機)の配置が申請内容のとおりであること。		
			外観	自動火災報知設備(送信機)に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備(送信機)に有害な傷及び変形がないこと。		
			作動	自動火災報知設備(送信機)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(送信機)が正常に作動すること。		

表1-2-1 工場棟転換工場の非常用設備の検査の方法 (4/4)

非常用設備 消火設備		検査の項目		検査の方法		判定基準	
変更しない設備・ 機器の検査	消火設備(屋外消火 栓) 図リ1-12	検査①	図リ1-11	消火器の増設	図リ1-11	員数	消火器の員数が申請内容のとおりであることを確認する。
				配置		配置	消火器の配置が申請内容のとおりであることを確認する。
				外観		外観	消火器に有害な傷及び変形がないこと。
		検査①		員数		員数	屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであることを確認する。
				寸法		寸法	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記載により確認する。
				埋付		埋付	屋外消火栓が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。
				配置		配置	屋外消火栓の配置を目視により確認する。
				外観		外観	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。
				作動		作動	不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。 屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。



表1-2-2 工場棟成型工場の非常用設備の検査の方法 (1/4)

非常用設備 緊急対策設備(1)		検査の項目		検査の方法	判定基準
非常用照明の 復旧 図リ2-1	検査①	員数	非常用照明の員数を目視により確認する。	非常用照明の員数が申請内容のとおりであること。	
		系統	非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。	
		拵付	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	
		配置	非常用照明の配置を目視により確認する。	非常用照明の配置が申請内容のとおりであること。	
		外観	非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。	
		作動	非常用照明について、非常用電源のブレーカーを解放後、40秒以上パッチェリにより点灯することを確認する。	非常用電源のブレーカーを解放後、40秒以上パッチェリにより点灯していること。	
		員数	誘導灯の員数を目視により確認する。	誘導灯の員数が申請内容のとおりであること。	
		系統	誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。	
		拵付	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	
		配置	誘導灯の配置を目視により確認する。	誘導灯の配置が申請内容のとおりであること。	
安全避難通路の増設 図リ2-3	検査①	外観	誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。	
		作動	誘導灯について、非常用電源のブレーカーを解放後、40秒以上パッチェリにより点灯することを確認する。	非常用電源のブレーカーを解放後、40秒以上パッチェリにより点灯していること。	
		配置	安全避難通路の配置を目視により確認する。	安全避難通路の配置が申請内容のとおりであること。	
		外観	安全避難通路に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。	
		材料	防護ネットの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	防護ネットの材質、強度が申請内容のとおりであること。 防護ネットの材質が不燃性材料であること。	
		寸法	防護ネットの全網鉄径の寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	防護ネットの寸法が申請内容のとおりであること。	
		拵付	防護ネットが建物の壁、柱、梁等に固定されていることを施工業者の品質記録により確認する。	防護ネットが壁、柱、梁等に固定されていること。	
		配置	防護ネットの配置を施工業者の品質記録により確認する。	防護ネットの配置が申請内容のとおりであること。	
		外観	防護ネットに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	防護ネットに有害な傷及び変形がないこと。	
		非常用設備 緊急対策設備(2)	検査②	配置	防護ネットの配置を施工業者の品質記録により確認する。
外観	防護ネットに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。			防護ネットに有害な傷及び変形がないこと。	

表1-2-2 工場棟成型工場の非常用設備の検査の方法 (2/4)

非常用設備 緊急対策設備(3)		検査の項目		検査の方法	判定基準
非常用設備 緊急対策設備(3)	堰(内部止水止水用)固定式堰の新設 図リ2-5	検査①②	材料	アンカー及び鋼材の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	アンカー及び鋼材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼材が不燃性材料であること。
		検査③	寸法	アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
		検査④	材料	コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	コーキング材が [ ] であること。
		検査④	員数	固定式堰の員数を目視により確認する。	固定式堰の員数が申請内容のとおりであること。
		検査④	寸法	固定式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。	固定式堰の高さ寸法が申請内容のとおりであること。
		検査④	据付	固定式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	固定式堰の設置位置が申請内容のとおりであること。
		検査④	配置	固定式堰の配置を施工業者の品質記録により確認する。	固定式堰の配置が申請内容のとおりであること。
		検査④	外観	固定式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	固定式堰に有害な傷及び変形がないこと。
		検査①	材料	アンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	アンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
		検査②	寸法	アンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	アンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。
		検査③	材料	止水板の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	止水板が [ ] であること。
		検査④	寸法	止水板の外形寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	止水板の寸法が申請内容のとおりであること。
		検査④	材料	コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	コーキング材が [ ] であること。
		検査④	員数	脱着式堰の員数を目視により確認する。	脱着式堰の員数が申請内容のとおりであること。
検査④	寸法	脱着式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。	脱着式堰の高さ寸法が申請内容のとおりであること。		
検査④	据付	脱着式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	脱着式堰の設置位置が申請内容のとおりであること。		
検査④	配置	脱着式堰の配置を施工業者の品質記録により確認する。	脱着式堰の配置が申請内容のとおりであること。		
検査④	外観	脱着式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	脱着式堰に有害な傷及び変形がないこと。		

表1-2-2 工場棟成型工場の非常用設備の検査の方法 (3/4)

非常用設備 非常用連絡設備		検査の項目		検査の方法		判定基準	
非常用設備 非常用連絡設備	非常用設備の復旧 図リ2-7	検査①	員数	非常用設備の員数を目視により確認する。	非常用設備の員数が申請内容のとおりであること。	非常用設備の員数が申請内容のとおりであること。	
			据付	非常用設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常用設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	非常用設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	
			配置	非常用設備の配置を目視により確認する。	非常用設備の配置が申請内容のとおりであること。	非常用設備の配置が申請内容のとおりであること。	
			外観	非常用設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常用設備に有害な傷及び変形がないこと。	非常用設備に有害な傷及び変形がないこと。	
			作動	非常用設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	非常用設備が正常に作動すること。	非常用設備が正常に作動すること。	
			員数	放送設備の員数を目視により確認する。	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。	
			据付	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	
			配置	放送設備の配置を目視により確認する。	放送設備の配置が申請内容のとおりであること。	放送設備の配置が申請内容のとおりであること。	
			外観	放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。	
			作動	放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	放送設備が正常に作動すること。	放送設備が正常に作動すること。	
非常用設備 自動火災報知設備	通信連絡設備(電話設備)の据付 図リ2-9	検査①	員数	通信連絡設備の員数を目視により確認する。	通信連絡設備の員数が申請内容のとおりであること。	通信連絡設備の員数が申請内容のとおりであること。	
			据付	通信連絡設備が棚、作業机等に据付けられていることを目視により確認する。	通信連絡設備が棚、作業机等に据付けられていること。	通信連絡設備が棚、作業机等に据付けられていること。	
			配置	通信連絡設備の配置を目視により確認する。	通信連絡設備の配置が申請内容のとおりであること。	通信連絡設備の配置が申請内容のとおりであること。	
			外観	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないこと。	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないこと。	
			作動	通信連絡設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	通信連絡設備が正常に作動すること。	通信連絡設備が正常に作動すること。	
			員数	自動火災報知設備の員数を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。	
			据付	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	
			配置	自動火災報知設備の配置を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。	自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。	
			外観	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。	
			作動	自動火災報知設備(感知器)について、加煙器による作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。	
非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備の据付 図リ2-10	検査①	員数	自動火災報知設備(ベル)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(ベル)が正常に作動すること。	自動火災報知設備(ベル)が正常に作動すること。	
			作動	自動火災報知設備(警信機)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(警信機)が正常に作動すること。	自動火災報知設備(警信機)が正常に作動すること。	

表 1-2-2 工場棟成型工場の非常用設備の検査の方法 (4/4)

検査の項目		検査の方法	判定基準
非常用設備 消火設備	消火器の増設 図リ2-11	検査① 消火器の員数を目視により確認する。	消火器の員数が申請内容のとおりであること。
		配置 消火器の配置を目視により確認する。	消火器の配置が申請内容のとおりであること。
		外觀 消火器に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	消火器に有害な傷及び変形がないこと。
変更しない設備・ 機器の検査	消火設備(屋外消火 性) 図リ2-12	検査① 員数 屋外消火栓の員数を目視により確認する。	屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであること。
		寸法 屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であること。
		掲付 屋外消火栓が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	屋外消火栓が所定の場所に設置されていること。
		配置 屋外消火栓の配置を目視により確認する。	屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであること。
		外觀 屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。
		不凍式の屋外消火栓が設置されていること。	不凍式の屋外消火栓が設置されていること。
		屋外消火栓について、加圧放水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	屋外消火栓が正常に作動すること。

表1-2-3 工場棟組立工場の非常用設備の検査の方法 (1/3)

非常用設備 緊急対策設備(1)		検査の項目		検査の方法	判定基準	
非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明の復旧 図リ3-1	検査①	員数	非常用照明の員数を目視により確認する。	非常用照明の員数が申請内容のとおりであること。	
			系統	非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。	
			掲付	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていること。	
			配置	非常用照明の配置を目視により確認する。	非常用照明の配置が申請内容のとおりであること。	
			外観	非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。	
			作動	非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチェリにより点灯することを確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチェリにより点灯していること。	
			検査①	員数	誘導灯の員数を目視により確認する。	誘導灯の員数が申請内容のとおりであること。
			系統	誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。	
			掲付	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていること。	
			配置	誘導灯の配置を目視により確認する。	誘導灯の配置が申請内容のとおりであること。	
安全避難通路の増設 図リ3-3	検査①	外観	誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。		
		作動	誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチェリにより点灯することを確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチェリにより点灯していること。		
		配置	安全避難通路の配置を目視により確認する。	安全避難通路の配置が申請内容のとおりであること。		
		外観	安全避難通路に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。		
		材料	防護ネットの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	防護ネットの材質、強度が申請内容のとおりであること。 防護ネットの材質が不燃性材料であること。		
		寸法	防護ネットの金網構造の寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	防護ネットの寸法が申請内容のとおりであること。		
		掲付	防護ネットが建物の壁、柱、梁等に固定されていることを施工業者の品質記録により確認する。	防護ネットが建物の梁や梁に固定されていること。		
		配置	防護ネットの配置を施工業者の品質記録により確認する。	防護ネットの配置が申請内容のとおりであること。		
		外観	防護ネットに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	防護ネットに有害な傷及び変形がないこと。		
		非常用設備 緊急対策設備(2)	飛散防止用防護ネットの新設 図リ3-4	検査①	検査②	
検査②						

表1-2-3 工場棟組立工場の非常用設備の検査の方法 (2/3)

非常用設備 非常用通報設備		非常用設備の復旧 図リ3-5		非常用設備の復旧 図リ3-6		非常用設備 自動火災報知設備	
検査の項目		検査の方法		判定基準			
非常用設備 非常用通報設備	検査①	員数	非常用設備の員数を目視により確認する。	員数	非常用設備の員数が申請内容のとおりであること。		
		指付	非常用設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	指付	非常用設備に設備・機器が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていること。		
		配置	非常用設備の配置を目視により確認する。	配置	非常用設備の配置が申請内容のとおりであること。		
		外観	非常用設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	外観	非常用設備に有害な傷及び変形がないこと。		
		作動	非常用設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	作動	非常用設備が正常に作動すること。		
		員数	放送設備の員数を目視により確認する。	員数	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。		
		指付	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	指付	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていること。		
		配置	放送設備の配置を目視により確認する。	配置	放送設備の配置が申請内容のとおりであること。		
		外観	放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	外観	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。		
		作動	放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	作動	放送設備が正常に作動すること。		
通信連絡設備(電話設備)の増設 図リ3-7	検査①	員数	通信連絡設備の員数を目視により確認する。	員数	通信連絡設備の員数が申請内容のとおりであること。		
		指付	通信連絡設備が欄、作業机等に据付けられていることを目視により確認する。	指付	通信連絡設備が欄、作業机等に据付けられていること。		
		配置	通信連絡設備の配置を目視により確認する。	配置	通信連絡設備の配置が申請内容のとおりであること。		
		外観	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	外観	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないこと。		
		作動	通信連絡設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	作動	通信連絡設備が正常に作動すること。		
		員数	自動火災報知設備の員数を目視、又は記録により確認する。	員数	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。		
		指付	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。	指付	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていること。		
		配置	自動火災報知設備の配置を目視、又は記録により確認する。	配置	自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。		
		外観	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	外観	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。		
		作動	自動火災報知設備(感知器)について、加煙器による作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	作動	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。		
非常用設備 自動火災報知設備	検査①	員数	自動火災報知設備の員数を目視、又は記録により確認する。	員数	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。		
		指付	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。	指付	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていること。		
		配置	自動火災報知設備の配置を目視、又は記録により確認する。	配置	自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。		
		外観	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	外観	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。		
作動	自動火災報知設備(感知器)について、加煙器による作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	作動	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。				
作動	自動火災報知設備(ベル)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	作動	自動火災報知設備(ベル)が正常に作動すること。				
作動	自動火災報知設備(発信機)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	作動	自動火災報知設備(発信機)が正常に作動すること。				

表1-2-3 工場棟組立工場の非常用設備の検査の方法 (3/3)

非常用設備 消火設備		検査の項目		検査の方法	判定基準		
変更しない設備・ 機器の検査	消火器の増設 図リ3-9	検査①	員数	消火器の員数を目視により確認する。	消火器の員数が申請内容のとおりであること。		
			配置	消火器の配置を目視により確認する。	消火器の配置が申請内容のとおりであること。		
	消火設備(屋外消火 栓) 図リ3-10	検査①	外観	消火器に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	消火器に有害な傷及び変形がないこと。		
			員数	屋外消火栓の員数を目視により確認する。	屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであること。		
			寸法	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であること。		
			据付	屋外消火栓が所定の基所に設置されていることを目視により確認する。	屋外消火栓が所定の基所に設置されていること。		
			配置	屋外消火栓の配置を目視により確認する。	屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであること。		
			外観	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。		
			作動			不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。	不凍式の屋外消火栓が設置されていること。
						屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	屋外消火栓が正常に作動すること。

表1-2-4 付属建物第2核燃料倉庫の非常用設備の検査の方法 (1/3)

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明の仮修 設及び復旧 図リ4-1	検査① 員数	非常用照明の員数を目視により確認する。	非常用照明の員数が申請内容のとおりであること。
		系統	非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。	非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。
		掲付	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていること。	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていること。
		配置	非常用照明の配置を目視により確認する。	非常用照明の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。
		作動	非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチェリにより点灯することを確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチェリにより点灯していること。
		検査① 員数	誘導灯の員数を目視により確認する。	誘導灯の員数が申請内容のとおりであること。
		系統	誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。	誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。
		掲付	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていること。	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていること。
		配置	誘導灯の配置を目視により確認する。	誘導灯の配置が申請内容のとおりであること。
非常用設備 緊急対策設備(2)	安全避難通路の増 設 図リ4-3	検査① 外観	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。
		作動	誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチェリにより点灯することを確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチェリにより点灯していること。
		配置	安全避難通路の配置を目視により確認する。	安全避難通路の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。	安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。
		材料	防護ネットの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	防護ネットの材質、強度が申請内容のとおりであること。
		寸法	防護ネットの全網開径の寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	防護ネットの寸法が申請内容のとおりであること。
		検査② 掲付	防護ネットが建物の壁、柱、梁等に固定されていること。	防護ネットが壁、柱、梁等に固定されていること。
		配置	防護ネットの配置を施工業者の品質記録により確認する。	防護ネットの配置が申請内容のとおりであること。
		外観	防護ネットに有害な傷及び変形がないこと。	防護ネットに有害な傷及び変形がないこと。



表1-2-4 付属建物第2核燃料倉庫の非常用設備の検査の方法 (2/3)

非常用設備 緊急対策設備(3)		検査の項目		検査の方法		判定基準	
非常用設備 非常用通報設備	煙(内部溢水止水用)固定式煙の新款 図リ4-5	検査②	材料	アンカー及び鋼材の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	アンカー及び鋼材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼材が不燃性材料であること。		
		検査③	寸法	アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法が申請内容のとおりであること。		
		検査④	材料	ノーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	ノーキング材が [ ] であること。		
			員数	固定式煙の員数を目視により確認する。	固定式煙の員数が申請内容のとおりであること。		
			寸法	固定式煙の高さを施工業者の品質記録により確認する。	固定式煙の高さを申請内容のとおりであること。		
			据付	固定式煙が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	固定式煙の設置位置が申請内容のとおりであること。		
		非常用設備 非常用通報設備	通信連絡設備(電話設備)の増設 図リ4-6	検査①	配置	固定式煙の配置を施工業者の品質記録により確認する。	固定式煙の配置が申請内容のとおりであること。
					外観	固定式煙に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	固定式煙に有害な傷及び変形がないこと。
				員数	通信連絡設備の員数を目視により確認する。	通信連絡設備の員数が申請内容のとおりであること。	
				据付	通信連絡設備が棚、作業机等に据付けられていることを目視により確認する。	通信連絡設備が棚、作業机等に据付けられていること。	
配置	通信連絡設備の配置を目視により確認する。			通信連絡設備の配置が申請内容のとおりであること。			
外観	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。			通信連絡設備に有害な傷及び変形がないこと。			
非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備の改造 図リ4-7	検査①	員数	自動火災報知設備の員数を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。		
			据付	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。		
		配置	配置	自動火災報知設備の配置を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。		
			外観	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。		
			作動	自動火災報知設備(感知器)について、加煙器による作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。		
			自動火災報知設備(ベル)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(ベル)が正常に作動すること。			
			自動火災報知設備(発信機)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(発信機)が正常に作動すること。			

表1-2-4 付属建物第2核燃料倉庫の非常用設備の検査の方法 (3/3)

検査の項目		検査の方法		判定基準	
変更しない設備・機器の検査	非常用通報設備(非常ベル設備) 図リ4-8	検査①	員数	非常ベル設備の員数が目視により確認する。	非常ベル設備の員数が申請内容のとおりであること。
			掲付	非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常ベル設備に設備・機器が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
			配置	非常ベル設備の配置を目視により確認する。	非常ベル設備の配置が申請内容のとおりであること。
			外観	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないこと。
			作動	非常ベル設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	非常ベル設備が正常に作動すること。
			員数	放送設備の員数を目視により確認する。	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。
	非常用通報設備(放送設備) 図リ4-8	検査①	掲付	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
			配置	放送設備の配置を目視により確認する。	放送設備の配置が申請内容のとおりであること。
			外観	放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。
			作動	放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	放送設備が正常に作動すること。
			員数	消火器の員数を目視により確認する。	消火器の員数が申請内容のとおりであること。
			配置	消火器の配置を目視により確認する。	消火器の配置が申請内容のとおりであること。
	消火設備(屋外消火栓) 図リ4-8	検査①	外観	消火器に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	消火器に有害な傷及び変形がないこと。
		員数	屋外消火栓の員数を目視により確認する。	屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであること。	
		寸法	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であること。	
		掲付	屋外消火栓が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	屋外消火栓が所定の場所に設置されていること。	
		配置	屋外消火栓の配置を目視により確認する。	屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであること。	
		外観	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。	
	作動	不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。 屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	不凍式の屋外消火栓が設置されていること。 屋外消火栓が正常に作動すること。		



表1-2-5 付属建物容器管理棟の非常用設備の検査の方法 (2/3)

検査の項目		検査の方法		判定基準
変更しない設備・ 機器の検査	非常用通報設備(非 常ベル設備) 図リ5-5	員数	非常ベル設備の員数を目視により確認する。	非常ベル設備の員数が申請内容のとおりであること。
		据付	非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
		配置	非常ベル設備の配置を目視により確認する。	非常ベル設備の配置が申請内容のとおりであること。
		外觀	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないこと。
		作動	非常ベル設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	非常ベル設備が正常に作動すること。
	非常用通報設備(放 送設備) 図リ5-5	員数	放送設備の員数を目視により確認する。	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。
		据付	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
		配置	放送設備の配置を目視により確認する。	放送設備の配置が申請内容のとおりであること。
		外觀	放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。
		作動	放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	放送設備が正常に作動すること。
自動火災報知設備 (火災感知設備及び それに連動する警 報設備) 図リ5-5	検査①	員数	自動火災報知設備の員数を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。
		据付	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
		配置	自動火災報知設備の配置を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。
		外觀	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。
		作動	自動火災報知設備(感知器)について、加圧器による作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。
	検査②	員数	自動火災報知設備(ベル)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(ベル)が正常に作動すること。
		据付	自動火災報知設備(発信機)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(発信機)が正常に作動すること。
		配置	自動火災報知設備の配置を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。
		外觀	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。
		作動	自動火災報知設備(感知器)について、加圧器による作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。

表1-2-5 付属建物容器管理棟の非常用設備の検査の方法 (3/3)

検査の項目		検査の方法	判定基準	
変更しない設備・機器の検査	消火設備(消火器) 図リ5-5	員数	消火器の員数が申請内容のとおりであること。	
		配置	消火器の配置が申請内容のとおりであること。	
		外観	消火器に有害な傷及び変形がないこと。	
		員数	屋外消火栓の員数が目視により確認する。	
		寸法	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。	
	消火設備(屋外消火栓) 図リ5-5	検査①	屋外消火栓の員数を目視により確認する。	屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであること。
		据付	屋外消火栓が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。
		配置	屋外消火栓の配置を目視により確認する。	屋外消火栓が所定の場所に設置されていること。
		外観	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであること。
		作動	不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。 屋外消火栓について、加圧放水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	不凍式の屋外消火栓が設置されていること。 屋外消火栓が正常に作動すること。

表1-2-6 放射線管理棟の非常用設備の検査の方法 (1/4)

検査の項目		検査の方法	判定基準		
非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明の復旧 図リ6-1	検査① 員数	非常用照明の員数を目視により確認する。	非常用照明の員数が申請内容のとおりであること。	
		系統	非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。	
		指付	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	
		配置	非常用照明の配置を目視により確認する。	非常用照明の配置が申請内容のとおりであること。	
		外観	非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。	
	誘導灯の復旧 図リ6-2	検査① 員数	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチにより点灯することを確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチにより点灯していること。	
		系統	誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。	
		指付	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	
		配置	誘導灯の配置を目視により確認する。	誘導灯の配置が申請内容のとおりであること。	
		外観	誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。	
安全避難通路の増設 図リ6-3	検査①	作動	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチにより点灯することを確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチにより点灯していること。	
		配置	安全避難通路の配置を目視により確認する。	安全避難通路の配置が申請内容のとおりであること。	
		外観	安全避難通路に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。	
		材料	防護ネットの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	防護ネットの材質、強度が申請内容のとおりであること。	
		寸法	防護ネットの全網鉄径の寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	防護ネットの材質が不燃性材料であること。	
	非常用設備 緊急対策設備(2)	検査②	指付	防護ネットが建物の壁、柱、梁等に固定されていることを施工業者の品質記録により確認する。	防護ネットが壁、柱、梁等に固定されていること。
			配置	防護ネットの配置を施工業者の品質記録により確認する。	防護ネットの配置が申請内容のとおりであること。
			外観	防護ネットに有害な傷及び変形がないことを確認する。	防護ネットに有害な傷及び変形がないこと。

表1-2-6 放射線管理棟の非常用設備の検査の方法 (2/4)

非常用設備 緊急対策設備(3)		検査の項目		検査の方法	判定基準
非常用設備 緊急対策設備(3)	堰(内部溢水止水 用)固定式堰の新設 図り6-5	検査②	材料	アンカー及び鋼材の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	アンカー及び鋼材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼材が不燃性材料であること。
			寸法	アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
			材料	コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	コーキング材が [ ] であること。
			員数	固定式堰の員数を目視により確認する。	固定式堰の員数が申請内容のとおりであること。
		検査③	寸法	固定式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。	固定式堰の高さ寸法が申請内容のとおりであること。
			据付	固定式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	固定式堰の設置位置が申請内容のとおりであること。
			配置	固定式堰の配置を施工業者の品質記録により確認する。	固定式堰の配置が申請内容のとおりであること。
			外観	固定式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	固定式堰に有害な傷及び変形がないこと。
		検査④	材料	アンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	アンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
			寸法	アンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	アンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。
			材料	止水板の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	止水板が [ ] であること。
			寸法	止水板の外形寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	止水板の寸法が申請内容のとおりであること。
検査③	材料	コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	コーキング材が [ ] であること。		
	員数	脱着式堰の員数を目視により確認する。	脱着式堰の員数が申請内容のとおりであること。		
	寸法	脱着式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。	脱着式堰の高さ寸法が申請内容のとおりであること。		
	据付	脱着式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	脱着式堰の設置位置が申請内容のとおりであること。		
検査④	配置	脱着式堰の配置を施工業者の品質記録により確認する。	脱着式堰の配置が申請内容のとおりであること。		
	外観	脱着式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	脱着式堰に有害な傷及び変形がないこと。		

表1-2-6 放射線管理棟の非常用設備の検査の方法 (3/4)

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 非常用通報設備	検査① 放送設備の復旧 図り0-7	員数	放送設備の員数を目視により確認する。	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。
		据付	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
		配置	放送設備の配置を目視により確認する。	放送設備の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。
		作動	放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	放送設備が正常に作動すること。
		員数	通信連絡設備の員数を目視により確認する。	通信連絡設備の員数が申請内容のとおりであること。
	検査① 通信連絡設備(電話設備)の増設 図り0-8	据付	通信連絡設備が棚、作業机等に据付けられていることを目視により確認する。	通信連絡設備が棚、作業机等に据付けられていること。
		配置	通信連絡設備の配置を目視により確認する。	通信連絡設備の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないこと。
		作動	通信連絡設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	通信連絡設備が正常に作動すること。
		員数	自動火災報知設備の員数を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。
		据付	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	非常用設備 自動火災報知設備	検査① 火災感知設備及びそれに連動する警報設備の改造 図り0-9	配置	自動火災報知設備の配置を目視、又は記録により確認する。
外観			自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。
作動			自動火災報知設備(感知器)について、加圧器による作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。
			自動火災報知設備(ベル)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(ベル)が正常に作動すること。
			自動火災報知設備(発信機)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(発信機)が正常に作動すること。



表1-2-6 放射線管理棟の非常用設備の検査の方法 (4/4)

検査の項目		検査の方法	判定基準
非常用設備 消火設備	消火器の増設 図リ6-10	検査① 員数 配置 外観	消火器の員数が申請内容のとおりであること。 消火器の配置が申請内容のとおりであること。 消火器に有害な傷及び変形がないこと。
	変更しない設備・ 機器の検査	検査① 員数 寸法 据付 配置 外観 作動	屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであること。 屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であること。 屋外消火栓が所定の場所に設置されていること。 屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであること。 屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。 不凍式の屋外消火栓が設置されていること。 屋外消火栓について、加圧遠水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを確認すること。

表1-2-7 付属建物放射線管理棟前室の非常用設備の検査の方法 (1/2)

検査の項目		検査の方法	判定基準	
非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明の増設 図リ7-1	員数	非常用照明の員数が目視により確認する。	
		系統	非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	
		掲付	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	
		配置	非常用照明の配置を目視により確認する。	
		外観	非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	
		作動	非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチェリにより点灯することを確認する。	
	誘導灯の増設 図リ7-2	員数	誘導灯の員数を目視により確認する。	
		系統	誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	
		掲付	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	
		配置	誘導灯の配置を目視により確認する。	
非常用設備 非常用通報設備	放送設備の増設 図リ7-3	員数	誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチェリにより点灯することを確認する。	
		掲付	放送設備の員数が目視により確認する。	
		配置	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	
		外観	放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	
		作動	放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	
		員数	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。	
	非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備の増設 図リ7-4	掲付	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていること。
			配置	放送設備の配置が申請内容のとおりであること。
			外観	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。
			作動	放送設備が正常に作動すること。
員数	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。			
掲付	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていること。			
配置	自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。			
外観	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。			
作動	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。			

表1-2-7 付属建物放射線管理棟前室の非常用設備の検査の方法 (2/2)

検査の項目		検査の方法	判定基準
非常用設備 消火設備	消火器の増設 図リ7-5	検査① 消火器の員数を目視により確認する。	消火器の員数が申請内容のとおりであること。
		配置 消火器の配置を目視により確認する。	消火器の配置が申請内容のとおりであること。
		外觀 消火器に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	消火器に有害な傷及び変形がないこと。
変更しない設備・ 機器の検査	消火設備(屋外消火 栓) 図リ7-6	検査① 屋外消火栓の員数を目視により確認する。	屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであること。
		寸法 屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であること。
		掘付 屋外消火栓が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	屋外消火栓が所定の場所に設置されていること。
		配置 屋外消火栓の配置を目視により確認する。	屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであること。
		外觀 屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。
		作動 不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。 屋外消火栓について、加圧放水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	不凍式の屋外消火栓が設置されていること。 屋外消火栓が正常に作動すること。

表1-2-8 付属建物除染室・分析室の非常用設備の検査の方法 (1/4)

非常用設備 緊急対策設備 (1)		検査の項目		検査の方法	判定基準	
非常用設備 緊急対策設備 (1)	非常用照明の復旧 図リ8-1	検査①	員数	非常用照明の員数を目視により確認する。	非常用照明の員数が申請内容のとおりであること。	
			系統	非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。	
			掲付	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていること。	
			配置	非常用照明の配置を目視により確認する。	非常用照明の配置が申請内容のとおりであること。	
			外観	非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。	
			作動	非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチリにより点灯することを確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチリにより点灯していること。	
			検査②	員数	誘導灯の員数を目視により確認する。	誘導灯の員数が申請内容のとおりであること。
				系統	誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。
				掲付	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にポルト、又は溶接にて固定されていること。
				配置	誘導灯の配置を目視により確認する。	誘導灯の配置が申請内容のとおりであること。
安全避難通路の増設 図リ8-3	検査①	外観	誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。		
		作動	誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチリにより点灯することを確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチリにより点灯していること。		
		配置	安全避難通路の配置を目視により確認する。	安全避難通路の配置が申請内容のとおりであること。		
		外観	安全避難通路に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。		
非常用設備 緊急対策設備 (2)	飛散防止用防護ネットの新設 図リ8-4	検査②	材料	防護ネットの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	防護ネットの材質、強度が申請内容のとおりであること。 防護ネットの材質が不燃性材料であること。	
			寸法	防護ネットの全網径の寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	防護ネットの寸法が申請内容のとおりであること。	
		検査③	掲付	防護ネットが建物の壁、柱、梁等に固定されていることを施工業者の品質記録により確認する。	防護ネットが壁、柱、梁等に固定されていること。	
			配置	防護ネットの配置を施工業者の品質記録により確認する。	防護ネットの配置が申請内容のとおりであること。	
		外観	防護ネットに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	防護ネットに有害な傷及び変形がないこと。		

表1-2-8 付属建物除染室・分析室の非常用設備の検査の方法 (2/4)

非常用設備 緊急対策設備(3)		検査の項目		検査の方法		判定基準	
非常用設備 緊急対策設備(3)	堰(内部溢水止水 用)固定式堰の新設 図リ8-5	検査①② 検査③ 検査④	材料	アンカー及び鋼材の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	アンカー及び鋼材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼材が不燃性材料であること。		
			寸法	アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法が申請内容のとおりであること。		
			材料	コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	コーキング材が [ ] であること。		
			員数	固定式堰の員数を目視により確認する。	固定式堰の員数が申請内容のとおりであること。		
			寸法	固定式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。	固定式堰の高さ寸法が申請内容のとおりであること。		
			据付	固定式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	固定式堰の設置位置が申請内容のとおりであること。		
			配置	固定式堰の配置を施工業者の品質記録により確認する。	固定式堰の配置が申請内容のとおりであること。		
			外観	固定式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	固定式堰に有害な傷及び変形がないこと。		
			材料	アンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	アンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。		
			寸法	アンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	アンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。		
			材料	止水板の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	止水板が [ ] であること。		
			寸法	止水板の外形寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	止水板の寸法が申請内容のとおりであること。		
材料	コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	コーキング材が [ ] であること。					
員数	脱着式堰の員数を目視により確認する。	脱着式堰の員数が申請内容のとおりであること。					
寸法	脱着式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。	脱着式堰の高さ寸法が申請内容のとおりであること。					
据付	脱着式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	脱着式堰の設置位置が申請内容のとおりであること。					
配置	脱着式堰の配置を施工業者の品質記録により確認する。	脱着式堰の配置が申請内容のとおりであること。					
外観	脱着式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	脱着式堰に有害な傷及び変形がないこと。					



表1-2-8 付属建物除染室・分析室の非常用設備の検査の方法 (4/4)

検査の項目		検査の方法	判定基準
非常用設備 消火設備	消火器の復旧 図リ8-11	検査① 員数	消火器の員数が申請内容のとおりであること。
		配置	消火器の配置が申請内容のとおりであること。
		外觀	消火器に有害な傷及び変形がないこと。
変更しない設備・ 機器の検査	消火設備(屋外消火 栓) 図リ8-12	検査① 員数	屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであること。
		寸法	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であること。
		据付	屋外消火栓が所定の場所に設置されていること。
		配置	屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであること。
		外觀	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。
		作動	不凍式の屋外消火栓が設置されていること。 屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。

表1-3-1 工場棟転換工場の改造部分の検査の方法 (1/5)

検査の項目		検査の方法	判定基準
柱脚部重石補強 図イ1-1-1	検査①② 材料	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
	寸法	鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。
	検査③ 寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。
	検査④ 材料	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	塗料が樹脂系塗料かつ強粘性材料であること。
	検査⑤ 材料	ノンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	ノンクリートの強度が申請内容のとおりであること。
鉄骨ブレース新設 図イ1-1-2	外観	床表面に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	床表面に有害な傷及び変形がないこと。
	検査① 材料	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。
	寸法	鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。
	検査② 掘付	鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。
	外観	鉄骨に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。
鉄骨ブレース交換補強 図イ1-1-3	検査① 材料	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。
	寸法	鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。
	検査② 掘付	鉄骨が所定の場所の岩断に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。
	外観	鉄骨に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。
	材料	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。
屋根面鉄骨補強 図イ1-1-4	寸法	鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。
	検査① 掘付	鉄骨が所定の場所の岩断に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。
	外観	鉄骨に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。



表 1-3-1 工場棟転換工場の改造部分の検査の方法 (2/5)

検査の項目		検査の方法		判定基準
柱梁仕口部補強 (1/4:接合部補強) 図イ1-1-5	検査①	材料	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鋼板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼板が不燃性材料であること。
	検査②	寸法	鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鋼板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。
		据付	鋼板が所定の場所に溶接されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鋼板の溶接位置が申請内容のとおりであること。
	検査①	外観	鋼板及び溶接部に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鋼板及び溶接部に有害な傷及び変形がないこと。
		材料	スタッドボルトの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	スタッドボルトの材質、強度が申請内容のとおりであること。
	検査②	寸法	スタッドボルトの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	スタッドボルトの径寸法が申請内容のとおりであること。
		据付	スタッドボルトが所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	スタッドボルトの設置位置が申請内容のとおりであること。
		外観	スタッドボルトに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	スタッドボルトに有害な傷及び変形がないこと。
		材料	アンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	アンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
		寸法	アンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	アンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。
材料		鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鋼板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼板が不燃性材料であること。	
検査③	寸法	鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鋼板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
	据付	鋼板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鋼板の設置位置が申請内容のとおりであること。	
	外観	鋼板及びアンカーに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鋼板及びアンカーに有害な傷及び変形がないこと。	
	材料	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鋼板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼板が不燃性材料であること。	
	寸法	鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鋼板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
	据付	鋼板が所定の場所に溶接されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鋼板の溶接位置が申請内容のとおりであること。	
柱脚部溶接補強 図イ1-1-6	検査①	据付	所定の場所に溶接されていることを施工業者の品質記録により確認する。	溶接位置が申請内容のとおりであること。
	検査②	外観	鋼板及び溶接部に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鋼板及び溶接部に有害な傷及び変形がないこと。
		外観	溶接部に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	溶接部に有害な傷及び変形がないこと。

表1-3-1 工場棟転換工場の改造部分の検査の方法 (3/5)

検査の項目		検査の方法		判定基準
防火壁連設 図イ1-1-7	検査①	材料	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鋼板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼板が不燃性材料であること。
		寸法	鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鋼板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。
	検査②	材料	下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 下地材が不燃性材料であること。
		寸法	下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
	検査③	材料	石膏ボードの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	石膏ボードの材質、強度が申請内容のとおりであること。 石膏ボードが不燃性材料であること。
		寸法	石膏ボードの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	石膏ボードの厚み寸法が申請内容のとおりであること。
	検査④	材料	下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 下地材が不燃性材料であること。
		寸法	下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
	検査⑤	配置	鋼板及び石膏ボードの配置を施工業者の品質記録により確認する。	鋼板及び石膏ボードの配置が申請内容のとおりであること。
		外観	鋼板及び石膏ボードに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鋼板及び石膏ボードに有害な傷及び変形がないこと。
エキスパンションジョイント交換 図イ1-1-8	検査①	材料	エキスパンションジョイントの材質を『メーカー仕様書』により確認する。	エキスパンションジョイントの材質が申請内容のとおりであること。
		寸法	エキスパンションジョイントの幅寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	エキスパンションジョイントの幅寸法が申請内容のとおりであること。
	検査②	配置	エキスパンションジョイントの配置を施工業者の品質記録により確認する。	エキスパンションジョイントの配置が申請内容のとおりであること。
		外観	エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないこと。
		材料	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの材質、強度が申請内容のとおりであること。 サイディングが不燃性材料であること。
		寸法	サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの厚み寸法が申請内容のとおりであること。
外壁サイディング補強 図イ1-1-9	検査①	材料	外壁下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	外壁下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 外壁下地材が不燃性材料であること。
	検査②	寸法	外壁下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	外壁下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
	検査③	配置	サイディングの配置を施工業者の品質記録により確認する。	サイディングの配置が申請内容のとおりであること。
		外観	サイディングに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	サイディングに有害な傷及び変形がないこと。
		材料	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの材質、強度が申請内容のとおりであること。 サイディングが不燃性材料であること。
		寸法	サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの厚み寸法が申請内容のとおりであること。

表 1-3-1 工場棟転換工場の改造部分の検査の方法 (4/5)

検査の項目		検査の方法		判定基準
鉄扉及びシャッター補強 図イ1-1-10	検査①	材料	鉄扉補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄扉補強材が不燃性材料であること。
	検査②	寸法	鉄扉補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
		据付	鉄扉補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。
	検査③	外観	鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないことと施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないこと。
材料		シャッター補強材の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	シャッター補強材の材質が申請内容のとおりであること。 シャッター補強材が不燃性材料であること。	
検査④	寸法	シャッター補強材の断面寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	シャッター補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。	
	据付	シャッター補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	シャッター補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。	
	外観	シャッター及びシャッター補強材に有害な傷及び変形がないことと施工業者の品質記録と目視により確認する。	シャッター及びシャッター補強材に有害な傷及び変形がないこと。	
	材料	鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄扉が不燃性材料であること。	
鉄扉及びシャッター交換 図イ1-1-11	検査①	寸法	鉄扉の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉の外形寸法が申請内容のとおりであること。
	検査②	据付	鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉の設置位置が申請内容のとおりであること。
		外観	鉄扉に有害な傷及び変形がないことと施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉に有害な傷及び変形がないこと。
	検査①	材料	シャッターの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	シャッターの材質、強度が申請内容のとおりであること。 シャッターが不燃性材料であること。
検査③	寸法	シャッターの外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。	シャッターの外形寸法が申請内容のとおりであること。	
	据付	シャッターが所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	シャッターの設置位置が申請内容のとおりであること。	
	外観	シャッターに有害な傷及び変形がないことと施工業者の品質記録と目視により確認する。	シャッターに有害な傷及び変形がないこと。	
	材料	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鋼板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼板が不燃性材料であること。	
鋼板補強 図イ1-1-12	検査①	寸法	鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鋼板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。
	検査②	材料	下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 下地材が不燃性材料であること。
		寸法	下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
	検査③	材料	断熱材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	断熱材の材質が申請内容のとおりであること。
検査④	寸法	断熱材の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	断熱材の厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
	据付	鋼板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鋼板の設置位置が申請内容のとおりであること。	
	外観		鋼板に有害な傷及び変形がないことと施工業者の品質記録と目視により確認する。	鋼板に有害な傷及び変形がないこと。

表 1-3-1-1 工場棟転換工場の改造部分の検査の方法 (5/5)

検査の項目		検査の方法		判定基準
外壁更新 図イ1-1-13	材料	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの材質、強度が申請内容のとおりであること。 サイディングが不燃性材料であること。	
	掲付	サイディングに耐火被覆材が施工されていることを施工業者の品質記録により確認する。	サイディングに耐火被覆材が申請内容のとおりに施工されていること。	
	寸法	サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
検査②	材料	耐火被覆材の厚み寸法をメーカーの『送達証明書』により確認する。	耐火被覆材の厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
	寸法	外壁下地材の材質、強度を『基材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	外壁下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 外壁下地材が不燃性材料であること。	
	寸法	外壁下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	外壁下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。	
検査③	配置	サイディングの配置を施工業者の品質記録により確認する。	サイディングの配置が申請内容のとおりであること。	
	外観	サイディング及び耐火被覆材に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	サイディング及び耐火被覆材に有害な塩及び変形がないこと。	
	材料	折板の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	折板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 折板が不燃性材料であること。	
折板追設補強 図イ1-1-14	寸法	折板の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	折板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
	掲付	折板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	折板の設置位置が申請内容のとおりであること。	
	外観	折板に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	折板に有害な塩及び変形がないこと。	
折板張替え補強 図イ1-1-15	材料	折板の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	折板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 折板が不燃性材料であること。	
	寸法	折板の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	折板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
	掲付	折板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	折板の設置位置が申請内容のとおりであること。	
外観	折板に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	折板に有害な塩及び変形がないこと。		

表1-3-2 工場棟成型工場の改造部分の検査の方法 (1/2)

検査の項目		検査の方法		判定基準	
壁新設補強 図ハ1-1-1	検査①②	材料	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。	
		寸法	鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査③	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査④	材料	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	塗料が樹脂系塗料かつ難燃性材料であること。	
	検査⑤	材料	ロングリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	ロングリートの強度が申請内容のとおりであること。	
		外観	新設した壁表面に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	新設した壁表面に有害な塩及び変形がないこと。	
	壁増打ち補強 図ハ1-1-2	検査①②	材料	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
			寸法	鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。
		検査③	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。
		検査④	材料	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	塗料が樹脂系塗料かつ難燃性材料であること。
検査⑤		材料	ロングリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	ロングリートの強度が申請内容のとおりであること。	
		外観	増打ちした壁表面に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	増打ちした壁表面に有害な塩及び変形がないこと。	
梁側面増打ち補強 図ハ1-1-3		検査①②	材料	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
			寸法	鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。
		検査③	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。
		検査④	材料	ロングリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	ロングリートの強度が申請内容のとおりであること。
	検査⑤	材料	増打ちした梁表面に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	増打ちした梁表面に有害な塩及び変形がないこと。	
	スラブ増打ち補強 図ハ1-1-4	検査①②	材料	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
			寸法	鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。
		検査③	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。
		検査④	材料	ロングリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	ロングリートの強度が申請内容のとおりであること。
			外観	増打ちした梁表面に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	増打ちした梁表面に有害な塩及び変形がないこと。
		検査①②	材料	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
			寸法	鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。
		検査③	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。
		検査④	材料	ロングリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	ロングリートの強度が申請内容のとおりであること。
			外観	増打ちしたスラブ表面に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	増打ちしたスラブ表面に有害な塩及び変形がないこと。

表1-3-2 工場棟成型工場の改造部分の検査の方法 (2/2)

検査の項目		検査の方法		判定基準
鉄骨ブレース新設 図ハ1-1-5	検査①	材料	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。
	検査②	寸法	鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。
		溶付	鉄骨が所定の場所を設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。
		外観	鉄骨に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨ブレースに有害な傷及び変形がないこと。
		材料	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。
		寸法	鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。
屋根面鉄骨補強 図ハ1-1-6	検査②	溶付	鉄骨が所定の場所を設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。
		外観	鉄骨に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。
		材料	鉄骨補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。
		寸法	鉄骨補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨補強材が不燃性材料であること。
		溶付	鉄骨補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
		外観	鉄骨補強材が所定の場所の設置位置が申請内容のとおりであることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。
鉄扉交換 図ハ1-1-7	検査②	外観	鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないこと。
		材料	鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉の材質、強度が申請内容のとおりであること。
		寸法	鉄扉の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉の断面寸法が申請内容のとおりであること。
		溶付	鉄扉が所定の場所を設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉の設置位置が申請内容のとおりであること。
		外観	鉄扉に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉に有害な傷及び変形がないこと。
		材料	鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉の材質、強度が申請内容のとおりであること。
折板追加補強 図ハ1-1-9	検査②	寸法	折板の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	折板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。
		溶付	折板が所定の場所を設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	折板の設置位置が申請内容のとおりであること。
		外観	折板に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	折板に有害な傷及び変形がないこと。
		材料	折板の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	折板の材質、強度が申請内容のとおりであること。
		寸法	折板の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	折板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。
		溶付	折板が所定の場所を設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	折板の設置位置が申請内容のとおりであること。

表1-3-3 工場棟組立工場の改造部分の検査の方法 (1/3)

検査の項目		検査の方法		判定基準	
壁新設補強 図ホ1-1-1	検査①②	材料	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。	
		寸法	鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査③	材料	杭の規格、種類を『出荷証明書』により確認する。	杭の規格、種類が申請内容のとおりであること。	
		寸法	杭の外形寸法を『出荷証明書』により確認する。	杭の外形寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査④	配置	杭の配置を施工業者の品質記録により確認する。	杭の配置が申請内容のとおりであること。	
		着座	支持層の到達確認を施工業者の品質記録により確認する。	支持層の到達確認がされていること。	
	検査⑤	寸法	型体内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型体内の寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査⑥	材料	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	塗料が樹脂系塗料かつ難燃性材料であること。	
	検査⑦	材料	ロングリークの強度を施工業者の品質記録により確認する。	ロングリークの強度が申請内容のとおりであること。	
		外観	新設した壁表面に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	新設した壁表面に有害な傷及び変形がないこと。	
	壁増打ち補強 図ホ1-1-2	検査①②	材料	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
			寸法	鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。
		検査③	寸法	型体内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型体内の寸法が申請内容のとおりであること。
		検査④	材料	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	塗料が樹脂系塗料かつ難燃性材料であること。
検査⑤		材料	ロングリークの強度を施工業者の品質記録により確認する。	ロングリークの強度が申請内容のとおりであること。	
		外観	増打ちした壁表面に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	増打ちした壁表面に有害な傷及び変形がないこと。	
バットレス新設補強 図ホ1-1-3		検査①②	材料	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
			寸法	鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。
		検査③	寸法	型体内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型体内の寸法が申請内容のとおりであること。
		検査④	材料	ロングリークの強度を施工業者の品質記録により確認する。	ロングリークの強度が申請内容のとおりであること。
			外観	新設したバットレス表面に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	新設したバットレス表面に有害な傷及び変形がないこと。

表1-3-3 工場棟組立工場の改造部分の検査の方法 (2/3)

検査の項目		検査の方法		判定基準
スラブ新設補強 図ホ1-1-4	検査①②	材料	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
		寸法	鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。
	検査③	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。
	検査④	材料	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。
床面鉄骨補強 図ホ1-1-5		外観	新設したスラブ表面に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	新設したスラブ表面に有害な傷及び変形がないこと。
	検査①	材料	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。
		寸法	鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。
	検査②	据付	鉄骨が所定の据所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。
鉄扉及びシャッター補強 図ホ1-1-6		外観	鉄骨に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨に有害な傷及び変形がないこと。
	検査①	材料	鉄扉補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。
		寸法	鉄扉補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
	検査②	据付	鉄扉補強材が所定の据所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。
検査③		外観	鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉及び鉄扉補強材に有害な傷及び変形がないこと。
		材料	シャッター補強材の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	シャッター補強材の材質が申請内容のとおりであること。
		寸法	シャッター補強材の断面寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	シャッター補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
	検査④	据付	シャッター補強材が所定の据所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	シャッター補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。
		外観	シャッター及びシャッター補強材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	シャッター及びシャッター補強材に有害な傷及び変形がないこと。



表1-3-3 工場棟組立工場の改造部分の検査の方法 (3/3)

検査の項目		検査の方法	判定基準	
外壁更新 図ホ1-1-7	検査①	材料	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 サイディングが不燃性材料であること。	
		据付	サイディングに耐火被覆材が施工されていることを施工業者の品質記録により確認する。	
		寸法	サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 耐火被覆材の厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査②	材料	外壁下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	
		寸法	外壁下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	
		配置	サイディングの配置を施工業者の品質記録により確認する。	
	折板張替え補強 図ホ1-1-8	検査①	外観	サイディング及び耐火被覆材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。
		材料	折板の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	
		寸法	折板の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	
検査②		据付	折板が所定の場所には設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	
		外観	折板に有害な傷及び変形がないこと。	
独立遮音壁面補強 図ホ1-2-1		検査①	材料	補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。
			寸法	補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。
	検査②	据付	補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	
		外観	補強材及び独立遮音壁に有害な傷及び変形がないこと。	

表1-3-4 付属建物第2核燃料倉庫の改造部分の検査の方法

検査の項目		検査の方法	判定基準
鉄扉交換 図へ]-1-1	検査①	材料	鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。 鉄扉が不燃性材料であること。
		寸法	鉄扉の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。
	検査②	据付	鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。
		外観	鉄扉に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。 鉄扉に有害な傷及び変形がないこと。

表1-3-5 付属建物容器管理棟の改造部分の検査の方法

検査の項目		検査の方法		判定基準	
鉄厚及びシヤッタ補強 図へ1-2-1	検査①	材料	鉄厚補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄厚補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄厚補強材が不燃性材料であること。	
		寸法	鉄厚補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄厚補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査②	据付	鉄厚補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄厚補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。	
		外観	鉄厚及び鉄厚補強材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄厚及び鉄厚補強材に有害な傷及び変形がないこと。	
	検査③	材料	シヤッタ補強材の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	シヤッタ補強材の材質が申請内容のとおりであること。 シヤッタ補強材が不燃性材料であること。	
		寸法	シヤッタ補強材の断面寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	シヤッタ補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査④	据付	シヤッタ補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	シヤッタ補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。	
		外観	シヤッタ及びシヤッタ補強材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	シヤッタ及びシヤッタ補強材に有害な傷及び変形がないこと。 外壁下地材が不燃性材料であること。	
	外壁更新 図へ1-2-2	検査①	材料	外壁下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	外壁下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 外壁下地材が不燃性材料であること。
			寸法	外壁下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	外壁下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
		検査②	材料	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。
			寸法	鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。
検査③		材料	アンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	アンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。	
		寸法	アンカーの径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	アンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。	
検査④		材料	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの材質、強度が申請内容のとおりであること。 サイディングが不燃性材料であること。	
		据付	サイディングに耐火被覆材が施工されていることを施工業者の品質記録により確認する。	サイディングに耐火被覆材が申請内容のとおりに施工されていること。	
検査⑤		寸法	サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
		配置	耐火被覆材の厚み寸法をメーカーの『発注証明書』により確認する。	耐火被覆材の厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
検査⑥		配置	サイディングの配置を施工業者の品質記録により確認する。	サイディングの配置が申請内容のとおりであること。	
		外観	サイディング及び耐火被覆材に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	サイディング及び耐火被覆材に有害な傷及び変形がないこと。	

表1-3-6 放射線管理棟の改造部分の検査の方法 (1/2)

検査の項目		検査の方法		判定基準	
壁新設補強 図ト1-1-1	検査①②	材料	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。	
		寸法	鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査③	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査④	材料	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	塗料が樹脂系塗料かつ難燃性材料であること。	
	検査⑤	材料	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。	
		外観	新設した壁表面に有害な色及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	新設した壁表面に有害な色及び変形がないこと。	
	検査①②	材料	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。	
		寸法	鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査③	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査④	材料	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	塗料が樹脂系塗料かつ難燃性材料であること。	
鉄骨ブレース新設 図ト1-1-3	検査⑤	材料	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。	
		外観	増打ちした壁表面に有害な色及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	増打ちした壁表面に有害な色及び変形がないこと。	
	検査①	材料	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。	
	検査②	寸法	鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。	
		掘付	鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。	
		外観	鉄骨に有害な色及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨に有害な色及び変形がないこと。	
	屋根面ブレース追加 図ト1-1-4	検査①	材料	鉛直ブレースの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉛直ブレースの材質、強度が申請内容のとおりであること。
			寸法	鉛直ブレースの断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉛直ブレースの断面寸法が申請内容のとおりであること。
		検査②	掘付	鉛直ブレースが所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉛直ブレースの設置位置が申請内容のとおりであること。
			外観	鉛直ブレースに有害な色及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉛直ブレースに有害な色及び変形がないこと。
検査①		材料	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。	
検査②		寸法	鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。	
方杖追加補強 図ト1-1-5	検査①	掘付	鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。	
		外観	鉄骨に有害な色及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨に有害な色及び変形がないこと。	

表1-3-6 放射線管理棟の改造部分の検査の方法 (2/2)

検査の項目		検査の方法		判定基準
外壁更新 (1/2：構造物一時作業所) 図ト1-1-7	検査①	材料	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの材質、強度が申請内容のとおりであること。 サイディングが不燃性材料であること。
		掲付	サイディングに耐火被覆材が施工されていることを施工業者の品質記録により確認する。	サイディングに耐火被覆材が申請内容のとおりに施工されていること。
		寸法	サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの厚み寸法が申請内容のとおりであること。
	検査②		耐火被覆材の厚み寸法をメーカーの『発注証明書』により確認する。	耐火被覆材の厚み寸法が申請内容のとおりであること。
		材料	外壁下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	外壁下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 外壁下地材が不燃性材料であること。
		寸法	外壁下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	外壁下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
		配置	サイディングの配置を施工業者の品質記録により確認する。	サイディングの配置が申請内容のとおりであること。
	検査① 外壁更新 (2/2：断水処理室) 図ト1-1-7	外観	サイディング及び耐火被覆材に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	サイディング及び耐火被覆材に有害な塩及び変形がないこと。
		材料	ALC(軽集気泡コンクリート)の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	ALC(軽集気泡コンクリート)の材質、強度が申請内容のとおりであること。 ALC(軽集気泡コンクリート)が不燃性材料であること。
		寸法	ALC(軽集気泡コンクリート)の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	ALC(軽集気泡コンクリート)の厚み寸法が申請内容のとおりであること。
材料		鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鋼板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼板が不燃性材料であること。	
検査②	寸法	鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鋼板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
	掲付	鋼板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鋼板の設置位置が申請内容のとおりであること。	
	配置	ALC(軽集気泡コンクリート)の配置を施工業者の品質記録により確認する。	ALC(軽集気泡コンクリート)の配置が申請内容のとおりであること。	
	外観	鋼板及びALC(軽集気泡コンクリート)に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鋼板及びALC(軽集気泡コンクリート)に有害な塩及び変形がないこと。	
鉄扉補強 図ト1-1-7	材料	鉄扉補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄扉補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄扉補強材が不燃性材料であること。	
	寸法	鉄扉補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄扉補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。	
	掲付	鉄扉補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。	
	外観	鉄扉及び鉄扉補強材に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉及び鉄扉補強材に有害な塩及び変形がないこと。	
鉄扉交換 図ト1-1-8	材料	鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄扉の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄扉が不燃性材料であること。	
	寸法	鉄扉の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉の外形寸法が申請内容のとおりであること。	
	掲付	鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉の設置位置が申請内容のとおりであること。	
	外観	鉄扉に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉に有害な塩及び変形がないこと。	

表1-3-7 付属建物放射線管理棟前室の改造部分の検査の方法

検査の項目		検査の方法	判定基準
放射線管理棟前室新設 図ト1-2-1	検査①	材料	鉄筋の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。
		寸法	鉄筋の径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。
	検査②	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。
	検査③	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。
	検査④	材料	鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。
		寸法	鉄扉の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。
	検査⑤	材料	エキスパンションジョイントの材質を『メーカー仕様書』により確認する。
		寸法	エキスパンションジョイントの幅寸法を『メーカー仕様書』により確認する。
	検査⑥	材料	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。
	検査⑦	材料	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。
		配置	前室の配置を自視により確認する。
			エキスパンションジョイントの配置を施工業者の品質記録により確認する。
		据付	鉄扉が所定の場所へ設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。
		外觀	エキスパンションジョイントに有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と自視により確認する。
			新設した前室及び鉄扉に有害な傷及び変形がないことを施工業者の品質記録と自視により確認する。

表1-3-8 付属建物除染室・分析室の改造部分の検査の方法 (1/3)

検査の項目		検査の方法		判定基準
柱脚補強 図ト1-3-1	材料	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。	
	寸法	鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。	
	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。	
	材料	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	塗料が樹脂系塗料かつ難燃性材料であること。	
	材料	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。	
鉄骨プレース交換補強 図ト1-3-2	外観	床表面に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	床表面に有害な塩及び変形がないこと。	
	材料	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。	
	寸法	鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。	
	据付	鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。	
	外観	鉄骨に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨に有害な塩及び変形がないこと。	
屋根鉄骨補強 図ト1-3-3	材料	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。	
	寸法	鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。	
	据付	鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。	
	外観	鉄骨に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨に有害な塩及び変形がないこと。	
	材料	石膏ボードの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	石膏ボードの材質、強度が申請内容のとおりであること。	
間仕切り壁更新 図ト1-3-4	寸法	石膏ボードの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	石膏ボードの厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
	材料	下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。	
	寸法	下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。	
	配置	石膏ボードの配置を施工業者の品質記録により確認する。	石膏ボードの配置が申請内容のとおりであること。	
	外観	石膏ボードに有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	石膏ボードに有害な塩及び変形がないこと。	

表1-3-8 付属建物除染室・分析室の改造部分の検査の方法 (2/3)

検査の項目		検査の方法	判定基準	
外壁サイディング補強 図ト1-3-5	検査①② 材料	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。	
	寸法	鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。	
	材料	杭の規格、種類を『出荷証明書』により確認する。	杭の規格、種類が申請内容のとおりであること。	
	寸法	杭の外形寸法を『出荷証明書』により確認する。	杭の外形寸法が申請内容のとおりであること。	
	配置	杭の配置を施工業者の品質記録により確認する。	杭の配置が申請内容のとおりであること。	
	着せ	支持層の到達確認を施工業者の品質記録により確認する。	支持層の到達確認がされていること。	
	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査③⑦ 材料	材料	外壁下地材及び鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	外壁下地材及び鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。
		寸法	外壁下地材及び鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	外壁下地材及び鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。
		材料	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの材質、強度が申請内容のとおりであること。
	検査⑧ 寸法	寸法	サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの厚み寸法が申請内容のとおりであること。
		配置	サイディングの配置を施工業者の品質記録により確認する。	サイディングの配置が申請内容のとおりであること。
		外観	サイディングに有害な塩及び変形がないことを確認する。	サイディングに有害な塩及び変形がないこと。
鉄扉補強 図ト1-3-6	検査① 材料	鉄扉補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄扉補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。	
		鉄扉補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鉄扉補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。	
	検査② 掲付	鉄扉補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。	
		鉄扉及び鉄扉補強材に有害な塩及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉及び鉄扉補強材に有害な塩及び変形がないこと。	



表1-3-8 付属建物除染室・分析室の改造部分の検査の方法 (3/3)

検査の項目		検査の方法		判定基準
鉄扉及びシャッター交換 図ト1-3-7	検査①	材料	鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄扉が不燃性材料であること。
	検査②	寸法	鉄扉の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉の外形寸法が申請内容のとおりであること。
		据付	鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉の設置位置が申請内容のとおりであること。
		外観	鉄扉に有害な色及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉に有害な色及び変形がないこと。
シャッター	検査①	材料	シャッターの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	シャッターの材質、強度が申請内容のとおりであること。 シャッターが不燃性材料であること。
	検査②	寸法	シャッターの外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。	シャッターの外形寸法が申請内容のとおりであること。
		据付	シャッターが所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	シャッターの設置位置が申請内容のとおりであること。
		外観	シャッターに有害な色及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	シャッターに有害な色及び変形がないこと。
折板追加補強 図ト1-3-8	検査①	材料	折板の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	折板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 折板が不燃性材料であること。
	検査②	寸法	折板の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	折板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。
		据付	折板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	折板の設置位置が申請内容のとおりであること。
		外観	折板に有害な色及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	折板に有害な色及び変形がないこと。

表1-4 既存建物の検査の方法

検査の項目		検査の方法	判定基準
材料	杭	寸法	寸法を記録により確認する。
		配置	配置を記録により確認する。
	鉄筋	材質、強度を記録により確認する。	材質が申請内容のとおりであることを確認すること。
		支持力	支持力が設計値以上であることを確認すること。
		材質	材質、強度を記録により確認する。
		寸法	鉄筋の配置、形状を記録により確認する。
	コンクリート	材質	材質、強度を記録により確認する。
		寸法	寸法を記録により確認する。
		材質	材質、強度を記録により確認する。
		寸法	寸法を記録により確認する。
軽量気泡コンクリート(ALC)	材質	材質、強度を記録により確認する。	
	寸法	寸法を記録により確認する。	
	材料	不燃性材料を使用していることを記録により確認する。	
	寸法	寸法を記録により確認する。	
鉄骨	材質	材質、強度を記録により確認する。	
	寸法	寸法を記録により確認する。	
	材料	不燃性材料を使用していることを記録により確認する。	
	寸法	寸法を記録により確認する。	
シャック	材質	材質、強度を記録により確認する。	
	寸法	寸法を記録により確認する。	
	材料	不燃性材料を使用していることを記録により確認する。	
	寸法	寸法を記録により確認する。	
ガラリ	材質	材質を記録により確認する。	
	寸法	寸法を記録により確認する。	
	配置	ガラリにフィルタが設置されていることを記録により確認する。	
	系統	常用電源系統、非常用電源系統の配電盤に配電用遮断器が設置されていることを確認すること。	
建物	配置	建物の配置を自視により確認する。	
	配置	エキスパンションジョイントの配置を記録により確認する。	
	配置	雨樋が図面と一致に設置されていることを自視により確認する。	
	配置	供給配管の外壁との接続部にストレーナ(60メッシュ)が設置されていることを確認すること。	
外観	外観	既存建物の原状は水密性を有せず、かつノンエアタイトであることを自視により確認する。	
	外観	屋根にシート防水が施工されていることを自視により確認する。	

## 2. 工場棟、放射線管理棟に設置する設備・機器

今回申請する設備・機器の検査の項目を表 2-1 に示す。また、検査の方法を表 2-2 に示す。

表 2-1 検査の項目

施設名称	設置場所	名称	変更内容	員数	外観	配置	据付	系統	臨界安全		遮蔽	材料	面速	作動 <sup>注1</sup>			
									単一	複数				保持	IL	他	
放射性廃棄物の廃棄施設	工場棟 転換工場 廃棄物 処理室	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(5))	凝集沈殿槽(1)*1	改造	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○	
			凝集沈殿槽(2)*1	改造	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○
			凝集沈殿槽(3)*1	改造	○	○	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	○
			遠心分離機	新設	○	○	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
			ろ液受槽(1)*1	新設	○	○	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	○
			ろ液受槽(2)*1	新設	○	○	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	○
			ろ液受槽(3)*1	改造	○	○	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	○
			ろ過機(1)	改造	○	○	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
			ろ過機(2)	改造	○	○	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
			チェックタンク(1)*1	改造	○	○	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	○
			チェックタンク(2)*1	改造	○	○	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	○
			チェックタンク(3)*1	改造	○	○	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	○
			イオン交換装置	改造	○	○	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-
			乾燥機	新設	○	○	-	○	○	-	-	-	○	-	-	-	-
放射線管理棟 廃水 処理室	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(6))	チェックタンク(1)*1	改造	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○		
		チェックタンク(2)*1	改造	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○		
		チェックタンク(3)*1	改造	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○		
		堰(チェックタンク)*2	新設	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	○	
周辺監視 区域内	液体廃棄物の廃棄設備	廃水処理所	撤去		○												
		屋外配管*3	撤去		○												
廃水処理 所排気系 統	液体廃棄物の廃棄設備	排風機	撤去		○												
		給気フィルター	撤去		○												
工場棟 転換工場	気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄設備(1))	アブソリュートフィルター	撤去		○												
		スクラバ*4	撤去	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

注 1: 「他」は警報を示す。

\* 1: 液位高警報設備を含む。

\* 2: 堰漏水検知警報設備を含む。

\* 3: 詳細は、図ト配-1(1/2)を参照。

\* 4: 本申請の対象範囲は、工場棟転換工場内の埋設配管。

表 2-2 検査の方法

1. 変更内容が改造、新設の検査

検査の項目		検査の方法	判定基準
員数		・ 設備・機器の員数を目視により確認する。	・ 員数が申請内容のとおりであること。
外観		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備・機器の外観を目視により確認する。</li> <li>・ 廃液処理設備（6）については、廃液処理設備（5）と接続する場所に閉止措置が行われていることを目視で確認する。</li> <li>・ 廃液処理設備（5）については、廃液処理設備（6）と配管が接続されていることを目視で確認する。</li> <li>・ 廃液処理設備（5）については、成型工場、除染室・分析室からの配管と接続する場所に閉止措置が行われていることを目視で確認する。</li> <li>・ 漏えい防止構造を有する設備・機器については、目視によりその構造を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外観が申請内容のとおりであること。</li> <li>・ 閉止措置が行われていること。</li> <li>・ 配管が接続されていること。</li> <li>・ 閉止措置が行われていること。</li> <li>・ 漏えい防止構造を有すること。</li> </ul>
配置		・ 堰の配置を目視により確認する。	・ 配置が申請内容のとおりであること。
据付		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンカーボルトの員数及び寸法を確認する。</li> <li>・ アンカーボルトの据付状態を目視により確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 員数及び寸法が申請内容のとおりであること。</li> <li>・ ボルト又はナットが緩みなく締め付けられていること。</li> </ul>
系統		・ 局所排気設備に接続されていることを目視により確認する。	・ 局所排気設備に接続されていること。
臨界安全	単一ユニット	—	—
	複数ユニット	—	—
遮蔽		—	—
材料		・ 使用材料を確認する。	・ 材料が申請内容のとおりであること。
面速		—	—
作動	動力供給停止時保持機能	—	—
	インターロック	—	—
	その他	・ 警報設備が吹鳴することを確認する。	・ 警報設備が吹鳴すること。

2. 変更内容が撤去の検査

検査の項目		検査の方法	判定基準
外観		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物内部の設備・機器（排気系統を含む）、屋外配管が撤去されていることを目視で確認し、建物内部の汚染状態を確認する。</li> <li>・ 撤去後の配管に閉止措置が行われていること、また撤去対象の埋設配管の入口に閉止措置が行われていることを目視で確認する。</li> <li>・ 建物（床・基礎を除く）が撤去されていることを目視で確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物内部の設備・機器（排気系統を含む）、屋外配管が撤去されていること。建物内部には汚染の無いこと。</li> <li>・ 閉止措置が行われていること。</li> <li>・ 建物（床・基礎を除く）が撤去されていること。</li> </ul>

## I-3 添付図面

### イ 化学処理施設

図イ建-1	敷地内建物配置図
図イ建-1-1(1/4)	工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階)
図イ建-1-1(2/4)	工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(2階)
図イ建-1-1(3/4)	工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(3階)
図イ建-1-1(4/4)	工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(R階)
図イ建-1-2(1/3)	工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(1)
図イ建-1-2(2/3)	工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(2)
図イ建-1-2(3/3)	工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(3)
図イ建-2	工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(1階)
図イ建-3	工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(2階)
図イ建-4	工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(3階)
図イ建-5	工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図
図イ建-6	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(1階)
図イ建-7	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(2階)
図イ建-8	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(3階)
図イ建-8-1(1/4)	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(1)
図イ建-8-1(2/4)	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(2)
図イ建-8-1(3/4)	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(3)
図イ建-8-1(4/4)	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(4)
図イ建-8-2(1/9)	外部火災・爆発の影響評価(1)
図イ建-8-2(2/9)	外部火災・爆発の影響評価(2)
図イ建-8-2(3/9)	外部火災・爆発の影響評価(3)
図イ建-8-2(4/9)	外部火災・爆発の影響評価(4)
図イ建-8-2(5/9)	外部火災・爆発の影響評価(5)
図イ建-8-2(6/9)	外部火災・爆発の影響評価(6)
図イ建-8-2(7/9)	外部火災・爆発の影響評価(7)
図イ建-8-2(8/9)	外部火災・爆発の影響評価(8)
図イ建-8-2(9/9)	外部火災・爆発の影響評価(9)
図イ建-9	工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッター配置及び竜巻防護ライン(1階)
図イ建-10	工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉配置及び竜巻防護ライン(2階)
図イ建-11	工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉配置及び竜巻防護ライン(3階)
図イ建-11-1	工場棟、放射線管理棟、付属建物 竜巻防護ライン(屋根部)
図イ建-12	工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表
図イ建-13	工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉及びシャッター補強図
図イ建-14	工場棟 転換工場 建物 1階平面図
図イ建-15	工場棟 転換工場 建物 2階平面図
図イ建-16	工場棟 転換工場 建物 3階平面図

図イ建-17	工場棟 転換工場 建物立面図
図イ建-18	工場棟 転換工場 建物断面図
図イ建-19	工場棟 転換工場 基礎及び杭伏図
図イ建-20	工場棟 転換工場 2階伏図
図イ建-21	工場棟 転換工場 屋根トラス下弦面伏図
図イ建-22	工場棟 転換工場 3階伏図
図イ建-23	工場棟 転換工場 屋根伏図
図イ建-24	工場棟 転換工場 排気塔屋根伏図
図イ建-25	工場棟 転換工場 L'通り軸組図
図イ建-26	工場棟 転換工場 M通り軸組図
図イ建-27	工場棟 転換工場 N通り軸組図
図イ建-28	工場棟 転換工場 O通り軸組図
図イ建-29	工場棟 転換工場 P通り軸組図
図イ建-30	工場棟 転換工場 Q通り軸組図
図イ建-31	工場棟 転換工場 R'、S'、L'通り軸組図
図イ建-32	工場棟 転換工場 13通り軸組図
図イ建-33	工場棟 転換工場 14通り軸組図
図イ建-34	工場棟 転換工場 15通り軸組図
図イ建-35	工場棟 転換工場 16通り軸組図
図イ建-36	工場棟 転換工場 17通り軸組図
図イ建-37	工場棟 転換工場 18通り軸組図
図イ建-38	工場棟 転換工場 19、20通り軸組図
図イ建-39	工場棟 転換工場 21、22通り軸組図
図イ建-40	工場棟 転換工場 23、23'通り軸組図
図イ建-41	工場棟 転換工場 24、26通り軸組図
図イ建-42	工場棟 転換工場 24、26通りサイディング補強下地材軸組図
図イ建-43	工場棟 転換工場 Q通りサイディング補強下地材軸組図
図イ建-44	工場棟 転換工場 L'通りサイディング補強下地材軸組図
図イ建-45	工場棟 転換工場 柱脚部重石補強詳細
図イ建-46	工場棟 転換工場 鋼板補強、外壁サイディング補強及び外壁更新概略図
図イ建-47	工場棟 転換工場 屋根面鉄骨補強及び折板補強概略図
図イ建-48	工場棟 転換工場 鉄骨ブレース補強及び柱梁仕口部補強概略図
図イ遮-1	工場棟 転換工場 遮蔽関係図 (建物1階平面)
図イ遮-2	工場棟 転換工場 遮蔽関係図 (建物2階平面)
図イ遮-3	工場棟 転換工場 遮蔽関係図 (建物3階平面)
図イ配-1(1/2)	工場棟 転換工場他 設備・機器準備工事範囲図 (1階)
図イ配-1(2/2)	工場棟 転換工場他 設備・機器準備工事範囲図 (1階)

## ハ 成形施設

図ハ建-1	工場棟 成型工場 建物1階平面図
-------	------------------

図ハ建-2	工場棟 成型工場 建物 2 階平面図
図ハ建-3	工場棟 成型工場 建物 3 階平面図
図ハ建-4	工場棟 成型工場 建物立面図
図ハ建-5	工場棟 成型工場 建物断面図
図ハ建-6	工場棟 成型工場 杭及び基礎伏図
図ハ建-7	工場棟 成型工場 2 階伏図
図ハ建-8	工場棟 成型工場 3 階伏図
図ハ建-9	工場棟 成型工場 屋根伏図
図ハ建-10	工場棟 成型工場 増設屋根伏図
図ハ建-11	工場棟 成型工場 14 通り軸組図
図ハ建-12	工場棟 成型工場 15 通り軸組図
図ハ建-13	工場棟 成型工場 18 通り軸組図
図ハ建-14	工場棟 成型工場 19 通り軸組図
図ハ建-15	工場棟 成型工場 22 通り軸組図
図ハ建-16	工場棟 成型工場 26 通り軸組図
図ハ建-17	工場棟 成型工場 E 通り軸組図
図ハ建-18	工場棟 成型工場 F 通り軸組図
図ハ建-19	工場棟 成型工場 H 通り軸組図
図ハ建-20	工場棟 成型工場 壁増打ち補強リスト
図ハ建-21	工場棟 成型工場 壁新設補強リスト
図ハ建-22	工場棟 成型工場 屋根面鉄骨補強概略図
図ハ建-23	工場棟 成型工場 梁側面増打ち補強及び鉄骨ブレース新設、折板追設補強概略図
図ハ遮-1	工場棟 成型工場 遮蔽関係図 (建物 1 階平面)
図ハ遮-2	工場棟 成型工場 遮蔽関係図 (建物 2 階平面)
図ハ遮-3	工場棟 成型工場 遮蔽関係図 (建物 3 階平面)
図ハ配-1	工場棟 成型工場 設備・機器準備工事範囲図 (1 階)
図ハ配-2	工場棟 成型工場 設備・機器準備工事範囲図 (2 階)
図ハ配-3	工場棟 成型工場 設備・機器準備工事範囲図 (3 階)

#### ホ 組立施設

図ホ建-1	工場棟 組立工場 建物平面図
図ホ建-2	工場棟 組立工場 建物立面図
図ホ建-3	工場棟 組立工場 建物断面図 (X-X、Y-Y、Z-Z 断面)
図ホ建-4	工場棟 組立工場 杭及び基礎伏図
図ホ建-5	工場棟 組立工場 中間梁伏図 (FL+6.5m 付近)
図ホ建-6	工場棟 組立工場 前室屋根梁伏図
図ホ建-7	工場棟 組立工場 屋根梁伏図
図ホ建-8	工場棟 組立工場 F 通り軸組図
図ホ建-9	工場棟 組立工場 L 通り軸組図
図ホ建-10	工場棟 組立工場 4、9 通り軸組図



図ホ建-11	工場棟 組立工場 14a 通り軸組図
図ホ建-12	工場棟 組立工場 補強詳細図
図ホ建-13	工場棟 組立工場 前室 L、K 通り軸組図
図ホ建-14	工場棟 組立工場 独立遮蔽壁
図ホ建-15	工場棟 組立工場 屋根面鉄骨補強及び折板張替え補強概略図
図ホ遮-1	工場棟 組立工場 遮蔽関係図 (建物平面)

#### へ 核燃料物質の貯蔵施設

図へ建-1	付属建物 第2核燃料倉庫 建物平面図
図へ建-2	付属建物 第2核燃料倉庫 建物立面図
図へ建-3	付属建物 第2核燃料倉庫 建物断面図
図へ建-4	付属建物 第2核燃料倉庫 杭及び基礎伏図
図へ建-5	付属建物 第2核燃料倉庫 屋根伏図
図へ建-6	付属建物 容器管理棟 建物平面図
図へ建-7	付属建物 容器管理棟 建物立面図
図へ建-8	付属建物 容器管理棟 建物断面図
図へ建-9	付属建物 容器管理棟 杭、基礎伏図
図へ建-10	付属建物 容器管理棟 柱、壁伏図
図へ建-11	付属建物 容器管理棟 クレーン梁伏図
図へ建-12	付属建物 容器管理棟 梁伏図
図へ建-13	付属建物 容器管理棟 補強詳細図
図へ遮-1	付属建物 第2核燃料倉庫 遮蔽関係図 (建物平面)
図へ遮-2	付属建物 第2核燃料倉庫 遮蔽関係図 (建物断面)
図へ遮-3	付属建物 容器管理棟 遮蔽関係図 (建物平面)
図へ遮-4	付属建物 容器管理棟 遮蔽関係図 (建物断面)

#### ト 放射性廃棄物の廃棄施設

図ト建-1	放射線管理棟 建物平面図(前室含む)
図ト建-2	放射線管理棟 建物立面図
図ト建-3	放射線管理棟 建物断面図
図ト建-4	放射線管理棟 杭及び基礎伏図
図ト建-5	放射線管理棟 基礎及び壁伏図
図ト建-6	放射線管理棟 屋根梁伏図
図ト建-7	付属建物 放射線管理棟前室 建物平面図
図ト建-8	付属建物 放射線管理棟前室 建物立面図
図ト建-9	付属建物 放射線管理棟前室 建物断面図
図ト建-10	付属建物 放射線管理棟前室 1階及び屋根伏図
図ト建-11	放射線管理棟 C'、D' 通り軸組図
図ト建-12	放射線管理棟 E 通り軸組図
図ト建-13	放射線管理棟 15 通り軸組図

図ト建-14	放射線管理棟 25' 通り (本体部) 軸組図
図ト建-15	放射線管理棟 B'、B'' 通り 軸組図
図ト建-16	放射線管理棟 25' 通り (増築部) 軸組図
図ト建-17	附属建物 放射線管理棟前室 X1、X2 通り 軸組図
図ト建-18	附属建物 放射線管理棟前室 Y1、Y2 通り 軸組図
図ト建-19	放射線管理棟 壁増打ち補強リスト
図ト建-20	放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所 補強詳細図
図ト建-21	放射線管理棟 B'、C'、25' 通り 壁新設補強詳細図
図ト建-22	附属建物 除染室・分析室 建物平面図
図ト建-23	附属建物 除染室・分析室 建物立面図
図ト建-24	附属建物 除染室・分析室 建物断面図
図ト建-25	附属建物 除染室・分析室 基礎伏図
図ト建-26	附属建物 除染室・分析室 梁伏図 (1FL+4100 付近)
図ト建-27	附属建物 除染室・分析室 屋根梁伏図
図ト建-28	附属建物 除染室・分析室 Q'、R 通り 軸組図
図ト建-29	附属建物 除染室・分析室 S、T 通り 軸組図
図ト建-30	附属建物 除染室・分析室 20、23' 通り 軸組図
図ト建-31	附属建物 除染室・分析室 26 通り 軸組図
図ト建-32	附属建物 除染室・分析室 T'、26' 通り 軸組図
図ト建-33	附属建物 除染室・分析室 26' 通り 補強詳細図
図ト建-34	附属建物 除染室・分析室 折板追設補強概略図
図ト遮-1	放射線管理棟 (前室含む) 遮蔽関係図 (建物平面)
図ト遮-2	附属建物 除染室・分析室 遮蔽関係図 (建物平面)
図ト配-1 (1/2)	液体廃棄物の廃棄設備 撤去範囲図
図ト配-1 (2/2)	液体廃棄物の廃棄設備 配置図 (改造後)
図ト配-2 (1/2)	廃液処理設備 (2) 機器配置図
図ト配-2 (2/2)	廃液処理設備 (2) 撤去範囲図
図ト配-3	廃液処理設備 (5) 機器配置図
図ト配-4	廃液処理設備 (6) 機器配置図
図ト配-5 (1/2)	放射線管理棟 設備・機器準備工事範囲図
図ト配-5 (2/2)	放射線管理棟 建屋改造工事範囲図
図ト配-6	附属建物 除染室・分析室 設備・機器準備工事範囲図
図ト配-7	工場棟 成型工場 気体廃棄設備 洗濯室乾燥機排気系統 工事範囲図
図ト系-1 (1/2)	液体廃棄物の廃棄設備 (液体廃棄設備 (5)) 系統図
図ト系-1 (2/2)	液体廃棄物の廃棄設備 (液体廃棄設備 (5)) 系統補足図
図ト系-2 (1/2)	液体廃棄物の廃棄設備 (液体廃棄設備 (6)) 系統図
図ト系-2 (2/2)	液体廃棄物の廃棄設備 (液体廃棄設備 (6)) 系統補足図
図ト系-3	工場棟 成型工場 気体廃棄設備 洗濯室乾燥機排気系統 工事対象系統図
図ト設-1	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 凝集沈殿槽 (1) (2) (3)
図ト設-2	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 遠心分離機

図ト設-3(1/3)	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(5))	ろ液受槽 (1)
図ト設-3(2/3)	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(5))	ろ液受槽 (2)
図ト設-3(3/3)	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(5))	ろ液受槽 (3)
図ト設-4(1/2)	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(5))	ろ過機 (1)
図ト設-4(2/2)	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(5))	ろ過機 (2)
図ト設-5	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(5))	チェックタンク (1) (2) (3)
図ト設-6	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(5))	イオン交換装置
図ト設-7	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(5))	乾燥機
図ト設-8	液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(6))	チェックタンク (1) (2) (3)

リ その他の加工施設

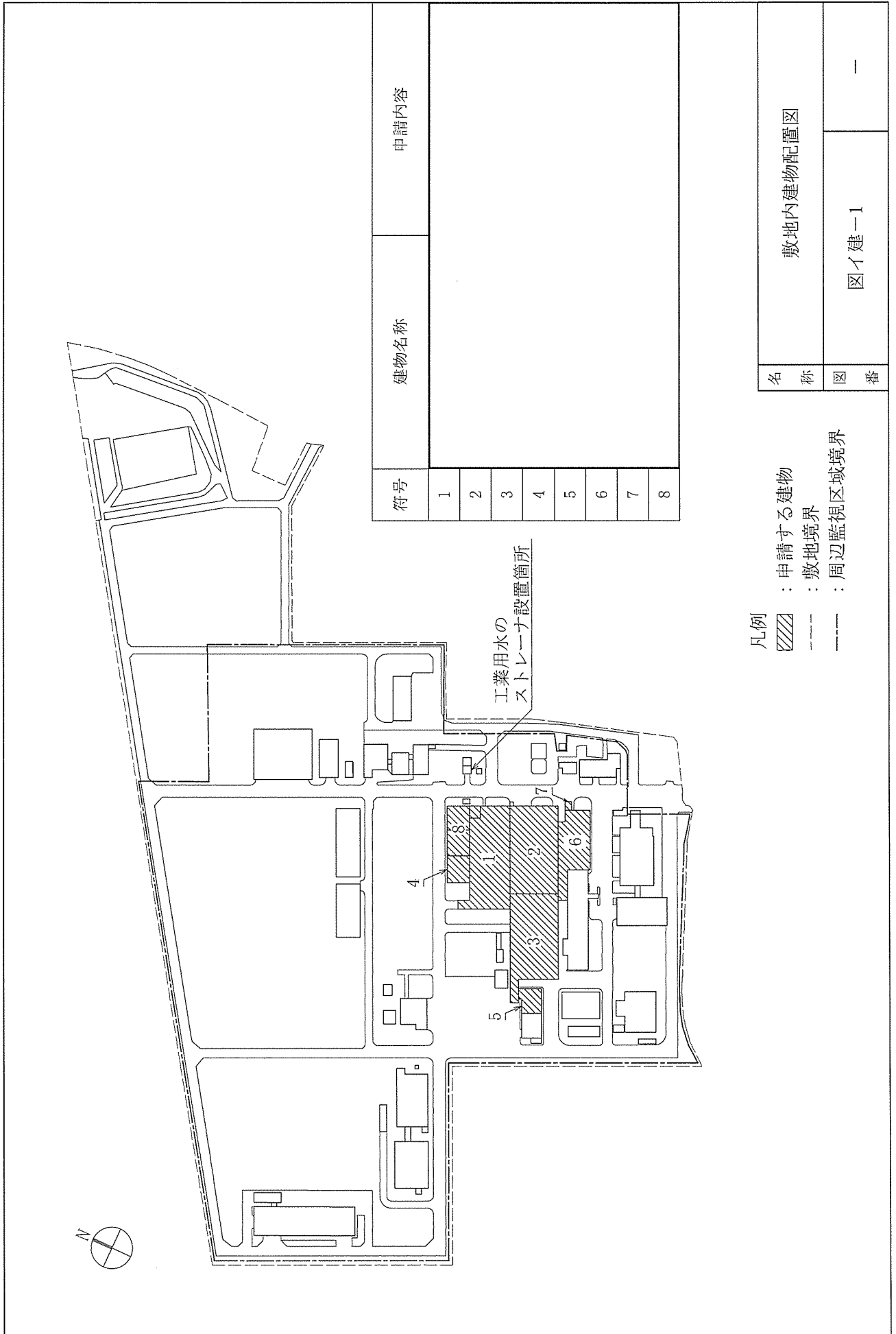
図リ建-1	工場棟 転換工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(1/3)
図リ建-2	工場棟 転換工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(2/3)
図リ建-3	工場棟 転換工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(3/3)
図リ建-4	工場棟 成型工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(1/3)
図リ建-5	工場棟 成型工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(2/3)
図リ建-6	工場棟 成型工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(3/3)
図リ建-7	工場棟 組立工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路
図リ建-8	付属建物 第2核燃料倉庫 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路
図リ建-9	付属建物 容器管理棟 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路
図リ建-10	放射線管理棟 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路
図リ建-11	付属建物 除染室・分析室 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路
図リ建-12	工場棟 転換工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(1/3)
図リ建-13	工場棟 転換工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(2/3)
図リ建-14	工場棟 転換工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(3/3)
図リ建-15	工場棟 成型工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(1/3)
図リ建-16	工場棟 成型工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(2/3)
図リ建-17	工場棟 成型工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(3/3)
図リ建-18	工場棟 組立工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)
図リ建-19	付属建物 第2核燃料倉庫 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)
図リ建-20	付属建物 容器管理棟 非常用通報設備

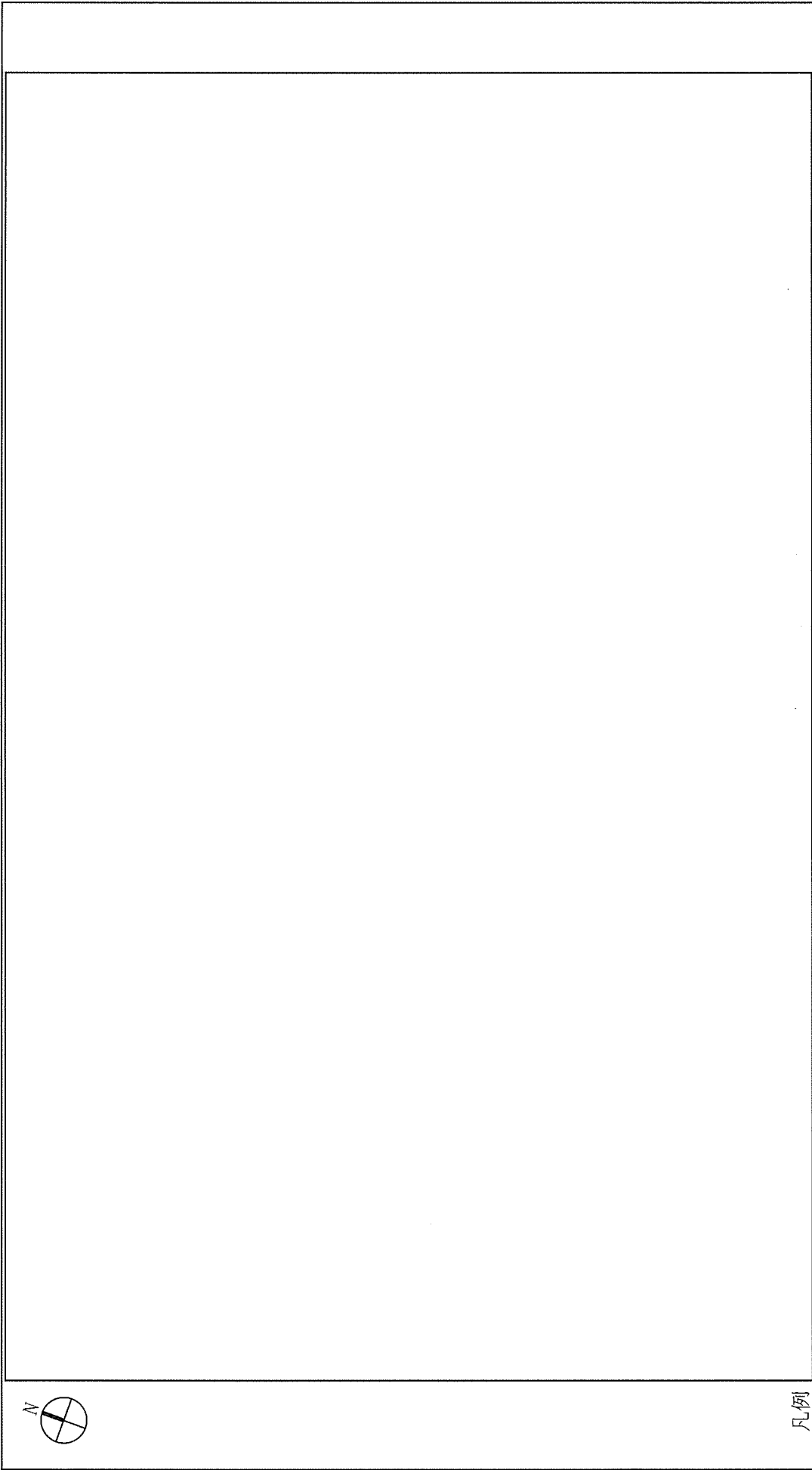
	非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)
図リ建-21	放射線管理棟 非常用通報設備
	非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)
図リ建-22	附属建物 除染室・分析室 非常用通報設備
	非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)
図リ建-23	工場棟 転換工場 自動火災報知設備
	火災感知設備及びそれに連動する警報設備(1/3)
図リ建-24	工場棟 転換工場 自動火災報知設備
	火災感知設備及びそれに連動する警報設備(2/3)
図リ建-25	工場棟 転換工場 自動火災報知設備
	火災感知設備及びそれに連動する警報設備(3/3)
図リ建-26	工場棟 成型工場 自動火災報知設備
	火災感知設備及びそれに連動する警報設備(1/3)
図リ建-27	工場棟 成型工場 自動火災報知設備
	火災感知設備及びそれに連動する警報設備(2/3)
図リ建-28	工場棟 成型工場 自動火災報知設備
	火災感知設備及びそれに連動する警報設備(3/3)
図リ建-29	工場棟 組立工場 自動火災報知設備
	火災感知設備及びそれに連動する警報設備(1/2)
図リ建-30	工場棟 組立工場 自動火災報知設備
	火災感知設備及びそれに連動する警報設備(2/2)
図リ建-31	附属建物 第2核燃料倉庫 自動火災報知設備
	火災感知設備及びそれに連動する警報設備
図リ建-32	附属建物 容器管理棟 自動火災報知設備
	火災感知設備及びそれに連動する警報設備
図リ建-33	放射線管理棟 自動火災報知設備
	火災感知設備及びそれに連動する警報設備
図リ建-34	附属建物 除染室・分析室 自動火災報知設備
	火災感知設備及びそれに連動する警報設備
図リ建-35	消火設備 屋外消火栓配置図
図リ建-35-1	消火設備 屋外消火栓からのアクセスルート
図リ建-35-2	消火設備 防火水槽配置図
図リ建-36	工場棟 転換工場 消火設備 消火器(1/3)
図リ建-37	工場棟 転換工場 消火設備 消火器(2/3)
図リ建-38	工場棟 転換工場 消火設備 消火器(3/3)
図リ建-39	工場棟 成型工場 消火設備 消火器(1/3)
図リ建-40	工場棟 成型工場 消火設備 消火器(2/3)
図リ建-41	工場棟 成型工場 消火設備 消火器(3/3)
図リ建-42	工場棟 組立工場 消火設備 消火器
図リ建-43	附属建物 第2核燃料倉庫 消火設備 消火器

図リ建-44	付属建物 容器管理棟 消火設備 消火器
図リ建-45	放射線管理棟 消火設備 消火器
図リ建-46	付属建物 除染室・分析室 消火設備 消火器
図リ建-47	工場棟 転換工場 緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネット(1/4)
図リ建-48	工場棟 転換工場 緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネット(2/4)
図リ建-49	工場棟 転換工場 緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネット(3/4)
図リ建-50	工場棟 転換工場 緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネット(4/4)
図リ建-51	工場棟 成型工場 緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネット
図リ建-52	工場棟 組立工場 緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネット
図リ建-53	付属建物 第2核燃料倉庫 緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネット
図リ建-54	放射線管理棟 緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネット
図リ建-55	付属建物 除染室・分析室 緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネット
図リ建-56	緊急対策設備(3) 溢水防護区画(1/3)
図リ建-57	緊急対策設備(3) 溢水防護区画(2/3)
図リ建-58	緊急対策設備(3) 溢水防護区画(3/3)
図リ建-59	工場棟 転換工場 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)(1/3)
図リ建-60	工場棟 転換工場 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)(2/3)
図リ建-61	工場棟 転換工場 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)(3/3)
図リ建-62	工場棟 成型工場 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)(1/3)
図リ建-63	工場棟 成型工場 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)(2/3)
図リ建-64	工場棟 成型工場 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)(3/3)
図リ建-65	付属建物 第2核燃料倉庫 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)
図リ建-66	付属建物 除染室・分析室 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)
図リ建-67	放射線管理棟 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)

臨界面

図臨-1	臨界管理上の領域区分
------	------------

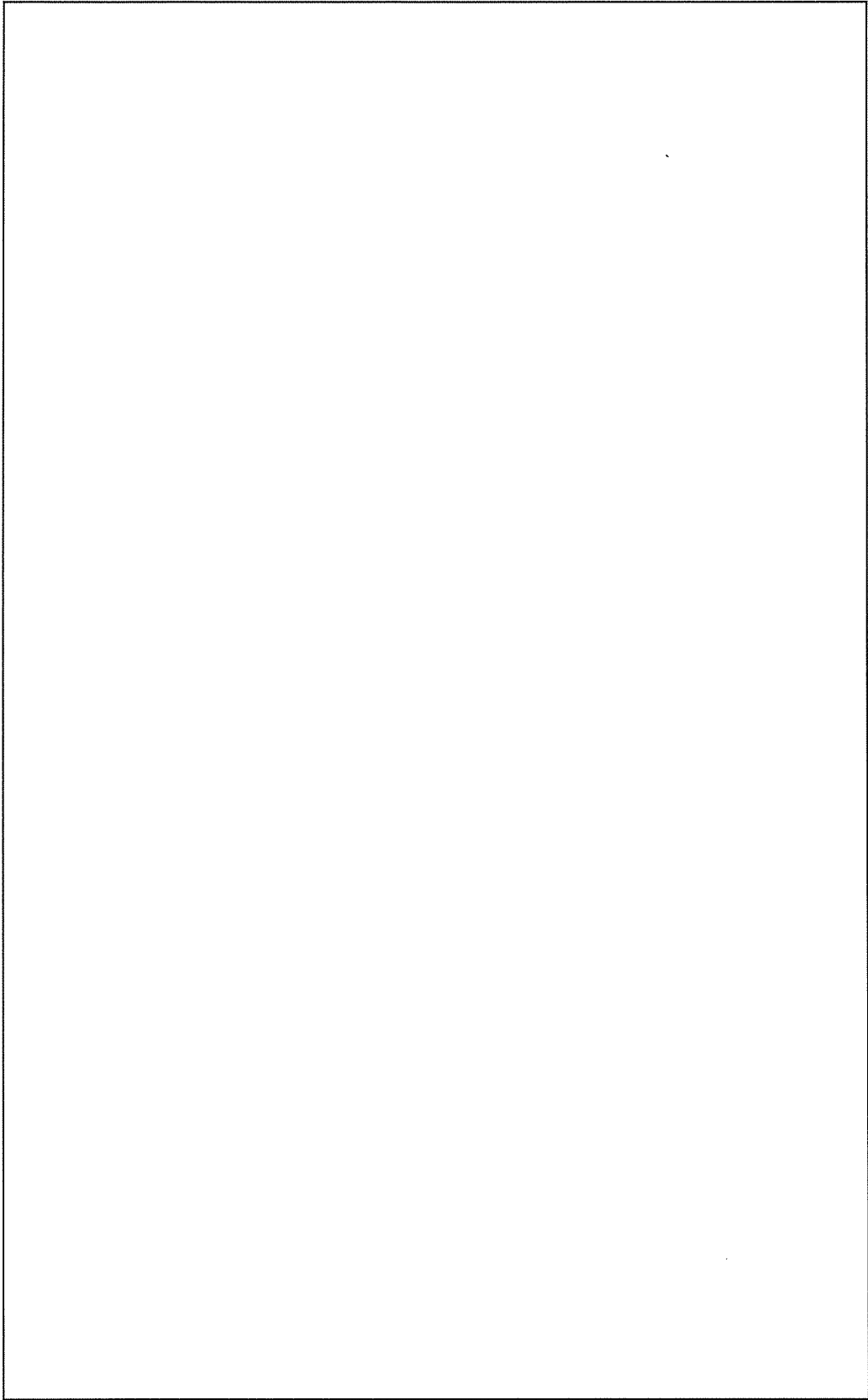




凡例  : 別建物


- 注1) 図中の番号は工事番号を示す
- 注2) 耐震のための工事を赤字赤囲いで示す
- 注3) 竜巻対策のための工事を青字青囲いで示す
- 注4) 火災対策のための工事を黒字黒囲いで示す
- 注5) 耐震のための工事で、竜巻対策にも効果があるものを赤字青囲いで示す
- 注6) 竜巻対策のための工事で、耐震にも効果があるものを青字赤囲いで示す

名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図 (1階)	
図番	図イ建-1-1 (1/4)	—



凡例

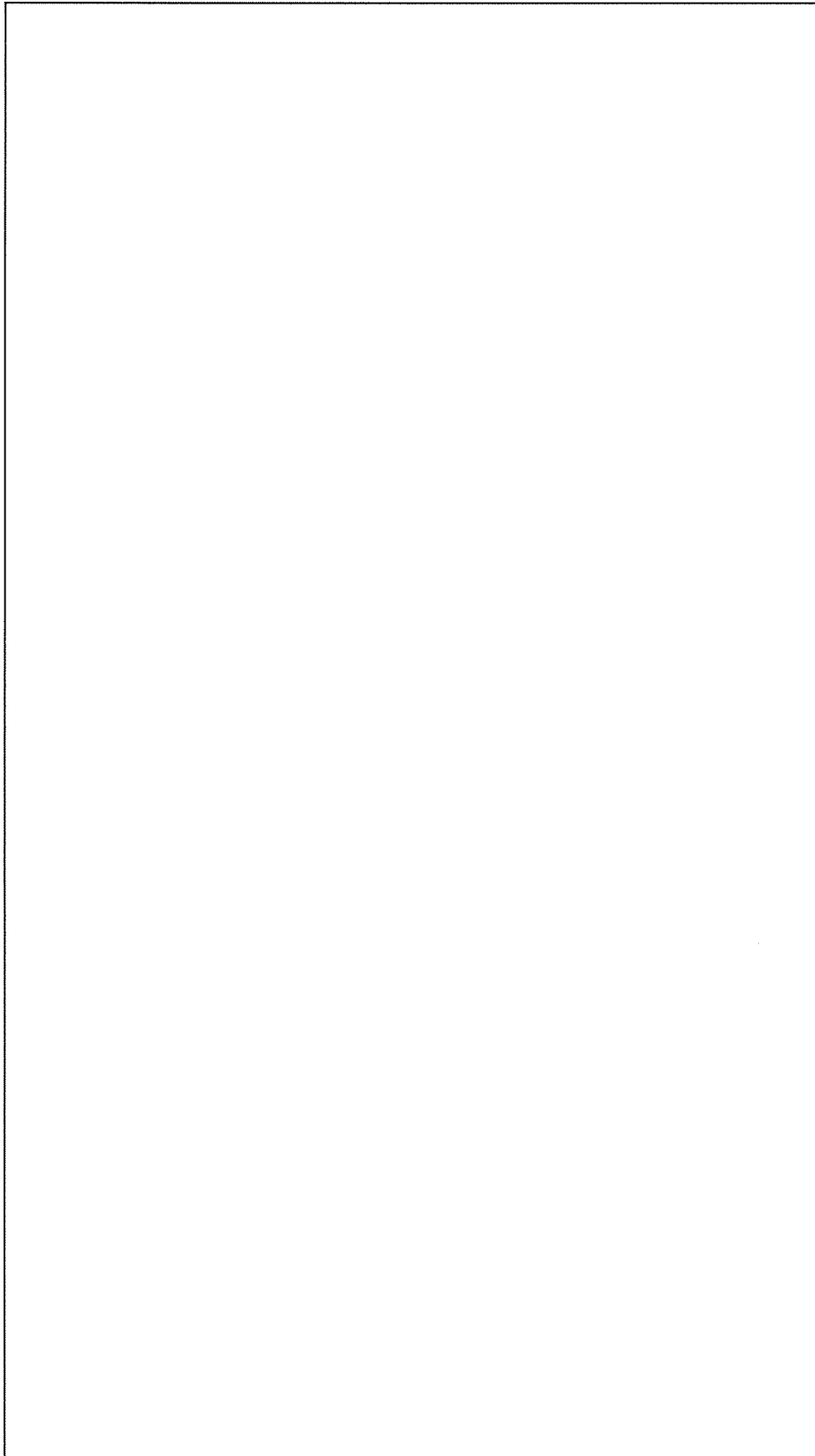
 : 吹抜け

 : 別建物


- 注1) 図中の番号は工事番号を示す
- 注2) 耐震のための工事を赤字黒囲いで示す
- 注3) 竜巻対策のための工事を青字青囲いで示す
- 注4) 火災対策のための工事を黒字黒囲いで示す
- 注5) 耐震のための工事で、竜巻対策にも効果があるものを赤字青囲いで示す
- 注6) 竜巻対策のための工事で、耐震にも効果があるものを青字赤囲いで示す

名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図 (2階)	
図番	図イ建一1-1 (2/4)	—



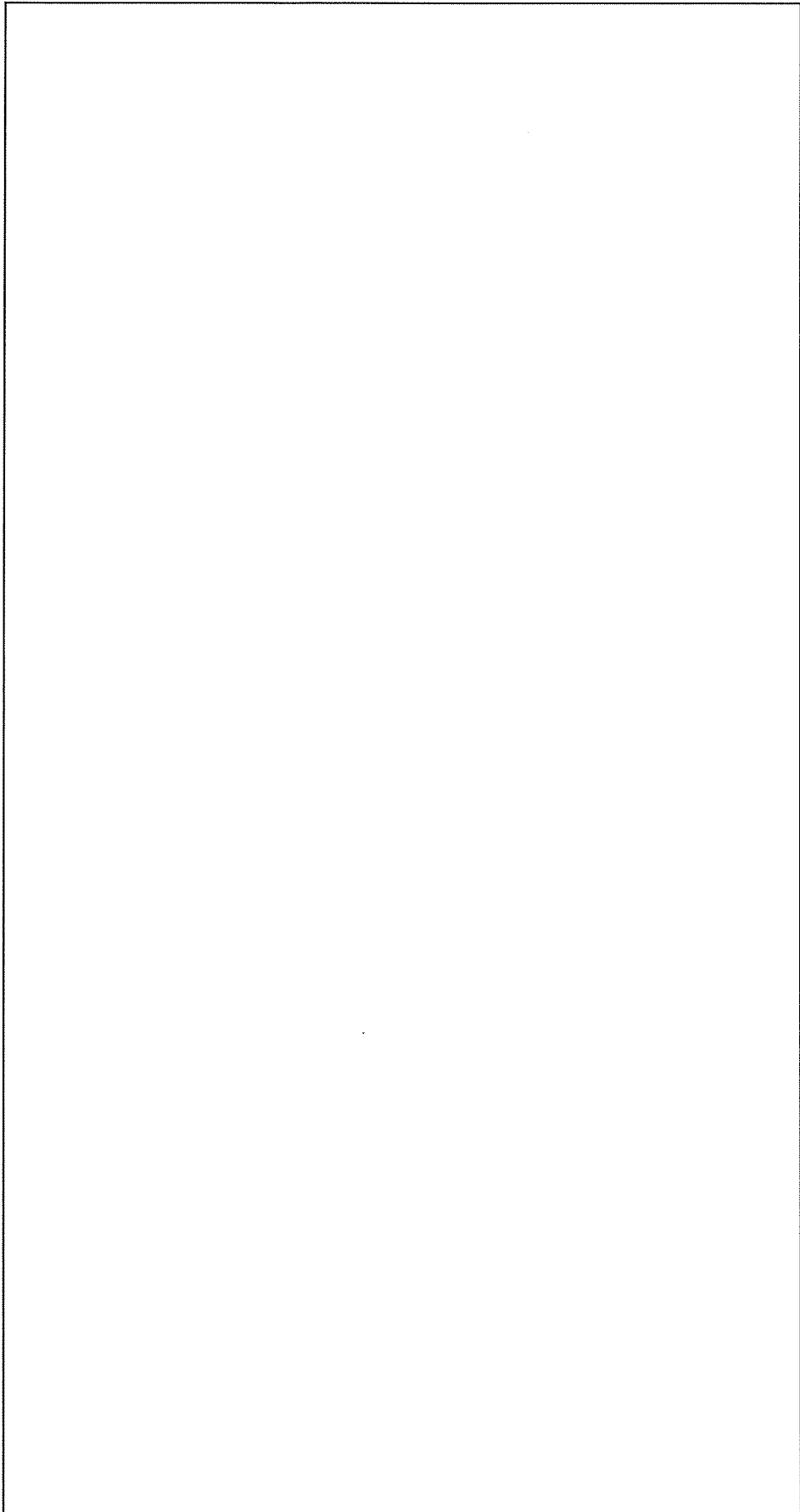


凡例

 : 吹抜け

- 注1) 図中の番号は工事番号を示す
- 注2) 耐震のための工事を赤字赤囲いで示す
- 注3) 竜巻対策のための工事を青字青囲いで示す
- 注4) 竜巻対策のための工事で、耐震にも効果があるものを青字赤囲いで示す

名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図 (3階)	
図番	図イ建-1-1 (3/4)	—



- 注1) 図中の番号は工事番号を示す
- 注2) 耐震のための工事を赤字青囲いで示す
- 注3) 竜巻対策のための工事を青字青囲いで示す
- 注4) 耐震のための工事で、竜巻対策にも効果があるものを赤字青囲いで示す
- 注5) 竜巻対策のための工事で、耐震にも効果があるものを青字赤囲いで示す

名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図 (R階)	
図番	図イ建-1-1 (4/4)	—

建物名称	工事番号及び工事名称	工事の方法	工事の主目的・影響評価					
			耐震	耐竜巻	火災	航空機着下火災	遮蔽	臨界
工場棟 転換工場	1-a. 柱脚部重石補強	本体の柱脚基礎部にコンクリートの増打ちを する	◎	—	—	—	—	—
	1-b. 鉄骨ブレース新設	本体の鉄骨の柱と梁内に鉄骨ブレースを新 設する	◎	—	—	—	—	—
	1-c. 鉄骨ブレース交換補強	本体の既存ブレースを撤去し、新たな鉄骨ブ レースに交換する	◎	—	—	—	—	—
	1-d. 屋根面鉄骨補強	本体の屋根部鉄骨トラスに鉄骨を追加する	◎	◎	—	—	—	—
	1-e. 柱梁仕口部補強	本体及び前室の柱、梁、ブレース仕口部に鋼 板のリブプレートを追加する	◎	—	—	—	—	—
	1-f. 柱脚部溶接補強	本体及び前室柱脚部のアンカーボルトの摩金 を溶接する	◎	—	—	—	—	—
	1-g. 耐火壁追設	内部火災による延焼防止のために工場棟転換 工場と工場棟成型工場の境界に耐火壁を追設 する	—	—	◎ (内部)	○	—	—
	1-h. エキスパンション ジョイント交換	地震時に生じる変位吸収のために工場棟成型 工場及び工場棟組立工場の建物境界部のエキ スパンションジョイントを交換する	◎	◎	—	—	—	—
	1-i. 外壁サイディング補強	PI竜巻荷重に対し、既存外壁の損傷及び脱落 防止のために本体の外壁をサイディングで補 強する	◎	◎	—	—	—	—
	1-j. 鉄扉及びシャッター補強	PI竜巻荷重に対し、鉄扉及びシャッターの損傷 防止のために本体及び前室の鉄扉及びシャッ タを補強する	—	◎	◎ (内部)	—	—	—
	1-k. 鉄扉及びシャッター交換	PI竜巻荷重に対し、鉄扉及びシャッターの損傷 防止のために本体及び前室の鉄扉及び前室の シャッターを交換する	—	◎	◎ (内部)	—	—	—
	1-l. 鋼板補強	PI竜巻荷重に対し、外壁が損傷しても屋内へ の影響を防止するために既存外壁の内側に鋼 板を追加補強する	◎	◎	—	○	—	—
	1-m. 外壁更新	PI竜巻荷重に対し、前室外壁の損傷防止のた めにサイディングに更新する	—	◎	◎ (内部)	—	—	—
	1-n. 折板追設補強	PI竜巻荷重に対し、屋根の損傷防止のために 本体及び前室の屋根に折板を追加する	◎	◎	◎ (内部)	—	—	—
	1-o. 折板張替え補強	PI竜巻荷重に対し、排気塔の屋根の損傷防止 のために折板を張替える	—	◎	◎ (内部)	—	—	—

凡例

◎ : 工事の主目的

○ : 影響評価をしている項目

(注) 耐震評価では全ての補強の重量を考慮している

名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係 (1)
図番	図イ建-1-2 (1/3)
番	—

建物名称	工事番号及び工事名称	工事の方法	工事の主目的・影響評価				
			耐震	耐意巻	火災	航空機落下水災	遮蔽
工場棟成型工場	2-a. 壁新設補強	本体に鉄筋コンクリート製の壁を新設する	◎	—	—	—	—
	2-b. 壁増打ち補強	本体の壁にコンクリートの増打ちをする	◎	—	—	—	—
	2-c. 梁側面増打ち補強	本体及び排気塔の梁側面にコンクリートの増打ちをする	◎	—	—	—	—
	2-d. スラブ増打ち補強	本体の屋根スラブ下(一部)にコンクリートの増打ちをする	◎	—	—	—	—
	2-e. 鉄骨プレート新設	本体及び排気塔に鉄骨プレートを新設する	◎	—	—	—	—
	2-f. 屋根面鉄骨補強	本体の屋根面鉄骨トラスに鉄骨を追加する	◎	◎	—	—	—
	2-g. 鉄扉補強	F1竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために本体の鉄扉を補強する	—	◎	○(内部)	—	—
	2-h. 鉄扉交換	F1竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために本体の鉄扉を交換する	—	◎	○(内部)	—	—
	2-i. 折板追設補強	F1竜巻荷重に対し、屋根の損傷防止のために本体の屋根に折板を追設する	◎	◎	○(内部)	—	—
	3-a. 壁新設補強	本体に新たに杭及び鉄筋コンクリート製の壁を新設する	◎	—	—	○	—
	3-b. 壁増打ち補強	本体の外壁にコンクリートの増打ちをする	◎	—	—	—	—
工場棟組立工場	3-c. バットレス新設補強	本体の柱にコンクリートを増打ちしバットレスを新設する	◎	—	—	—	◎
	3-d. スラブ新設補強	本体の外壁にコンクリートスラブを新設する	◎	—	—	—	—
	3-e. 屋根面鉄骨補強	本体及び前室の屋根面鉄骨トラスに鉄骨を追加する	◎	◎	—	—	—
	3-f. 鉄扉及びシヤッタ補強	F1竜巻荷重に対し、鉄扉及びシヤッタの損傷防止のために本体及び前室の鉄扉及びシヤッタを補強する	—	◎	○(内部)	—	—
	3-g. 外壁更新	F1竜巻荷重に対し、前室外壁の損傷防止のためにサイディングに更新する	—	◎	○(内外部)	—	—
	3-h. 折板張替え補強	F1竜巻荷重に対し、本体及び前室屋根の損傷防止のために折板を張替える	◎	◎	○(内部)	—	—

凡例

◎ : 工事の主目的

○ : 影響評価をしている項目

注) 耐震評価では全ての補強の重量を考慮している

名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係 (2)
図番	図イ建-1-2 (2/3)
	—

建物名称	工事番号及び工事名称	工事の方法	工事の主目的・影響評価				境界
			補修	補修	欠損	影響評価トク	
第2検査 科倉庫	4-a. 鉄扉交換	円筒巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために 補修の鉄扉を交換する	—	◎ (内部)	—	—	
	5-a. 鉄扉及びシャッター補強	円筒巻荷重に対し、鉄扉及びシャッターの損傷 防止のために保管室及び補修の鉄扉及び シャッターを補修する	—	◎ (内部)	—	—	
容器 管理棟	5-b. 外壁更新	円筒巻荷重に対し、前室外壁の損傷防止のため にサイディングに更新する	—	◎ (内部)	—	—	
	6-a. 壁新設補強	本館及び貯蔵部に鉄筋コンクリート製の壁を 新設する	◎	◎ (内外部)	—	—	
放射線 管理棟	6-b. 壁増打ち補強	本館の壁にコンクリートの増打ちをする	◎	◎ (内部)	—	—	
	6-c. 鉄骨ブレース新設	廃棄物一時貯蔵所の外壁に鉄骨ブレースを新 設する	◎	—	—	—	
	6-d. 屋根面ブレース追設	廃棄物一時貯蔵所の屋根部の鉄骨に水平ブ レースを追設する	◎	—	—	—	
	6-e. 方杖追設補強	廃棄物一時貯蔵所の内側に鉄骨方杖を追設す る	◎	—	—	—	
	6-f. 外壁更新	円筒巻荷重に対し、外壁の損傷防止のため に廃棄物一時貯蔵所及び廃棄物処理室の外壁を更 新する	◎	◎ (内外部)	—	—	
	6-g. 鉄扉補強	円筒巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために 本体の鉄扉を補修する	—	◎ (内部)	—	—	
	6-h. 鉄扉交換	円筒巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために 本体及び貯蔵部の鉄扉を交換する	—	◎ (内部)	—	—	
	7-a. 柱脚補強	柱脚部を鉄筋コンクリートで取置き補強する	◎	—	—	—	
	7-b. 鉄骨ブレース交換補強	本体の既存ブレースを撤去し、新たな鉄骨ブ レースに交換する	◎	—	—	—	
	7-c. 屋根面鉄骨補強	本体の屋根部の鉄骨に鉄骨を追設する	◎	◎	—	—	
除染室・ 分析室	7-d. 間仕切り壁更新	本館本館による放射線防止のために作業室及び 貯蔵室の北東部の間仕切り壁を耐火壁 に更新する	—	◎ (内部)	—	—	
	7-e. 外壁サイディング補強	円筒巻荷重に対し、外壁損傷の防止のために 本体外壁をサイディングに補修する。 またサイディング下地鉄骨を支持する杭基礎 を新設する	◎	◎ (外部)	○	—	
	7-f. 鉄扉補強	円筒巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために 本体の鉄扉を補修する	—	◎ (内部)	—	—	
	7-g. 鉄扉及びシャッター交換	円筒巻荷重に対し、鉄扉及びシャッターの損傷 防止のために本体の鉄扉及びシャッターを交換 する	—	◎ (内部)	—	—	
	7-h. 折板追設補強	円筒巻荷重に対し、屋根の損傷防止のために 本体の屋根に折板を追設する	◎	◎ (内部)	—	—	






凡例

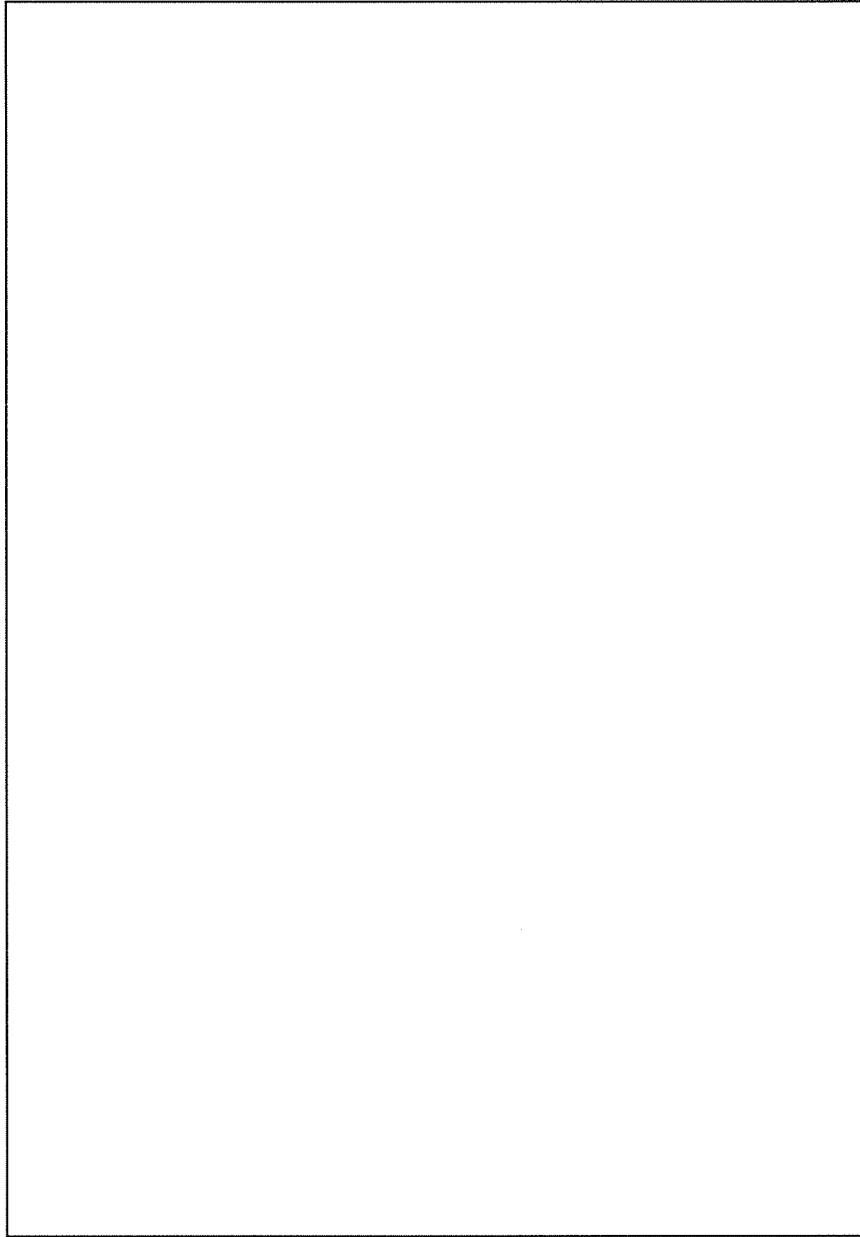
◎ : 工事の主目的

○ : 影響評価をしている項目

(注) 耐震評価では全ての補強の重量を考慮している

名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係 (3)
図番	図イ建一1-2 (3/3)

	<p>注) 図中の名称は各建物の部屋名称を示す</p>	工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(1階)	図イ建-2 -
		凡例  : 第1種管理区域  : 第2種管理区域  : 建物の境界  : 出入管理装置設置位置  : 別建物	



凡例



: 第1種管理区域



: 第2種管理区域



: 吹抜け



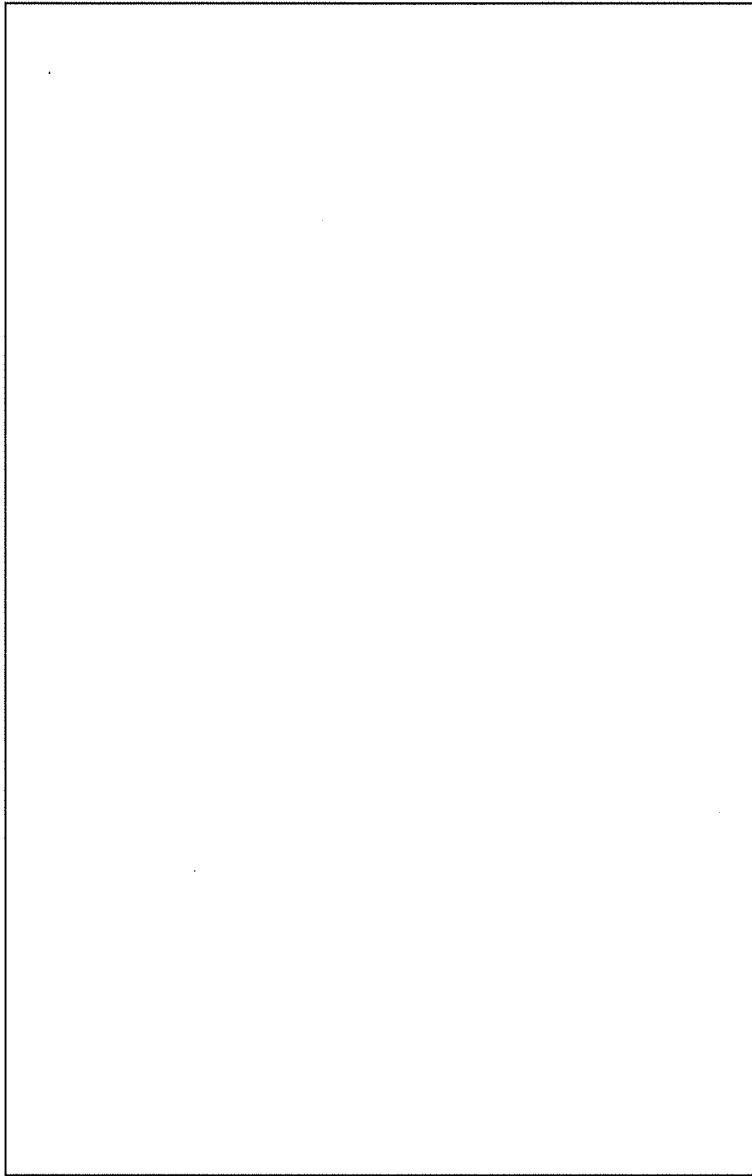
: 建物の境界



: 別建物


注) 図中の名称は各建物の部屋名称を示す

名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図 (2階)	
図番	図イ建-3	-



凡例  : 第1種管理区域

 : 第2種管理区域

 : 吹抜け

 : 建物の境界

注) 図中の名称は各建物の部屋名称を示す

名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(3階)	
図番	図イ建一4	—

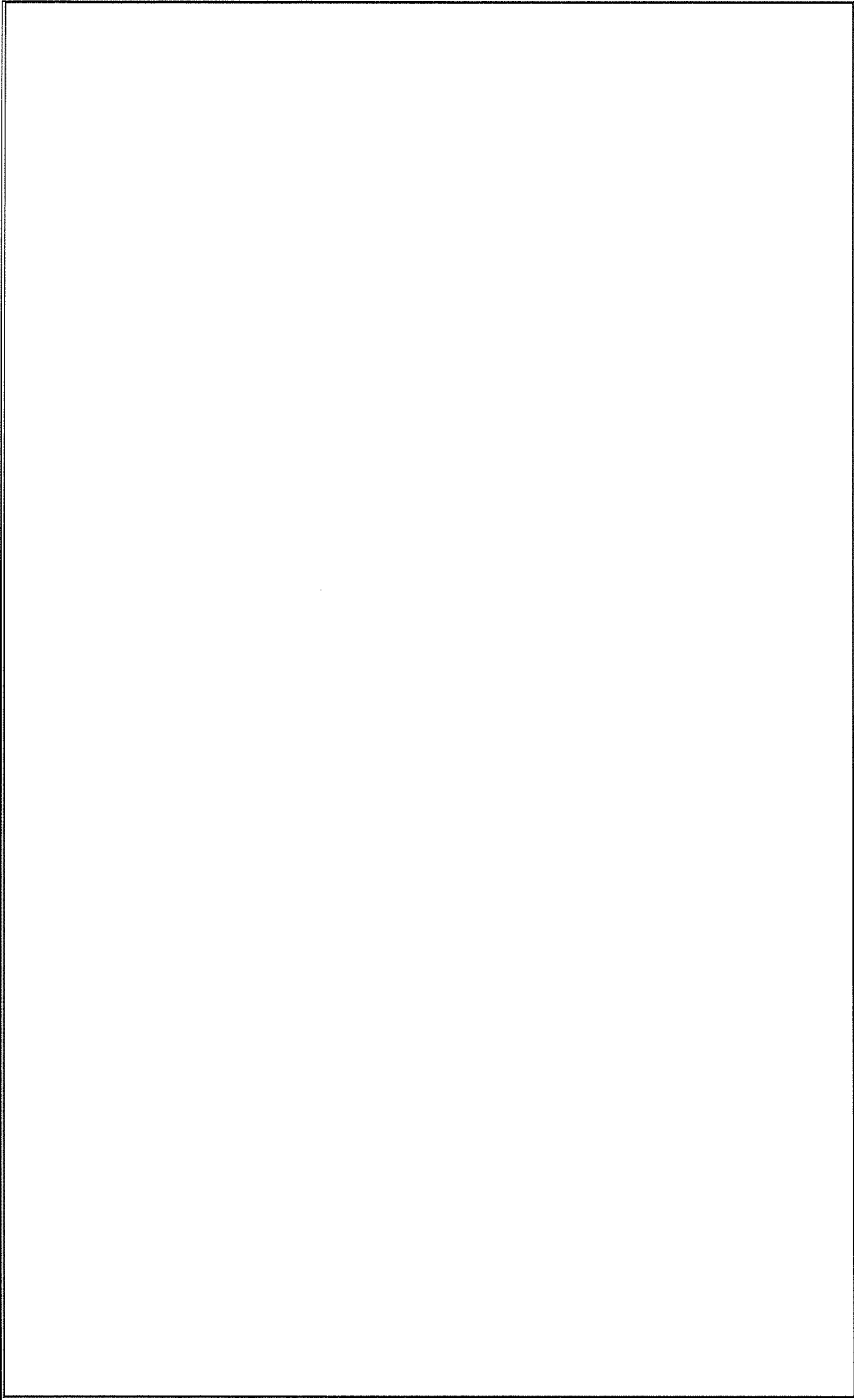


			工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図
		名称 図番	図イ建-5 —

凡例

----- : エキスパンションジョイント

 : 別建物

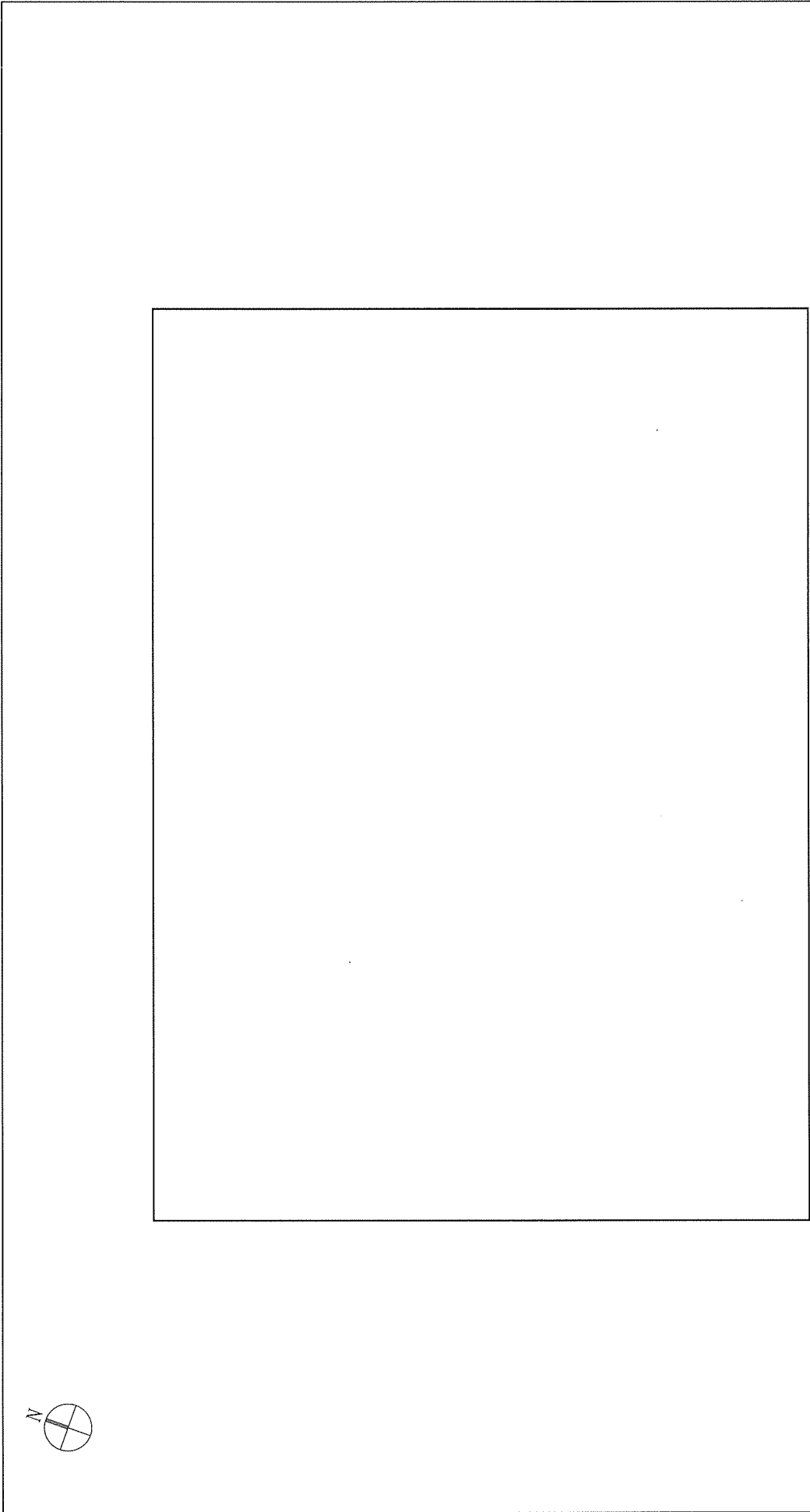


凡例

— : 火災区域

▨ : 別建物

名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域 (1階)
図番	図1建-6 —



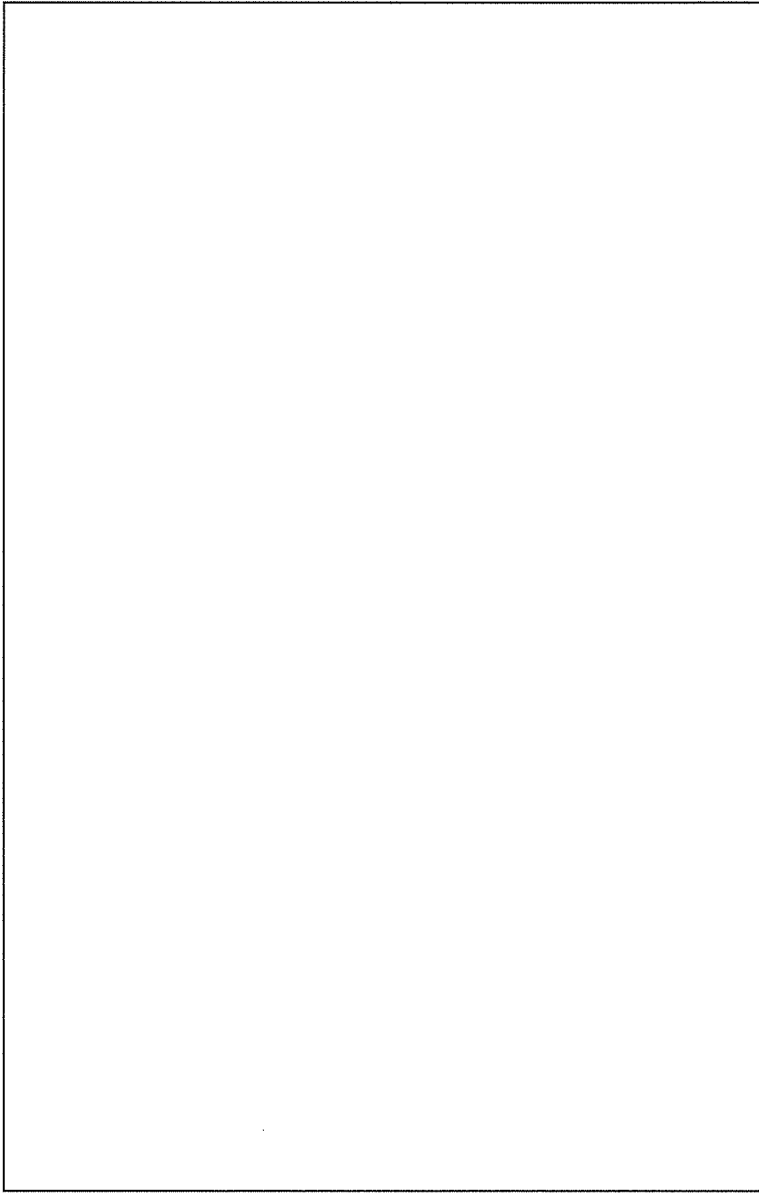
凡例

— : 火災区域

⊠ : 吹抜け

▨ : 別建物

名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域 (2階)	
図番	図イ建一7	—



凡例  
— : 火災区域  
☒ : 吹抜付

名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域 (3階)	
図番	図イ建-8	—

建物名称	区域	位置	厚さ(単位:mm、材質)		備考
			壁	屋根/天井	
<p>注1) ALC(軽量発砲コンクリート)、RC(コンクリート)、CB(コンクリートブロック)を示す  注2) 全ての鉄扉及びシヤッタは□mm以上の鋼板</p>					
名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物				
図番	火災区域毎の材料及び厚さ一覧(1)				
	図イ建-8-1 (1/4)				—

建物名称	区域	位置	厚さ(単位:mm、材質)			備考
			壁	屋根/天井	床	
<p>注1) ALC(軽量発砲コンクリート)、RC(コンクリート)、CB(コンクリートブロック)を示す</p> <p>注2) 全ての鉄扉及びシャッターは <input type="text" value=""/> mm以上の鋼板</p>						
名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物					
図番	火災区域毎の材料及び厚さ一覧(2)					図イ建-8-1 (2/4)
						—

建物名称	区域	位置	厚さ(単位:mm、材質)			備考
			壁	屋根/天井	床	
<p>注1) ALC(軽量発砲コンクリート)、RC(コンクリート)、CB(コンクリートブロック)を示す</p> <p>注2) 全ての鉄扉及びシャッターは□mm以上の鋼板</p>						
名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物					
図番	火災区域毎の材料及び厚さ一覧(3)					
	図イ建-8-1 (3/4)					-

建物名称	区域	位置	厚さ(単位:mm、材質)		備考
			壁	屋根/天井	
				床	
<p>注1) ALC(軽量発砲コンクリート)、RC(コンクリート)、CB(コンクリートブロック)を示す  注2) 全ての鉄扉及びシヤッタは□mm以上の鋼板</p>					
工場棟、放射線管理棟、付属建物					火災区域毎の材料及び厚さ一覧(4)
図番					





		外部火災・爆発の影響評価(2)	ー
	危険物屋外タンク貯蔵所(2)と各建物との離隔距離・位置関係	図番 図イ建-8-2(2/9)	

		外部火災・爆発の影響評価(3)	ー
危険物屋外タンク貯蔵所(3)と各建物との距離・位置関係		名 称	図 番
		図イ建-8-2(3/9)	ー

	高圧ガス製造所と各建物との離隔距離・位置関係		外部火災・爆発の影響評価(4)
	名称	図番 図イ建-8-2(4/9)	-

		名称 外部火災・爆発の影響評価(5)		図番 図イ建-8-2(5/9)	LPガス供給設備・高圧ガス貯蔵所と各建物との離隔距離・位置関係 図番 図イ建-8-2(5/9)
--	--	-----------------------	--	--------------------	---

		名称	外部火災・爆発の影響評価(6)
		図番	図イ建-8-2(6/9) —

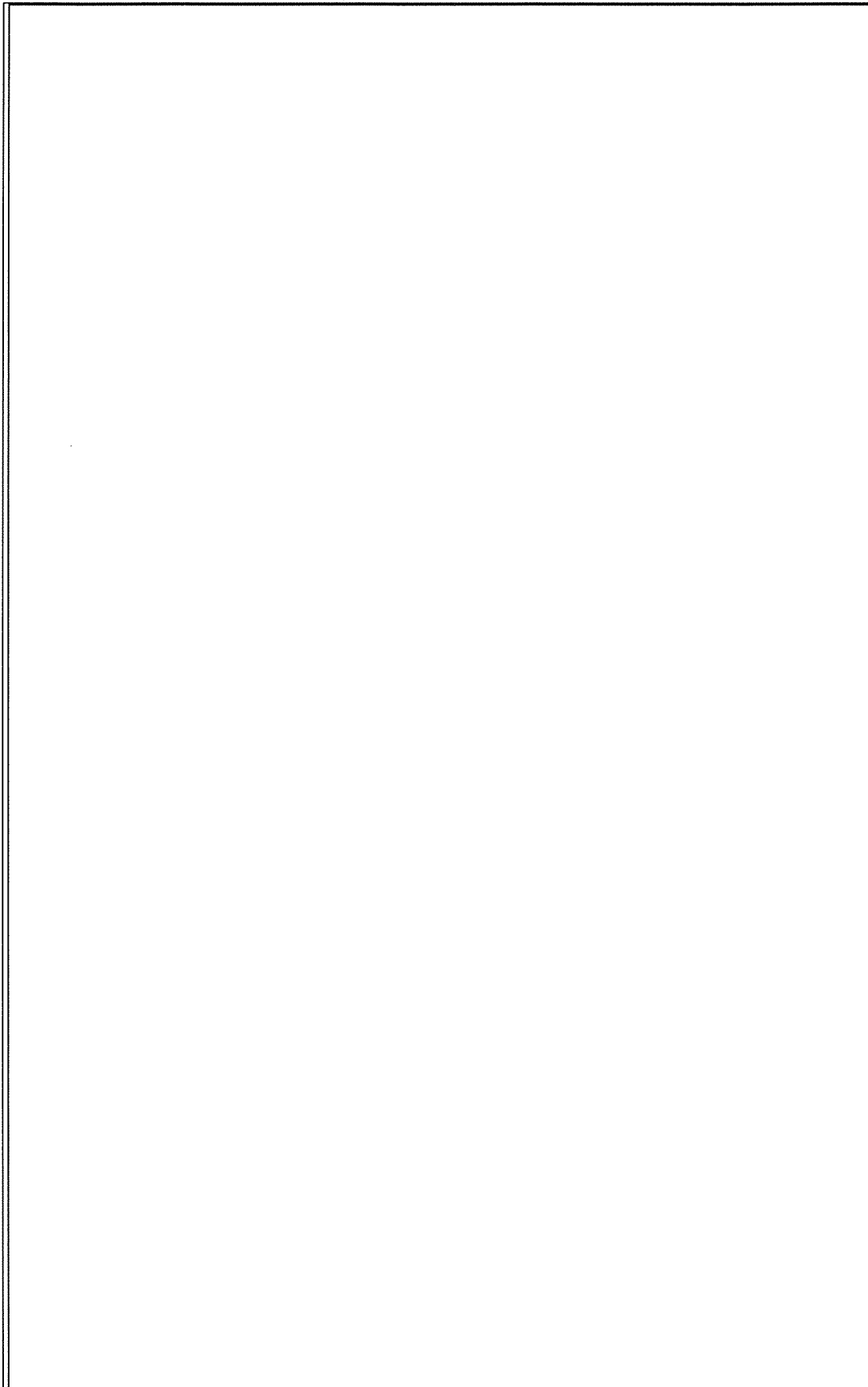
A重油用タンクローリと各建物との距離距離・位置関係

	<p>灯油用タンクローリ・LPガスローリ・水素トレローラと各建物との離隔距離・位置関係</p>	<p>外部火災・爆発の影響評価(7)</p>
		<p>図番 図イ建-8-2(7/9)</p> <p>—</p>

	液化アンモニアローリと各建物との距離距離・位置関係		外部火災・爆発の影響評価(8)
	名称	図番	図イ建-8-2(8/9)
			ー



	外部火災・爆発の影響評価(9)	図イ建-8-2(9/9)	-
タンクローリ(ガソリン、液化プロパンガス、液化天然ガス)と各建物との離隔距離・位置関係			



凡例

--- : 竜巻防護ライン

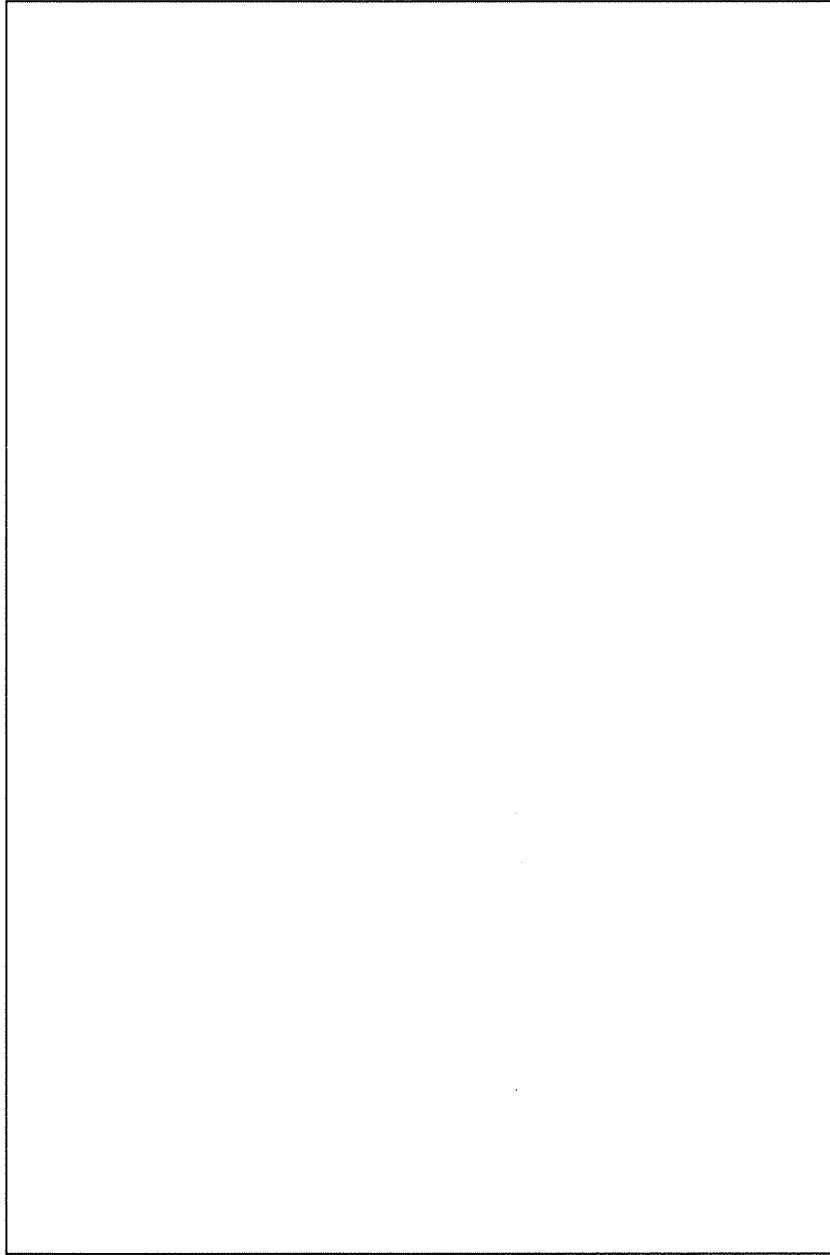
▨ : 別建物

SD : 鉄扉

SS : シヤッタ

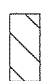
注1) 竜巻防護ライン上の鉄扉、シヤッタはF3竜巻で耐える設計とする  
 注2) 竜巻防護ライン以外の鉄扉、シヤッタはF1竜巻で耐える設計とする

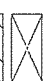
名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シヤッタ配置及び竜巻防護ライン(1階)
図番	図イ建-9 —



凡例

--- : 竜巻防護ライン

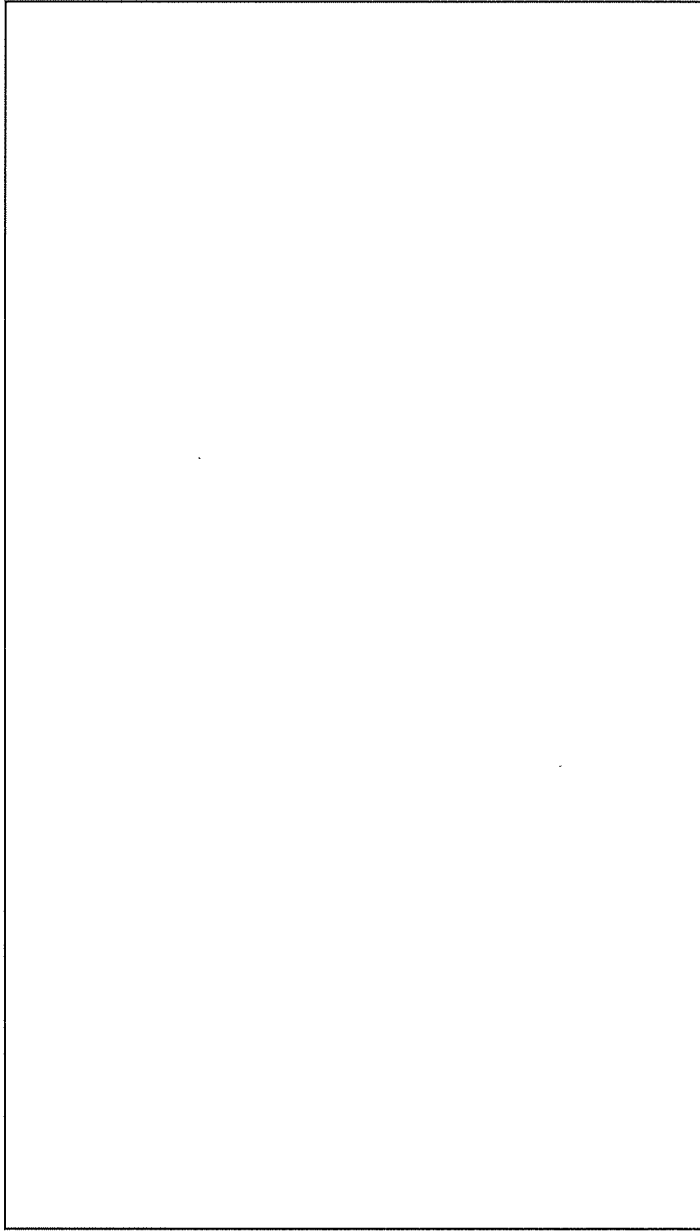
 : 別建物

 : 吹抜け

SD : 鉄扉

注) 竜巻防護ライン上の鉄扉はF3竜巻で耐える設計とする


名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉配置及び竜巻防護ライン(2階)	
図番	図イ建-10	—



凡例

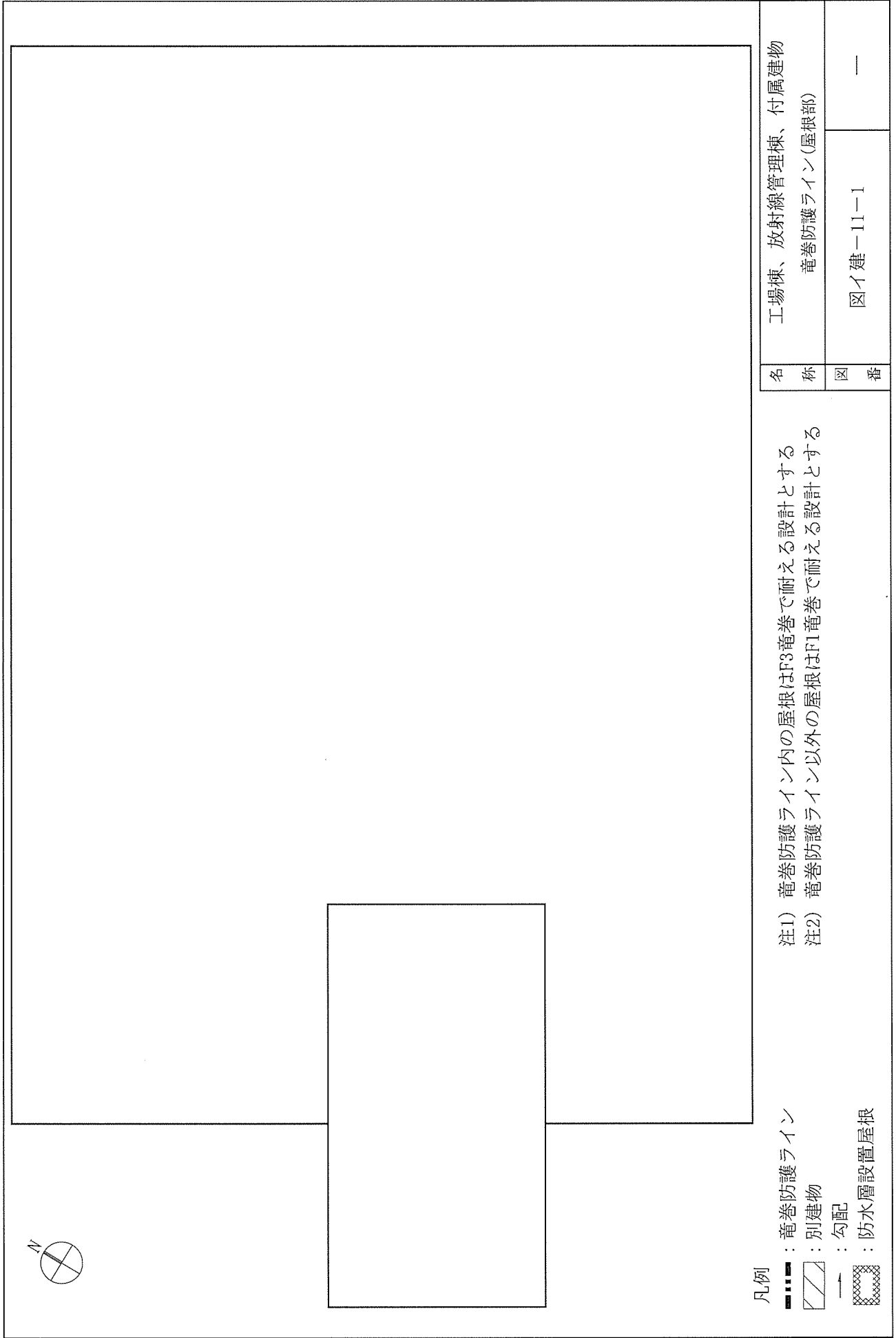
--- : 竜巻防護ライン

SD : 鉄扉

 : 吹抜け

注) 竜巻防護ライン上の鉄扉はF3竜巻で耐える設計とする

名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉配置及び竜巻防護ライン(3階)	
図番	図イ建-11	—



凡例

- : 竜巻防護ライン
- ▨ : 別建物
- : 勾配
- ▨ : 防水層設置屋根

注1) 竜巻防護ライン内の屋根はF3竜巻で耐える設計とする  
 注2) 竜巻防護ライン以外の屋根はF1竜巻で耐える設計とする

名称  
 図番

工場棟、放射線管理棟、付属建物  
 竜巻防護ライン(屋根部)  
 図イ建-11-1

建具表

番号	竜巻	材料	寸法(mm) ※	備考
SD-1	*1	F3		
SS-2	*3	F3		
SD-3	*2	F3		
SD-4	*2	F3		
SD-5	*1	F3		
SS-6	*3*4	F3		
SD-7	*2	F3		
SD-8	*2	F3		
SD-9	*2	F3		
SD-10	*2	F3		
SD-11	*1	F3		
SD-12	*2	F3		
SD-14	*2	F3		
SD-15	*2	F3		
SD-16	*1	F3		
SS-17	*3	F3		
SD-18	*1	F1		
SS-19	*3	F1		
SD-20	*1	F1		
SD-21	*1	F3		
SD-22	*1	F3		
SD-55	*2	F3		
SD-56	*1	F3		

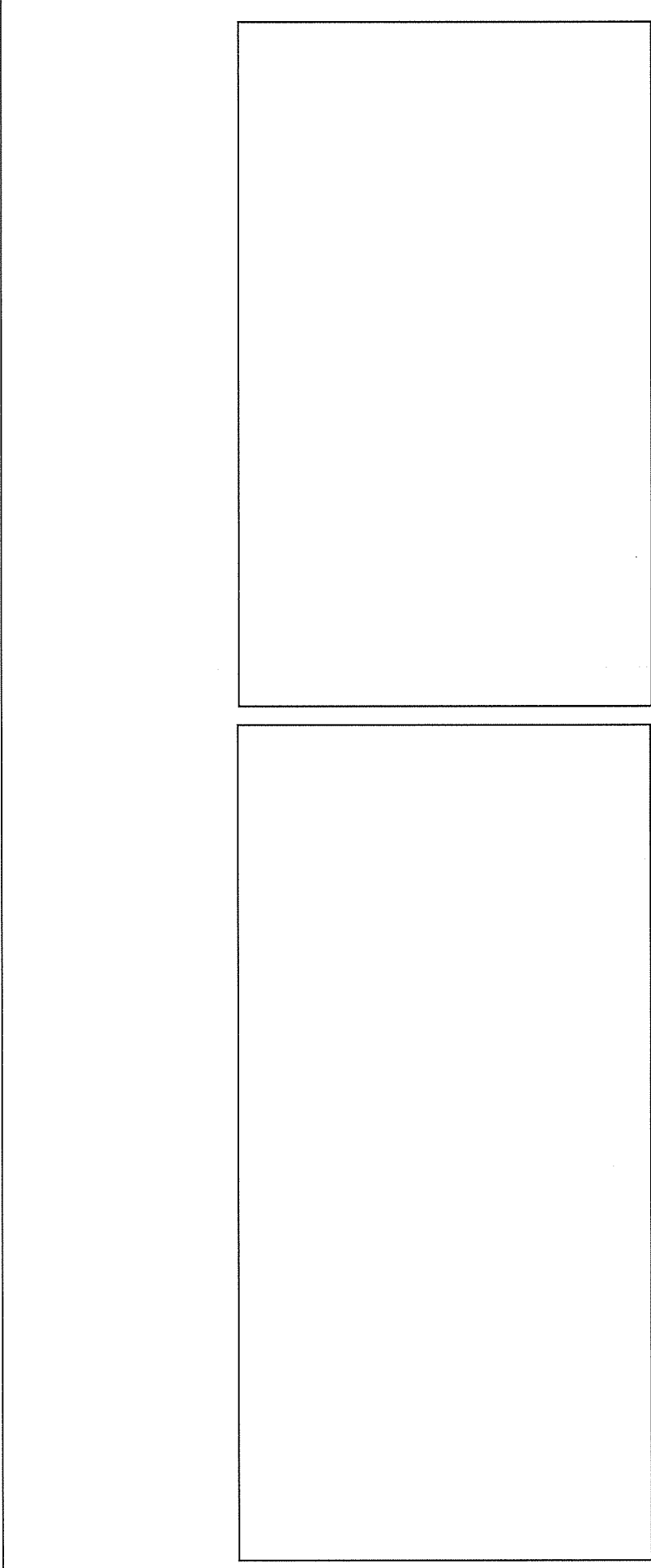
番号	竜巻	材料	寸法(mm) ※	備考
SD-57	*1	F3		
SS-60	*3	F3		
SD-61	*1	F3		
SD-62	*1	F3		
SD-68	*1	F3		
SD-69	*2	F1		
SS-70	*4	F1		
SD-71	*2	F3		
SD-83	*2	F3		
SD-84	*2	F3		
SD-85	*2	F3		
SS-87	*3	F1		
SD-92		F3		
SD-93		F3		
SD-135	*1	F3		
SD-136-RF	*1	F3		
ガラリ 1	*5	F1		
ガラリ 2	*5	F1		
ガラリ 3	*5	F1		
ガラリ 4	*5	F1		
ガラリ 5	*5	F1		
ガラリ 6	*5	F1		
ガラリ 7	*5	F1		

単位：mm

注) SDは鉄扉、SSはシャッタを示す。  
 \*3 補強するシャッタ  
 \*4 交換するシャッタ  
 \*5 固縛補強する

※ 鉄扉の寸法は、扉の概略寸法を示す。  
 シャッタの寸法は、枠の内法の概略寸法を示す。  
 \*1 補強する鉄扉  
 \*2 交換する鉄扉

名称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表	
図番	図イ建-12	—



鉄扉補強図

\*1 必要に応じ、図に示す部位を補強

補強材：

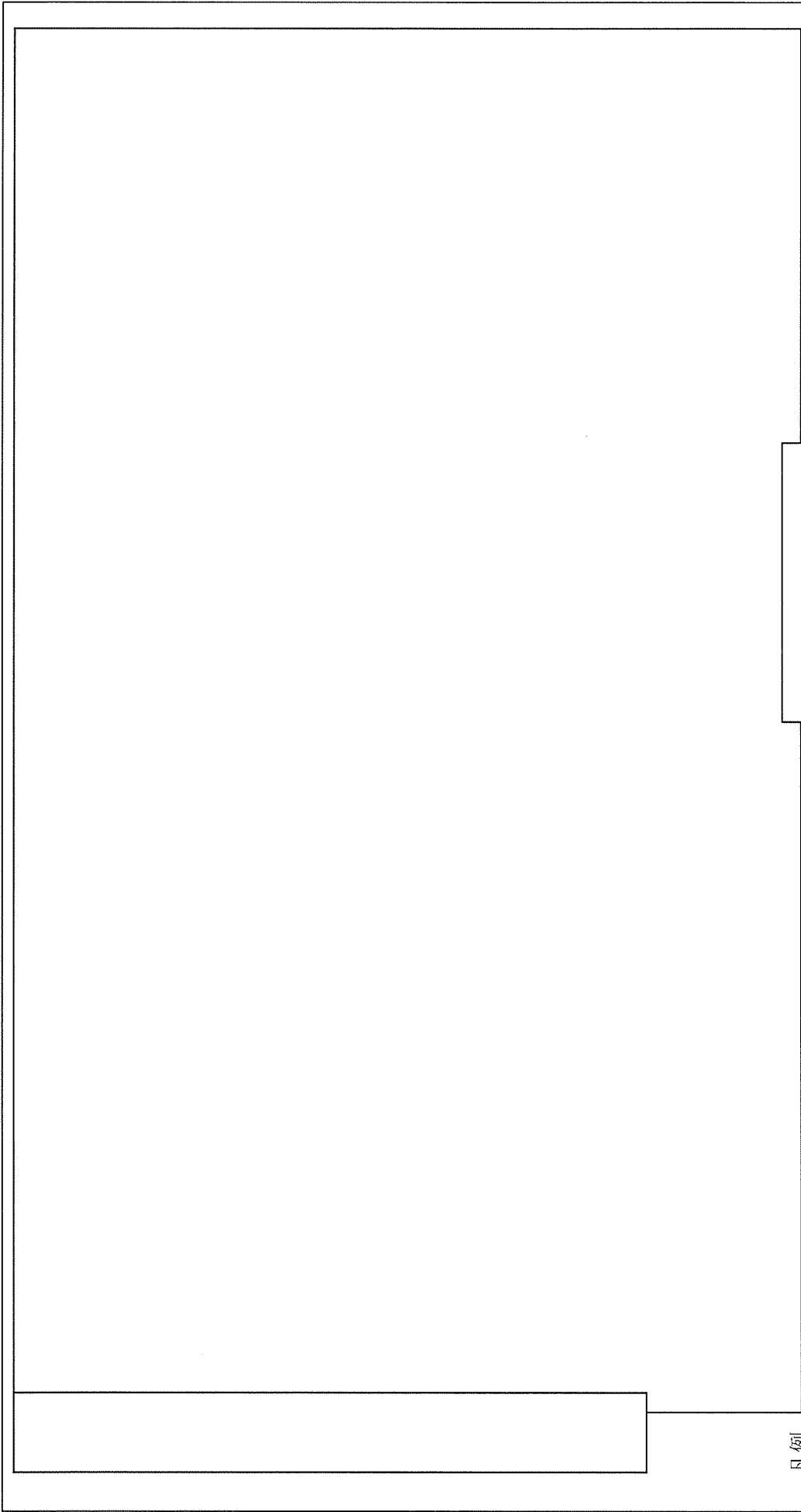
シャッタ補強図

\*2 シャッタ補強材は、シャッタの両面に設置する

補強材：

単位：mm

名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉及びびシャッタ補強図	
図 番	図イ建-13	—



凡例

▨ : 別建物

--- : EXP. J(エキスパンションジョイント)※概略図は図イ建-5参照

\*1 : F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で耐える

\*2 : F1竜巻で損傷しない

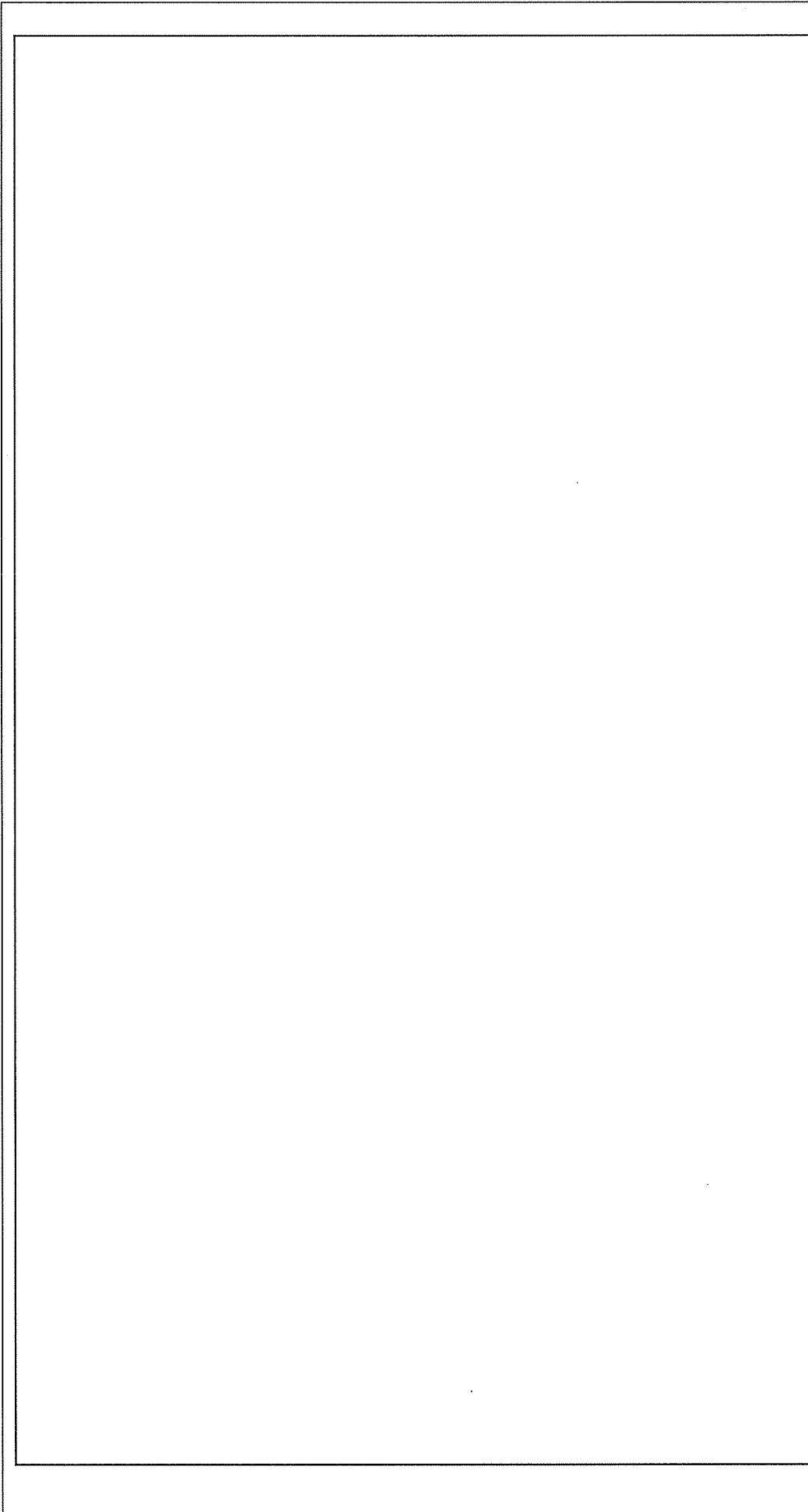
主要な 構造材	柱, 梁 屋根, 壁	鉄骨 折板(鋼板), ALC
------------	---------------	-------------------

注) SDは鉄扉、SSはシャッタを示す

単位: mm


名称	工場棟 転換工場 建物1階平面図
図番	図イ建-14
	工場棟 転換工場






凡例

\*1 : F1 竜巻で損傷しない、且つF3 竜巻で耐える

 : 吹抜け

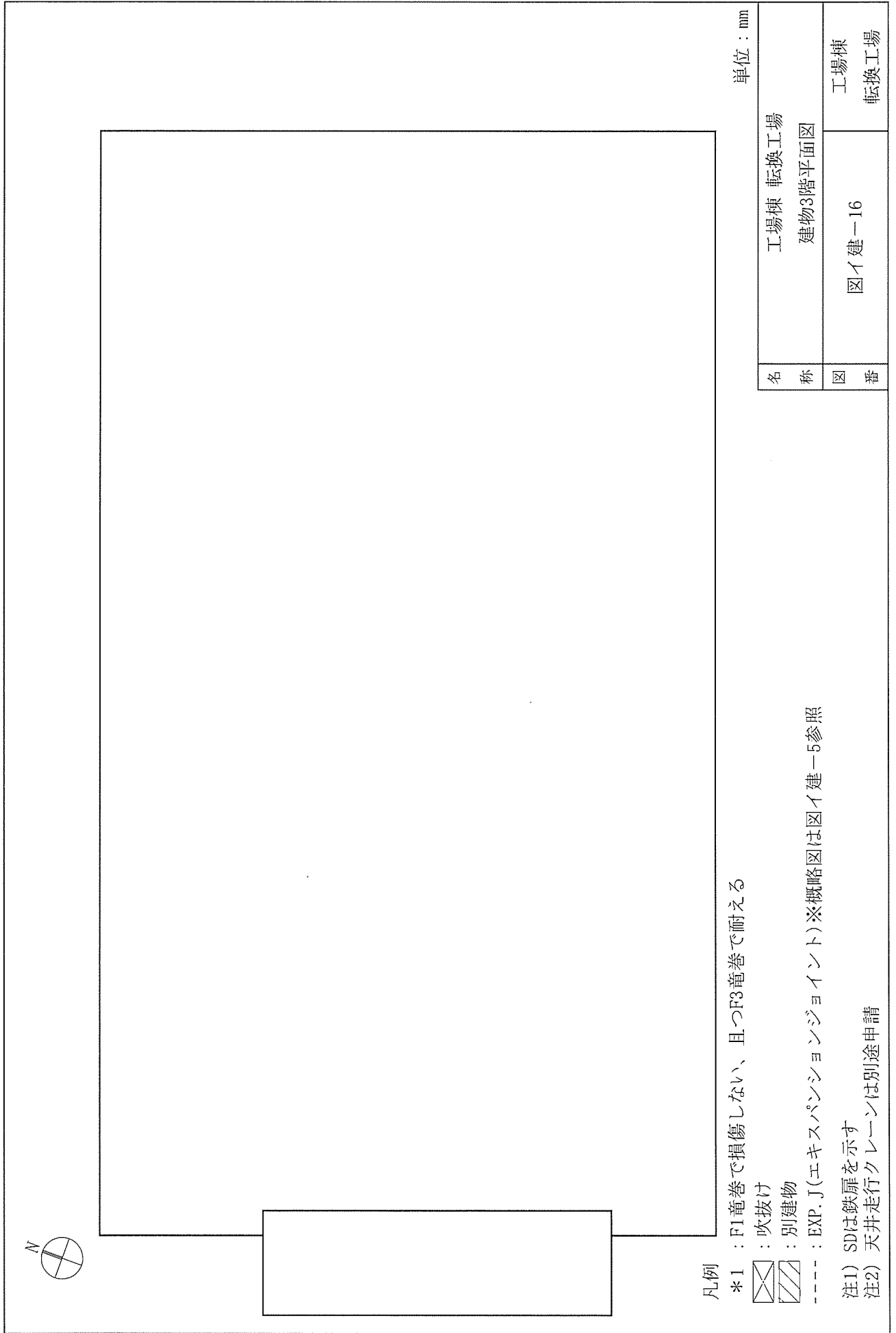
 : 別建物

----- : EXP. J (エキスパンションジョイント) ※概略図は図イ建-5参照

注) SDは鉄扉を示す

単位 : mm

名称	工場棟 転換工場 建物2階平面図
図番	図イ建-15 工場棟 転換工場



凡例

\*1 : F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で耐える



: 吹抜け



: 別建物



: EXP. J(エキスパンションジョイント)※概略図は図イ建-5参照

注1) SDは鉄扉を示す

注2) 天井走行クレーンは別途申請

単位 : mm


名称	工場棟 転換工場	
図番	建物3階平面図	図イ建-16
	工場棟	転換工場



単位：mm

北側立面図

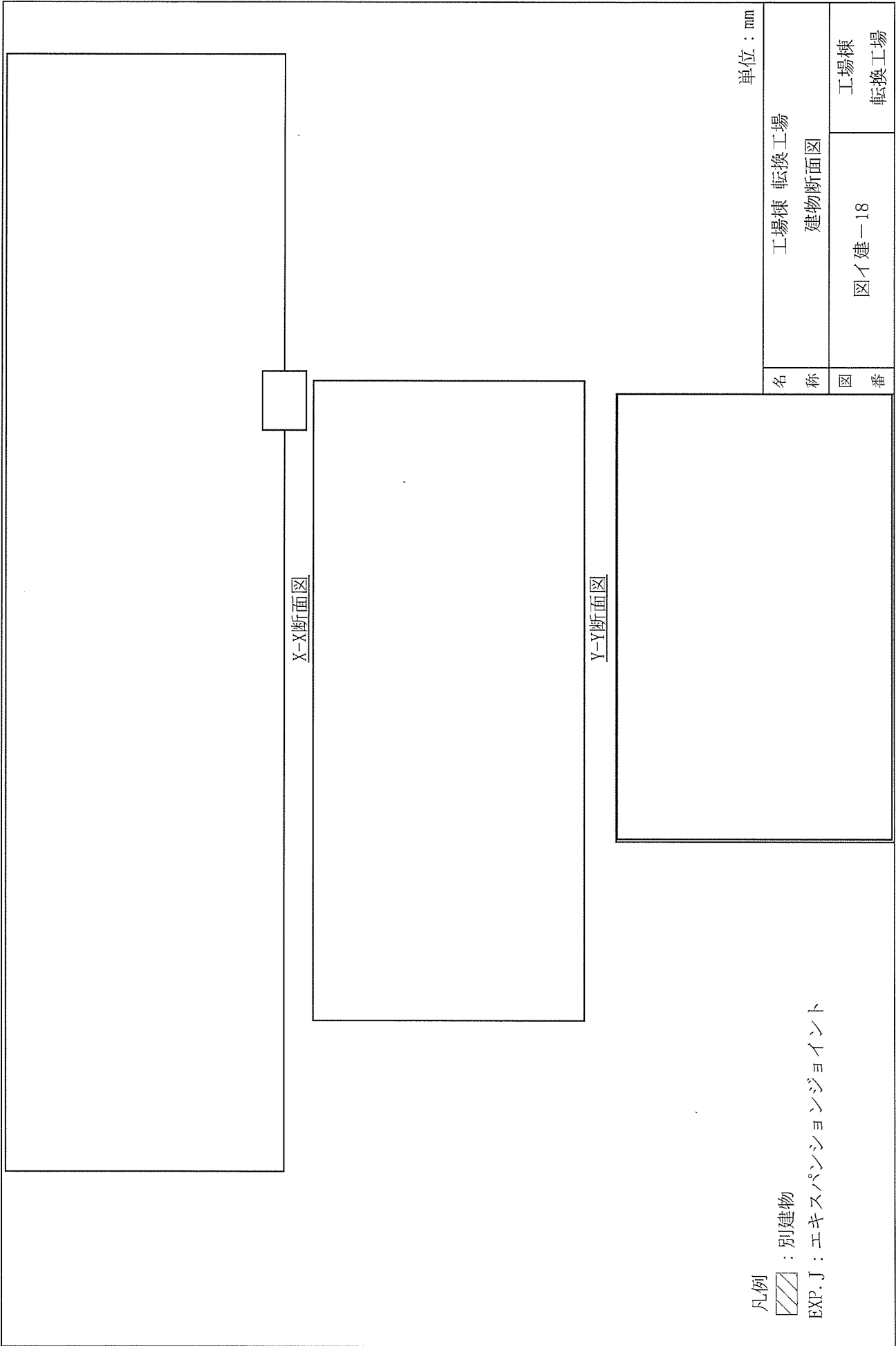
凡例

 : 別建物

EXP. J : エキスパンションジョイント

注) SDは鉄扉、SSはシャッタを示す

名称	工場棟 転換工場 建物立面図	
図番	図イ建-17	工場棟 転換工場



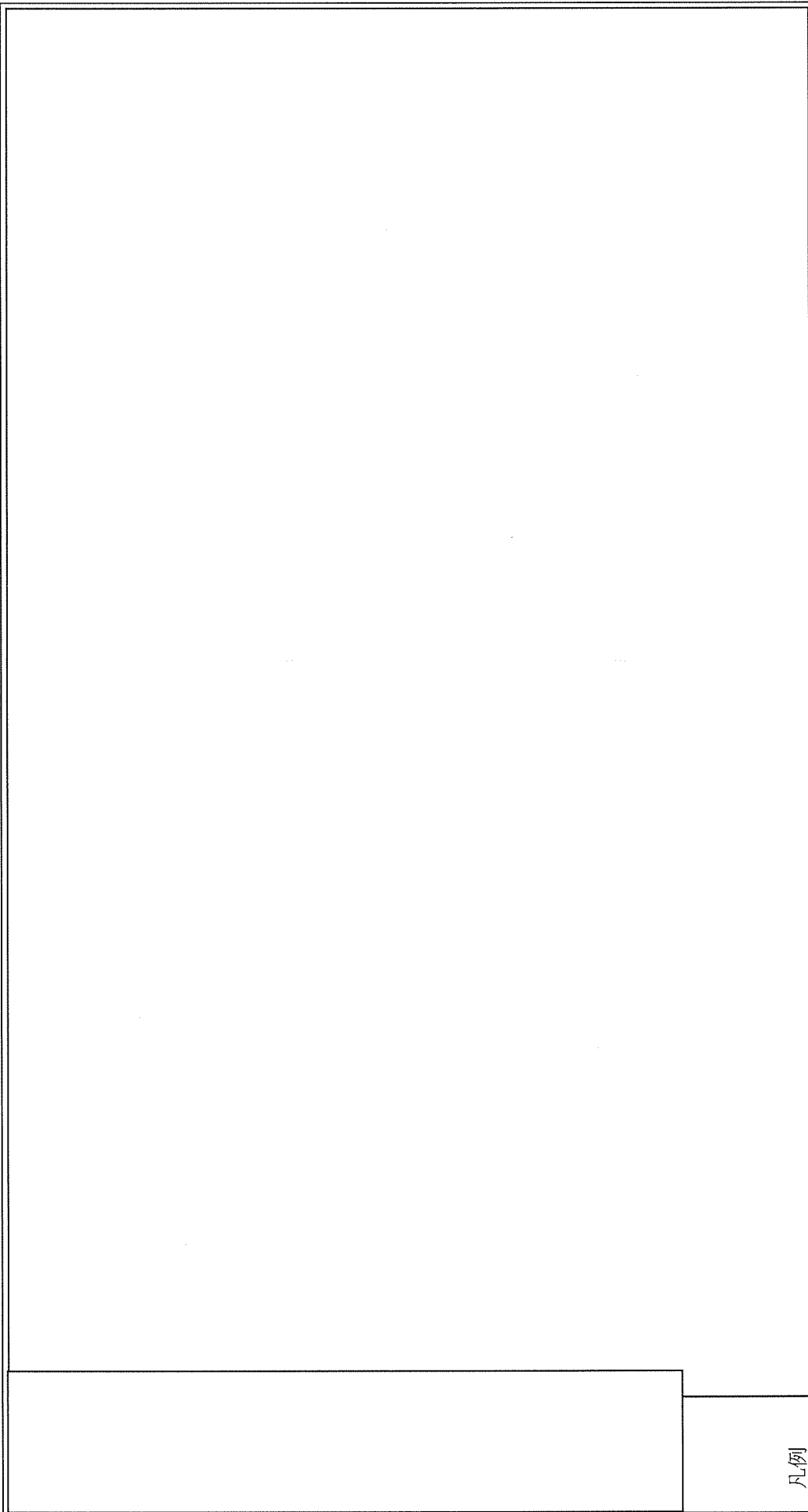
凡例

▨ : 別建物

EXP. J : エキスパンションジョイント

単位 : mm

名	工場棟 転換工場
称	建物断面図
図	図イ建一18
番	工場棟 転換工場



凡例

鉄骨ブレース新設：NBr1\*, NBr1A\*, NBr2\*, NBr2A\*, NBr2B\*, NBr4A\*

鉄骨ブレース交換補強：NBr1, NBr1A, NBr2, NBr4, NBr13

外壁サイディング補強下地材：NC1, NC2, NCG12, NP12, NHG12

☒：柱脚部溶接補強 ○：既設杭( )

▨：柱脚部重石補強 (A~Z 図イ建-45 参照)

///：別建物

注1) 補強箇所を赤字で示す

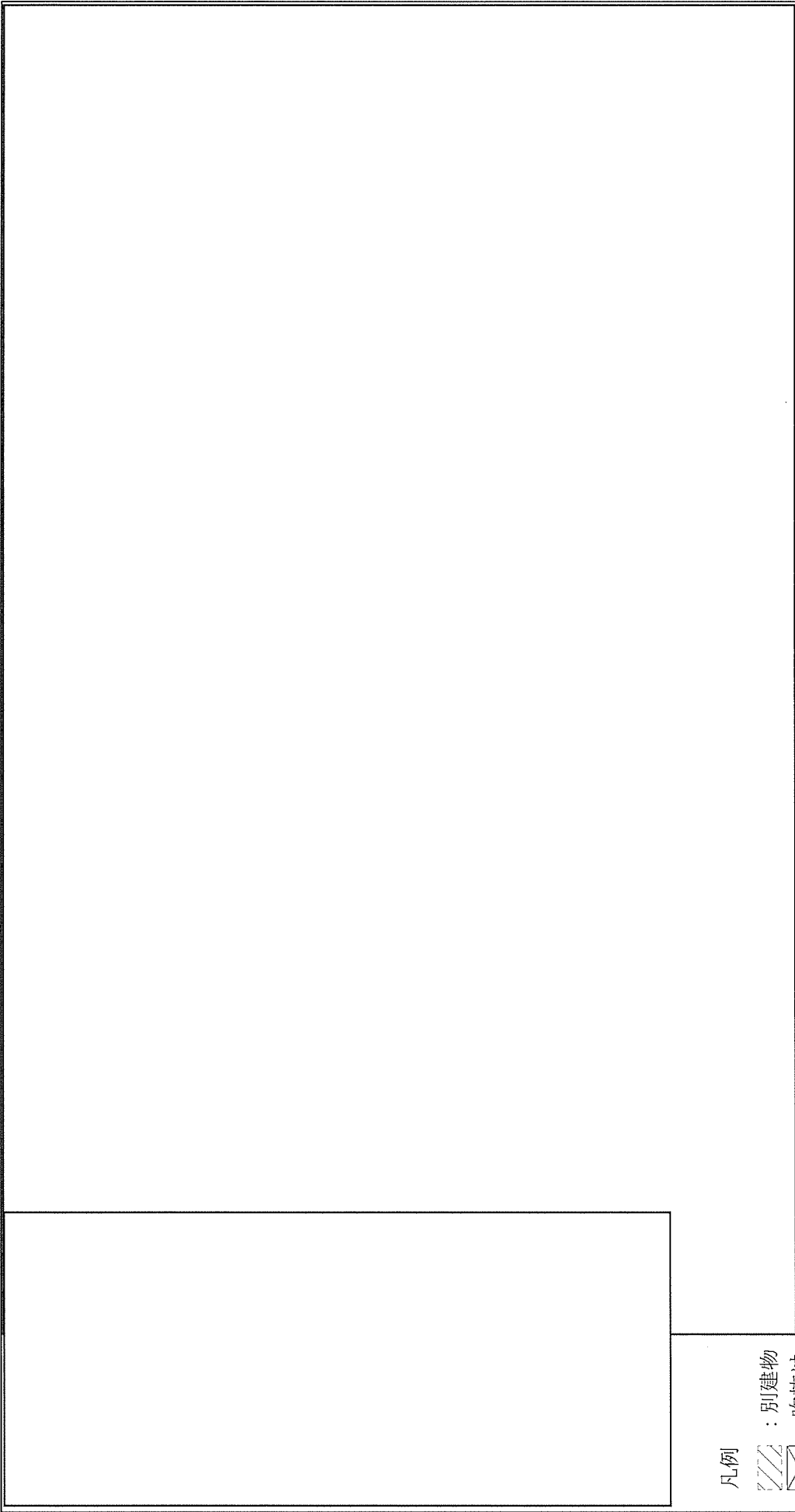
注2) 外壁更新、鋼板補強、外壁サイディング補強の概略は図イ建-46参照

注3) 鉄骨ブレース補強の概略は図イ建-48参照

※耐火被覆材(厚さ )を設置

単位：mm

名称	工場棟 転換工場
図番	基礎及び杭伏図 図イ建-19 工場棟 転換工場



凡例

/// : 別建物

⊗ : 吹抜け

○ : 柱梁仕口部補強

鉄骨ブレース新設 : NBr2\*, NBr2A\*, NBr3\*, NBr4B\*, NHBrl1\*, NB1\*, NB21\*

鉄骨ブレース交換補強 : NBr1A, NBr2, NBr13

外壁サイディング補強下地材 : NHG11, NHG12, NHG13, NHG14, NCG11, NCG12, NC1, NC2, NP12

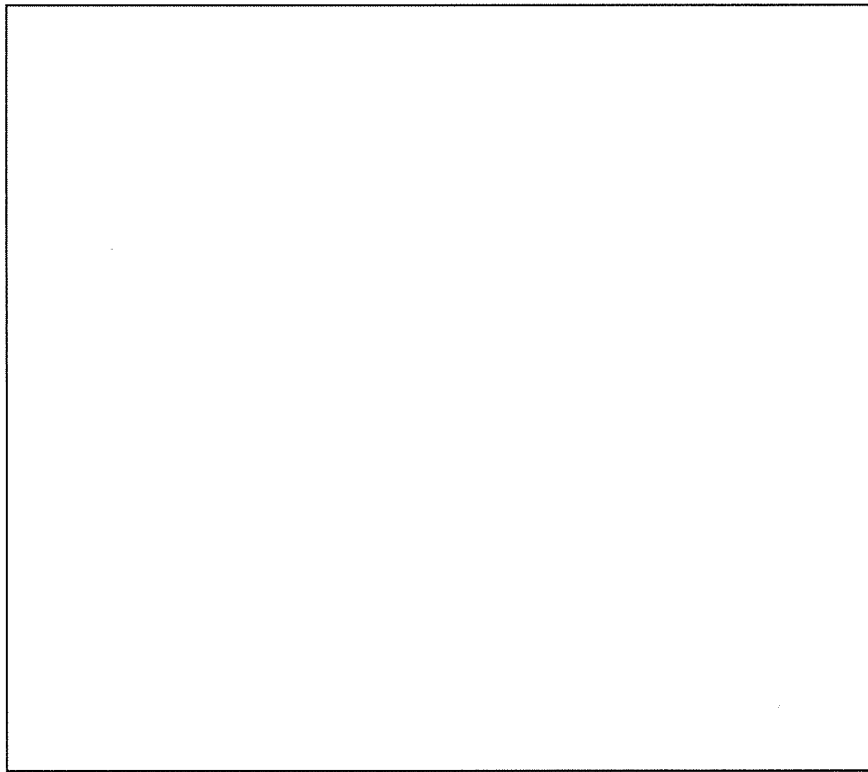
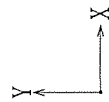
注1) 補強箇所を赤字で示す

注2) 屋根面鉄骨補強、折板追設補強の概略は図イ建-47参照

※耐火被覆材(厚さ□)を設置

単位 : mm

名称	工場棟 転換工場
図番	図イ建-20
	工場棟 転換工場



凡例

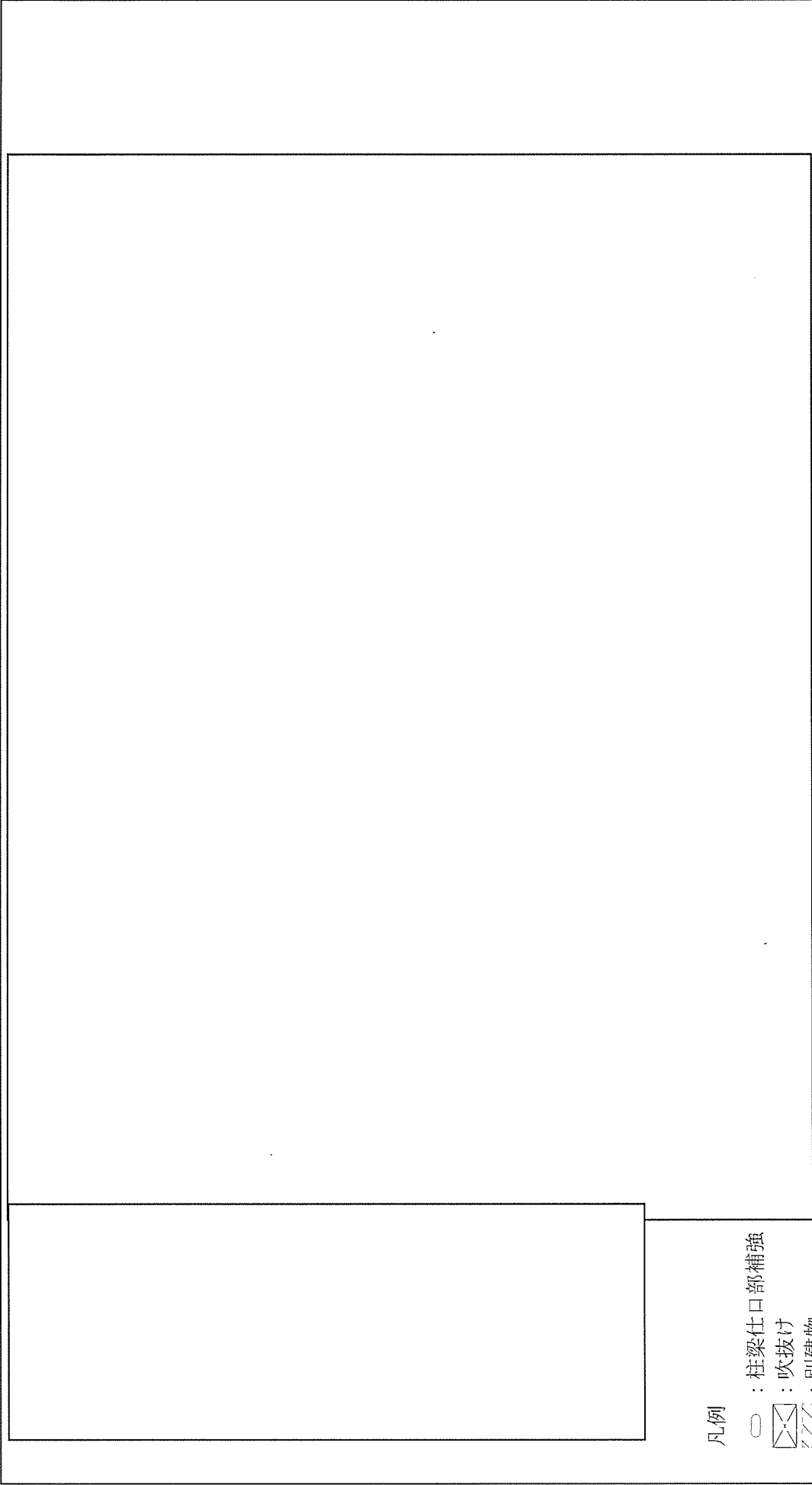
外壁サイディング補強下地材：NC2, NP12

//// : 別建物

注) 補強箇所を赤字で示す

単位：mm

名称	工場棟 転換工場
図番	屋根トラス下弦面伏図 図イ建一21
	工場棟 転換工場



単位：mm

凡例

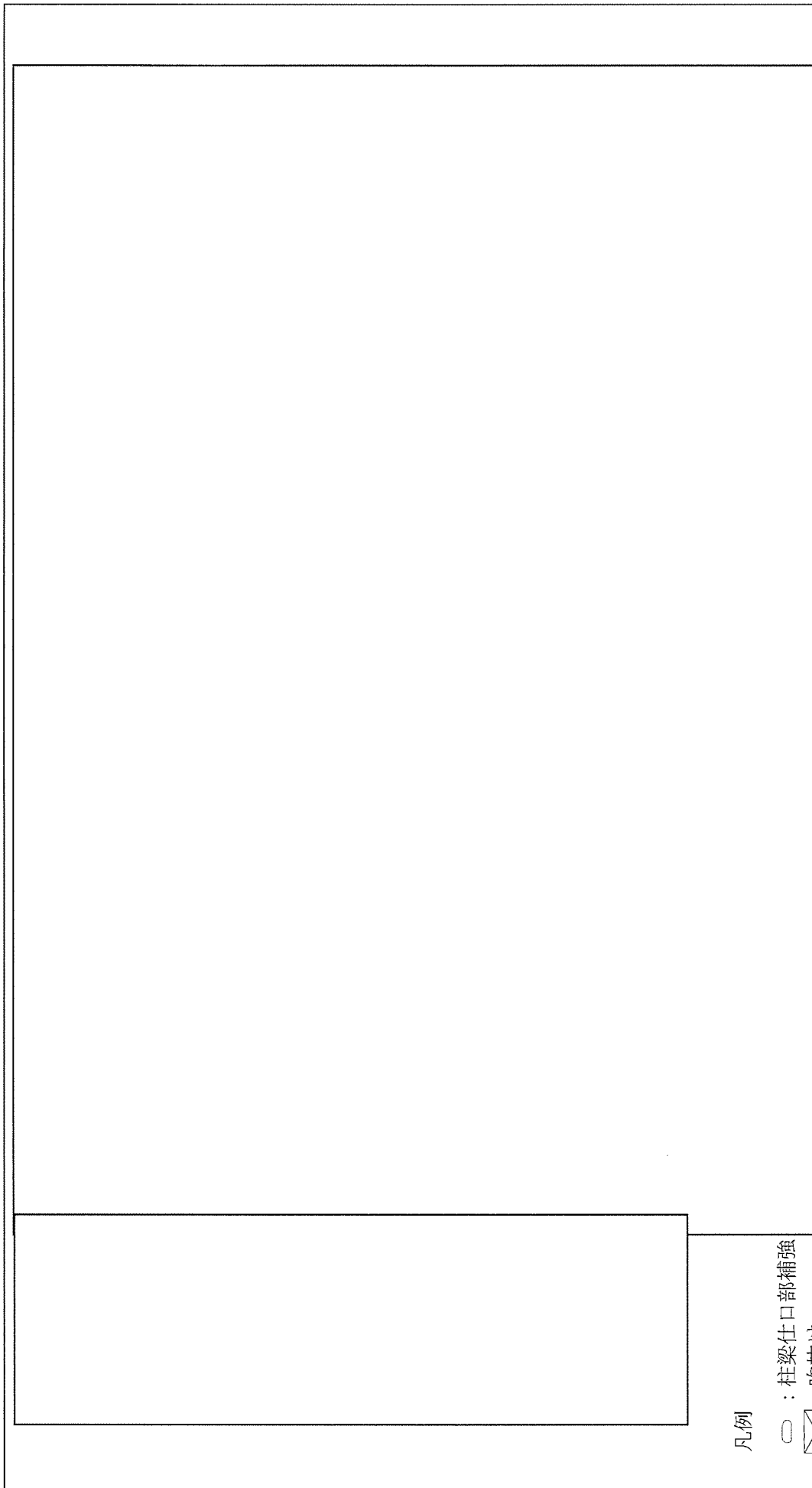
- ：柱梁仕口部補強
- ⊠：吹抜け
- ▨：別建物

鉄骨ブレース新設：NBr11\*, NBr12\*, NBr13\*, NHB11\*, NHB1\*  
 鉄骨ブレース交換補強：NBr11, NBr13, NBr14  
 外壁サイディング補強下地材：NC1, NC2, NP11, NP12  
 屋根面鉄骨補強：NG1, NG2

注) 補強箇所を赤字で示す

名称	工場棟 転換工場
図番	3階伏図 図イ建一22
	工場棟 転換工場





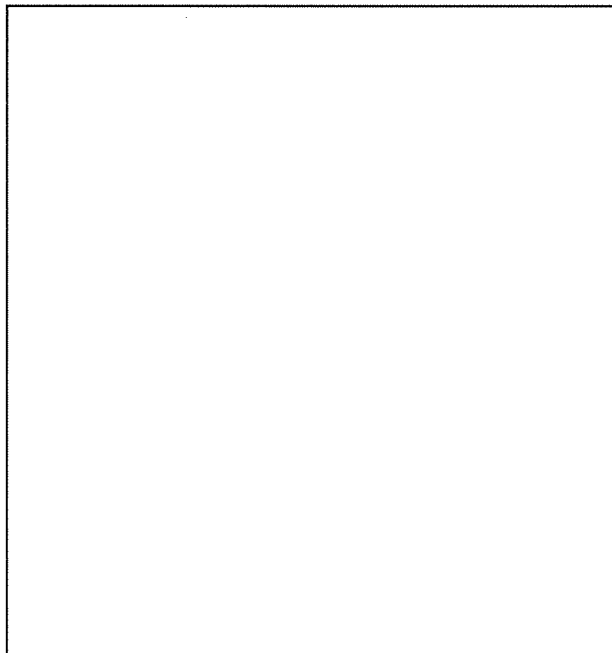
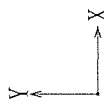
単位：mm

凡例

- ：柱梁仕口部補強
- ⊗：吹抜け
- ▨：別建物
- 外壁サイディング補強下地材：NHG12, NHG13, NHG14, NCG11, NCG12, NCG13
- 屋根面鉄骨補強
- 新設屋根ブレース：NHBr1\*, NHBr2\*, NHBr3\*, NBr21\*, NBr22\*
- 新設小梁：Nb1, Nb3, Nb4

注) 補強箇所を赤字で示す

名称	工場棟 転換工場
図番	図イ建-23
	工場棟 転換工場

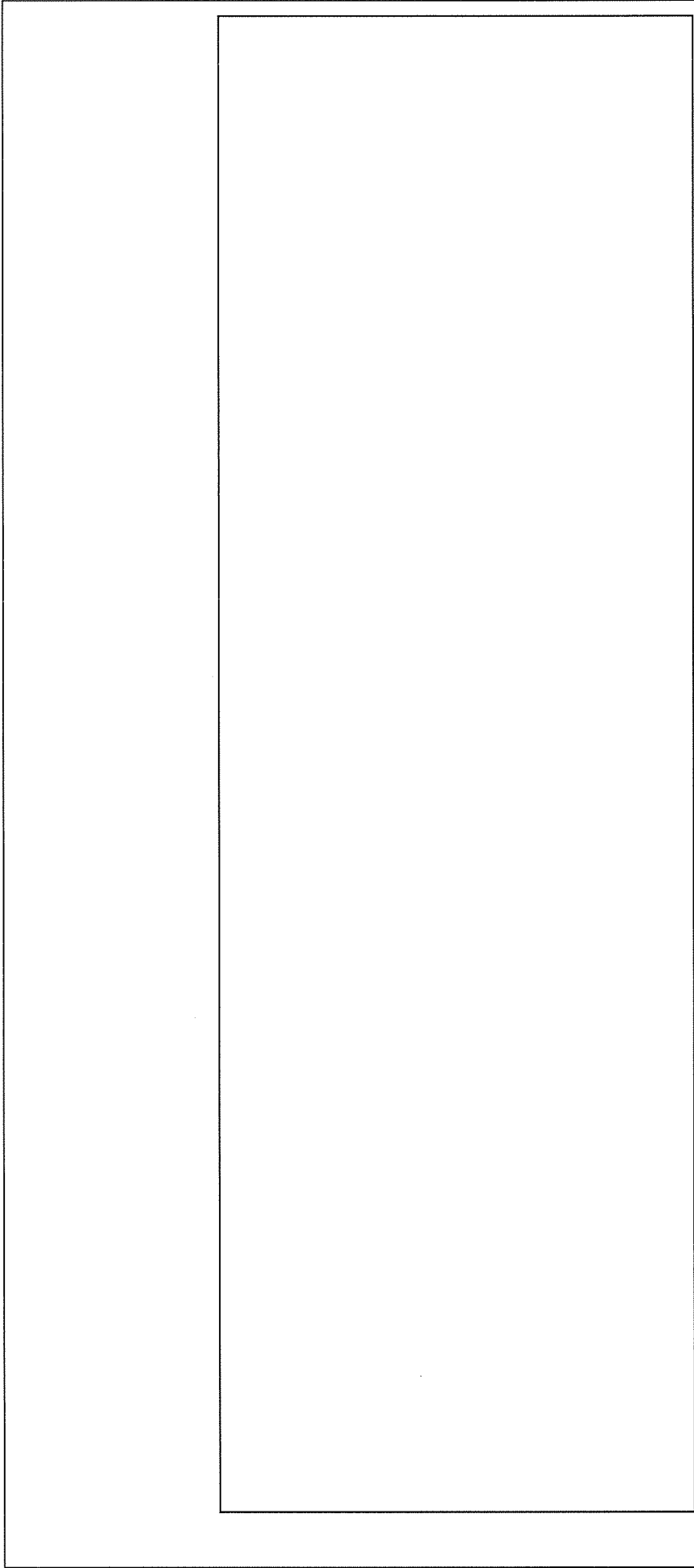


排気塔屋根伏図

単位：mm

名称	工場棟 転換工場 排気塔屋根伏図	
図番	図イ建-24	工場棟 転換工場

注1) 補強箇所を赤字で示す  
注2) 折板張替え補強の概略図は図イ建-47参照



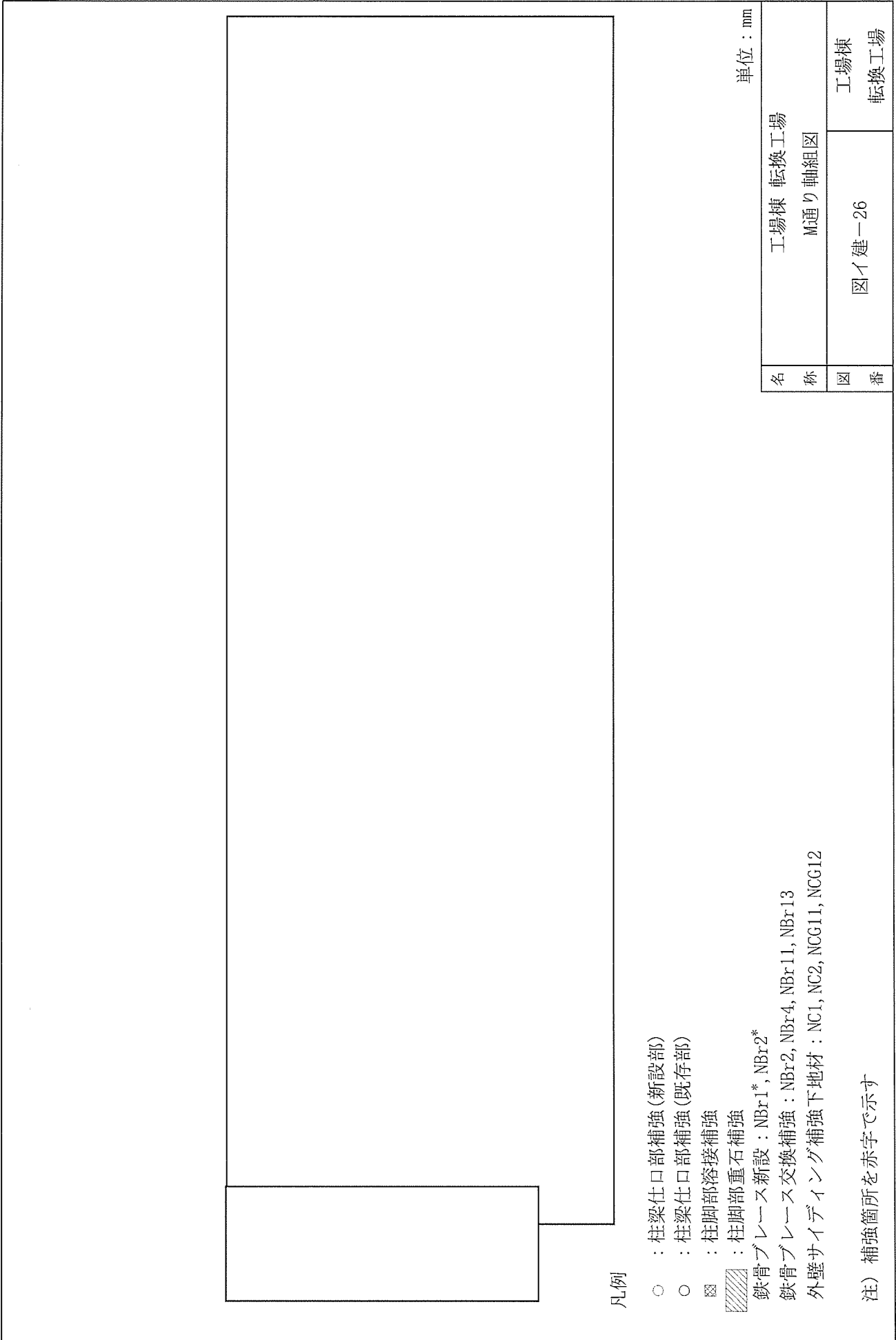
凡例

- : 柱梁仕口部補強 (新設部)
- : 柱梁仕口部補強 (既存部)
- ⊗ : 柱脚部溶接補強
- 鉄骨ブレース新設 : NBr2\*, NBr11\*, NBr13\*, NBr11\*
- 鉄骨ブレース交換補強 : NBr2, NBr4, NBr13, NBr22
- 外壁サイディング補強下地材 : NCl, NC2, NCG11, NCG12

注) 補強箇所を赤字で示す

単位 : mm

名称	工場棟 転換工場 L' 通り 軸組図
図番	図イ建-25 工場棟 転換工場



凡例

- : 柱梁仕口部補強 (新設部)
- : 柱梁仕口部補強 (既存部)
- ⊗ : 柱脚部溶接補強
- ▨ : 柱脚部重石補強

鉄骨ブレース新設 : NBr1\*, NBr2\*

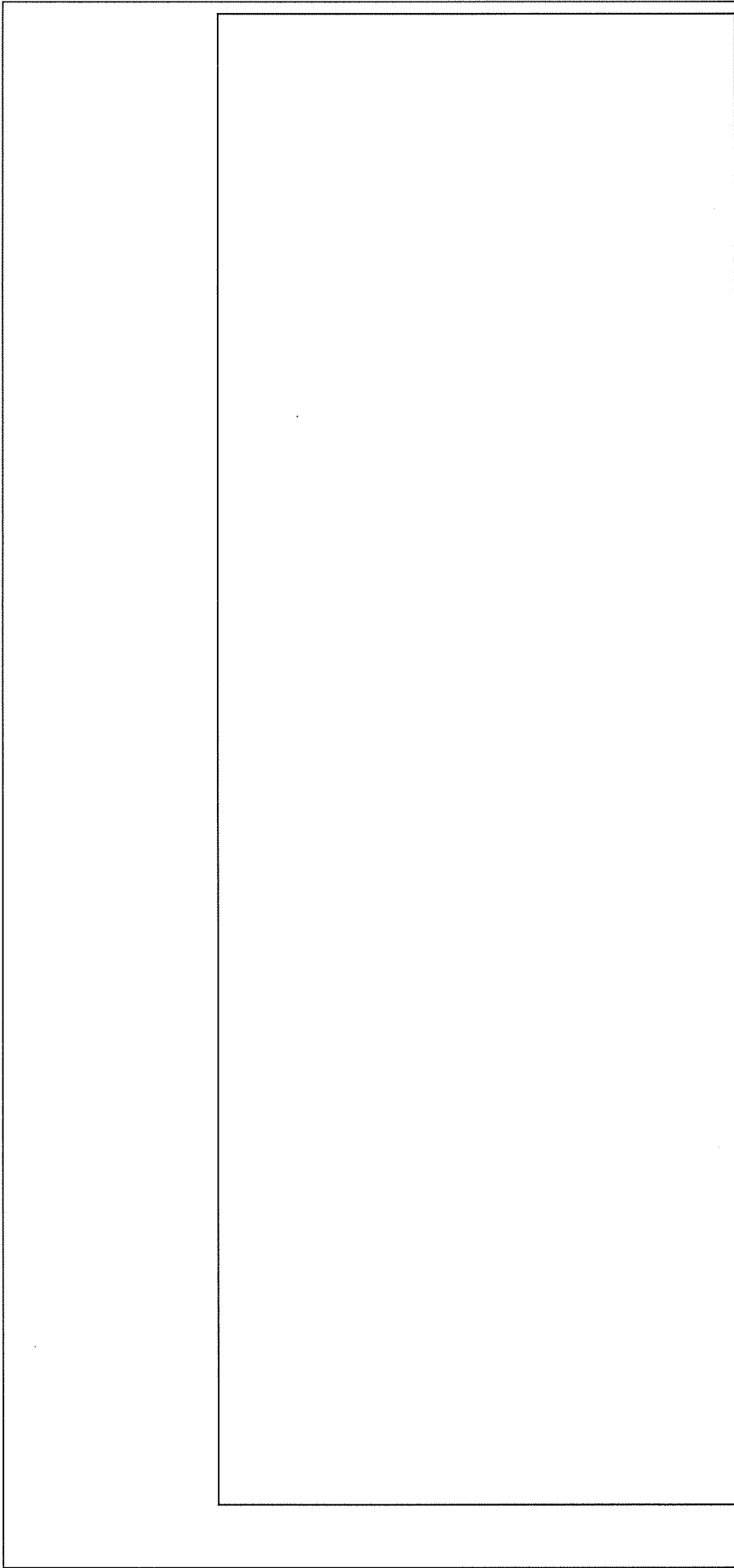
鉄骨ブレース交換補強 : NBr2, NBr4, NBr11, NBr13

外壁サイディング補強下地材 : NC1, NC2, NCG11, NCG12

単位 : mm

名称	工場棟 転換工場 M通り 軸組区
図番	図イ建-26
	工場棟 転換工場

注) 補強箇所を赤字で示す



凡例

- : 柱梁仕口部補強 (新設部)
  - ⊗ : 柱脚部溶接補強
  - ▨ : 柱脚部重石補強
- 鉄骨ブレース新設 : NBr2B\*, NBr3\*  
 外壁サイディング補強下地材 : NC1, NC2, NCG11, NCG12

単位 : mm

名称	工場棟 転換工場 N通り 軸組図
図番	図イ建-27
	工場棟 転換工場

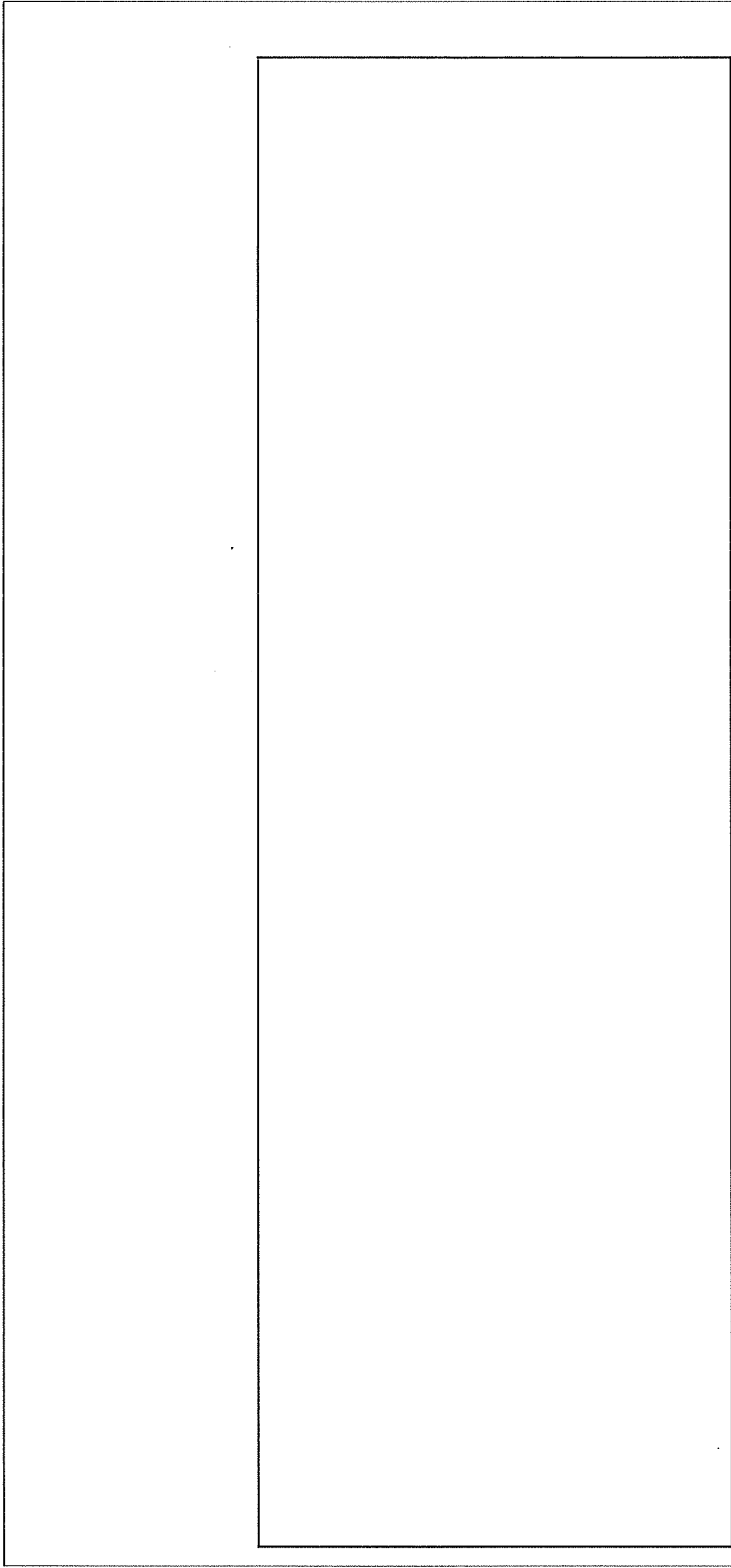
注) 補強箇所を赤字で示す

<div style="border: 1px solid black; width: 90%; margin: 10px auto; height: 80%;"></div>	名称	工場棟 転換工場	単位：mm
	図番	0通り軸組図 図イ建-28	工場棟 転換工場


凡例

- : 柱梁仕口部補強(新設部)
  - ⊗ : 柱脚部溶接補強
  - : 柱脚部重石補強
- 外壁サイディング補強下地材：NC1, NC2, NCG11, NCG12

注) 補強箇所を赤字で示す



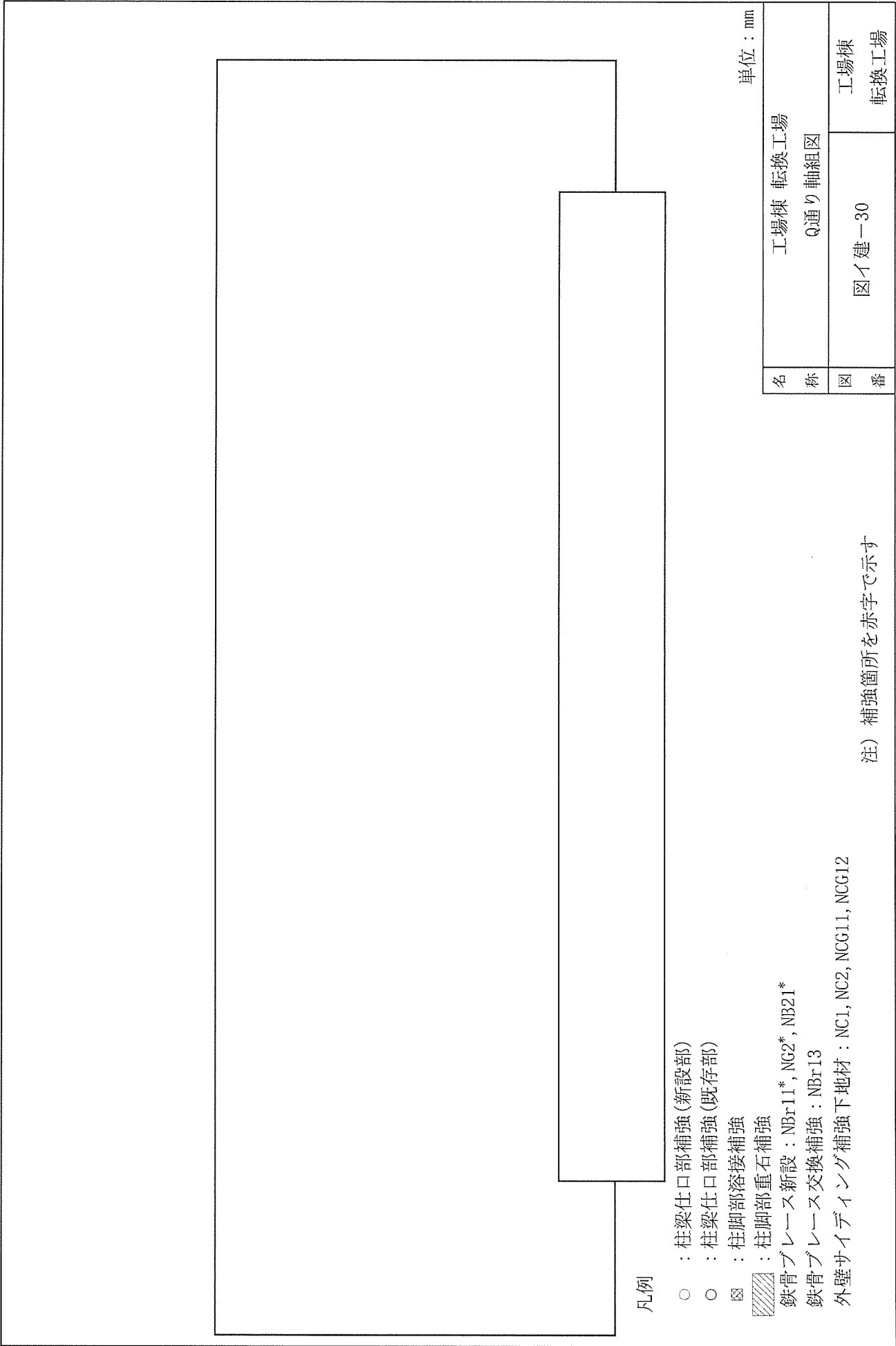
凡例

- : 柱梁仕口部補強 (新設部)
  - ⊗ : 柱脚部溶接補強
  -  : 柱脚部重石補強
- 鉄骨ブレース新設 : NBr3\*, NBr4A\*  
 外壁サイディング補強下地材 : NC1, NC2, NCG11, NCG12

注) 補強箇所を赤字で示す

単位 : mm

名称	工場棟 転換工場 P通り 軸組区
図番	図イ建-29 工場棟 転換工場



凡例

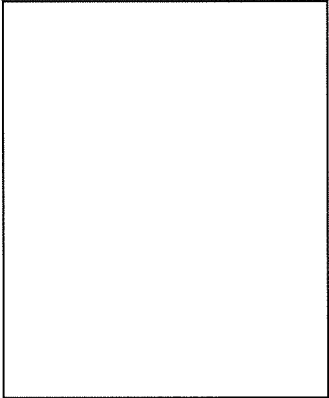
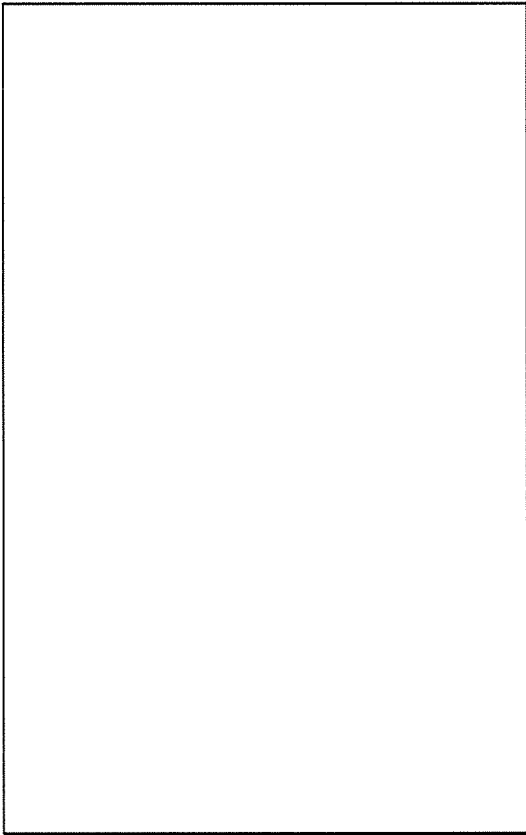
- : 柱梁仕口部補強 (新設部)
- : 柱梁仕口部補強 (既存部)
- ⊗ : 柱脚部溶接補強
- ▨ : 柱脚部重石補強
- 鉄骨ブレース新設 : NB11\*, NG2\*, NB21\*
- 鉄骨ブレース交換補強 : NBr13
- 外壁サイディング補強下地材 : NC1, NC2, NCG11, NCG12

注) 補強箇所を赤字で示す

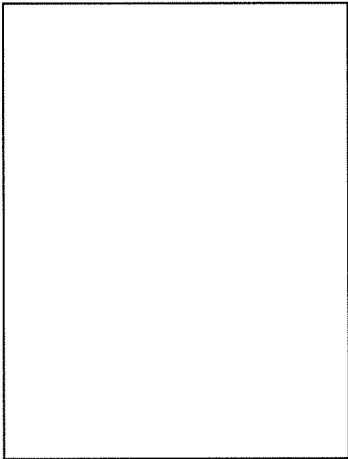
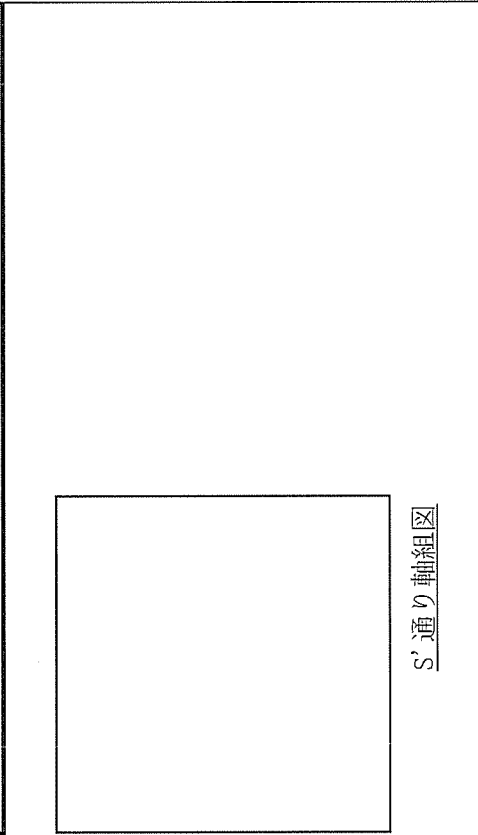
単位 : mm

名称	工場棟 転換工場 Q通り軸組区
図番	図イ建-30 工場棟 転換工場





L' 通り +4500 軸組図



S' 通り 軸組図

R' 通り 軸組図

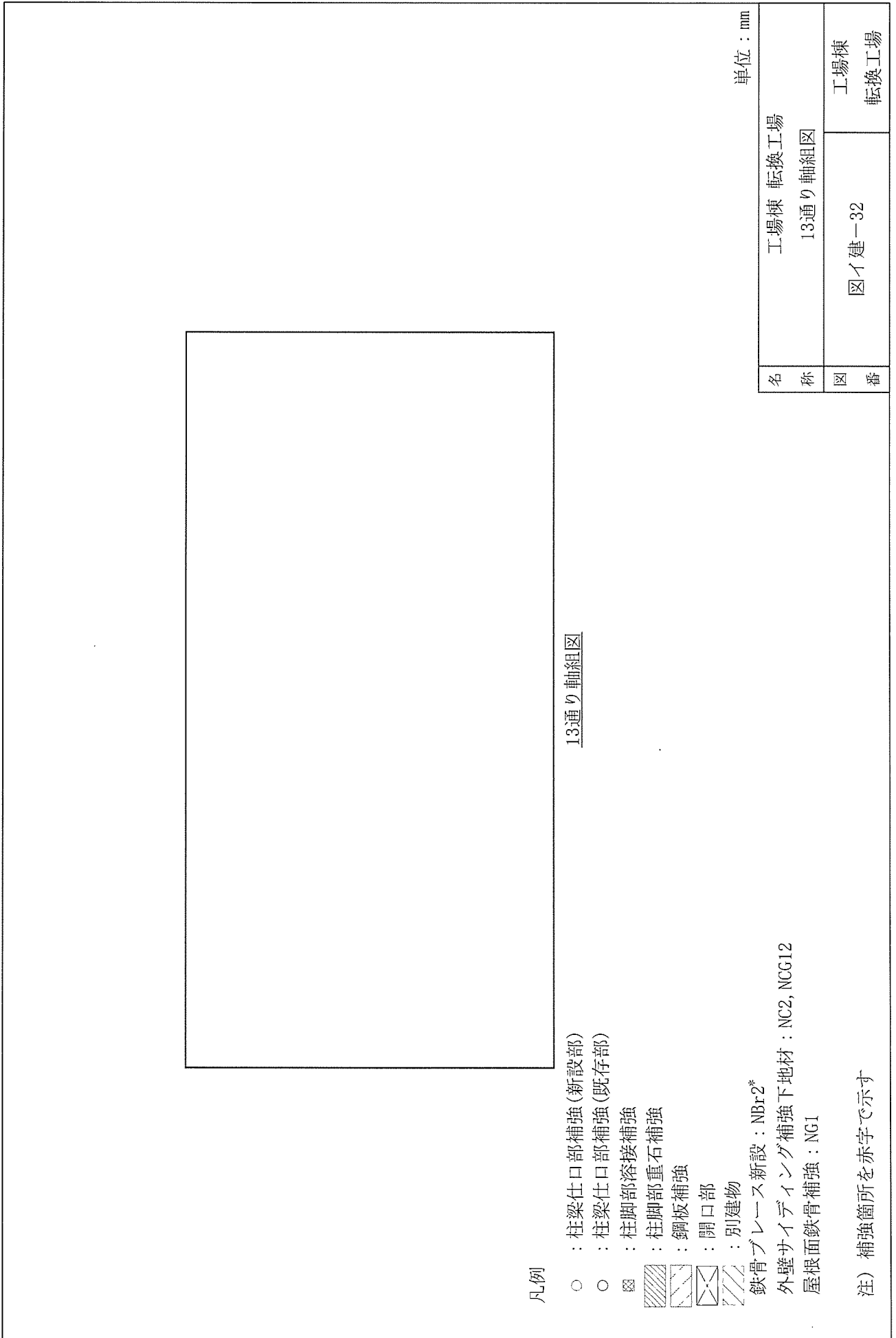
凡例

- : 柱梁仕口部補強 (新設部)
- ⊗ : 柱脚部溶接補強
- 鉄骨ブレース交換補強 : NBr21

注) 補強箇所を赤字で示す

単位 : mm

名称	工場棟 転換工場 R'、S'、L' 通り 軸組図	
図番	図イ建-31	工場棟 転換工場



13通り軸組図

凡例

- : 柱梁仕口部補強 (新設部)
- : 柱梁仕口部補強 (既存部)
- ⊗ : 柱脚部溶接補強
- ▨ : 柱脚部重石補強
- ▧ : 鋼板補強
- : 開口部
- ▨ : 別建物

鉄骨ブレース新設 : NBr2\*

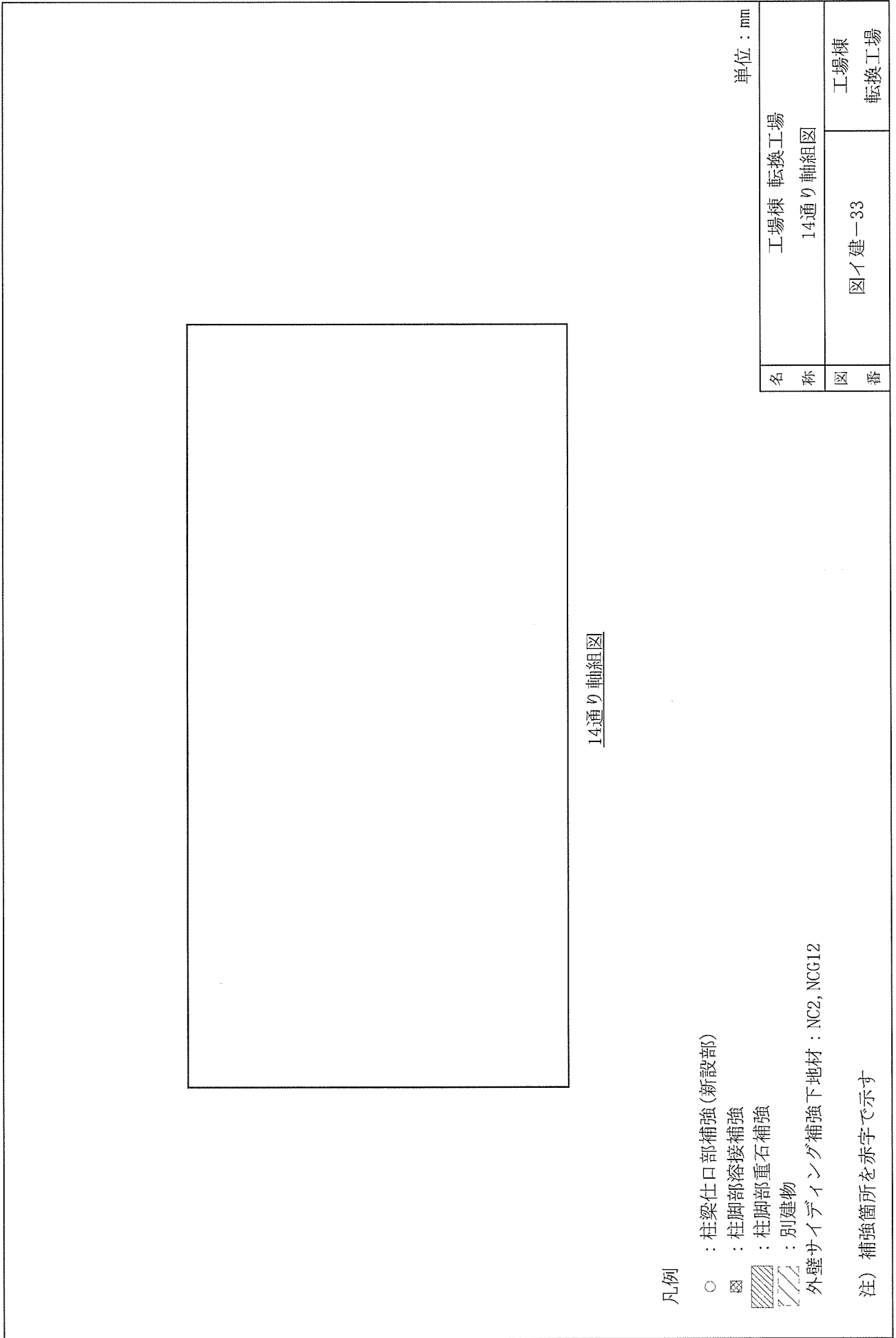
外壁サイディング補強下地材 : NC2, NCG12

屋根面鉄骨補強 : NG1

注) 補強箇所を赤字で示す

単位 : mm

名称	工場棟 転換工場 13通り軸組図
図番	図イ建-32 工場棟 転換工場



14通り軸組図

凡例

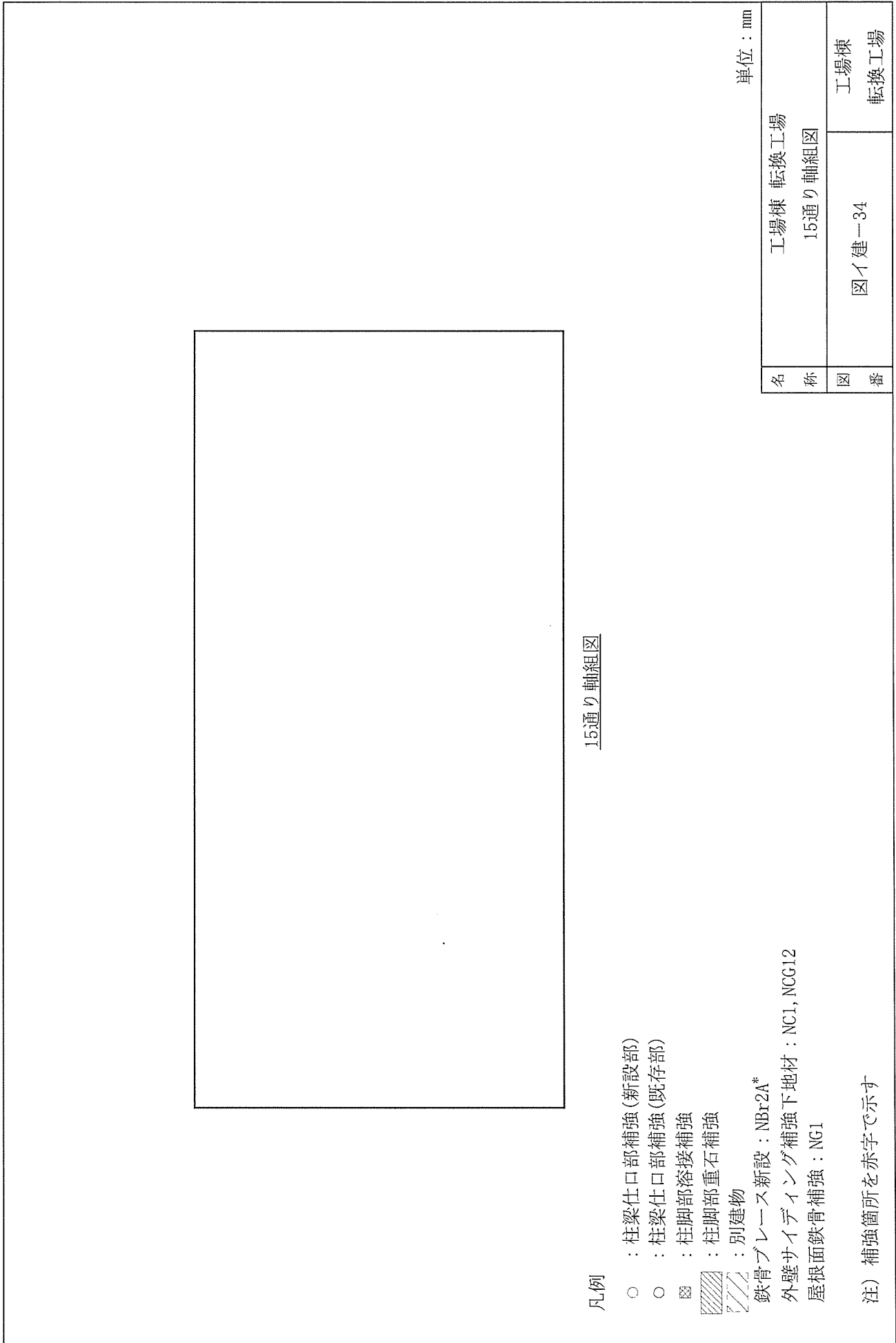
- : 柱梁仕口部補強 (新設部)
- ⊗ : 柱脚部溶接補強
- ▨ : 柱脚部重石補強
- ▧ : 別建物

外壁サイディング補強下地材 : NC2, NCG12

注) 補強箇所を赤字で示す

単位 : mm

名称	工場棟 転換工場	
図番	14通り軸組図	工場棟 転換工場
	図イ建-33	



15)通り軸組図

凡例

- : 柱梁仕口部補強 (新設部)
- : 柱梁仕口部補強 (既存部)
- ⊗ : 柱脚部溶接補強
- ▨ : 柱脚部重石補強
- ▧ : 別建物

鉄骨ブレース新設 : NBr2A\*

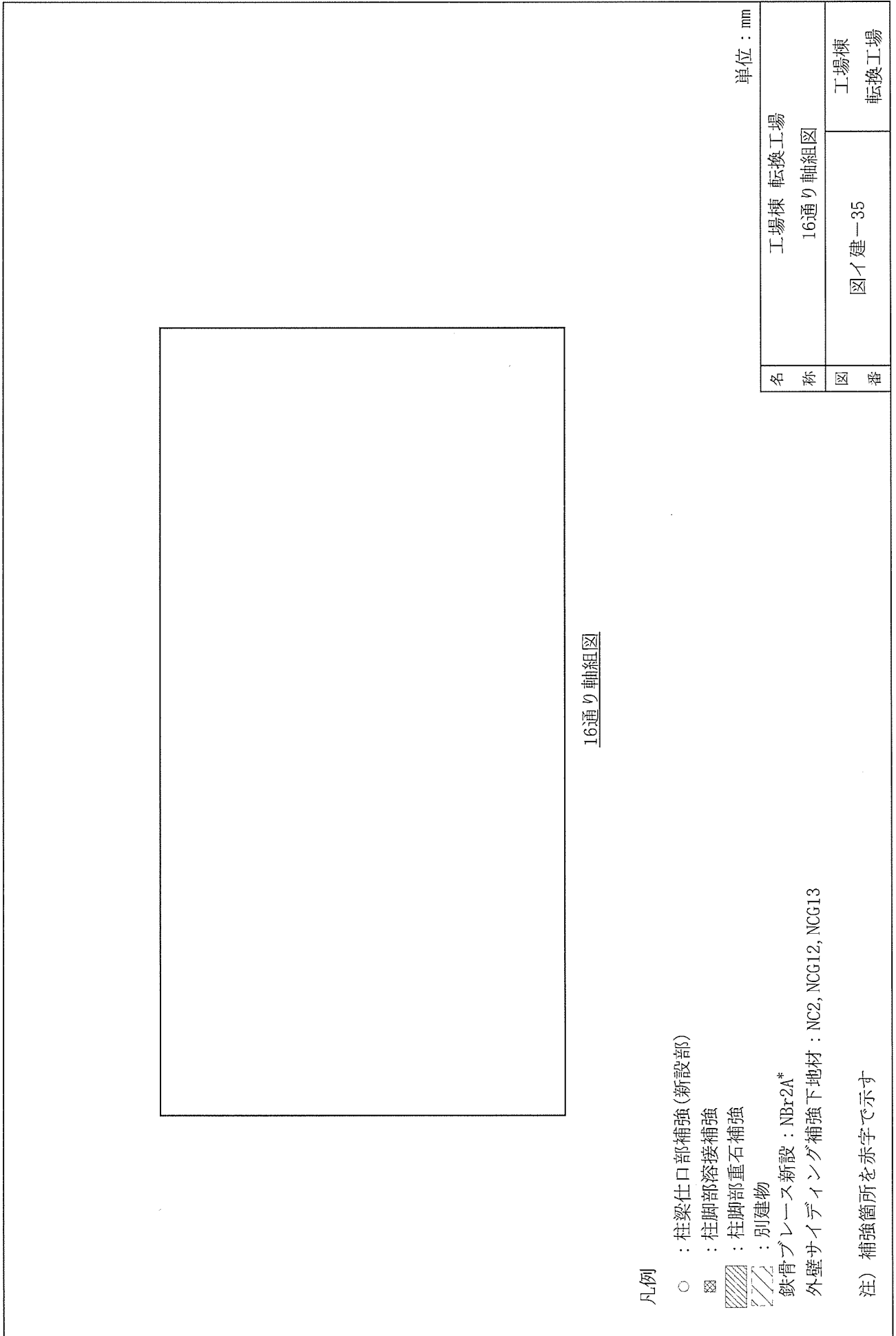
外壁サイディング補強下地材 : NC1, NCG12

屋根面鉄骨補強 : NG1

単位 : mm

名称	工場棟 転換工場	
図番	15通り軸組図	工場棟 転換工場
	図イ建-34	

注) 補強箇所を赤字で示す



16通り軸組図

凡例

- : 柱梁仕口部補強 (新設部)
- ⊗ : 柱脚部溶接補強
- ▨ : 柱脚部重石補強
- ▧ : 別建物

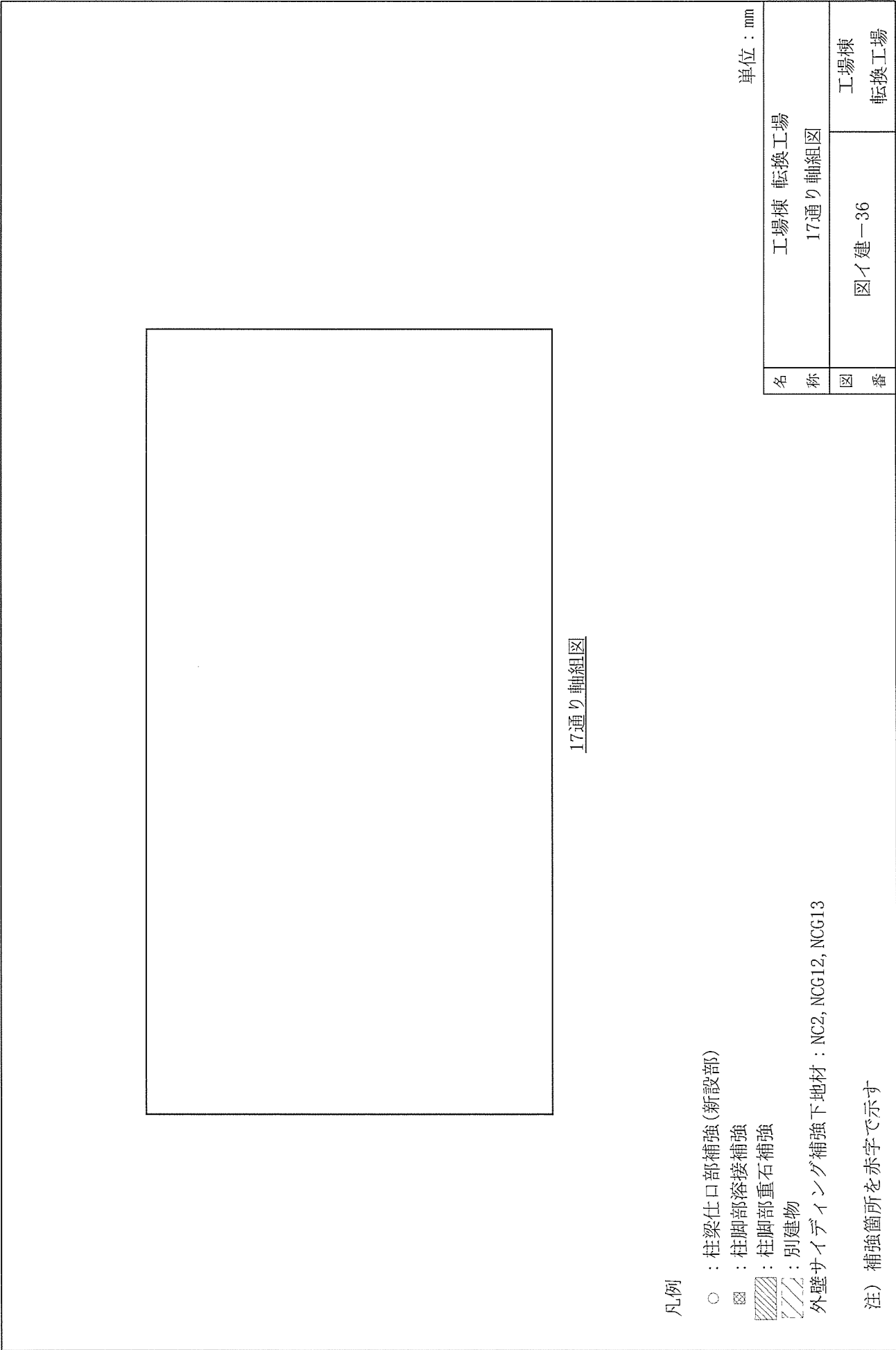
鉄骨ブレース新設: NBr2A\*

外壁サイディング補強下地材: NC2, NCG12, NCG13

注) 補強箇所を赤字で示す

単位: mm

名称	工場棟 転換工場	
図番	16通り軸組図	工場棟 転換工場
	図イ建-35	



17通り軸組図

凡例

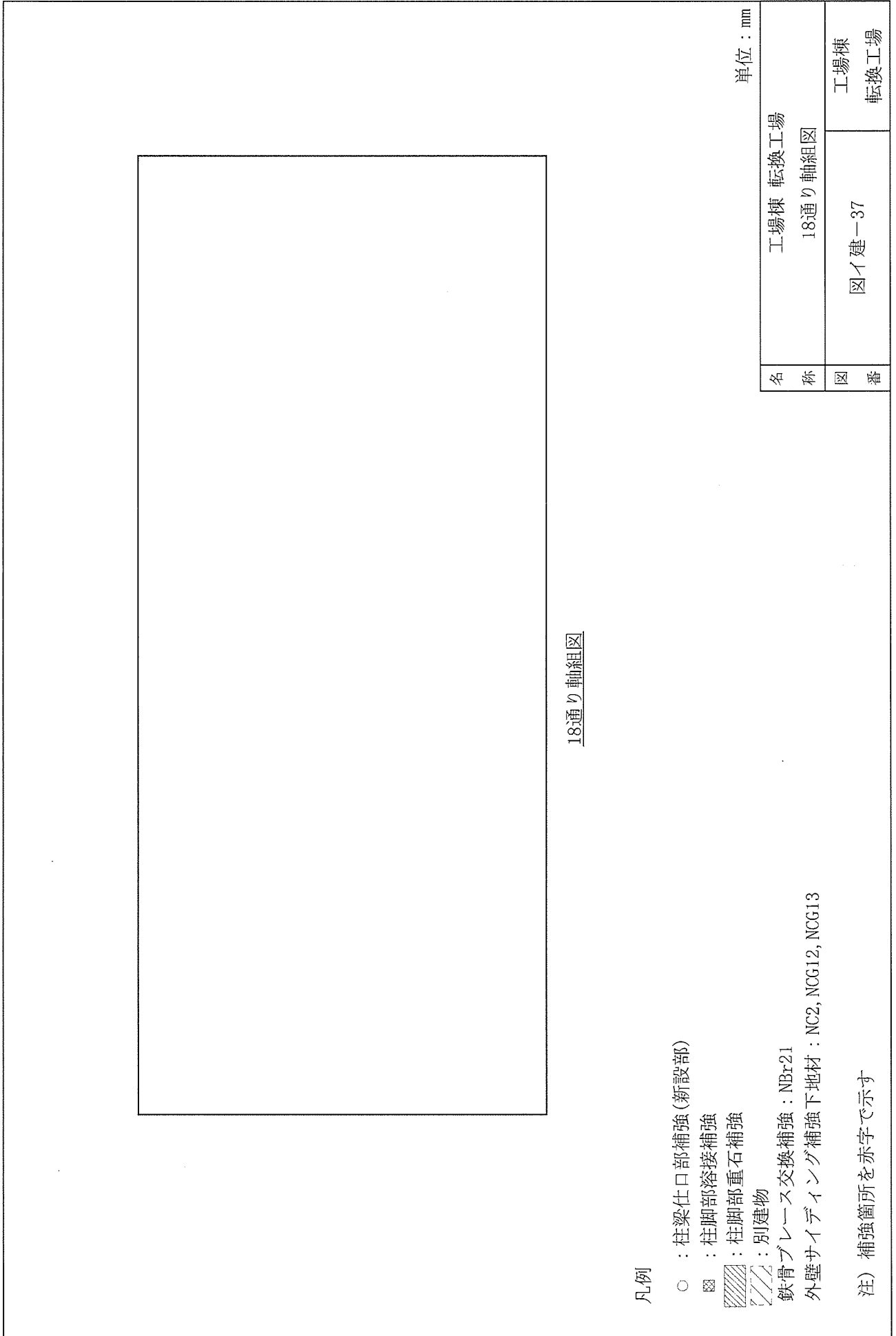
- : 柱梁仕口部補強(新設部)
- ⊗ : 柱脚部溶接補強
- ▨ : 柱脚部重石補強
- ▧ : 別建物

外壁サイディング補強下地材 : NC2, NCG12, NCG13

注) 補強箇所を赤字で示す

単位 : mm

名	工場棟 転換工場	
称	17通り軸組図	
図	図イ建-36	工場棟
番		転換工場



18通り軸組図

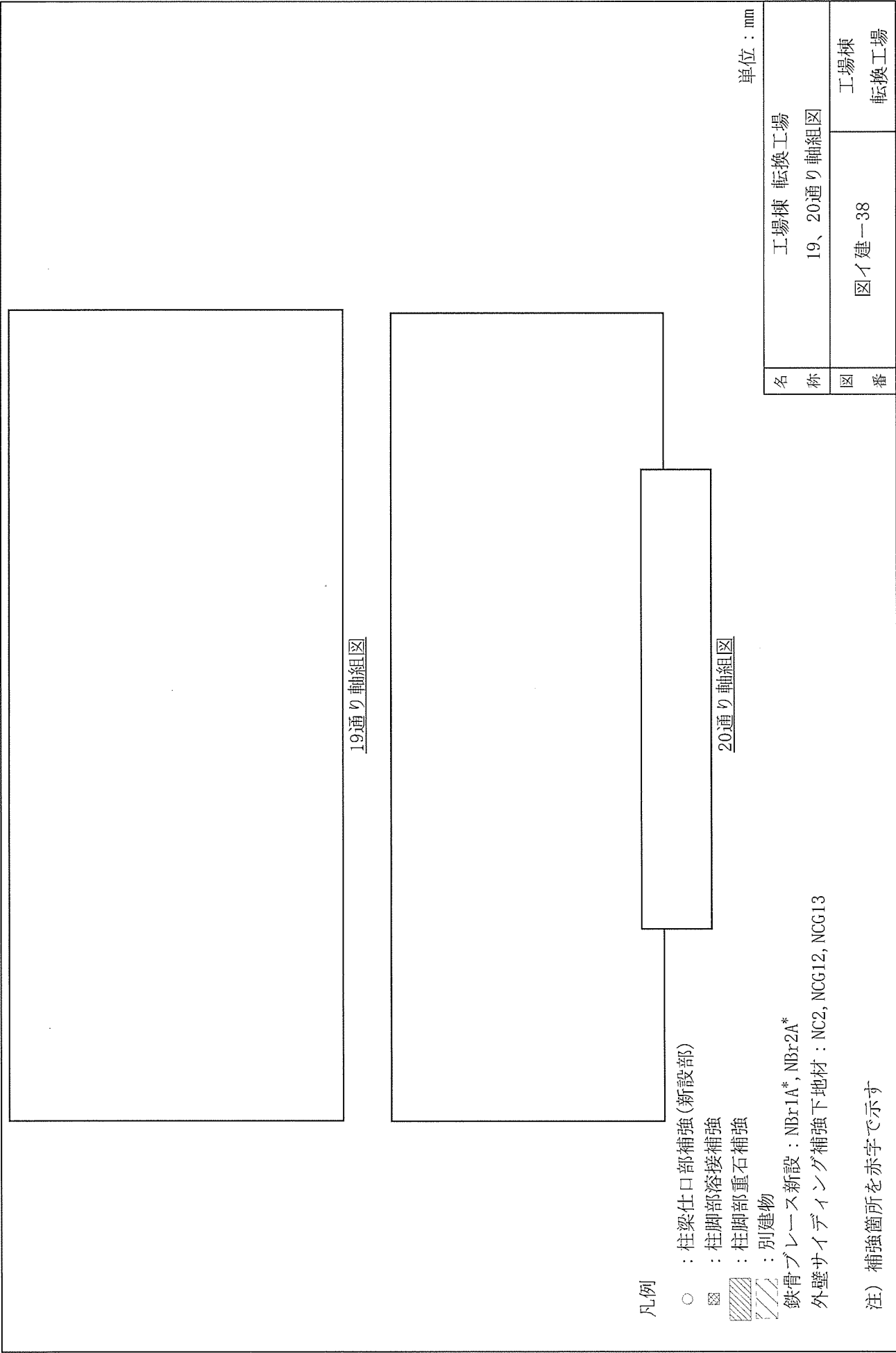
凡例

- : 柱梁仕口部補強 (新設部)
- ⊗ : 柱脚部溶接補強
- ▨ : 柱脚部重石補強
- ▧ : 別建物
- 鉄骨ブレース交換補強 : NBr21
- 外壁サイディング補強下地材 : NC2, NCG12, NCG13

注) 補強箇所を赤字で示す

単位 : mm

名 称	工場棟 転換工場 18通り軸組図	
図 番	図イ建-37	工場棟 転換工場



19通り軸組図

20通り軸組図

凡例

- : 柱梁仕口部補強 (新設部)
- : 柱脚部溶接補強
- ▨ : 柱脚部重石補強
- ▩ : 別建物

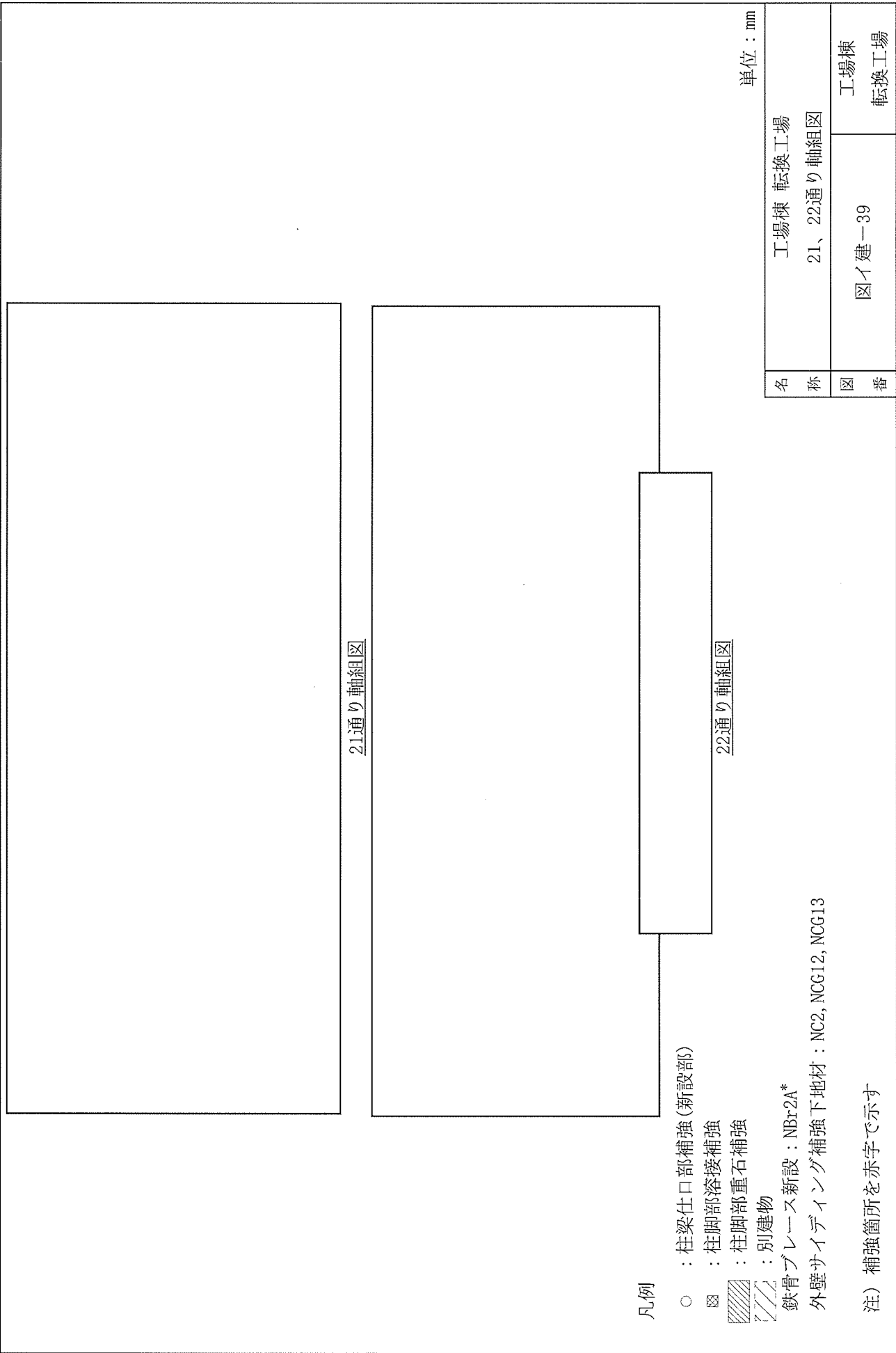
鉄骨ブレース新設 : NBr1A\*, NBr2A\*  
 外壁サイディング補強下地材 : NC2, NCG12, NCG13

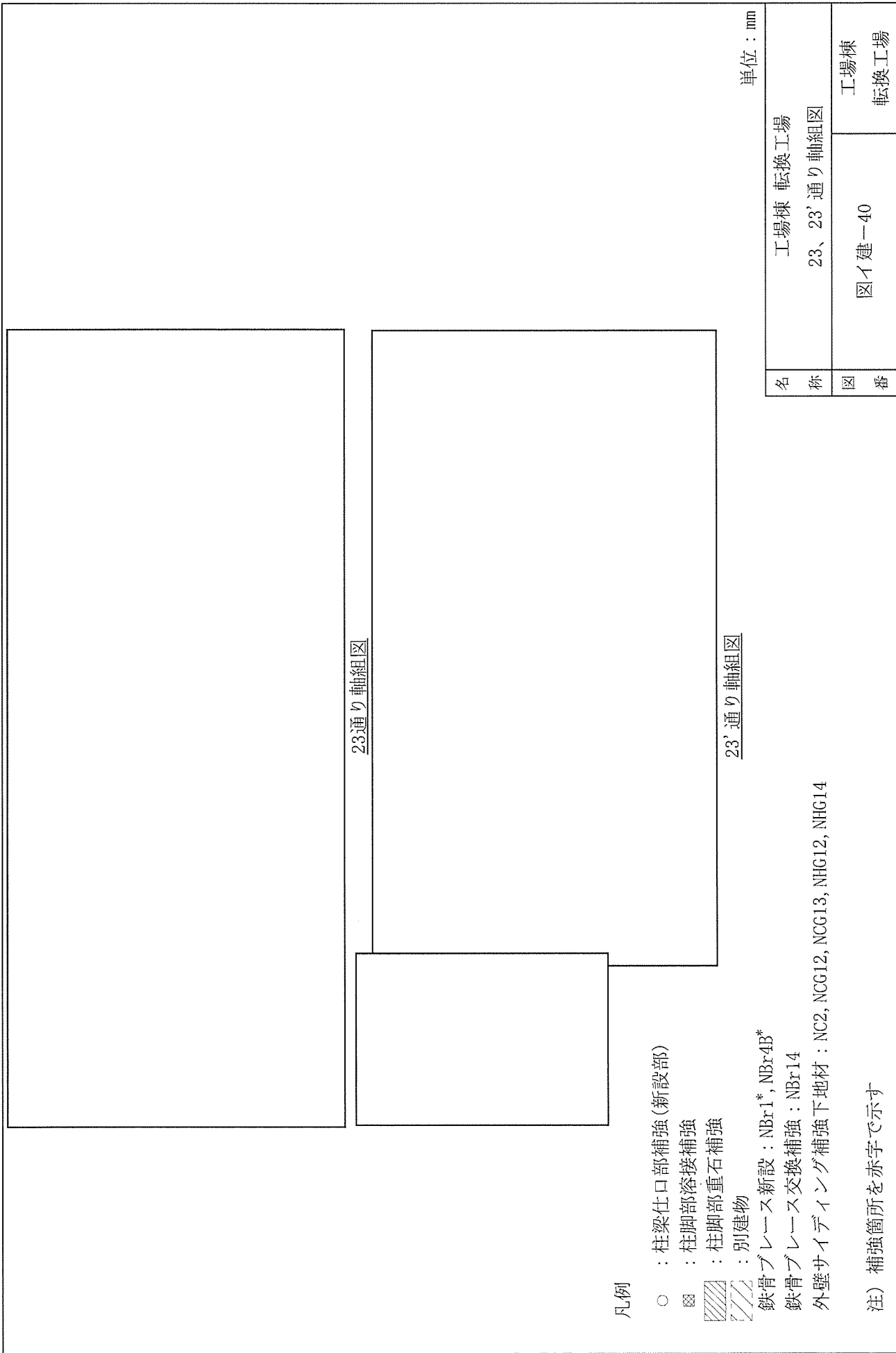
注) 補強箇所を赤字で示す

単位 : mm

名 称	工場棟 転換工場	
図 番	19、20通り軸組図	工場棟 転換工場
	図イ建-38	







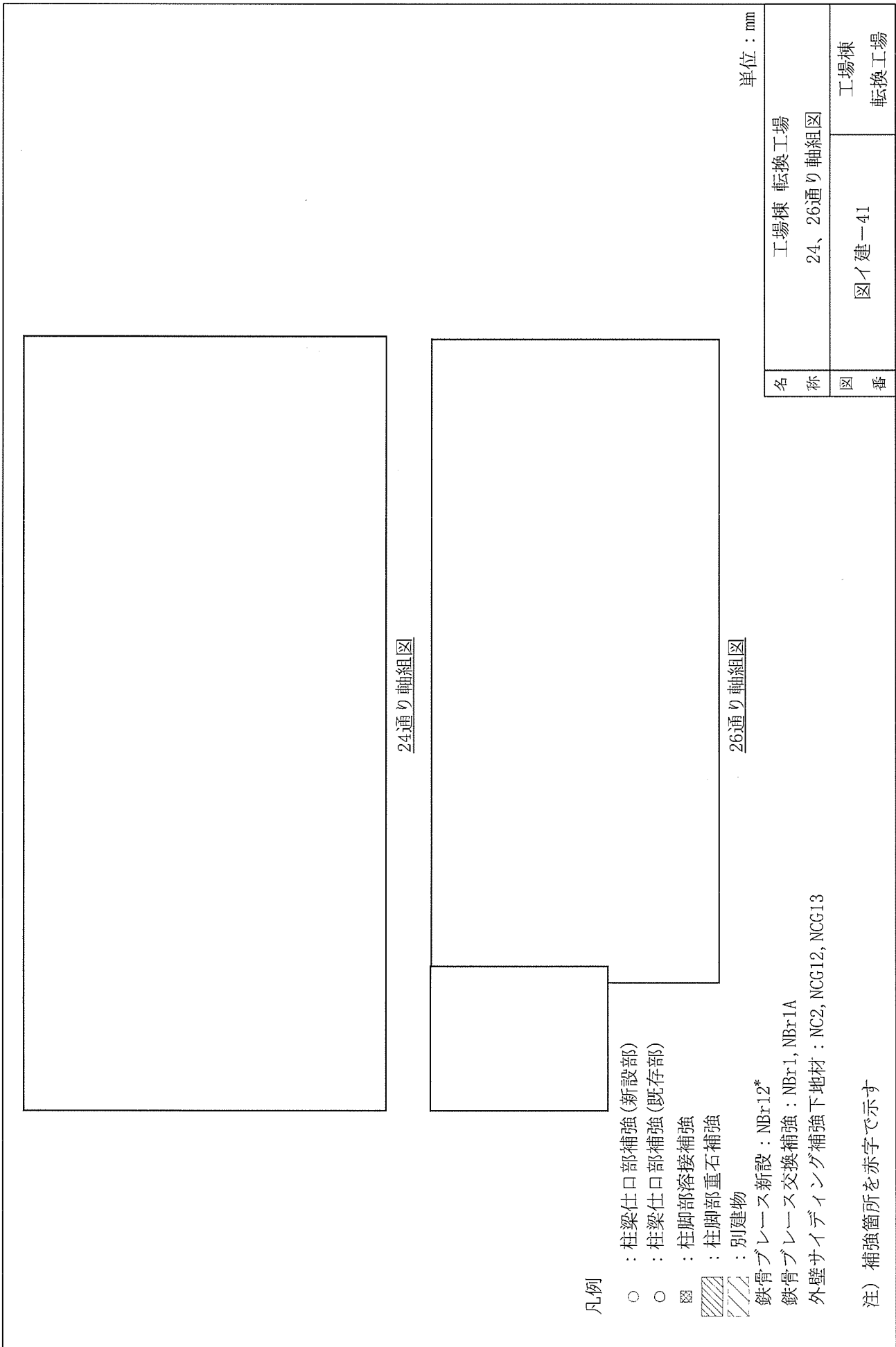
単位：mm

名	工場棟 転換工場
称	23、23' 通り軸組図
図	図イ建一40
番	工場棟 転換工場

凡例

- : 柱梁仕口部補強 (新設部)
  - ☒ : 柱脚部溶接補強
  - ▨ : 柱脚部重石補強
  - ▧ : 別建物
- 鉄骨ブレース新設：NBr1\*, NBr4B\*  
鉄骨ブレース交換補強：NBr14  
外壁サイディング補強下地材：NC2, NCG12, NCG13, NHG12, NHG14

注) 補強箇所を赤字で示す



24通り軸組図

26通り軸組図

凡例

- : 柱梁仕口部補強(新設部)
- : 柱梁仕口部補強(既存部)
- ⊗ : 柱脚部溶接補強
- ▨ : 柱脚部重石補強
- ▨ : 別建物

鉄骨ブレース新設 : NBr.12\*

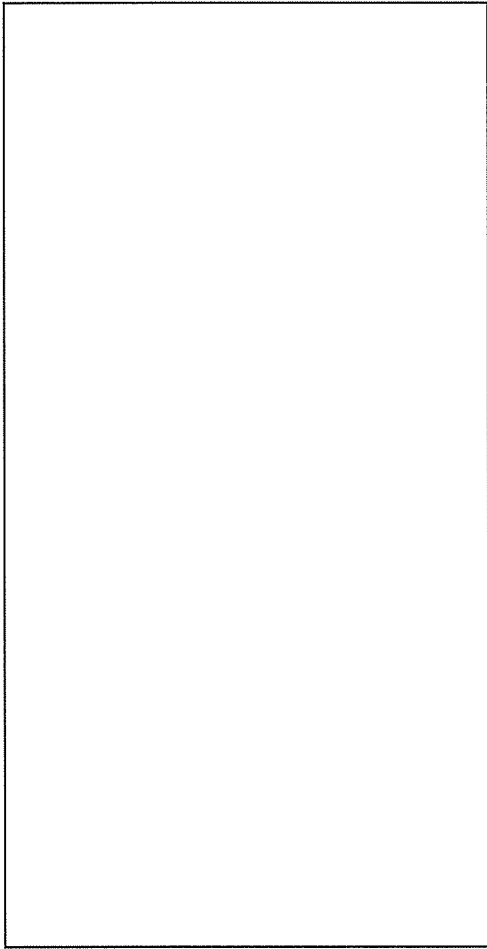
鉄骨ブレース交換補強 : NBr.1, NBr.1A

外壁サイディング補強下地材 : NC2, NCG12, NCG13

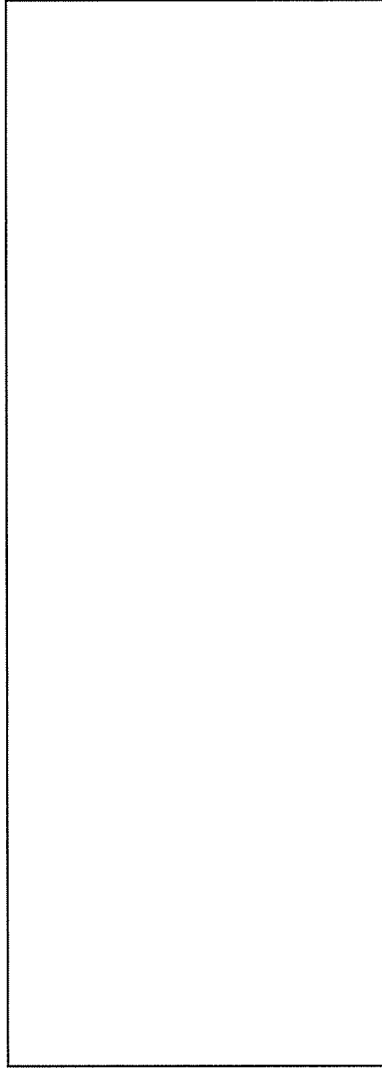
注) 補強箇所を赤字で示す

単位 : mm

名 称	工場棟 転換工場
図 番	24、26通り軸組図 図イ建-41 工場棟 転換工場

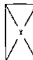



24通り外壁サイディング補強下地材軸組図



26通り外壁サイディング補強下地材軸組図

凡例

-  : 開口部
-  : 別建物

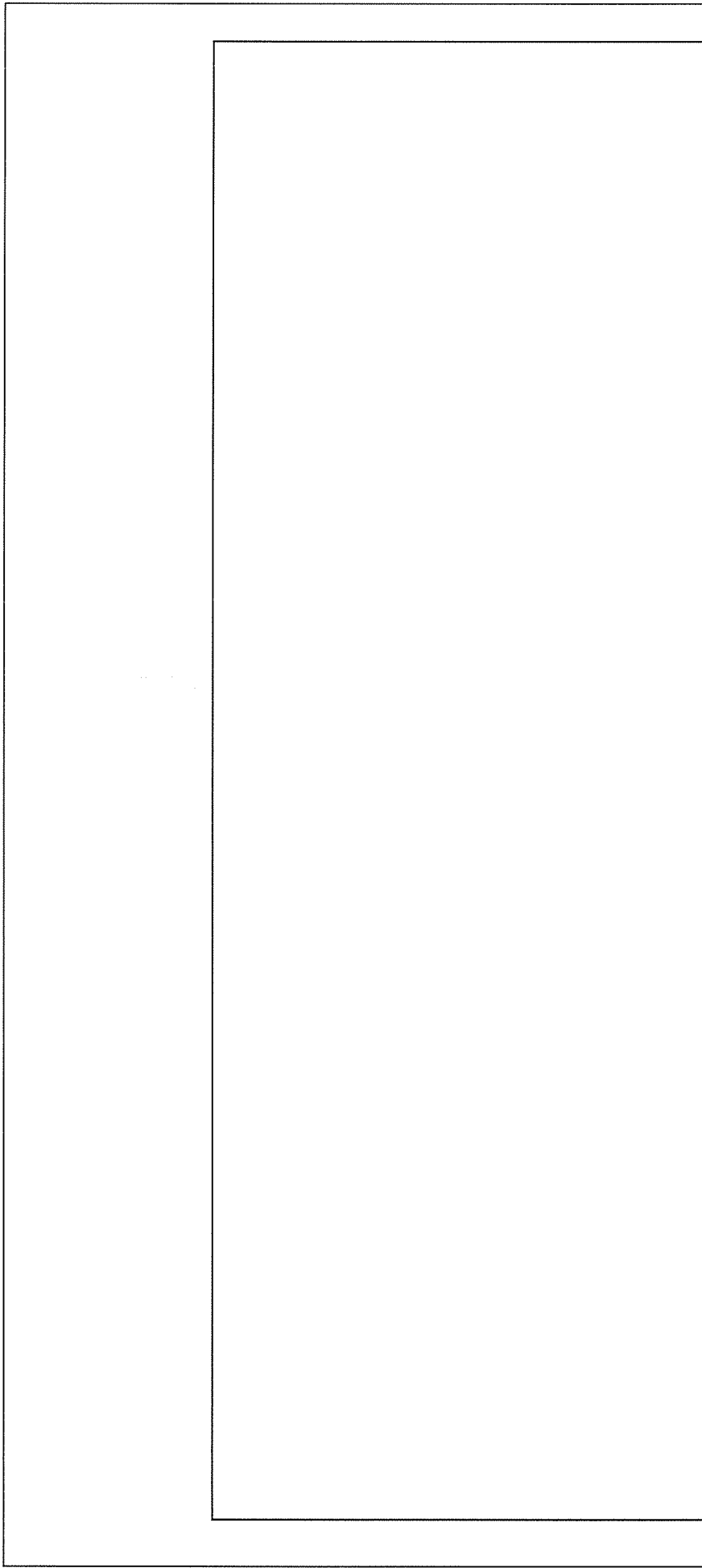
外壁サイディング補強下地材 : NC1, NC2, NHG12, NHG13, NP11, NP12

- ※1 24通り共通
- ※2 26通り共通

注) 補強箇所を赤字で示す


単位 : mm

名称	工場棟 転換工場
図番	24、26通りサイディング補強下地材軸組図 図イ建-42 工場棟 転換工場



Q通り外壁サイディング補強下地材軸組図

凡例

 : 開口部

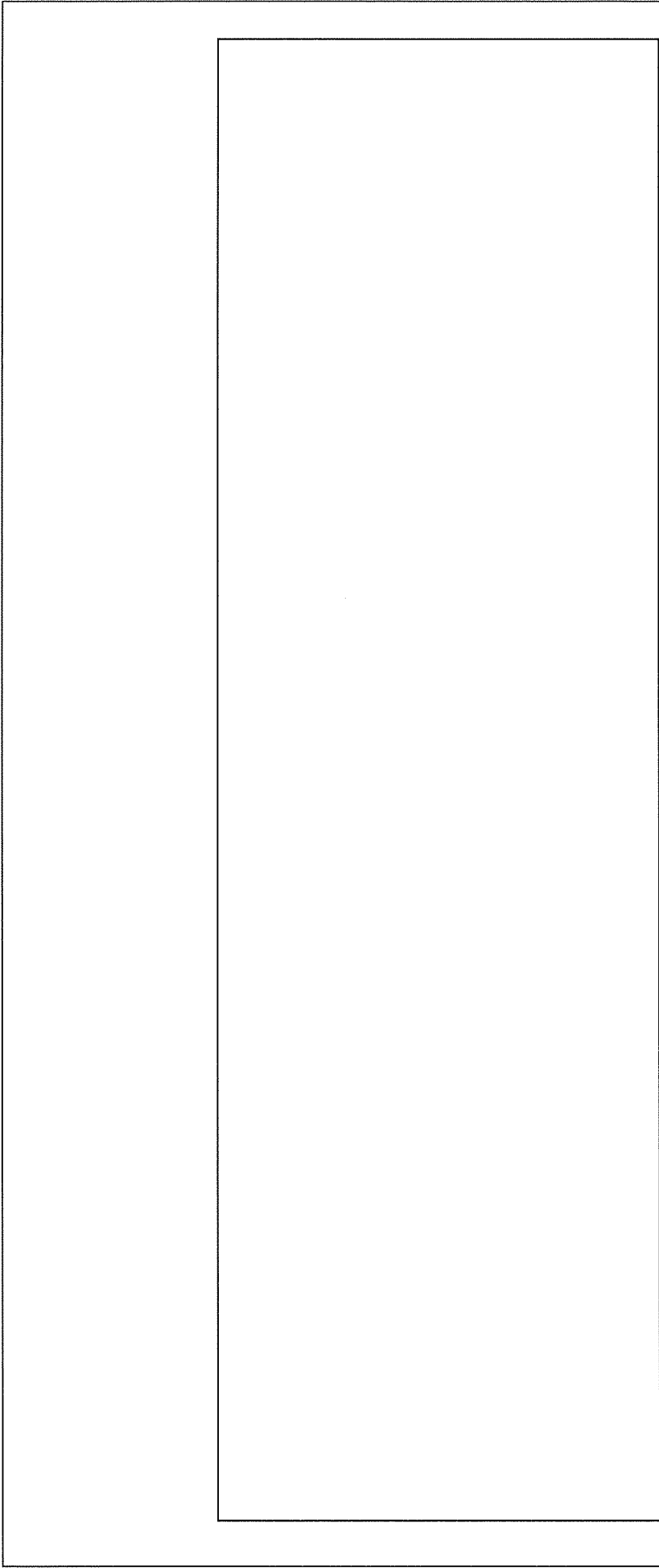
外壁サイディング補強下地材 : NC1, NC2, NHG1.1, NHG1.2, NHG1.4, NP1.2

注) 補強箇所を赤字で示す

単位 : mm

名称	工場棟 転換工場	
図番	図イ建-43	工場棟 転換工場

※1 Q通り共通



L'通り外壁サイディング補強下地材軸組図

単位：mm

工場棟 転換工場	工場棟 転換工場
名称 L'通りサイディング補強下地材軸組図	図番 図イ建-44
図番	工場棟 転換工場

凡例

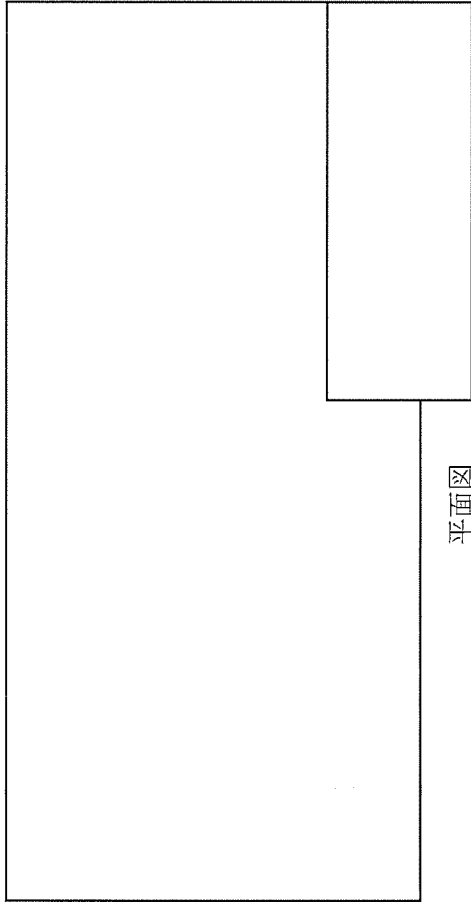
外壁サイディング補強下地材：NC2, NHG12, NP12

注) 補強箇所を赤字で示す

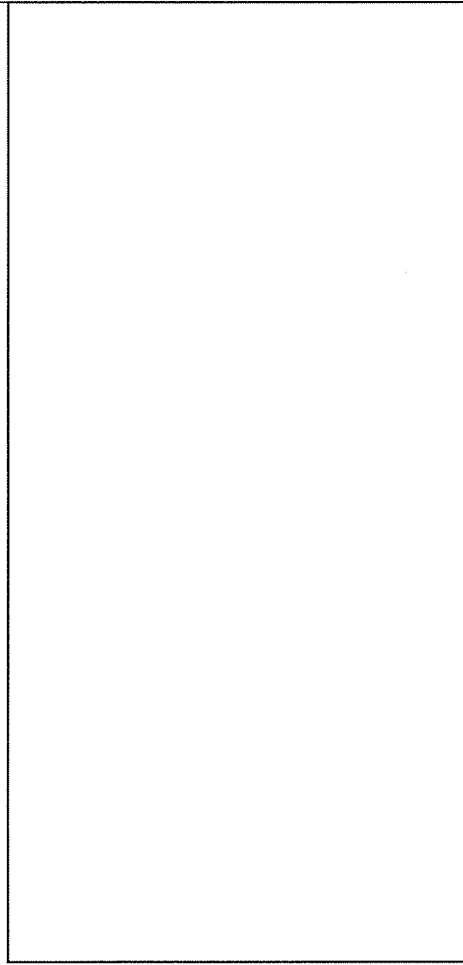
※1 L'通り共通

重石体積 (参考値)

符号	コンクリート種別	体積 (m <sup>3</sup> )	設計基準強度 (N/mm <sup>2</sup> )
A	普通コンクリート		
B	普通コンクリート		
C	普通コンクリート		
D	普通コンクリート		
E	普通コンクリート		
F	普通コンクリート		
G	普通コンクリート		
H	普通コンクリート		
I	普通コンクリート		
J	普通コンクリート		
K	普通コンクリート		
L	普通コンクリート		
M	普通コンクリート		
N	普通コンクリート		
O	普通コンクリート		
P	普通コンクリート		
Q	普通コンクリート		
R	普通コンクリート		
S	普通コンクリート		
T	普通コンクリート		
U	普通コンクリート		
V	普通コンクリート		
W	普通コンクリート		
X	普通コンクリート		
Y	普通コンクリート		
Z	普通コンクリート		



平面図



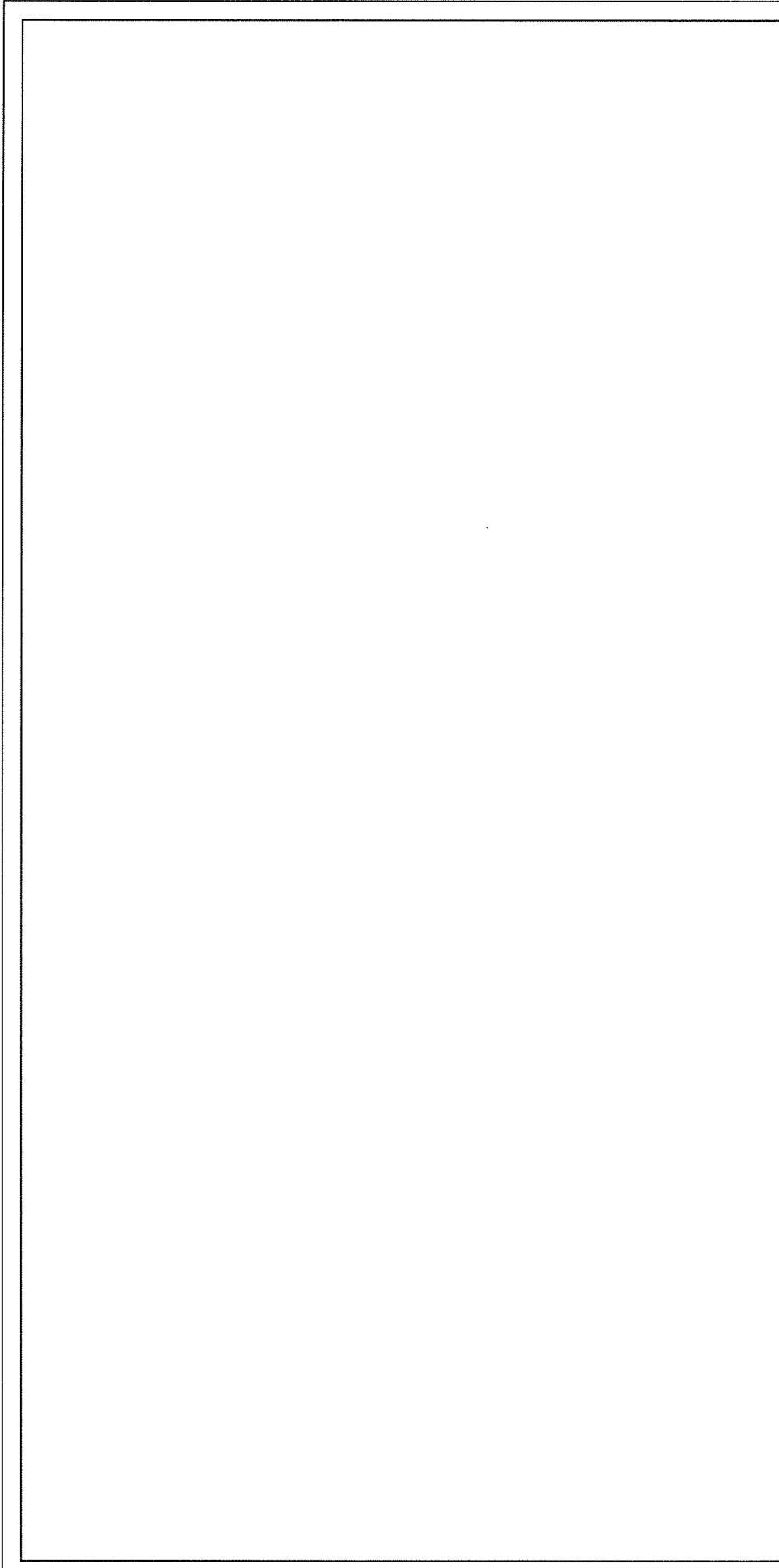
A-A断面図

単位 : mm

名称	工場棟 転換工場 柱脚部重石補強詳細
図番	図イ建-45
	工場棟 転換工場

注1) 補強箇所を赤字で示す  
注2) 鉄筋及びびアーカー材質

注3) 配置は図イ建-19 参照



鋼板補強概略図  
(断面図)

外壁サイディング補強概略図  
(断面図)

外壁更新概略図  
(断面図)

単位：mm

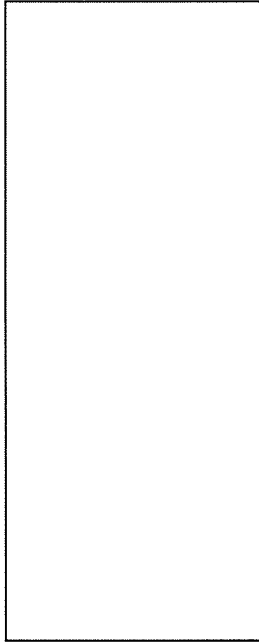
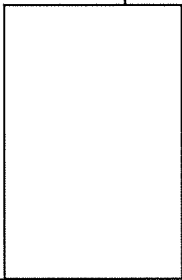
名称	工場棟 転換工場
図番	図イ建-46
	工場棟 転換工場

注) 補強箇所を赤字で示す

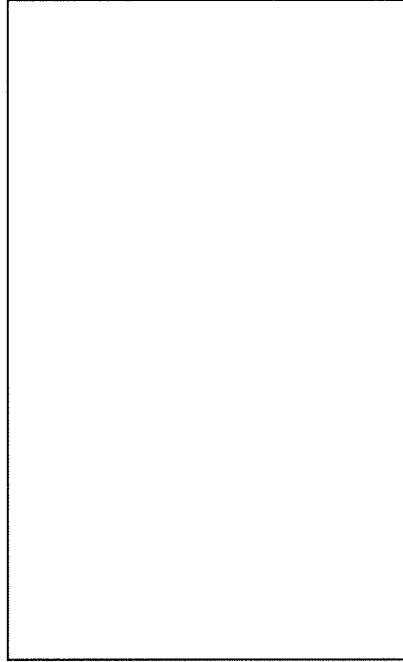




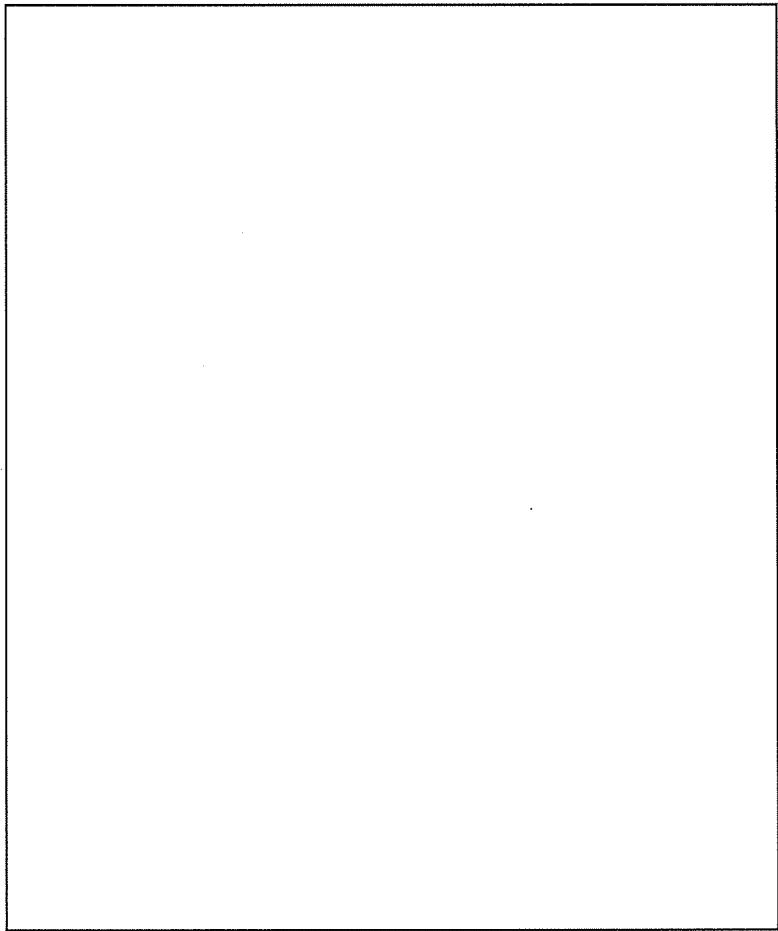
屋根面鉄骨補強概略図  
(断面図)



折板追設補強概略図  
(断面図)



折板張替之補強概略図  
(断面図)

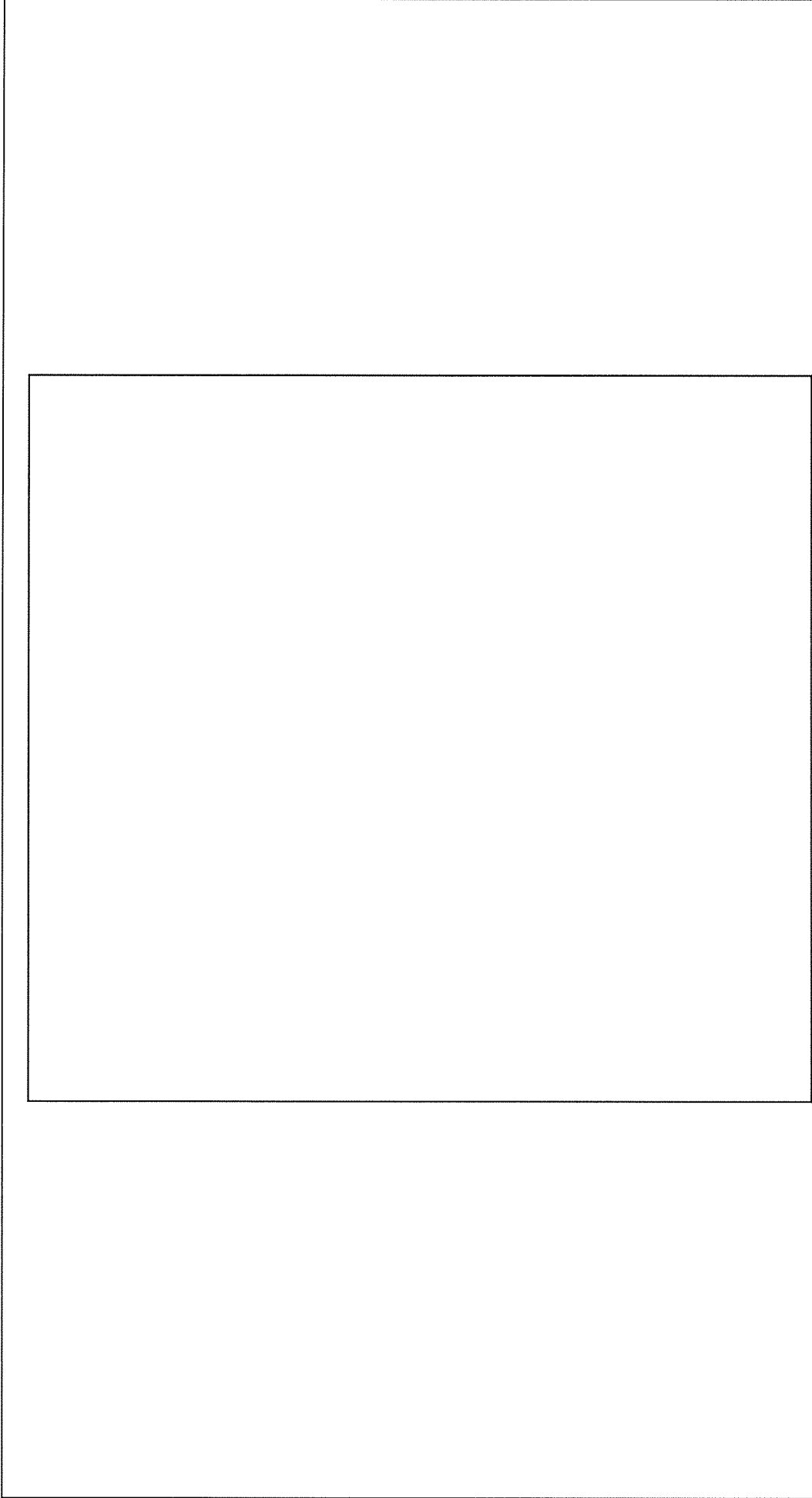


屋根面鉄骨補強概略図  
(A-A 平面図)

単位：mm

名称	工場棟 転換工場
図番	屋根面鉄骨補強及び折板補強概略図 図イ建-47
	工場棟 転換工場

注) 補強箇所を赤字で示す

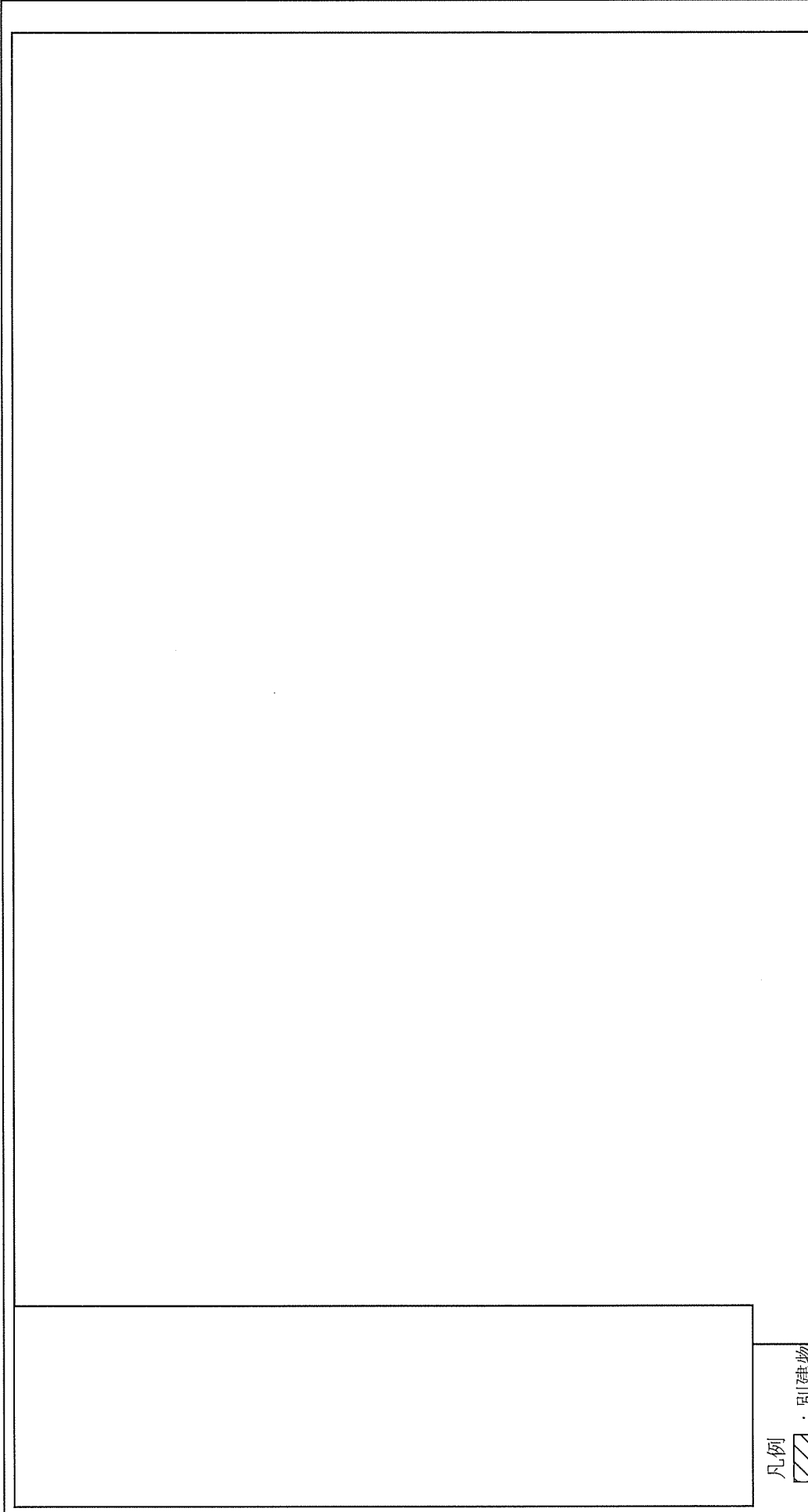




単位：mm

鉄骨ブレース補強及び柱梁仕口部補強概略図  
(断面図)

名	工場棟 転換工場
称	鉄骨ブレース補強及び柱梁仕口部補強概略図
図	図イ建-48
番	工場棟 転換工場

注) 補強箇所を赤字で示す



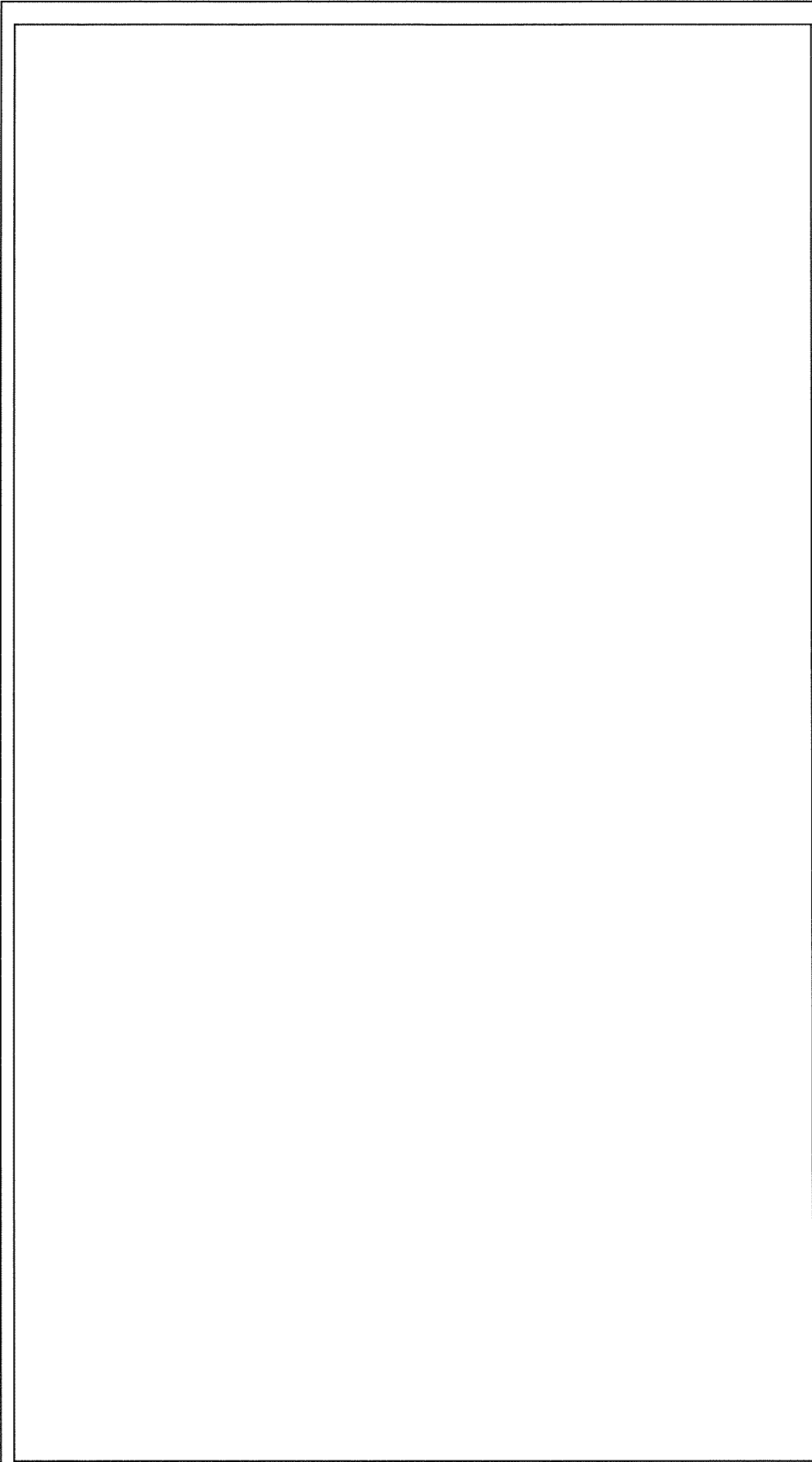
凡例  
 : 別建物  
 : 遮蔽能力を期待する壁 (高さの異なる壁を色を変えて表示)

\*1 : 高さ□□ (高さ□□ (設計確認値) のALC) 及び厚さ□□ (高さ□□ (設計確認値) のコンクリート), 後者の壁は屋内  
 \*2 : 高さ□□ (設計確認値) (ALC)  
 \*3 : 高さ□□ (設計確認値) (ALC)

主要な  
 構造材  
 柱, 梁  
 屋根, 壁  
 鉄骨  
 折板 (鋼板), ALC (但し腰壁部鉄筋コンクリート (高さ□□))


単位: mm  
 (コンクリート) (設計確認値) (高さ□□)


名称	工場棟 転換工場 遮蔽関係図 (建物1階平面)
図番	図イ遮一1
	工場棟 転換工場




単位：mm

凡例

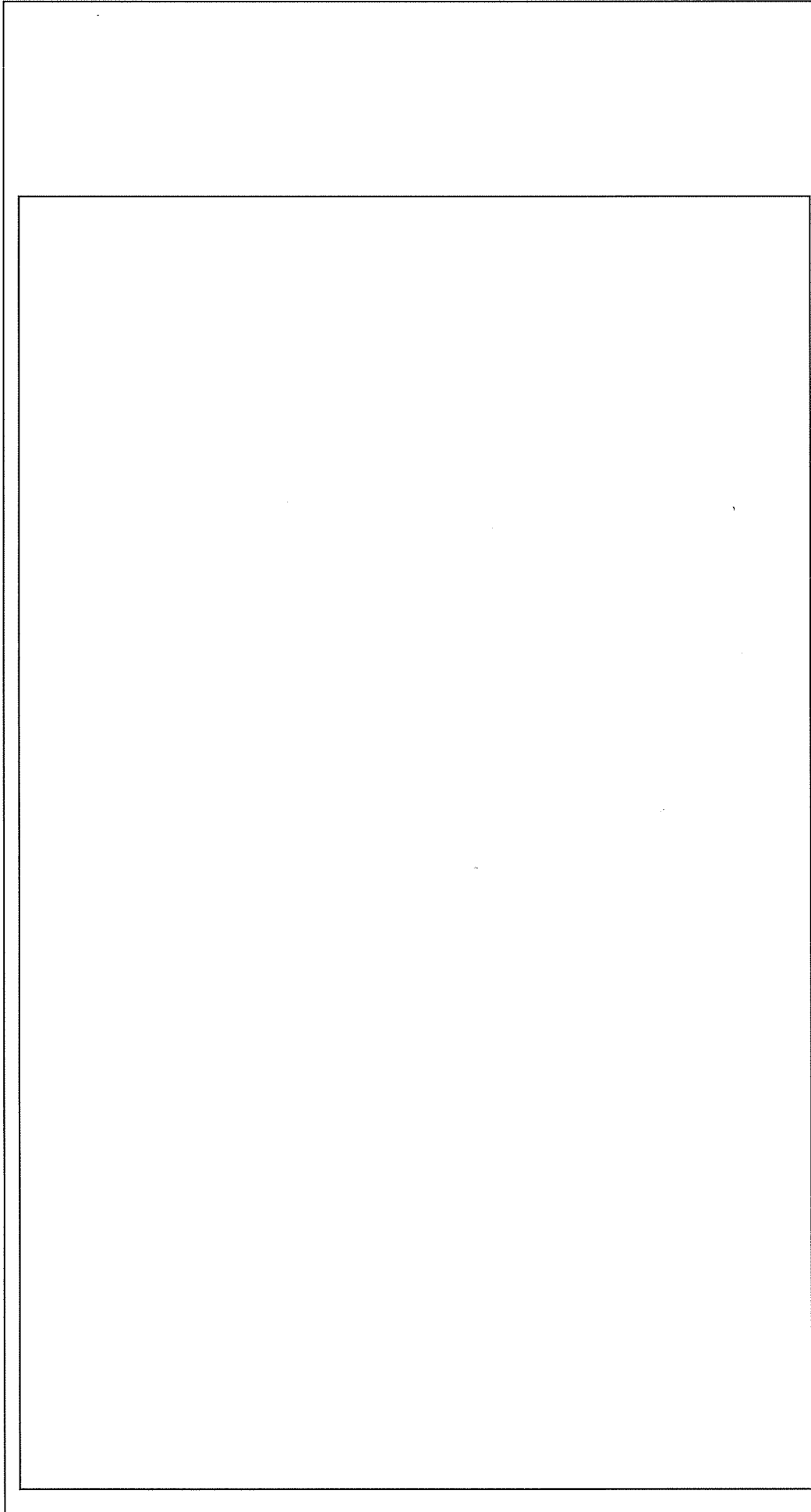
 : 吹抜

 : 別建物

 : 遮蔽能力を期待する壁 (ALC)


\*1 : 高さ  (設計確認値)


名称	工場棟 転換工場 遮蔽関係図 (建物2階平面)	
図番	図イ遮-2	工場棟 転換工場




凡例

 : 吹抜

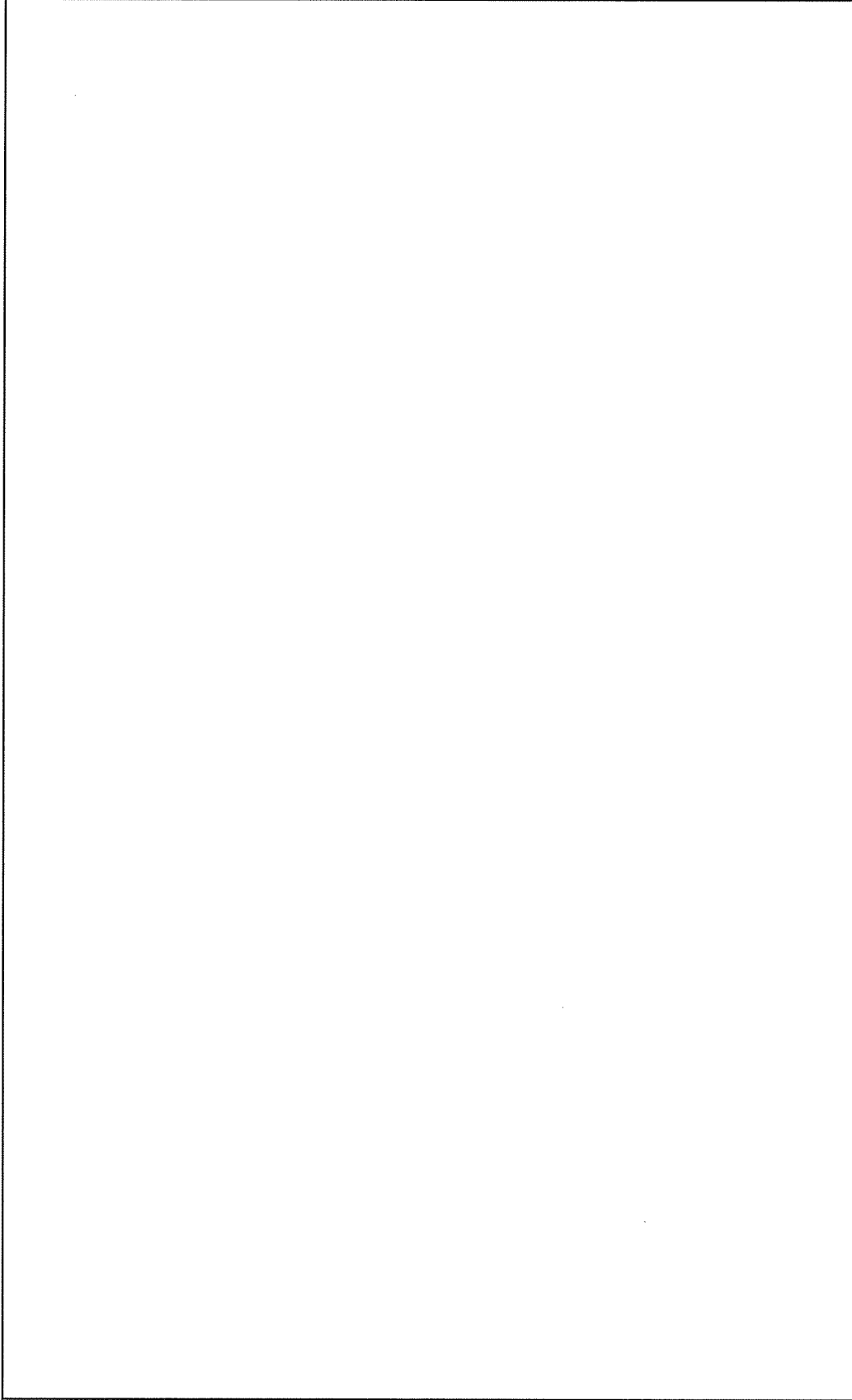
 : 別建物

 : 遮蔽能力を期待する壁 (ALC)

\*1 : 高さ  (設計確認値)

単位 : mm

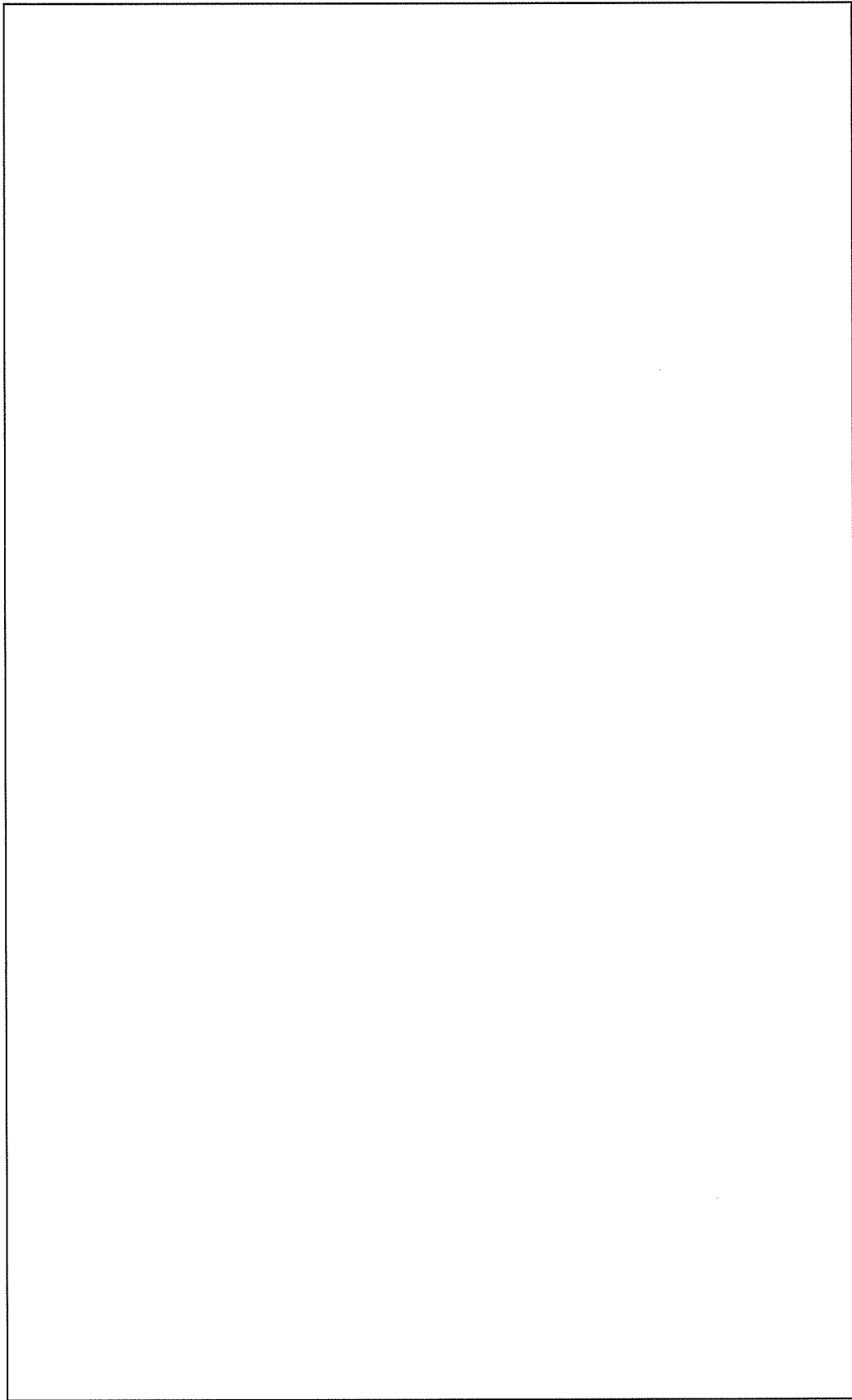
名称	工場棟 転換工場 遮蔽関係図 (建物3階平面)	
図番	図イ遮-3	工場棟 転換工場



凡例

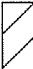
[ ] : 設備・機器の準備工事範囲 (図中番号は表イ-3, ト-5の設備名称冒頭記載の番号を示す)

名称	工場棟 転換工場他 設備・機器準備工事範囲図 (1階)
図番	図イ配-1 (1/2) 工場棟 転換工場他



凡例


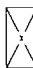
 : 設備・機器の一時仮置き場所(既認可分)

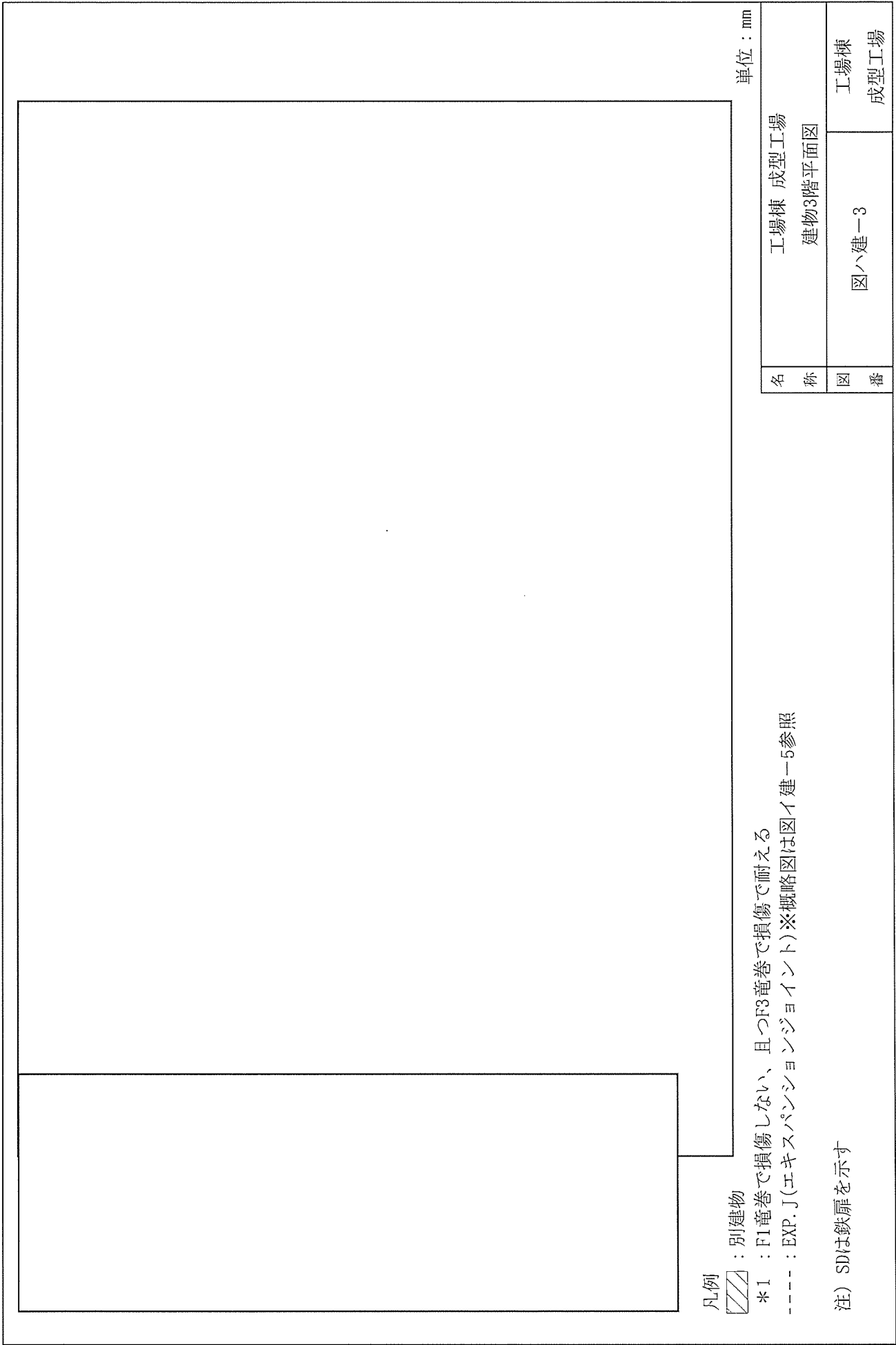
 : 設備・機器の一時仮置き場所(本申請分)

名称	工場棟 転換工場他 設備・機器準備工事範囲図 (1階)
図番	図イ配-1 (2/2) 工場棟 転換工場他


主要な 構造材	柱, 梁 屋根, 壁	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-end;"> <div style="width: 45%;"> <p>凡例</p> <p> : 別建物</p> <p>*1 : F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で耐える</p> <p>---- : EXP. J (エキスパンションジョイント) ※概略図は図イ建-5参照</p> <p>注) SDは鉄扉を示す</p> </div> <div style="width: 45%; text-align: right;"> <p>単位: mm</p> </div> </div>			
名称		工場棟 成型工場	
図番		建物1階平面図	
図番		図ハ建-1	工場棟 成型工場



<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%; border: 1px solid black; height: 80%;"></div> <div style="width: 35%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>凡例</p> <p> : 別建物</p> <p> : 吹抜け</p> <p>----- : EXP. J(エキスパンションジョイント)※概略図は図イ建-5参照</p> <p>*1 : F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で耐える</p> <p>注) SDは鉄扉を示す</p> </div> </div>		単位 : mm	
		名称	工場棟 成型工場
		工場棟	成型工場



凡例

 : 別建物

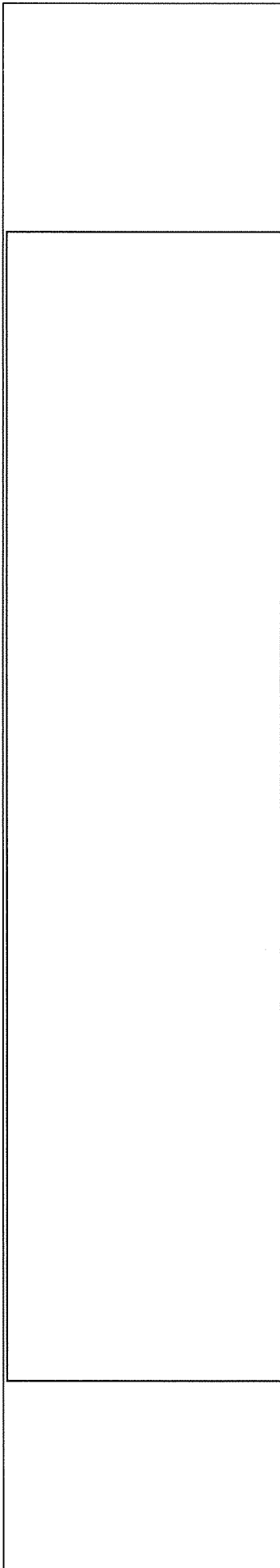
\*1 : F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で損傷で耐える

----- : EXP. J (エキスパンションジョイント) ※概略図は図イ建-5参照

注) SDは鉄扉を示す

単位 : mm

名称	工場棟 成型工場 建物3階平面図	
図番	図ハ建-3	工場棟 成型工場

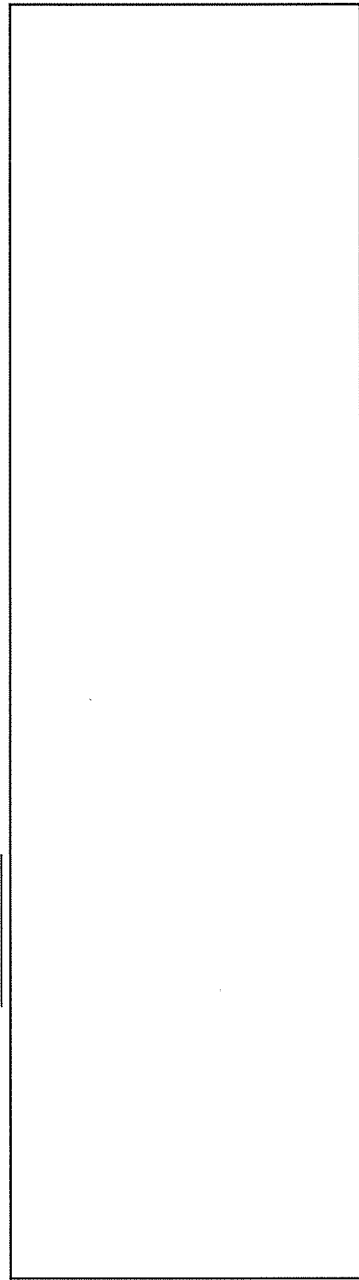


南側立面図



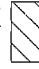
東側立面図

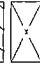
西側立面図



北側立面図

凡例

 : 別建物

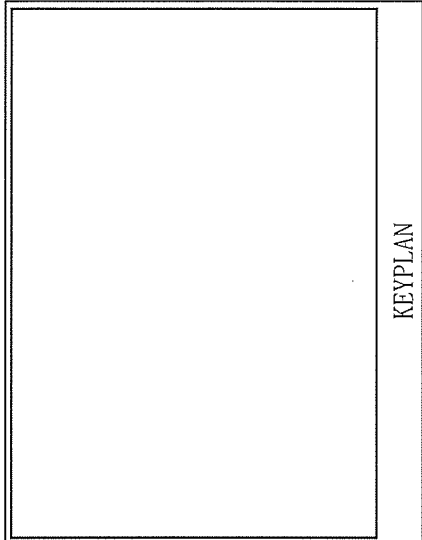
 : 開口部

EXP. J : エキスパンションジョイント

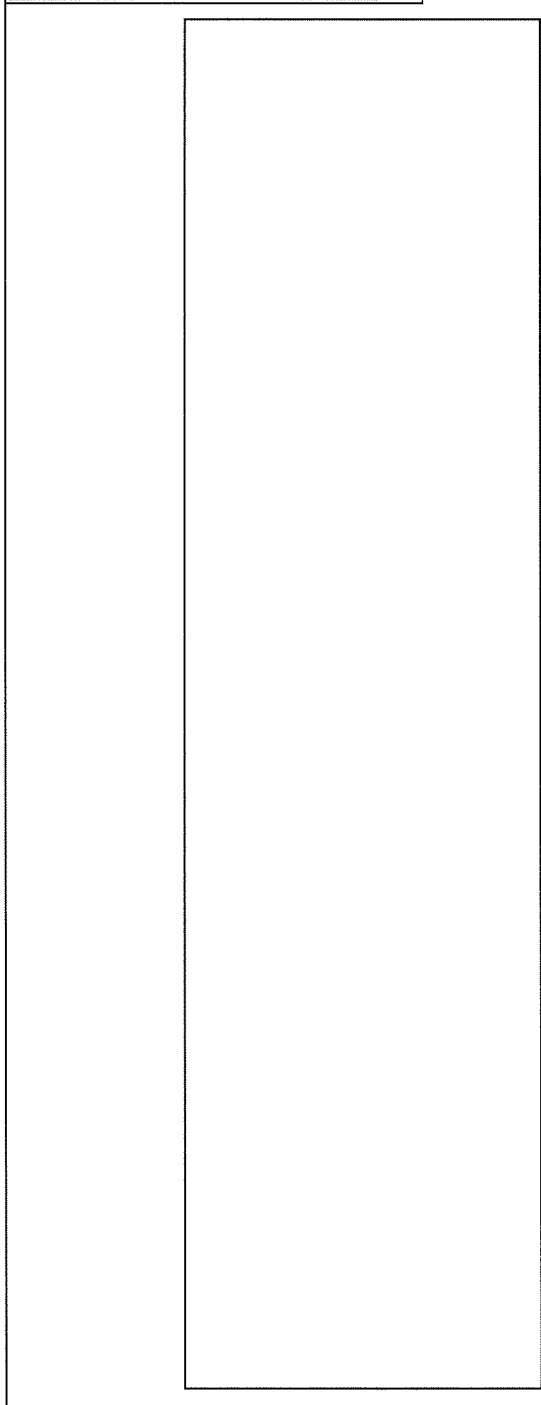
注) SDは鉄扉を示す

単位 : mm

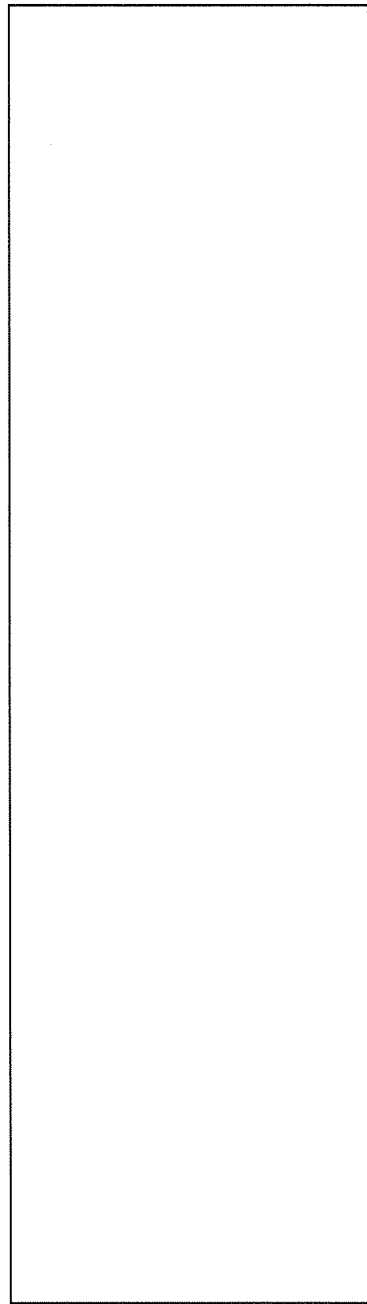
名称	工場棟 成型工場 建物立面図	
図番	図ハ建一4	工場棟 成型工場



KEYPLAN




X-X 断面図



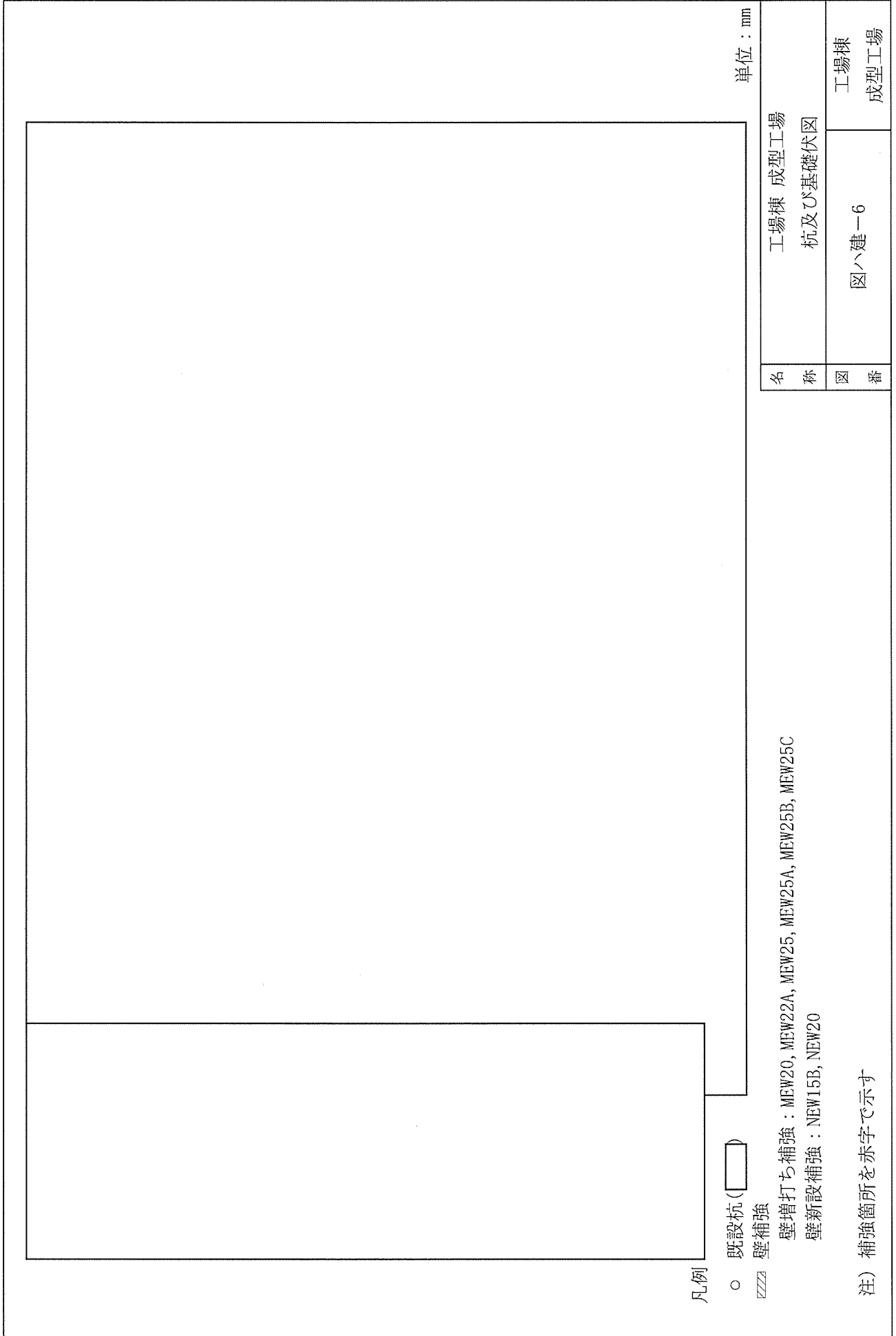
Y-Y 断面図

単位：mm


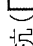
凡例  
EXP. J : エキスパンションジョイント

 : 別建物

名称	工場棟 成型工場 建物断面図	
図番	図ハ建一5	工場棟 成型工場



凡例

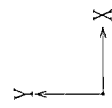
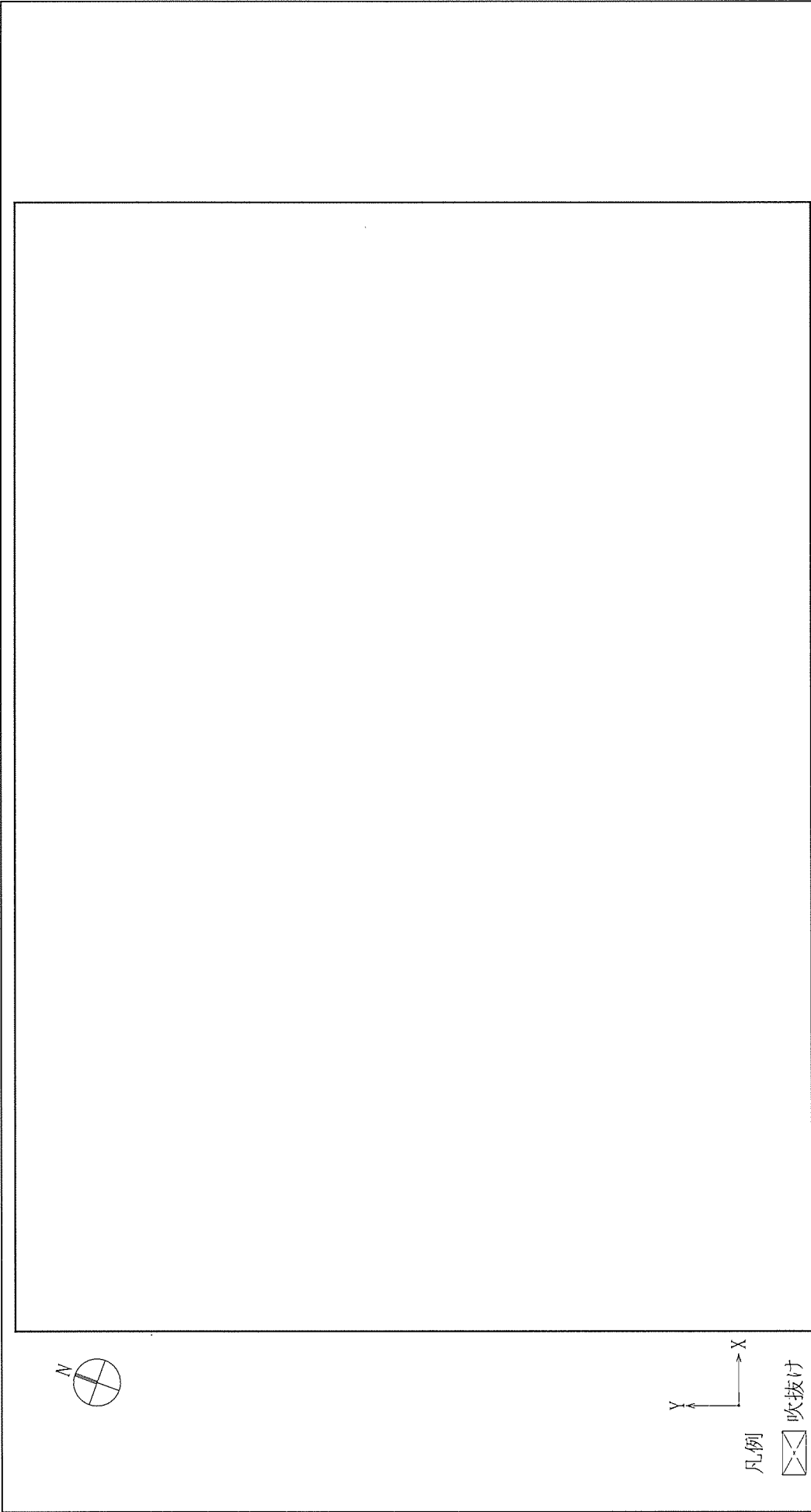
- 既設杭 (  )
- 壁補強 (  )

壁増打ち補強 : MEW20, MEW22A, MEW25, MEW25A, MEW25B, MEW25C  
 壁新設補強 : NEW15B, NEW20

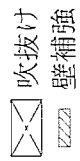
注) 補強箇所を赤字で示す

単位 : mm

名称	工場棟 成型工場 杭及び基礎伏図
図番	図ハ建一6 工場棟 成型工場



凡例



壁新設補強 : NEW15, NEW18  
 壁増打ち補強 : MEW22, MEW25B, MEW35  
 鉄骨ブレース新設 : NBr20

注1) 補強箇所を赤字で示す  
 注2) 鉄筋材質

単位 : mm

名称	工場棟 成型工場	
図番	2階伏図	工場棟 成型工場
	図ハ建-7	